

平成13年9月12日広陵町議会  
第3回定例会会議録（1日目）

平成13年9月12日広陵町議会第3回定例会（第1日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	収入役職務代理者	竹村元延
教育長	吉村崇	総務部長	土佐敏行
福祉部長	野村完治	環境部長	山村吉由
ごみ対策室長	和田建三	都市整備部長	竹田健次
水道局長	吉村正勝	教育委員会事務局長	畠山恵俊
土地開発公社局長	大西利実		
施設管理サービス公社課長	堀川季延		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 中尾勝

書 記 乾 善 雄 野 村 克 也

議 長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより平成13年広陵町議会第3回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:07開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3	諸報告
4 報告第12号	平成12年度広陵町一般会計継続費精算報告書
5 報告第13号	平成12年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告について
6 報告第14号	平成12年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の業務報告について
7 議案第48号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
8 議案第49号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
9 議案第50号	広陵町税条例の一部を改正することについて
10 議案第51号	平成13年度広陵町一般会計補正予算(第3号)
11 議案第52号	平成13年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
12 議案第53号	平成13年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
13 議案第54号	平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
14 議案第55号	平成12年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第56号	平成12年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第57号	平成12年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第58号	平成12年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第59号	平成12年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第60号	平成12年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第61号	平成12年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第62号	平成12年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第63号	平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出

## 決算の認定について

15 議案第64号 平成12年度広陵町水道事業会計決算の認定について

16 議案第65号 三宅町の公の施設の設置に関する協議について

**議 長** まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期は過日の議会運営委員会で本日から27日までの16日間とすることにあらかじめ決定されております。会期をさよう決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって会期は本日から27日までの16日間に決定いたしました。

なお、報告第12号から第14号までと議案第48号及び議案第49号につきましては、委員会の審査を省略して、本日議決願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

**議 長** それでは日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により

3番 片岡君

4番 寺前君

に指名いたします。

**議 長** 次に日程3番ですが、今回は平岡町長が就任されて第1回目の議会でありますので、町長の町政の方針なり、またその取り組み方についてお伺いしたいと思います。平岡町長お願いいたします。

**町 長** 議長のお許しをいただきまして、所信の一端を申し上げます。

まず初めに、このたびの町長選挙におきまして、議員諸氏をはじめ町民各位の温かい力強いご支援により、当選をさせていただきましてまことにありがたく、高いところからでございますが、厚く御礼を申し上げます。早速着任し法の定める事務引き継ぎを完了するとともに、担当部課長より当面の課題について聞かせていただきながら、その方策を協議いたしました。きのうまで与えられました2カ月余りは、町内の老人施設等の現場に伺いまして施設管理者と課題を話し合いました。中央にありましては国会議員、県知事さんをはじめ県庁部課長さん、近隣市町村長さん、そして関係行政機関に出向きましてごあいさつと当面の課題についてお願いに伺ったところでございます。また香芝広陵消防組合、奈良県葛城地区清掃事務組合、国保中央病院組合の各会議が開催され、出席をいたし状況確認と議決行為をいた

しましたことをご報告申し上げます。

さらに、国や県に対する要望、決議を県町村会が関係組織で協議し、合併にかかわる市町村会議、ごみ問題などについての関係市町会議とともに新施設に係る研究を重ねてまいりました。中小企業の経営支援、特に靴下産業振興に係る会議や町おこしのかぐや姫まつりなどの行事について商工会とともに審議をいたしました。町内各種団体等の会議には積極的に出席をいたしました。区長、自治会長会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、ごみ減量等推進審議会などへ伺いました。職員に対しては全職員に町政に対する取り組み方針を述べるとともに、毎週月曜日を部長職とともに庁議を催し重要施策の発案等協議を綿密に重ねているところでございます。振り返りますと、昨年以來町政全般にわたり駆け足でスケジュールをこなしてまいりました。改めて町政はいま厳しい立場に追い込まれ、責任の重大性を痛感いたしているところであります。町長不在並びに助役、収入役の辞職に伴う政策的、組織的な事業の遅れを解消するために、議員諸氏をはじめ関係各位のご理解とご協力を得ながら、全力を挙げて燃える情熱と勇気で町政に邁進いたす所存でございます。

次に、今後の行政を進めるに当たりまして、私の基本姿勢を明らかにいたしたいと存じます。

ご承知のとおり、地方財政はいま厳しい現状にあります。多額の借入金残高を抱え、これらの償還が大きな負担となり、財源においては不況下にあつて税収はもちろん既に地方交付税が減額され、今後も引き続き最も頼みとなる収入が不安定となるのであります。住民のための行政需要も根強く存在し、合併間近に控えての行政運営は、極めて慎重に状況を見極めて行政運営をいたしたく考えております。むしろ行政経営と認識をいたしています。

それでは、項目ごとに申し上げます。主要な8項目にまとめました。

まず1番、ごみ処理施設でございます。裁判所の和解契約を遵守いたします。それがため町内でRDFの施設建設を進めたいと思います。人にやさしい環境づくりと地域の将来性を考えたグリーンプランを策定し、提案いたしたく存じます。詳細は、本会期中にごみ問題特別委員会及び全員協議会を開催願ひましてご説明を申し上げ、適切なご意見を伺いたく存じます。

2番目でございます。元気で優しいまちづくりであります。住民に優しい施設整備と改善、青少年の健全育成、弱者に対する保健事業、職員の意識改革など住民に優しい元気なまちづくりをスタートしたいと思います。ちなみに、真美ヶ丘地区の要望の強い役場出張所については、最も身近な幼稚園や保育園、そして公共施設の利用する方式を進めております。一日

も早く実施できるようにしたい考えであります。

生活基盤の整備、3番目でございます。きょうまでの都市計画事業である街路、公共下水、公園などは、引き続き推進をいたさねばなりません。真美ヶ丘地区における保育所建設、そして共生の社会づくりのための障害者の交流施設、これらの建設も早急にしなければなりません。真美ヶ丘第二小学校の増築、そして都市計画のマスタープランの見直しも急務であります。元気な広陵の基盤づくりをより強固なものに再構築いたしたいと思っております。

4番目の文化財の整備でございますが、古文化財とともに歩む町として、特に巢山古墳の整備が急がれ、国や県に対し何としても整備事業に係る補助要望をいたしたく存じます。そして、きょうまで貴重な文化財を収蔵し、展示できるに当たり（仮称）広陵町歴史資料館を建設いたしたく考えています。

5番目でございます。市町村合併についてでございますが、県では、合併第1号は中和地域の3市3町による葛城市の熱き思いがあるようでございます。県下各市町村に合併パターンを示し、おのおのシミュレーションをイメージしています。国においては、青年会議所に運動を強力に展開しているようでございます。私は基本的には合併メリットが大きいものがございます。デメリットであります行政に対する不安な要素については、解消するための努力が必要と考えています。国や県の指示で合併を行うのではなく、自治の担い手である住民の自主的判断が最も大切でございます。それがため町内で検討協議や研究部会をスタートさせ、また各種団体代表者による合併懇話会の設置を早急に行いたいと考えています。

6番目でございます。IT基盤の整備でございますが、役場事務事業にあつては税金をむだ遣いしない、効率的、迅速、正確、しかも安全に行政を進めるため情報基盤整備を行いたいと思っております。町民の皆さんにも国が推進していますIT講習の実施を引き続き行いたいと思っております。

次、7番目でございます。町おこしにかかるかぐや姫事業でございます。キャッチフレーズのかぐや姫のまち広陵、これも定着をしまいりました。おかげさまで各分野で効果を得ているようでございます。これからはきょうまでの事業内容を見極め、無理、むだがあるかどうか再確認し、事業縮小や民間委託をも含めて効率的行政執行を行いたいと考えています。

8番目でございます。知恵を出し、汗を流す行政体でございますが、ちょっとしたアイデアが大きな成果を生むことがたくさんあります。住民のための行政推進と一人でも多くの住民参加を願うことが肝要でございます。しかも、地域に出向く行政を積極的に行いたいと思っております。

以上、私の所信の一端を申し上げましたが、具体的に言及できなかつたことをお詫びを申し上げます。いずれにいたしましても、私に与えられた任期と責務は広陵町民の暮らしを応援する姿勢を崩さないことであり、小さな声には大きな耳で、大きな声には厳しく取り上げたり、職員と心を合わせてともに知恵を出して汗を流す覚悟であります。元気で優しい町を、しかも明るく清潔な行政を進めますので、議員諸氏のご理解とご協力をお願いを申し上げ、私の所信表明といたします。ありがとうございました。

議長 ありがとうございました。

議長 次に日程3番、諸報告に入ります。

先日、議会広報の研修会に参加されましたので、その報告をお願いいたします。山本登議員、お願いします。

9番議員 議会広報研究報告。去る8月30日及び31日の2日間、全国市町村議会議長会主催の議会広報研修会に参加させていただきましたので、その概要を報告いたします。

現在、議会広報につきましては、全国の約78.5%の町村の議会単独で発行されており、議会の役割や審議の過程など、議会活動を町民の方に伝える重要な手段となっています。この研修会に全国の町村から約650名の方が受講されていました。

今回の研修は、「議会広報クリニック」ということで、四つの分科会に分かれました。私は議員研修誌である地方議会人の中でも広報クリニックを担当しておられます広報評論家の保阪政和氏の分科会に属しました。実際に発行されている議会広報をもとにおのおのがさまざまな角度から見た問題点や改善策の指導が行われ、編集に携わっている者がすぐに参考となる内容でありました。保阪先生の講義は、時にユーモアを交え、とてもわかりやすく興味深く聞くことができましたが、特に注意されていたのは、「議会だよりは議会と住民をつなぐ重要な情報手段であり、この公共の器は議員だけのものではなく議会全体のものであることを忘れてはいけない」とのお話でありました。

全体的な内容としては、議会だよりはもともとかたい内容なので、全体の構成に柔らかく砕けたものにした方がよい、「1色で色をつけるとしたらオレンジ色でほかすのが一番見やすい」とのお話でありました。また、読みやすくする工夫としては、「見出し、記事、写真などのレイアウトには強弱をつけ、読者の目が止まりやすくすべきである」、「写真についてはできる限り人物を入れ、動きのあるものがよい」とのお話でありました。なお効果的な写真の使い方として、質問議員や行政の担当者、これは特に町長とか助役とか、いつも写真が出てくる方ではなく関係部長などの写真も大いに使うようにアドバイスがありました。

今後に今回の研修の経験が、今後広陵の議会だよりをより一層読みやすく、あまり関心のない人にも読んでもらえる議会だよりにすることに役立てるように取り組んでいきたいと考えております。

以上、簡単ですが研修報告とさせていただきます。

議長 ありがとうございます。

議長 次に日程4番、報告第12号、平成12年度広陵町一般会計継続費精算報告書を議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本件について説明願います。 総務部長！

総務部長 報告第12号、平成12年度広陵町一般会計継続費精算報告書についてご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。この報告につきましては、当初全体計画としてただいま報告がありました22億500万円の財源を計画どおり確保できたということで、内容的には地方債におきましては20億9,020万円、一般財源で1億1,480万円という財源の内訳でございます。この報告は地方自治法施行令第145条の規定に基づき議会に報告させていただくものでございます。以上簡単でございますが一応説明を終わります。

議長 これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 この建物の耐用年数とその根拠どのようにとらえられているのかということと、それから返済計画が何年の返済計画で1年間単独でやってどの程度負担になっていくのかですね、それとあわせて借入先、金利等を教えていただきたいと思えます。

議長 総務部長！

総務部長 耐用年数につきましては、ちゃんと調べたいと思いますのでよろしく願い申し上げます。

それから基金でございますが、地方債の分で利率は1.85でございます。それからこの返済期限ですが、一応20年という返済期限になっております。

それから臨時経済特別債の利率は1.42%、返済期限が19年ですか、ということで10年後の利子の利息の見直しでございますので、返還期限は20年になってございます。以上です。

議長 ほかにありませんか。 はい、4番！

**4番議員** この12年度地方債発行状況、資料の3ページですね、とやはりいまおっしゃっていただいた地方債の20億9,020万ですね、これは12年度、13年度にまたがっているので状況がわからないんですけども、地方債発行状況でいえば5億9,000万が南都銀行、これは総合保健福祉会館整備事業、その他いろいろ含まれているわけなんですけど、それと信金、中央金庫で8,310万、この2種類が借られているんですけども、この12年度地方債発行の状況とですね、継続費精算の中の部分というのは、13年度にまたがってる部分が大半だったというふうに理解すべきだと思うんですけどもそれでいいでしょうか。

それとですね、その場合に結局12年度ではですね、政府関係の分がないわけなんですけれども、これは13年度においてもどのような状況でなっているのかですね、これは結局はいわゆる縁故債を活用するということになるのかですね、そういう状況を教えていただきたいと思います。

それといわゆるこの地方債の借り入れの部分でですね、いま盛んに言われている地方交付税の見直しの部分で、一体議会で絶えず有利な起債の返還であるということをおっしゃっていました。私たちは全く地方税法の脱法行為で有利なという状況ではないということを議会で絶えず議論を交わしてきたわけですけども、この今日に至る状況の中でですね、この地方交付税の改正とともにこの有利な起債の部分というのをどういう形でいま考えておられるか、あるいはまたいま政府の方でも議論をされている最中だと思いますけれども、いわゆる広陵町の責任者としてですね、どういう状況の把握をもって今後の起債返済に臨まれるような考えを持っておられるのか、お聞きしておきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ただいまの詳細については後ほど、ちょっと資料持ってませんのでご報告をさせていただきます。

それからいまおっしゃっていただいた交付税等の減額に対する措置、それに対する今後の財政方針というものもおっしゃっていただいたと思うんですけども、一応基本的な考えというものにおきましては、歳入についてはほとんど望みは見込めることができないだろうと、いわゆる人口増加による増収等税収の見込みがまずほとんど伸びはないというような状況が続くのではないかとこのように思っております。ただ厳しい状況であるということで認識してるわけでございます。その辺を財政運営をする立場上、やはり歳出においても人件費、あるいは公債費などの義務的経費が増加しておるということを、これの抑制をやはり考えていかななくてはならないだろうということをまずは考えます。

それから物件費の伸び、あるいは消耗品等の決算ベースのカット、あるいは委託料等にあつての増額、あるいは民間委託にすることも有利な確保としての考え方はございます。

それから人件費についての基本的な考え方も一応職員数というものに対しての考え方を打ち出しております。人件費については人口の増加、あるいは行政需要の増加により職員数は不足しているという状態は認めておりますが、やはり計画的な採用をこれからも進め、やはり職員の組織のスリム化を進めていきたいということで、これはこのたびの行政組織条例の内容を適用させていただく中にも取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから将来の財政負担の軽減ということで、平成12年度の公債比率が18.8%、起債制限比率が12.2%という決算カードにも出ております状況の中で、やはりいま申しましたように経常経費の削減あるいは事務事業の見直し、それから減債基金等の活用、あるいは繰上償還の実施ということで将来的な財政負担の軽減を図っていきたいというような考えでおります。以上です。

**議 長** 4番！

**4番議員** この起債の問題というのは非常に重要な、いわゆる地方自治体にはですね、深刻な問題に発展する可能性がある。そういうふうに認識のもとにどういうふうに考えておられるかということなどですね、小泉内閣の構造改革の一つは、地方交付税の見直し改革というように言っております。結局はいままで政府がですね、有利な起債であるから町が単独事業として使いなさいと、こう再三言ってきた中身がいま見直されるのだろうか、その部分が、結局その部分を合併と結びつけてですね、いまこの構造改革を推し進めようとしているわけですが、この問題は逆に言えば住民のところに負担がかかっている部分に直結するわけですね。だから要は合併論議はこの場でする問題ではないですけども、地方交付税の見直しの部分で自治体としてですね、やはり地方自治を守るという点からも、いままで政府が言ってきた有利だ、有利だと言われるようないわゆる元利償還金を交付税で見るという部分について、もし見直しがあれば断固として反対する、これがですね、当たり前のことだと思うわけですが、そういう姿勢を当然持たねばならないと思いますが、その点についてだけ再度聞いておきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ただいまの問題の中で地方交付税に対します市町村としての確保に対して市町村会等を通じての要望をお願いしているわけでございます。これについてはかなり地方分権の推進という部分で進められていることについて、やはり市町村としての財源の確保というもの

が重要課題になってまいります。その辺で言えば周辺と連携しての市町村合併が進められてるんだという考えも一つはできるかもわかりませんが、それだけではないというふうに私は考えております。地方分権の推進ということで、地方税、地方交付税、一般財源の確保、あるいは今後一層事務権限の移譲を推進、市町村合併からの形であれ強制することのないよう十分留意するというような町村会としての決議もされて、国の方へすぐ要望されておりますので、私たち広陵町としてもそういう考えで一応住民の生活の安定を確保したいということで、住民負担を軽減させるための努力は惜しまない所存でございます。(4番議員「これ町長から簡単にこの地方交付税の有利な起債条件の問題と関連した現状ですね、簡単でいいですから。あとは総務委員会でやります。」)

議 長 はい、平岡町長！

町 長 非常に厳しい財政事情は十分承知をしております。貴重なご意見をいただきましたので、今後の参考にいたしたいと思っております。ありがとうございました。

議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ほかにないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

報告第12号を承認することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって報告第12号は承認されました。

議 長 次に日程5番、報告第13号、平成12年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について報告願います。 大西次長！

土地開発公社事務局長 それでは報告第13号、平成12年度広陵町土地開発公社の経営状況についてご報告を申し上げます。

この決算につきましては、ことし5月28日に開催されました土地開発公社の理事会におきまして審議、ご承認いただいたものでございます。

決算書の1ページ、土地開発公社事業報告書・の概要の1、総括事項につきましては経営

の成果を報告するもので、土地開発公社の設立目的や概要につきましては事業報告書の記載したとおりでございます。なお、報告書の4ページからご覧いただきたいと思っております。

平成12年度の土地開発公社の事業内容につきましては、土地売却事業といたしまして平成11年度に取得いたしました町道笠・ハリサキ線道路整備事業用地の宅地148.27平方メートルを広陵町に売却いたすものでございます。

次に経営の収支につきましては、事業収益が1,360万9,390円、事業外収益1万736円に対しまして事業費用が1,362万3,771円となりました結果、当年度につきましては差額3,645円の純損失が生じました。この損失の処理といたしましては、繰越利益剰余金を取り崩し補填を行っております。

なお、期末事業用資産の棚卸額につきましては、町道笠・ハリサキ線道路整備事業用地1筆のみとなっております512万3,584円を充用いたしております。

次に借入金につきましては、前期繰越借入金を含め2,203万4,956円のうち1,691万8,781円を償還いたしました結果、12年度末の借入金残高は511万6,175円となったものでございます。以上が平成12年度における土地開発公社の経営概要でございます。

次に2ページの土地開発公社決算報告書をご覧いただきたいと思っております。これは損益取引をあらわしているものであります。勝手ではございますが、決算額のみで報告をさせていただきます。まずは収益的収入及び支出の収入で事業収益といたしまして1,360万9,390円、これは11年度に取得いたしました町道笠・ハリサキ線の事業用地を町に売却した売却代金でございます。次に事業外収益といたしまして1万736円でございます。よって事業収益の収入合計といたしましては、1,363万126円となった次第でございます。

続きまして収益的収入及び支出の支出で、事業費用といたしまして1,362万3,771円、これは土地の売却原価及び一般管理費の合計額でございます。予備費の執行はございませんで、事業費用の支出合計は1,362万3,771円となったわけでございます。

次に4ページに移らせていただきます。資本的収入及び支出でございますが、これは先ほどの損益取引に絡み、資本、すなわち投資の面における収支決算でございます。まず資本的収入及び支出の資本的収入でございますが、借入金といたしまして913万4,956円、これにつきましては借入金の合計額でございます。

次に資本的収入及び支出の資本的支出のうち事業費でございますが、新たな事業用地の取得がございませんでしたので執行いたしておりません。借入金償還金といたしましては1,

691万8,781円で、これは借入れをいたしました資金の返済項目でございます。次の事業外支出の7万1,973円でございますが、これは借入れいたしました資金の支払利息でございます。次の予備費につきましては執行がございません。資本的支出の支出合計が1,699万754円となったわけでございます。

次に5ページの財産目録でございますが、資産の事業用資産の公有土地といたしまして512万3,584円、流動資産の現金預金として143万1,408円、定期預金700万円で資産の合計が1,355万4,992円となっております。

続きまして負債の部、流動負債といたしましては、未払費用7,409円、これは年度末における借入金に対する支払いの未払いの利息でございます。次に借入金につきましては511万6,175円で、負債の合計が512万3,584円となり、差し引きしたのが843万1,408円となっております。純資産の内訳といたしましては資本金500万円と利益剰余金323万1,458円でございます。

次の7ページ、損益計算書でございますが、これは経営の成績をあらわすもので、先ほどご説明申し上げました収益的収入及び支出に関連するものであります。1の事業収益といたしましては、土地売却収益1,360万9,390円、2の事業費用といたしましては、土地売却原価1,343万1,390円と一般管理費19万2,381円で、事業費用合計1,362万3,771円となっております。そしてこの差し引きといたしまして1万4,381円の事業損失が出ました。それから事業外収益といたしましては、預金の受取利息が1万736円で、先の事業損失1万4,381円との差額3,645円が経常損失となり当年度純損失が3,645円となったものであります。損失の補填につきましては、冒頭にご説明申し上げましたとおりでございます。その3,645円の補填といたしましては、繰越利益剰余金を取り崩しておりますが、平成13年度の一般管理費の決算におきまして精算する予定でございます。

8ページ以降に貸借対照表、11ページに決算審査報告書、13ページに付属明細書を添付させていただいておりますが、内容が重複いたしますので勝手ではございますが省略させていただきます。なお、冒頭1ページの事業報告書後段に記載いたしておりますとおり本町土地開発公社の今後の事業並びに経理につきましてさらに諸般の事情を考慮し、計画的かつ実情に即した適正な運用を図ってまいりたいと考えております。

以上で平成12年度広陵町土地開発公社の経営状況の報告を終わらせていただきます。

**議長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4番議員！

**4 番議員** この開発公社の資産運用の問題については、新聞紙上でもですね、バブル期以降の大きな問題になっていたわけです。広陵町でもですね、現実問題としてはこの開発公社自身の会計にはあらわれてこなかったわけなんですけれども、議論の上に議論を重ねてきたですね、百済の2筆を一般会計でいわゆる買い戻したということがあるんですね。これは大きないわゆる損失を伴っている部分ですけれども、この土地の活用を頭を痛めているわけですが、どのような活用方法を議論されてきたのか、現在は公社シルバーですか、がいわゆる使っておられるようなんですけれども、この点についての議論というのは進んでいるのかどうか、またいわゆる広陵町では公社の土地保有がですね、なかったという形で新聞紙上に出ていたわけなんですけれども、その点についてのやはり認識を持った取り組みを今後も必要だと思いますけれども、その点のご認識を聞いておきたいと思います。

それから7ページですね、いままで公社で事業損失という形での決算は出してこなかったと思うんですね。いわゆる一般管理費、これは利息やその他利息については最後にですね、支払利息が7万1,973円、いわゆる事業外支出として出ているわけなんですけれども、こういういわゆる事業における損失を出したと、一般管理費が19万2,000円ですね、出てる状況からですね、こういう決算の仕方をなぜとられたのかお聞きしておきたいと思うんです。

それとこの役務費ですね、これも役務費でこれだけ13万8,000円、委託料ではですね、測量やその他で上限が非常に大きかったんですけれども、この役務費でこれだけ出たというのは、これはどういう内訳なのか、その点だけ聞いておきたいと思います。以上です。

**議 長** 大西次長！

**土地開発公社局長** ただいまのご質問の内容で順次お答えをさせていただきたいと思います。

まず7ページの損失に関しましてでございますが、本来ただいま報告を申し上げるまでいままでの決算の中で損失というものは出ておりません。ただ、12年度の決算の段階におきましてなぜ損失が出たのかということをご説明申し上げますと、一般管理費の事務費を積み上げます段階で町へ売り渡しいたしました時期の関係から、一部印刷製本費の積算が間に合わないものがございます。と申しますのは、売り渡しの時期が12年4月17日時点でございますので、この時点では12年度が始まった間なしでございます。以降公社の関係の議会への報告等の資料を作成する費用が4月時点では見込むことができないということの関係から損益が発生し、利息を充ててなおかつ差額分だけを純損失としたと。ただし、13年度の事務費で積算をして返していただくというふうな方向をとっておりますので、ひとつご理解を賜りたいと思います。

それから役務費の13万8,000円に関しましては、印紙代ということで執行させていただいたというものでございます。

それから公社の保有土地の問題に関しまして、総括的に土地の運用をどのように考えているのかと、総括的な状況でというご質問をいただきましたが、非常に問題の深い部分もございますので、十二分に町当局とも相談をしながら有効な活用にしていただけるように持っていきたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げます。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** まず一つはですね、事業費用の方で見込んでいた予算が執行されていないということなんですけれども、そうしますとこれは取得予定の用地を取得できなかったということだと思わんですけれども、そういうことになれば今後笠・ハリ等の工事の進捗状況に影響を与えるのではないかなと思わんですけれども、この点についてなぜ事業が行われなかったのかですね、その影響等についてもご報告いただきたいと思えます。

それからこの売却した用地なんですけれども、笠・ハリですね、町の方に。これは幾らで取得して幾らで売却したのかですね、その点お願いしたいと思えます。

それから差引純財産の分なんですけれども、今年度、平成12年度の損失については来年度、13年度で見込むということで、逐次純財産の方は増えていく状況がずっと続いているわけなんですけれども、この財産についてですね、どのように使途とか考えていったらいいのかお聞きしたいと思えます。

**議 長** 大西次長！

**土地開発公社局長** 順番が前後するかと存じますが、ご説明を申し上げます。

まず財産の、純財産の使途の件でございますが、過日の理事会でも協議をいただいております内容でございます。これにつきましては、今後の先行取得のためにもこれは残していかうと、いままでの積み上げということで大切に持っているものであるということの認識から今後も残していきたいというふうに考えております。

それから売却用地の件でございますが、まず取得いたしました土地、平成11年の12月16日に平米9万3000円で148.27平米を取得いたしております。これを平成12年4月17日に平米単価、事務費等を含めまして9万1,787円で売却をしたものでございます。

あと事業費用の予算の点で、十分な用地取得ができなかった事業に支障が出ているのではないかなというご心配をいただいたわけでございますが、予算編成当時におきまして各課の方

から用地取得の要望等をまとめ、予算に計上していくわけでございます。しかし事業を実施する段階におきまして、実際に取得要望が上がってまいりましたのが笠・ハリの事業で取得いたしました用地だけということの結果になっております。決して事業の進捗に支障を来しているということではございません。さして必要がなかったのではないかというような判断の中から執行を見送られたというふうに理解をさせていただいております。よろしくお願ひ申し上げます。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 純財産の方なんですけれども、先行取得のために使っていくということなんですけれども、基本的にですね、借り入れで取得されるケースが大部分だと思うんですね。そういう点で言えばですね、そういう先行取得のための資産ということに、財産ということになっていけば際限なく必要になるわけですし、目的そのものがですね、少し外れるのではないかというふうに思うんです。こういう用地のですね、土地開発公社の方で潤沢な財産を蓄積していくということについては、大変重大な問題が生じるのではないかと思いますので、再度その点踏まえてですね、聞かせていただきたいと思ひます。

それから先ほどの事業費の執行されなかったということなんですけれども、まず最初に言われましたように各課からの需要の計画表、一覧表で提出されると思うんですね。それを見極めて予算を編成されるわけですね、最終的に。その部分に対して必要なかったのではないかというふうに判断されているとしたら、もともとの予算の立て方自体に問題が、大きな問題があったと言わざるを得ないんですね。そういうあいまいな予算の立て方でよかったのかどうかですね、いま決算を見てですね、どのようにお考へいただひているのか、反省いただひているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

**議 長** 大西次長！

**土地開発公社局長** 事業費用の予算関係のことに関しまして、すべて公社の費用で取得することになりますと予算どおりの執行ということの形になるわけでございますが、事業の進捗の中で直接売買用地取得もあったように聞いております。

また借入金等において、先ほどの答弁の中で漏れておったかとも思ひますが、今後ともこのような内容で利益が生まれてくるというような公社経理の展開は臨めません。このために本来はこれからもこのような差損、本年度のような差損も発生してくる。これらにも対応するためにも、あるいは公社としての事務費等執行していく内容の中においても財源としての必要性があるのではないかというふうなことを申し忘れておりましたので、改めてご説

明をさせていただき次第でございます。よろしくお願いいたします。(5番議員「執行について、事業費の執行がゼロになった分についての、それも質問してましたけど。)」忘れてました。(5番議員「必要がなかったということ。」)

12年度事業費の執行等についてなくてゼロやというご質問でございます。確かに本来必要とする内容のものについての用地取得を基本に運営しておりますので、実際に事業が計画化され、そしてその用地の取得の段階で工事に着手する見通しがつき、財源の確保もできたというふうな内容で公社の方が取得にかかるものでございますので、当初予算をつくります段階と執行までの段階にはかなりの期間の空白もでございます。その中をいろいろ担当課の方、工事主管課の方はそれに基づいて執行計画を立て、運営しているわけでございますが、何分用地を取得するということにつきましては相手のあることでもございますので、計画どおりに進めるのは本来でございますが、このような執行することがなければ事業費用の支出がなかったという結果であるということしかお答えはできませんので、申しわけございませんがよろしくご理解をいただきます。

議 長 はい、ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

これで報告第13号の報告は終わりました。

議 長 次に日程6番、報告第14号、平成12年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の業務報告についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本件について報告願います。 竹田常務理事！

都市整備部長 報告第14号の平成12年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の業務報告をさせていただきます。

まず本事業報告書につきましては、去る5月25日のサービス公社の理事会におきましてご承認をいただいたものでございます。

それでは別冊になっておりますので、平成12年度の業務報告書をご覧いただきたいと存じます。まず1ページをお開き願います。事業報告ですが、1の事業概要でございますが、町から管理委託を受けました各公園、町道及び教育施設等の公共施設の維持管理と枯れ木等の補植及び街路等のプランターに花の植えつけを、また文化・体育振興にも力を注ぎ、効率

的、経済的管理運営を積極的に推進し、高齢者の方々の生きがいを高め、雇用促進を図りました。

2の事業の実施状況でございますが、・の公園等の維持管理という形でご覧の内容になっております。それと・の河川堤防等の草刈りという形でご覧の平米数になっております。2ページに移らせていただきます。・の各公共施設の維持管理でございます。また・の文化の向上及び体育等の普及振興事業、・の環境美化活動事業、・の竹工房事業、・の商標権といったこれらの七つの事業を実施いたしましたところでございます。

3ページをご覧いただきたいと思っております。役員の異動状況でございますが、平成13年3月31日現在の状況でご覧のとおりでございます。4の年度末現在の役員の体制でございますが、ここに列記いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。理事8名、監事2名。

それでは続きまして財務諸表に移らせていただきます。5ページをお開き願います。収支計算書でございますが、まず収入の部でございますが、決算額のみのご報告にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。事業収入では1億7,088万357円、事業外収入では158万9,967円、当期収入合計額といたしまして、(A)として1億7,247万324円、前期繰越収支差額といたしまして11年から12年へ繰り越した分で2,840万5,793円、収入合計(B)といたしまして2億87万6,117円となっております。

続きまして6ページをお開き願います。支出の部でございますが、管理費でございますが2,889万7,929円、受託事業費で1億2,912万4,989円、自主事業費で710万7,735円、特定預金支出といたしましてはゼロでございます。諸支出金といたしまして3,574万5,464円、予備費といたしましてはゼロでございます。当期支出合計(C)でございますが2億87万6,117円、当期支出収支差額といたしまして先ほどの収入の(A)と支出の(C)を引きますと支出の方が上回って2,840万5,793円となっております。しかし、先ほどの収入の単年度ではそういう形ですが、繰越金入れた収入合計の(B)で差し引きさせていただきますとゼロという形で歳入歳出ゼロという形となっております。

次の7ページから11ページまでは、これらの明細書でございますので省略させていただきます。12ページに移らせていただきたいと思っております。よろしくお願います。12ページの正味財産増減計算書でございますが、増加の部で資産増加額でございますが、退職給

与引当預金増加額4万4,444円、積立金増加額といたしまして306万5,490円、以上の増加額合計は310万9,934円となっております。

減少の部でございますが、資産減少額の当初支出差額で2,840万5,793円、工具とか器具とか什器備品減価償却額で161万3,188円、車両運搬具減価償却額で86万4,589円、建物減価償却額で15万3,000円、工具、器具、什器備品徐却額で11万5,360円、車両運搬具の徐却額で16万1,712円でございます、その分の合計が3,131万3,642円でございます。負債増加額の退職給与引当金繰越金は4万4,444円で、その分が減価額合計で、全部減価額を足しますと3,135万8,086円となっております。当期正味財産増加額が減少で2,824万8,152円、前期繰越正味財産額が1億2,680万2,081円、期末正味財産合計額が9,855万3,929円となっております。

引き続きまして13ページの貸借対照表に移らせていただきたいと思っております。資産の部といたしまして、流動資産の現金が1万2,270円、普通預金が3,186万1,636円、未収金が1,840万9,447円、立替金が259万5,285円、前払い金が10万5,600円、流動資産合計といたしまして5,298万4,238円となっております。

固定資産の基本財産でございますが、定期預金が3,000万円、その他の固定資産の工具器具什器備品で905万2,303円、車両運搬具で212万7,387円、建物で214万2,000円、退職給与引当預金が30万6,342円、電話加入権が8万5,155円、商標権が502万1,430円、積立金が5,012万5,654円、以上の固定資産合計額といたしまして9,886万271円となっております。資産合計として流動と固定資産を合計いたしますと1億5,184万4,509円となっております。

負債の部でございますが、流動負債といたしまして未払金が5,201万4,753円、預かり金が96万9,485円、流動負債合計額といたしまして5,298万4,238円となっております。固定の負債といたしまして退職給与引当金が30万6,342円、固定負債合計額が同じでございます。以上負債合計額といたしまして5,329万580円となっております。

正味財産の部でございますが、正味財産といたしまして9,855万3,929円、負債及び正味財産の合計額といたしまして1億5,184万4,509円となっております。

14ページ、15ページは省略させていただきます、続いて勤労者総合福祉センターの業務報告に移らせていただきたいと思っておりますので17ページを恐れ入りますがお開き願いた

と思います。まず広陵町勤労福祉センターの管理運営事業報告でございますが、広陵町勤労者総合福祉センターの管理運営受託事業でございますが、対象としてサン・ワーク広陵での管理運営を広陵町から受託し、トレーニングルームや浴室の健康設備の活用、また各種研修、会合、スポーツ活動の場の提供や教養、文化、技術取得の各種教室の開催により、勤労者をはじめとする地域住民の健康及び文化振興の拠点として積極的に推進してまいったわけでございます。利用者からも選ばれる施設づくりとして、利用者のニーズ把握と的確な対応及び心のこもったサービスの提供を図り、利用者に喜んでいただける施設運営に努めましたところでございます。

管理運営事業といたしまして、施設の内容でございます。敷地面積、床面積等書かせていただきました。年間利用者数を各部屋ごとに集計いたしておりますのが・の欄でございます。ご覧のとおりでございます。

次に18ページ、19ページをお開き願いたいと思います。教室開催事業といたしまして、第1期から第4期に分けてパソコン、陶芸、エアロビクス等といった教室を開催いたしました。そういう形で掲載させていただいたわけでございます。

20ページに移らせていただきたいと思います。その他各種催し物といたしまして、浴室のイベントといたしましてその季節に合った数多くの種類の湯を楽しんでいただきました。また親子竹細工教室とか11月23日の勤労感謝の日は感謝デーといたしまして映画会等々を行い、多くの方々のご参加をいただいたところでございます。

雇用促進に関する事業といたしまして、職業情報の提供ということで求人情報の掲示及び情報誌の提供をさせていただきました。

21ページをご覧いただきたいと思います。その他といたしまして各関係方面にパンフレット等の配付を行い、またPR活動並びにポイントカードといったのを発行し行いました。その内容でございます。

続きましてこの財務諸表に移らせていただきたいと思いますので、23ページをお開き願います。収支計算書でございますが、まず収入の部でございますが、これも決算額のみでご報告いたしたいと思います。事業収入といたしまして9,377万3,300円、事業外収入といたしまして15万5,068円、当期収入合計(A)でございますが9,392万8,368円、前期繰越収支差額として27万6,540円、収入合計ですが9,420万4,908円となっております。

24ページをお願いします。支出の部でございます。受託事業費では8,834万3,9

20円、自主事業費で480万8,444円、特定預金支出で71万4,000円、当期支出合計でございますが、9,386万6,364円、当期支出差額(A)－(C)でございますが6万2,004円、次期繰越収支差額(B)－(C)でございますが33万8,544円となっております。以上が勤労者総合福祉センターの収支の状況でございます。

次の25ページ、26ページ、27ページがその明細書でありますので省略させていただきます。28ページに移りたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。正味財産増減計算書でございますが、ちょっと恐れ入りますが71万4,000円のとこの自主事業運営資金積立預金増加額になっている賃金の「賃」が資金にちょっとご訂正、えらい申しわけございません、お願いします。増加の部の資産増加額で当期収支差額が6万2,004円でございます。いまご訂正いただいた自主事業運営資金積立預金増加額で71万4,000円、賃金を資金にお願いします。以上の増加額合計といたしまして77万6,004円となっております。

・の減少の部の資産減少額としましてはゼロでございます、したがって負債増加額もゼロという形で減少額合計はゼロという形で、当期正味財産増加額が77万6,004円、前期繰越正味財産額が430万6,856円、期末正味財産合計額が508万2,860円となっております。

29ページの貸借対照表でございますが、資産の部といたしまして流動資産の現金で4万34円、普通預金で442万6,455円、立替金として1,500円、流動資産合計額が446万7,989円、2の固定資産の自主事業運営資金積立預金といたしまして474万4,316円、固定資産合計が同じ数字でございます。資産合計として921万2,305円となっております。

負債の部といたしまして、流動負債の未払いが412万9,445円、負債合計額が同じく412万9,445円、正味財産の部の正味財産が508万2,860円、負債及び正味財産合計額といたしまして921万2,305円となっております。

次の30ページは省略させていただきます。続いてふるさと会館の業務報告に移らせていただきます。31ページを恐れ入りますがお聞き願いたいと思います。まず広陵町ふるさと会館グリーンパレス管理運営受託事業でございますが、ここに列記しておりますとおり管理運営を広陵町から受託し、コミュニティづくり、婦人の福祉向上、保健促進及び地場産業振興の四つの機能と目的を持った施設として宿泊研修、会議、会食等町内に限らず町外からも幅広く利用されております。サービスの提供、ニーズの把握及びスピード対応によるリタ

一ナーの確保をはじめとし、さらなる利用者拡大に努めてまいったところでございます。

管理運営事業といたしまして、施設の内容を挙げさせていただいております。年間利用者の一般利用につきましての件数及び人員について、各部屋ごとにご覧いただきたいと思っております。そこで大ホール及びもくせいの一部は老人福祉センターさわやかホール建設中に事務室として使用させていただいておりますので、利用が減、またないという形になっておる状況でございます。

次に32ページ、33ページをお願いいたします。一般利用状況の年度別比較でございます。年度ごとに集計させていただいた、またそして宿泊利用の内容、また33ページはその年度別比較を掲載させていただきました。その他広報及びアンケート調査の実施を適宜行ってきたわけでございます。

35ページに移らせていただきたいと思っております。収支計算書でございます。収入の部でございます。これも決算額のみ報告にさせていただきたいと思っております。事業収入といたしまして5,805万4,000円、事業外収入といたしまして13万517円、当期収入合計でございますが5,818万4,517円、繰越金はゼロで収入合計が同じ金額となっております。

36ページをお開きお願いします。支出の部でございますが、受託事業費で5,815万9,467円、当期支出合計で815万9,467円、当期収支差額として収入、支出の差額として2万5,050円、繰越収支差額(B)－(C)とも同じ増額となっております。以上がふるさと会館の収支の状況でございます。

次の37、38、39ページはこの収支の明細でございますので省略、見ていただいたらわかると思っておりますので省略させていただきます。40ページに移らせていただきたいと思っております。正味財産増減計算書でございますが、増加の部の資産増加額で当期収支差額が2万5,050円、増加額合計といたしまして同じ2万5,050円でございます。減少の部の資産減少額はゼロ、負債増加額もゼロで、したがって当期正味財産増加額が2万5,050円、前期繰越正味財産額はなしで期末正味財産合計額は同じく2万5,050円となっております。

41ページの貸借対照表でございますが、資産の部といたしまして流動資産の現金が9,242円、普通預金で650万1,022円、合計額が651万264円でございます。負債の部といたしまして流動資産の未払いが645万2,511円、預かり金が3万2,703円、負債合計として648万5,214円でございます。正味財産の部の正味財産は2万

5, 050円、負債及び正味財産合計として651万264円となっております。

次の42ページは省略させていただきます、引き続き働く婦人の家の業務報告に移らせていただきたいと思いますので、43ページをお開き願います。広陵町働く婦人の家の管理運営受託事業でございますが、管理運営を広陵町から受託し、働く女性や家庭の主婦があらゆる社会分野に参画するとともに、仕事と家庭の両立及び健康で充実した生活が営めるよう技術や知識の習得、リフレッシュにつながる趣味及び体育的な各種講座やセミナーの開催といったような等々の事業運営を図ってまいりました。管理運営事業といたしまして、施設はグリーンパレス内でございます。年間利用者の利用内容等表のとおりでございますので、年度ごとに挙げさせていただいております。

続いて44、45ページをお願いいたします。講座開催事業として主催事業がこのとおりでございます。共催事業としてこれでございます。そして託児、また45ページの自主グループ活動として各グループ名のとおりでございます。その他として広報活動等行ってまいったわけでございます。この財務諸表に移らせていただきたいと思いますので47ページをお開き願います。収支計算書でございますが、収入の部でこれも決算書のみでご報告申し上げたいと思いますのでよろしくお願いたします。事業収入といたしまして1,075万1,000円、事業外収入といたしまして2万568円、当期収入合計で1,077万1,568円、繰越収支はなしで収入合計は同じく1,077万1,568円となっております。

48ページをお願いします。支出の部でございます。受託事業費で1,072万2,749円、当期支出合計でございますが、同じ金額でございます。当期収支差額、単年度で差額しますと4万8,819円、次年度繰越収支差額で同じく4万8,819円となっております。以上が働く婦人の家の収支状況でございます。

次の49、50は同じく明細書でありますので省略させていただきます51ページに移りたいと思います。その分の貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、流動資産の現金で1,000円、普通預金で94万3,245円、資産合計として同じく94万4,245円となっております。

負債の部といたしまして流動負債の未払い金が89万5,426円、負債が同じ金額でございます、合計。正味財産の部の正味財産は4万8,819円で負債及び正味財産合計が94万4,245円となっております。

次の53ページは省略させていただきます、55ページ以降につきましてはこのすべてのサービス公社分並びに勤労者総合福祉センター及びふるさと会館、働く婦人の家の総括と

いうことで載せさせていただいておりますので、省略させていただきたいと思います。以上、よろしく願いいたします。

これをもちまして報告第14号、平成12年度財団法人広陵町施設管理サービス公社の業務報告とさせていただきます。なお、質問等による詳細につきましては公社の堀川事務局長が参っておりますので、詳しい内容等につきまして答弁させていただきたいと思います。終わります。

**議長** これより本件について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、13番議員！

**13番議員** ちょっと数字的なこととお聞かせ願いたいと思います。13ページの貸借対照表でございます。公社の貸借対照表でございますが、ここに未収金が1,840万余り、すると未払金が5,200万と大きな金額が出ておりますが、これの明細どうなっているんかということと、これ定期預金が3,000万出ております。その財務諸表のところですね、62ページですね、ここに基本財産の増減及びその残高と書いておるんですけども、サービス公社の預金ゼロふるさと会館に3,000万定期預金があるという形で出ておりますが、これは間違いなのかそれともこれが正しいのかお尋ねしたいと思います。と申しますのは、60ページに財産目録が出てあるわけなんですけれども、ここで定期分も含めて出ております。しかし未払金は一括しているだけで、未払金は未払金として内訳表示してくださいということでございますので、ひとつよろしく願いいたします。

**議長** はい、堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** 失礼します。いまご質問いただきました62ページにつきましては誤りでございますので、大変申しわけございません、基本財産が3,000万でございますので、ふるさと会館ではなくサービス公社として定期預金で保管させていただいております。

また未収未払いにつきましては、お手元の一覧表これにありますので載っておりますけれども、基本的には3月31日をもって会計は閉じるわけですけれども、いわゆる町との比較関係におきます、先ほどご説明ございましたような町道、公園等の受託事業収入の方が3月終わった段階で町の方に請求しておると。いわゆる第4四半期1月から3月分をもって4月以降に請求し、これは現在もう当然収入されておるわけでございますけれども、そういったもろもろの未収金が大きなウエートを占めております。あるいはまた県におきます馬見丘陵公園の受託事業につきましてもそのとおりでございます。一例を挙げますと未収でございますから奈良県知事から123万4,774円、あるいは奈良土木から138万1,213円、

これらにつきましてはそういったいわゆる事業収入でございます。また各課にわたります大きなところでは、都市計画課764万287円の未収と、いわゆるそういったものがほとんどでございます。

それと未払いの方でございますけれども、これはまた後日説明を申し上げなければならないかなと思っておりますけれども、いわゆる12年度におきましては過去からの累積黒字につきまして精算をいたしまして、これは町の方に委託金の精算分として3,574万5,464円、これが大きな未払いとして残っております。逆にシルバー人材センターの方にいわゆる委託金を支払わなければなりませんので、そういった部分では1,181万175円の未払い、3月分の業務委託料ということでございます。主な内容につきましては、ほとんど1月から3月あるいは3月の分が4月以降にわたった未払い、未収ということでご理解賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

**議 長** はい、13番議員！

**13番議員** そうなことだと思いますのでね、できましたら今後財産目録にですね、そういう、あるいは付属明細等で主だったものを書いていただいとくと。それで細かいものについてはその他ということで結構ですんでね、そうしていただいたら非常にこういう決算書見るのに見やすいということでございますので、ひとつその辺の改善をお願いいたしたいと思えます。答弁結構でございますので、ひとつその点よろしく願いしときます。

**議 長** ほかに質疑ありませんか。 3番議員！

**3番議員** 今回、今回というかこのサービス公社の関係では働く婦人の家とか、またシルバーの方の方とかいうことで、それぞれに分かれておりますので、分けて質問させていただきたいなというふうに思うんですけれども、それはそういう形でさせていただいてよろしいですか。

**議 長** はい結構です。区切って。

**3番議員** 区切って。はい。

まず、サービス公社の方で事業報告の方でされてますことの中で6番と7番の竹工房事業、またかぐや姫の商標関係につきましてはですね、先ほど町長のお話の中でかぐや姫事業とかいう関係のことについては、縮小なりまた民間委託という方向を出していきたいというふうに言われてたわけですがけれども、今後このサービス公社としてはこういう竹工房とか商標のことにつきましては、どういうふうな取り組みをされていかれるのかということをお聞きしたいというふうに思います。

それと勤労者、これ全体的になんですけどいいですね、わかりました、そのことにつきましてお聞きしたいと思います。

**議 長** はい、堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** いまお話いただきました竹工房でございますけれども、一応このあたりにつきましても、当然竹細工というのが主な内容でございますので特殊な技術もございます。そういった中でなかなか実態としまして後継者が育っておりません。若干竹工房の人事の関係もございましたもので、そのあたりでこれからいわゆる竹細工をつくっていただく職員の方を、なかなか見当たらないということもございますので、若干開店休業的な部分も出てまいろうかと思っておりますけれども、手元には竹細工の在庫もかなり抱えておりますので、当分の間につきましては、その販売につきましては引き続き実施させていただきたいと思っております。また自主事業として形を変えた内容で今後何らか考えてまいりたいとは考えております。

それとまた商標権につきましては、一応10年間凍結のような状態でございますので、この辺は第1回の商標権のいわゆる切り替えということにつきましては、平成18年の12月に到来しますので、いまこの辺の議論というのはどうかなと考えておりますので、一応商標権のいわゆる特許ということは申請した結果でございますので、利用されている内容につきましては有料、あるいは行政体におきましては無料で使用申請をしていただきまして、その許可を図っておるのが実態でございますので、この辺の判断につきましては現段階では特に考えておりませんのでよろしくお聞きしたいと思います。

**議 長** 3番議員！

**3番議員** 竹工房の関係なんですけども、やっぱり竹細工を習いたいとかいうことで、学校の方からも申し込みなどが出てるということもお聞きしておりますし、町の方針としてもやっぱり竹細工ということは結構前面に出して、いままで事業の方に展開をしてこられたわけですから、今後そういうただ単に手元にあるだけのを売るということではなくて、今後どういうふうな形で考えていただけるというふうにはいまおっしゃっていただいているわけですけども、具体的な方針をお持ちでしたら伺いたいなというふうに思いますけど。

**議 長** 堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** いま竹細工のいわゆる指導ということにつきましては、いまご質問いただきました学校関係あるいは幼稚園、保育園ということに限りましては、また町の部局とも協議しながら適切な講師の方、また依頼ということでありましたらともども考えてま

いりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 4 番議員！

4 番議員 これは理事長に聞くということになると思ひますけれども、一つは平岡町長が助役在任中については、このところで理事として働いておられたわけですね。それからその後についてはですね、全く関与されておらないということになってくるのでですね、その間の状況を踏まえてこの引き継ぎですね、いわゆるサービス公社の引き継ぎの状況はどのようなものがあったのか。ずばり言えば問題点はなかったのか、このことについてですね、精査されたかどうかお聞きしたいと思ひます。そしてその状況について聞きたいと思ひます。というのも議会ですね、このサービス公社等の扱いについてはですね、報告事項に関する問題のいわゆる問題点、シルバー人材センターとの兼ね合いでどうなのかということの内容で質問を繰り返してやってきました。その大きな問題は、一つは人事の採用の問題があったわけですね。そしてこれはどのような経緯でどういう形で採用があったのかということのを再三この議会においても議論をしてまいりました。こういう内容について適切な報告と及びその内容について理事長はどのような形で受け止められたのかという問題が1点です。

それからこの予算書のつくり方についてですね、いわゆる昨年度もこの問題について質問させていただいて、こういう資料をいただいたんですね。いわゆる平成12年度役場各課委託業務一覧表というのをいただいて、これで大体わかるようになる仕組みになってたわけなんです。こういう内容というのをやはりつけていただいて、さらにこのここで議論してきたのは、シルバー人材センターは社協という団体であるので町はタッチできない、そのことにおいてその業務報告もできない、こういう論法であったわけですね。しかし社協といえどもその実態は広陵町及びサービス公社からの受託が大半を占める、そういう実態がある中でですね、それが続く限り、いわゆるその基準をどこに持つかわからないですけども、いわゆる50%以上がまだ町及びサービス公社の受託という実態があるのであれば、参考資料としてきちんと報告していただく内容がなければならないというように思ひます。

こういう内容についても町長はですね、シルバーのことについては町長は全くいわゆる一般会計の部分からしか把握できない現状になってるんですね。ところが実態はシルバーとサービス公社の業務上の連携というのは非常に強いものがあります。前回事務局長であったときについてはシルバーについては知らないと言っておられたわけですね、実態を聞いてみるとですね、サービス公社の職員がシルバーの業務を絶えず扱っている実態があったわけですね。こういう点から言うところのシルバーの内容を全く社協だからといって、社会福祉法

人だからといって町が議会に開知させない、これは誤りではないか、法律上の誤りというものではありません。いわゆる町が実質上支配する団体に対する議会への義務報告、この問題を真剣に考えなきゃならない、情報公開条例の問題においてもそのとおりでありますから、議会に至ってはさらに重要だと思いますけれども、その点についてどのようにお考えになっているのかということを知りたいと思います。

それと事務的な問題としては、これは堀川さんに聞きたいわけですが、このですね、報告書でいいますといわゆる収支計算明細書では、先ほど言ったように従来の受託事業にかかわる明細がないということが一つ、それでこの内容からいって報償とか給料とかですね、賃金、あるいは報酬費、報償の中身ですね、給料でいえば1, 146万6, 900円出てるわけですが、報償、給料の中身についてこの人員と実態、あるいは賃金ですね、これは臨時職員の内容になろうと思うんですが、そういう内容についてこの明細書に従ってご報告願いたい。

それについてはですね、後日この資料をいただくのであれば、それでそこに報告していただく方が簡素になろうと思いますので、その点についての確認さえしていただければそれで結構だと思います。その中には給料及び職員手当の状況、サービス公社についても昨年いただいた内容について出していただきたいということでもあります。だからいわゆる一般会計の予算書に添付する内容ですね、人数及び等級等のそういう内容とかですね、職員状況の掌握の問題などについて出していただきたいと思います。

それと積立金の部分で300万積み立てしておられるわけですが、いわゆるこの最後にありますように事務所建設にかかわる問題ですね、この内容についてはですね、どのようにいま進んでいるのか、そしてこれは理事長に伺わなければならない3点目になると思うんですが、この引き継ぎにおいてですね、どのような認識を持って受け止められたのかですね、この点についてもお伺いしたいと思います。

あと明細についてはですね、その具体的な内容をいただくということで大半解決つくと思いますので、私の方はですよ。具体的な内容についてはそれをもらって本来質問をしなければならぬというように思ってたわけですが、その点でお願いをしたいというように思います。

**議 長** はい、堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** それではいま事務的な内容の中でいわゆる各課への委託金の決算明細、これは資料ということで提出させていただきたいと思います。

人件費の関係につきましては、サービス公社の一般管理費につきまます報償につきましては、これは理事さんの報酬でございます。いわゆる町職員以外の1人8,000円で理事会年2回ないし3回開かせていただいておりますので、これは8,000円の9人分、7万2,000円の支出と、延べということでご理解賜りたいと思います。給料、職員手当、福利厚生につきましては、事務職2名、技術職2名で出発しましたけれども、本年1月から3月まで女子事務職員1名を増員しましたので、最終ベースでは5名分の正職員の給与等でございます。

あと多分おっしゃっておられますのは、サービス公社のこの事務所分だけではなく、各決算、各館の決算ベースに伴います人事ということもございまして、口頭でも説明できるんですけども、ちょっとその辺はいまおっしゃっていただきましたような人数なり事務職、技術職、あるいはアルバイト、パートというふうな区分に従いまして、何らかの書面をもちましてご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長 町長お願いします。

町 長 ただいまの質問でございますが、3点ございました。ちゃんと施設管理サービス公社を引き継ぎしたかどうか、またシルバー人材センターをきっちり承知をしているかどうかですね、さらにまた積立金をどのように認識をしているかというようなご質問でございます。

まず初めの施設管理サービス公社の引き継ぎでございますが、先ほど私、方針の中で申し上げましたように、法の定める引き継ぎをさせていただきました。この場合は、事業の内容、そして会計、そして当面の課題を含めて引き継ぎを受けたわけでございまして、そうした中で私の方針を先ほど申し上げましたように、これらの事業認識をいたしております。今後、これからは事業内容を見極めると、無理があるかどうか、むだがあるかどうか、これらを再認識をいたしていきたいと思っております。特にスタッフを整えまして、民意を反映をして前向きに検討を行いたいと思っております。ここでいま商標権につきましても502万1,000円という数字も出ております。こうした商標権につきましてもせっかく取得したんですから、活用できるかどうか、こういうことも考え合わせなければいけないと思っております。

それからシルバー人材センターでございますが、業務上関係をしているセンターでございますので、現在は法的に町部局と関与と申しますか、関係と申しますか、そういうところは極めて薄らいでいるようでございますが、私にご指摘をいただきましたように、町と密接な関係の持てるシルバー人材であってほしいと思っておりますので、今後は報告のできるような、そんなシステムをシルバー人材センターと協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

積立金等につきましても、今後は先ほど申し上げましたようにスタッフを整えまして、いろいろ皆さんのご意見も伺いながら考えたいと思います。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 法に定める引き継ぎということで、会計の内容及び会計当面の課題ということでですね、出てるんですけども、当面の課題ということで引き継いだ中身というのはどんな中身なのかですね。

それと私先ほど指摘しましたようにこの4年間で、町長がいわゆる理事を外れてから4年間ですね、やはり採用、職員の採用問題というのは非常に私は不透明な部分が強かったというように思うわけですが、そういう部分についての認識というのは持っておられたのかですね、その点についてどうなのかお聞きしておきたいというように思います。

それといわゆる事務所建設の基本的な考え方ですけども、あえて建設していくという点での内容はどこにあるのかですね、そういう点でももちろん公社が独立化していくというのはいいのか悪いのかという問題、根本的な問題になろうと思いますけれども、現実問題として公社が町を離れて事業をできるのかといえば、これは不可能だと思います。そういう点で、やはり町が当初設立したときのように小回りのきく仕事をやっていくということの趣旨から言ってもですね、町の純然たる外郭団体として活用していくということが望ましいと思いますので、そういう点では町の施設を活用するなりの方法が望ましいのではないかと、その方が一層密接な関係を持てるのではないかと、こういうように思うわけであります。

こういう点から言って林田町長のときにはですね、事務局長に退職者を当てられていました。これはいわゆる縁故人事が直接反映するような内容になっており、ルール化されていなかったというように思うわけですが、そういういわゆる町と密接な関係を持って当然臨んでいくということになればですね、いわゆる出向等の問題も再び出てくるだろうと思いますけれども、そういう人事についての問題をですね、完全に独立させて関与、いわゆる形式上は関与しないということにするのか、それともやはり当然町が関与しながら、実質上は町が関与してきたわけですよ。わけですけども、実質上もですね、秘書課を通じてですね、管理できる体制をとっていくのかどうかという点は形式的に、いわゆるごまかしの手法を使ってやってきた経過があるわけですから、そういう内容をきちっと整理してですね、やっていくということが必要だと思いますけれども、そういう点での、引き継ぎ含めてどういうように考えておられるのか聞いておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 お答えを申し上げたいと思います。

職員人事の認識をどうしてるかどうか、また事務所建設の施設活用を図るべきだというようなご意見でございます。私はきょうまでの経過については、職員人事の認識等につきましても現在の担当者、また部長等も確認をして協議をさせていただいているところでございます。皆さんご不信の抱くことのないような適正な人事の認識をこれからもまた執行いたしたいと思っています。

事務所建設につきましても、現在は考えた当初は計画がなされているようでございますが、ご指摘の大変財政の厳しい折でございます。施設活用も含めて考え合わせをしなければいけないと思います。ただいまいただいたご意見を肝に銘じて参考にして、これから行政運営にかかりたいと、このように思っています。ありがとうございました。

議 長 5番議員！

5番議員 まず人事の話が出ておりましたので、重ねてきちっとご認識を持っていただきたいわけですが、林田町長当時のときには職員採用について当面臨時職員、あるいはアルバイトという形で採用しながら、それは職員にしていくというような内々の約束があったようなこともお聞きしておりましたけれども、そういう方が職員の方に引き上げられていくという部分についての不透明さ、このようなやり方については多くの皆さんからの批判があったところでございますから、とりわけいま天理市でも市長がお辞めになるような、そういうとんでもない問題発生しております。新規採用については透明性を期してですね、再びこのような疑惑が起こらないような形で公明正大にお願いしたいということを思います。

それからですね、引き継ぎの部分で、商標権についてという部分でですね、18年度に期間が到来するというので、そのときに見直しする方向をいま言われたわけですがけれども、平岡町長がお聞きになっているのかどうかよくわからないんですけども、前林田町長が公職をお辞めになったときには云々というような話もお聞きしてるんですけども、そういう点についての話は平岡町長自身がお聞きになっておられるのかですね、お聞かせいただきたいと思っています。

またそれからですね、数字の方なんですけれども、この収支決算の明細のところなどですね、毎年毎年決算の仕方変わってるんですけども、予算のときも当然予算のとき変わるわけなんですけれども、そうすると前年度、あるいは前々年度との事業の比較検討が大変しにくいんです、毎年毎年ね。だからこのような毎年いじる必要があるのかどうかね、非常に疑問に思っていますので、わかりやすい予算、決算を蓄積していただきたいと思うんですが、その点

についてどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それからですね、支出の方でいいますと、今回単年度でいえば赤字ということになるわけなんです、単年というかことしだけの収支で見ればですね、言うたら繰り越しが入らない場合でしたら赤字ということですから、単年度でいえば赤字決算ということになるわけなんですけれども、その内容を見ていきますと支出の部分のなんですけれどもね、11ページの諸支出金の中で3,574万5,464円が従来計上されていなかった科目の中で支出されてるんですけれども、この内容についてご説明いただきたいというふうに思います。

それからですね、医薬材料費なんですけれども、これが予算で計上されていながらみんなゼロで決算されているのはですね、いろんなけがとかもね、もちろん小さいけががしょっちゅうだと思うんですけども、それがどうしてその医薬の部分がゼロ決済になっているのか理解できませんのでお願いしたいと思います。

それからですね、町の方の委託事業なんですけれども、収入、ちょっと収入と支出と混乱して悪いんですけども、受託事業の方で町の施設管理費、これもその他のところ一緒になってしまってるんだろうというふうに思うんですけども、そして人件費の部分の減額の部分も入って前年度に比べて3,000万の支出、これは支出の方で見てますね、これ金額については減額かなり大幅な収入減にもなってると思うんですけども、この点について町の方のシルバーに委託する場合の内容をですね、積算の根拠の部分で変化があったのかどうかですね、その点についてお聞きしておきたいと思います。どのように積算していただいて、去年と変わっているところがあればですね、教えていただきたいと思います。

それからこの単年度で赤字とはいえ、しかし実際は預金をしているわけですから、あの300何万のプラス、資産として残ってきてるわけなんですけど、15ページで定期預金が5,000万を超えている、こんな状態なんです。これは毎年毎年、去年は1,000万以上上積みしましたし、前からも毎年毎年ですね、この残高は、積立金は増えてきてるんです。先ほど町長の方も意見を聞きながら考えるということでしたけれども、やはりこういう黒字を蓄積すること自体が事業の見直しをしなければいけないのではないかと、たとえば委託料、あるいは賃金について適正なのかどうか、再度の見直しをするなり、また特にシルバーの方で働いておられる方に対して賃金をやはり還元していくという意味でですね、収支をバランスとんとんにしていくためにはやっぱりそこに帰結していくように思うんですけども、そういう考え方はなぜお持ちにならないのかですね、こんだけたくさん黒字がたまってきたからどうしよう、何に使うというのはとんでもない話でございますから、この収支

についての考え方、再度ですね、お聞きしたいと思います。以上お願いします。

議 長 はい、堀川課長お願いします。

施設管理サービス公社課長 予算の形態でございますけれども、まず1点目でございますが、これは平成11年度から12年度に移ります、多分受託事業の内容が緑地、あるいは公園、あるいはその他というふうな部分のことをおっしゃっていただいているように思うんですけども、これは先ほど申し上げましたように各課にわたります事業明細でおわかりいただけることだというふうに理解しますけれども、公園というのは当然都市計画課が行っております都市公園のかかわります受託事業ということになるわけですけれども、緑地というのは都市公園の中でも南郷緑地という部分と、あと町道にかかわります、主に建設課でございますけれども、そういった事業内容とそれ以外の教育施設であったり保育園であったり、それ以外のものをその他の受託事業として11年度は計上決算させていただいたように思いますけれども、その3点を集まったものが今回のこのいわゆる町からの受託事業収入という形で一本化しておりますけれども、この辺のあたりは昨年度と決算状況につきましては、総額では変わっているふうにも思っておりません。収入、支出、若干1,000万程度の減額等はございますけれども、そんな大きくおっしゃっているような姿にはなっていないように理解しております。

諸支出金でございますけれども、先ほど若干ご説明申し上げましたけれども、平成12年度の単年度につきましては、ここで見ていただきます(A)－(C)という形をとります関係で、単年度だけでしたら733万9,000円ほどの黒字というふうに12年度はなっております。ただ、前年度から2,800万程度黒字の分を繰り越し、12年度へ受けております関係で12年度の単年度の700万の黒字と合わせたものが3,574万5,464円というふうな、いわゆる本来でございましたら平成13年度に繰り越されるべき財源という形にはなるんですけれども、これは先般ご報告申し上げましたように13年度の予算の中では人件費等は補助金の形態に変えて町の方からいただくという方向づけを見ましたので、当然透明性を図る意味からも町が受託した部分はシルバーの方に公社の事務費として5%上乘せた分だけを委託するというふうな13年度、過去に変わりました関係もございまして、平成9年度あたりからかなり累積黒字というのが目立っておりますので、平成12年度末をもって一たんゼロ精算しようという協議が調いましたもので、11年度までの黒字と12年度単年度で出ました黒字と合わせました3,500万余りの金を町の一般会計の諸収入の方へ精算金として支払いさせていただいておりますので、これはまた一般会計の方で見ただけであれば思います。

それと医薬材料費の方でございますけれども、この辺は従来から手持ちでちょっとしたそういう薬品、あるいはまたけがの応急処置できるようなもの、当然各事業場所といいますか作業場所で持っておりますので、その辺は在庫を見比べながら執行していつているものがございますので、ある意味では小さなけが等は少なかったというふうに、明るい材料としてご理解賜れば非常にありがたいと思います。

それと委託内容でございますけれども、12年度参考までに申し上げますと、公社としては当然人件費の方が委託料の中に含まれております。あるいは経常経費等も上乗せした形でシルバーの方に委託しておりますので、たとえば例を示しますと除草、草刈りですね、草刈りの方が平米当たり70円がサービス公社として町から受託した分でございますけれども、たとえばその辺はシルバーからは60円の作業単価と、その辺の誤差の部分につきましては、人件費、諸経費等が持っておるといふような形で、12年度におきましてはちょっとその辺が見にくうございますので、13年度明確を図ったということでこの辺もご理解賜りたいと思います。

**議 長** 5番議員、ご理解願えた……。

**施設管理サービス公社課長** よろしいでしょうか。黒字につきましてはそういうことでございますので、積立金は10年度3,000万、11年度1,700万、そして12年度300万と事務所の建設基金積み立ててまいっておりますけれども、13年度からは一応そういう予算を設けず、凍結した形で5,000万の原資があれば建物は何とかできるのであろうと。ただ具体的な案は当然出ておりませんので、その辺も、いま私どもこの7月にグリーンパレスの1階に事務所を変更させていただいておりますので、当分の間はそちらの方で事業を進めてまいりたいとは思っておりますので、この辺はまた理事者等とご協議申し上げてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

**議 長** 町長！

**町 長** ただいま2件のご質問がございました。職員の問題、それから引き継ぎの問題でございます。お答えを申し上げたいと思います。

アルバイト採用してその後職員登用したというようなお声をいただきましたが、私は公正公平を旨とする、これはもう当たり前のことでございますが、しっかり肝に銘じて職務に当たりたいと思います。

それから前町長から引き継ぎをしたかというようなことでございますが、私は引き継ぎをしたのは職務代理者の助役槇川氏より引き継ぎをしたものでございます。ちなみに商標権の

引き継ぎ等につきましては、立派な法人の固定資産でございますので、これらの活用方法、そしてまた全般的に見直していく、そういう考えで臨んでいるところでございます。以上のとおりです。

**議 長** 5番議員、まだありますか。

**5番議員** わかりました。それでですね、あと現在のですね、シルバーの方は平成12年度は報告出させていただいてませんので、後日出していただけるのかどうかの確認だけしておきたいと思います。

**議 長** それでは勤総からは午後にいたします。

しばらく休憩します。

(P. M. 0 : 17 休憩)

(P. M. 2 : 04 再開)

**議 長** 休憩を解き再開いたします。

報告第14号、質問の続きをお願いします。質疑ありますか。 5番議員！勤総から。

**5番議員** そしたら勤総の方から質問をさせていただきたいと思います。

勤労者総合福祉センターなんですけれども、この利用状況、年々増えてきているということなんですけれども、町内利用者、町外利用者の割合はどの程度なのかということをお聞きしたいと思います。

それからレストランの方がかなり利用が少なくなっているのかなと思うんですけど、この点についてはどのような状況なのかなということなんです。

それからこの事業の中でですね、教室いろいろ開催されてかなり活発に事業をされているということがうかがえるわけなんですけれども、この勤労者総合福祉センターは基本的には雇用促進事業団の方の事業になるわけなんで、それに対する4番目の雇用促進に関する事業がほとんど行われていないのが実態だというふうに思うんですね。大変な不況の中でハローワークとかあちこち仕事を探しに行っておられる方たくさんおられると思うんですけども、このサン・ワークの方でもですね、もう少し町内の方々、あるいはその周辺の方々に対して雇用を促進する具体的な事業展開が必要ではないかと思うんですけども、これについてどのようにお考えいただいているのかお聞きしたいと思います。

それからですね、この収支の方なんですけれども、収入の方で受託事業収入ということで平成11年から比べますとかなり増額なっているんですけども、この増額の根拠ですね、説明しといていただきたいと思います。

それから自主事業なんですけれども、自主事業の収支を見ますと自主事業の中でこれは多額とは言いませんけれども、一定かなりの50万ちょっと、60万近い黒字になっているというふうに考えたらいいかなのかなと思うんですけれども、その分についてですね、またそれは自主事業の運営積立金支出ということで71万4,000円が計上されてるわけなんですけれども、これもですね、毎年蓄積していくことになるような状況ではないだろうかというふうに思うんです。いまの資産の方で見ましたら、これの積み立てが幾らになってるのかな、これ期末残高が474万円ということでかなり残高が増えてきているわけなんですけれども、これもですね、各講座等の値上げが去年でしたかされたと思うんですね、その点から見れば、値上げするのではなくてもっと安くして1人でも多くの方が気楽に講座を受けれるようにしていくとか、そういう形での収支の考え方が必要ではないかと思うんですけれども、この点についてもお聞かせいただきたいと思います。以上お願いします。

**議 長** はい、堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** いまのご質問ですけれども、サン・ワークにおけます町内、町外の割合というのはちょっと手元に詳しいデータございませんので、また改めまして数字の方、割合の方提出させていただきたいと思います。3分の1か4分の1程度が町内というふうに理解はしておりますけれども、また詳しいデータは。

それからレストランの方、本当に私もそのように理解はしておるんですけれども、やはり身近に新しいレストラン等ができてまいりますと、客筋がそちらの方に流れまして、なかなかこの辺の営業センスというのは非常に難しいかなとは思っておりますけれども、特によしの寿司さんの方の営業的な内容でもありますが、現実として真摯に受け止めさせていただいております。

また雇用促進事業ということで、その辺の利用形態の現状、あるいは今後の方針ということでございますけれども、一応上部団体といいますか、厚生労働省等の外郭団体でこういった勤労者の施設関係のセンターの協議会というのが奈良県にございます。そこら辺の内容を団体と協議いたしまして、できましたらそういうようなセミナーとか、雇用促進に即つながらるような事業というのはなかなか当方では考えにくい点もございますけれども、役立てるような講座、役に立つような技術を磨けるような講座というのも今後考えてまいりたいと思っております。

それから積立金でございますけれども、平成12年度は71万4,000円ということで資金積み立てさせていただいておりますが、これも13年度の予算のときにお話申し上げま

したように、13年度におきましてはお手元の29ページでございます自主事業の運営資金積立預金、12年度末で474万4,316円となっておりますが、平成13年度におきまして131万1,000円の取り崩しということで、今後これを自主事業の方の全体的な意味合いで使用してまいりたいと思っておりますので、13年度以降は積み立てとしては予定しておりません。

値上げ等につきましては、特に考えておりませんが、民間のそういったようなパソコンの、何と申しますか、そういう商売されている分につきましては、かなり安い受講料で講座を受講していただいているようにも理解しておりますので、その辺もあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

**議 長** はい、5番議員！

**5番議員** そしたら雇用促進事業については検討するという事なんですけれども、やはりこんな状況ですから相談業務とか、そういうのはできないんですかね。その範囲があると思えますので、できるできないの事業がいろいろあると思うんですけれども、せつかくのそういう部分でぜひですね、また今後よく調べていただいて活用していただくようお願いしておきたいと思えます。

それから自主事業のところ、今後はそういう形で積立金、余剰金出ないようにということなんですが、基本的にはこの自主事業収入というのは各講座等からの収入が大部分になってくるかなと思うんですね。だからそういう部分の単価がですね、受講料が適切かどうかという部分で考えることも大変大事だと思うんですね。だから支出の方で新たにこの自主事業の中から出てきた利益の中で、何か新たに違う事業を展開していこうと。たとえばこれでしたらどれになるんだろう、何されてるんですかね、この自主事業の支出の中、もう少しちょっと自主事業の支出の中身について教えてもらいたいと思えますけれども、そういう負担の適切な負担というところでの余剰金出さないようにしていくことを基本にしていくべきではないかということをおぼせも言わせてもらったわけなんです。それについて再度ですね、どのようにお考えなのかということと、この支出の中身ですね、どういう事業でどういう金額が、大まかなところで結構ですので再度教えていただきたいというふうに思えます。

それからですね、職員の方は一覧表でまた資料で出させていただくことなんでそれは置いときますけども、委託料という部分で、金額大きいわけではありませんけれども、委託料が21万6,000円ということなんです、これはどういう委託でしょうか、当初予算が48万2,000円で半分以下の決算になっているわけなんです、それと、それから公課

費のところはかなり金額が増えているんですが、その部分と説明をしといていただきたいと思います。

**議長** はい、堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** ただいまの27ページの自主事業の支出の内訳ということでございますけれども、報償費につきましては全額講師代ということでございます。それと消耗品費につきましては教材、あるいは自主事業のイベントにかかわる消耗品でございます。食糧費も教材で使われたお茶っ葉といいますかお茶でございます。

それと委託料でございますが、これは今回新しく11月23日に勤労感謝デーということで、利用者に還元させていただく意味合いでのイベントを毎年開催してまいっておりますけれども、SLという子供向けの機関車を今回委託させていただいた分及びホームページの作成委託料ということですので、昨年度に加えまして金額が増大しております。

また公課費は消費税の関係ということになりますけれども、これはもう単純に会計ごとに歳入歳出を見比べましての消費税の計算ということになりますので、年度によって数字というものは当然変わってまいります。

それと歳入歳出におけますその辺の自主事業、いわゆる講座におきましては、単にここには自主事業という形での支出を設けておりますけれども、これ以外にサン・ワーク管理費の中で、たとえばパソコン教室のパソコン本体をリースさせていただいている費用だとか、そういうのも本来でありましたら受講生の皆様方で一部負担していただくのが当然のものかと思っておりますので、あながち自主事業の収入と支出だけの見比べで、収入が若干上回っているのは確かなんですけれども、それだけをもって金が余ってるというふうにとらえていただかない方がという思いもしますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

**議長** 先ほどの質疑に対して保留されました分について、総務部長からお願いします。

**総務部長** すいません、時間ちょうだいいたします。報告第12号の起債額についての継続費の報告の中で、資料の3ページですか、起債の発行状況というところで、総合保健福祉会館の整備事業で12億2,800万、それから一番下の欄ですが、一般単独ということで書いております中で総合保健福祉会館整備事業と、この部分も含みましての金額であるということと、それから継続費の報告については、いわゆる全体の起債額の中の継続費に係る分の起債高を掲載させていただいているということなんで、数字的にはちょっと合致はしにくいとは思っていますので、その辺の了解をお願いしたいと思います。

それで11年度の分の5億7,030万につきましては、奈良県の振興資金で1億借りれます。これが利率が2%、償還期限が15年、それから地域総合整備事業債で残りの分を借り入れておりますので、これが1.85、20年の償還です。借入先は南都銀行と。それから12年度につきましては、地総債の分で12億2,280万、これはこちらの方に上がっている分全額でございますが、利率は1.42%、期限が20年、南都銀行からの借り入れでございます。それから残りが臨時経済対策債ということで、同じく利率が1.42%、期間が10年、借入先は南都銀行と、こういう内容になっております。以上です。

議 長 はい、4番議員！

4番議員 この勤総の中でですね、従来役場からの兼務の形で出向されていた運営方式を全面的に引き上げたという点での財政上の措置、いわゆる負担ですね、いわゆるサービス公社の負担というのはどのようになっているのかですね。

それとその関係で採用されたということになろうと思うんですが、ちょっとその辺はわからないんですけども、臨時職員及び正職員の採用状況との関係でどうなっていたのかというのを聞いておきたいと思います。

それからこの問題はですね、勤総の場合のこの建設のときにも指摘したわけなんですけれども、要は4町での範囲の中でこの事業が行われると。そしてこのときにですね、結局は広陵町だけがその負担の部分、いわゆる雇用促進事業団だけの単独の金額でいえばできない、要はそこに誘致先、あるいは押しつけられた先、どっちかわからないですけども、負担が生じているのが通常だということだったわけなんですけれども、いまそういうところから振り返ってみますとですね、利用者がですね、広陵町内の利用者が、数字明確ではないですけども、3分の1から4分の1だ、こういうように言われているわけなんです。これはですね、結局広陵町内のいわゆる町民から見ればですね、何のための施設なのか。別に町内のいわゆるエゴではないですけども、せっかく財源を投じてやっている中でも他町村の利用者が非常に多いと、こういう結果になっているとなればですね、私はそういう点での施設全体の利用の多さというのは喜ぶべきものだというように思います。しかし、町内財政的負担を担っている町の側面から見ればですね、町内の方々には申しわけない結果になっているというようになろうと思うんです。私そういう点でこの建設当時もですね、近隣、町内このいわゆる南や萱野など近くの方々が利用しやすいもの、いわゆる図書館の出張やまた障害者の施設、あるいはまたその他ですね、子供などがよく利用できるようなものという形で町長に提案をし、そういうことが実現できるのであれば町負担を使ったとしても賛成できる、これは

吉田議員が議長のとときに共産党の議員団がですね、この申し入れをして議長がその実現に努力をしていただいた経過があるんです。実現ができなかったわけですが、そういう結果から見るとこの問題というのはやはりいわゆるいまの内容を変えることは不可能であることは当然ですが、町内の方々に対する優遇策、こういう問題はですね、考えざるを得ないと思うんです。あるいは町内の方だけが使う内容、先ほど出ていた役場出張所の機能を持たせる問題という、これは町内の人しか使えない、そういうようなですね、あるいはまた各種催しにおける町内利用者の優遇措置こういうような内容というのがあってしかるべきだと思うんですけれども、そういう内容に対するですね、議論なり考え方を持たれたことがあるのかお聞きしたいと思います。

それとこの中身でいいますとですね、それと関連するんですけれども、たとえばこの4町の中にはですね、雇用促進事業団が建設した体育館とかですね、最近私気づいたんですけれどもそういう施設があるんですね。これ広陵町の方がですね、そういう利用をするような形態にあるのかといえば、私自身が初めて知ったぐらいですからですね、箸尾の方で利用されている方があるかもしれないですけども、多分ないだろうと思うんです。特別な場合に限りである場合があるろうと思いますけどね。そういう点で言いますとこの4町にですね、促進事業団関連の施設というのが幾らあるのかですね、その利用状況というのは一体どんな状況なのかということもあわせて見た場合にですね、この施設が断トツに町外の方の利用が多いという結果が一層浮き彫りになるだろうと思います。そういう点でこの施設の利用に関する地元の優遇策、図書館を置くにしてもこれは遠くから来るというのは図書館の場合は不便なんですね。そういうような点も含めて優遇策及び施設の改善に当たることが必要だと思いますけども、お聞きしたいと思います。

それから先ほどもサービス公社の場合の積立金の利用に関してですね、積立金の所期利用の目的達成に十分だということで、積立金の調整をゼロにしたと、こういう議論がありました。今回においてもですね、こういう中で積立金が470万ですか、77万生じていると。ことしこの12年度の決算においても71万4,000円を積み立てている、こういう積み立ての利用というのは利用者に還元するという点でいえば、基本的にはそのとおりかと思えます。しかし利用の形態から見ると、町外の方が非常に多い。そういうようなことも含めてですね、この内容についてのですね、検討が必要だというように思うんですね。

それとなぜこの積み立てが必要なのかという議論、これも何度かさせていただいているわけですが、明確にした上でですね、この積み立ての内容についてどうするのかという

問題は真剣に議論をしていただきたいと思うわけでありませぬ。

特に先ほどの質問からですね、要は黒字として、自主事業の場合の黒字として57万1,000円あるんですね。積立金が71万4,000円、これはですね、積み立ての趣旨からいってもですね、黒字の部分以上に積み立てをしていると。しかしその黒字の部分というのは、パソコン等で一般財源からですね、一般財源というかいわゆる受託事業費から支出をしているという面があるわけですから、そういうその部分も積み立てに入れているという論理になるのかどうか知りませんが、自主事業だけで見ればですね、黒字以上の積み立てをしているということになるんですけれども、そういう内容でなぜ積立金がする必要あるのかということもあわせてお伺いしておきたいと思ひます。

**議長** はい、堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** 当初の平成9年度の開館に際しましては、人件費というかわりにつきましては、所長並びに町職員1名の配置、それ以外はサービス公社として採用した職員によって運営が始まったように聞いておりますので、当然町の職員は町の方からその財源、人件費は捻出されていたものでございます。ただそれにつきましても、平成12年度で一応引き上げという形の中で全面委託に踏み切られているということでございますので、その辺は若い人材のサービス公社の職員の手にはゆだねられたということでございますので、ご理解賜りたいと思ひます。

そのほかにつきましての特権的な地元の優遇策というのは、私のサイドで答えるべき内容ではないように思ひますので、少しどうかと思ひますけれども、実態としましては確かに各部屋につきましては町内外、特に4町ということでもございますので、それ以外は利用料金1.5倍ということの料金体制にはなっておりますけれども、その辺の内容につきましても、一応私個人的なサイドで答えるべき内容ではないように思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいでしょうか。(4番議員「それはそれでええねん。」)(5番議員「答弁一つ漏れてなかった。」)(4番議員「黒字のその積み立ての部分。」)

ちょっと71万4,000円の積み立ての根拠というのは、ちょっといまあれですので、ちょっとどの数字の集計というのはまた後ほど答弁させていただきたいと思ひます。(5番議員「いや、さっきちょっと答弁漏れてたのがあったんですけど。」)

**議長** はい、5番！

**5番議員** いいですか、途中で。受託事業収入のところはかなり、700万ぐらい増額になって、その分の積算の根拠というか、説明してほしいということ言うたと思うんですけど。

最初に。受託事業のところ。(4番議員「それも含めて。」)

議長 はい、4番!

4番議員 いま言った内容を含めてもう一度その問題で答弁していただきたいと思います。2回目の質問したいと思います。

1点はその問題ですね。もう一つ、これは要は勤総の全体の構造になると思いますんで、理事者の側から答えていただきたい、さっきの内容も含めて。ただね、さらに追加して聞いておきたいんですけども、たとえば会議室とかそういう施設利用の点についてはね、私は想像ですけども、地元の関係が多くなるんじゃないかと思うんですよ、これは想像ですよ、全くの想像。その他風呂とかそういう点の一般的に利用するような内容についてはですね、その他の地域の方々の利用が多いんじゃないかというように思うんです。だから要はこの施設の利用というのは近い、どんな状況でも一緒ですけども、近い方が利用する、図書館やまたそういう類似する問題というのは同じ傾向があらわれると思いますんでね、私は優遇策の問題について2点あると思うんです。やはり地元の近隣の方々が利用しやすいような施設の内容に改めていくという問題、それは図書館や子供図書館をつくるというようなことが的確な問題だろうと思うんです。

もう一つは、やはり地元の優遇策という、町内の利用者の優遇策という点でいえばですね、これはもともと4町の場合には同等になっているということで、その点についても議論が一度あったわけですけど、それはできないということだったわけで、そういう中身になってくればですね、還元する方法というのは独自の方法でこの建築の趣旨にあった上、なお町内の方が利用できるようなものというのは、一体どんなことがあるのかということは研究課題だというように思うんです。私自身もすぐわからないんですけども、一番手っ取り早いのが利用者、広陵町内の利用者に割引制度を設けるとか、そういうのはあるんですけども、それはできるかどうかというのは趣旨からいってわからないわけで、そういうような内容等を含めてですね、2種類の利用の形態があろうと思うんです。そういう点を真剣に考えてですね、やはり町内の方々が利用しやすく、そして他の町村の方々よりもメリットがある、こういうようなものをぜひ考えていただきたいというように思いますんで、この点について理事長の方からお伺いしたいと思います。

それと自主事業で増えてる分ですね、先ほど(5番議員「自主事業じゃないよ、事業収入……。」)受託事業収入についての中身について聞いておきたいと思います。

それからこれは事務方にお聞きしますけれども、要はね、サービス公社にしても、それか

らこのサービス業者の管轄ですけれども、いわゆるこの勤総の利用にしても要は町からの一歩置いたところで不祥事が生じてきてるんですね。サービス公社においても職員採用の問題、今回のこのことにおいても、いわゆる実質上管理する者が臨時職員の採用に当たっての利便を与えるようなですね、本来町の中であってはあり得ない事態が起こってるんです。それは何かと言えば、結局は一方その町のいわゆる秘書課やその他部長、その他の方々の直接の管理あるいは多くの目を遠ざける内容になってるからなんですね。こういう点での反省というのは、やはりきちんとすべきなんです。その上でやはりこの勤総の問題についてもですね、報告書の中に出てくる問題というのは、いわゆる一層町の予算、決算などは総務委員会で議論されるわけですから、それにたえ得る内容というのは持っておられる。これは報告だけになってるわけですから、そのためにたえ得れるようなですね、資料をきちんとつけていく。先ほども出た、いわゆる山本議員がですね、いわゆる未収金の問題で出ています。これはここで終われば委員会等で議論できないんです。そういう内容についてですね、やはり注意深くその多大な予算枠になっているわけですから、報告すべき問題というのはよりこの1回で厳密に検査できる、議会がですよ、そういうような考え方を持っていてですね、先ほどのシルバー人材センターにおいても報告文書を同時に添付しなければ正確な議論できない、こういう内容と同じように、やはり監視の目が行き渡るような、そして情報公開については、いわゆる財産部分についてはですね、町と同等の扱いをするように努力するという結果で今回はそういうようになってるんだらうと思うんですけども、そういうような中身でも別扱いになっていたという状況からいっても、この議会の報告に関してはですね、より厳密な資料をいただきたい。

たとえばこの中で講師の問題があります。何人において、この講師の種類によって金額、講師のいわゆる報酬の金額というのはどんな形で決めていくのか、こういう問題においてもやはり報告していただきたい、こういうことがより詳細な報告こそこういう分類、分野では必要だということを肝に銘じてですね、議会の中で不祥事の問題として起こってる内容というのは、そういう部類のものに属しますから考えていただきたいということをお願いをする質問をさせていただきますので、その答弁についてもよろしくお願ひしたいと思います。

**議 長** はい、町長！

**町 長** いま貴重なご意見をいただきました。私ども事務事業を引き継ぎまして皆さんにご不信の抱かないような施設づくりを、また施設経営を指導していきたいと思っています。4町の施設でございますが、この勤労者総合福祉センターは、広陵町の役割というのを果たし

ているのではないかと思います。ご協力をいただいた町の皆さんもご利用いただいているわけですが、基本的には広陵町の施設を建てたい一心でこの町にこの制度を利用して建てたものでございます。このふるさと会館の働く婦人の家も高田市のご理解を得て建てたものでございまして、皆さんにご利用いただいているということで、ご肝要なご判断をいただきたいと思います。

勤総のこの当施設につきましては、100%雇用促進事業団でやっていただいた本館とその東側の棟につきましては、町単独の館でございまして、これは他の町の人が利用していただくというのは少々問題があるのでございます。現実には一緒に使っていておりますが、こういうことも踏まえてやはり町有施設についての施設利用については考えなければいけないなと思っております。

それから先ほどご質問もございました、あくまでも地域での健康文化の拠点ということでサン・ワークが役割を担っているわけですが、何としても健康増進や研修会場でなくして、いまやっぱり失業者の問題もございまして、こうした求人情報の提供なども含めていまい対応できるかどうかでなくしてできる方向で考えてまいりたいと、このように思っております。以上です。

**議 長** 堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** 昨年度に比べましての町からの委託金の増加700万余りということでございますけれども、これは経常経費の中のお話で、一部浴室、トレーニングルームのかなり利用客も増大しました関係で、それに伴います消耗品、施設管理用の消耗品が増えたということがざっと180万ほど去年に比べて増えていると思っておりますけれども、それと合わせまして開館4年目を迎えましたけれども、そういった関係で脱衣室、浴場の脱衣室のエアコンが壊れたり、ボイラーの修理が発生したり等々の修理で、昨年度に比べましてこれも数字的には350万ほど増加しているのではなかろうかなと思っておりますが、それら等々を含めまして11年度に比べての経常的な管理経費で増えたということが町からいただく委託金にはね返ってしまったということでございますので、その辺もご理解賜りたいと思います。(4番議員「もう一つなかったかな、おれ質問したん。」)

**議 長** ほかにありませんか。(4番議員「目的や、その積み立ての。それは後で、わからへんか。」)(施設管理サービス公社課長「はい、そうです。また後で。」)

**議 長** 勤総についてほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 ないようでしたら、次ふるさと会館、質疑。 4番議員！

4番議員 ふるさと会館で一つはですね、大ホールなどがですね、使われる状況が増えてきていると、増えているといういわゆる催しに使われるわけなんですけれども、この場合のですね、基準、貸し出しの基準についてあるのかどうか。つまりですね、広告の中にはいわゆる有名ブランドなどを安く売っているような事業展開をされている方もあるとかですね、あるいは詳しくわからないんですけれども、気になるところがあるのが時々あったんですけれども、いわゆる当然中身については判断できない状況があらうと思いますけれども、そういう最近各地です、各地でいわゆる偽ブランドなどが売っていたという形で、その中で問題になったところもありますしですね、いわゆる貸し出しの基準についてどのような基準を持っておられるのか。特に商売をされる場合の基準ですね、そういう点についてお伺いしたいということ。

それからたとえばですね、おもしろい話なんですけれども、私どもがここでいわゆる選挙などのときにですね、この大ホールを借りるときあるんですけれども、演説会や、またそういう形。これは何ら抵触しないというように思うんです。もちろん貸していただいているんですが、ところが町役場の方からはそれはだめだというような話があったんですけれども、そういうことは一切ないだろうと思いますのでそれは確認をしておきたいというように思います。そういう大ホールの利用の形態についてお伺いをしたいというのと、それだけで結構です。

議 長 堀川課長！

施設管理サービス公社課長 営業の基準ということでございますけれども、大ホールに限らずでございますが、特段一般常識を逸脱するような政治活動、宗教活動以外につきましては、特に基準というのは設けておりません、ある意味では側面でその団体なり個人のプライバシーということもございますので、根掘り葉掘りその利用目的の中身の奥まで当方としても聞きづらい部分もございますので、一応基準ということではなしに、その会館を利用していただく分については特に問題なくお借りしております。ただ大ホール等を利用する場合は、これも条例の基準に基づいたあくまでも結婚披露宴や営業の場合は通常料金の2倍をいただきますよということだけは、そういった営業にかかわった利用者につきましてはお話させていただいた上で料金はちょうどいしておりますけれども、特にそれ以上の基準というのはございませんのでよろしく申し上げます。

議 長 ほかにありませんか。 3番議員！

3番議員 ふるさと会館の中で、特に働く婦人の家ということで運営がされているわけです。

そうかごめんなさい。そしたらすいません、ふるさと会館の方で収支のところの件なんですけれども、ふるさと会館の特に雑収入ですね、これは利息の方はそのまま利息収入ということになってるわけなんですけども、雑収入という形になってるんですけど、これはどういうふうなことになっているのか。それから今回から、前回のときまでは、すいません、ちょっとそれだけで結構です。すいません。

**議 長** はい、堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** ふるさと会館の収入におきます雑収入ということでございますけれども、決算額12万167円の内訳ということですが、これは利用者におきますコピー代金であったり竹工房の竹細工の販売の手数料、あるいは公衆電話の利用に伴います手数料、あるいは宅急便なども運営しておりますので、そういったもろもろのものの収益ということでございますので、よろしく願いいたします。

**議 長** はい、5番議員！

**5番議員** これについても、これは当然宿泊については町外の方が大部分と思うんですけども、宿泊と違う部分ですね、講座の使い方の場合のとで利用状況、町内町外でどの程度なのかということをお聞きしておきたいと思います。

それとですね、ここには出てこないわけなんですけど、数字の中で、町の方からの受託事業ということになるわけなんですけれども、宿泊もありますので一定の収入という部分もあると思うんですけども、その数字については、ここでは把握されてません、一般会計でいかないと。わからなかったらいいです、一般会計の方で聞きますから。収支の方がですね、実際どれぐらい、どの程度の町の実質的な負担になっているのかという部分を確認したかったんですけど、わかんなかったら一般会計でお聞きしますので、わかればここで言うといってもらったら大変わかりやすいかなというふうに思います。

それからですね、支出の方なんですけれども、委託料が1,718万円、これはどういう内容をどこに委託されているのかお願いしたいと思います。以上です。

**議 長** 堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** 利用状況につきましては、一応これも働く家の方になるんですが、講座という部分では一応町内在住、在勤の方々に限らせていただいていたので講座ということになりますので、一般利用というのは町内外、ちょっと手元にデータは持ち合わせてないんで、ただ宿泊につきましてはほとんど近畿圏外という方もかなり多いように聞いておりますので、遠い遠方からもご利用いただいておりますのが実態だと思います。

それと平成12年度の宿泊利用の全体の料金としましては1,154万6,260円の実績が上がっておりますので、それもあわせてご報告させていただきます。

それともう1点、支出におけます委託料というのは、ごく簡単なお話で大変申しわけないですけれども、これは施設の維持管理に要する委託契約でございますので、窓ふきやそれこそ日当という、町の管理形態と一緒になんです、日々の清掃業務であったり、そういったもろもろのものでございますので、金額的には結構多い金額になっておりますが、そういったもろもろの維持管理経費ということでご了解賜りたいと思います。(5番議員「あと1個だけ簡単に、あと1個。」)

議 長 5番議員！

5番議員 そしたらここの中の事業で、地場産業振興の四つの機能ということで、エアランドのことかなと思うんですけれども、この辺の効果といいますか、どのような役に立っているというふうに判断されているのかですね、お聞かせいただきたいと思います。

議 長 堀川課長！

施設管理サービス公社課長 いわゆるサービス公社としましての運営の中では当然地場産業でございます靴下の販売ということで、日によっては特価でそういうコースといいますか、低価で買えるような時期を設けてみたりということではやっておりますけれども、この辺もいわゆる商工会との関連の位置づけというものもございますけれども、当初のふるさと会館が建てられた意味合い、ここでの地場産業の活性化というのもございましたでしょうけれども、ちょっといまの時点では大変申しわけございませんが、本当にそこでの靴下の販売に限ってやっているのが実態でございますので、その辺よろしくお願いします。

議 長 14番議員！

14番議員 これいまのこの議案につきましては、前の町長の林田さんのときの予算でありまして、私も理事としてこれを、勤労福祉センター、この問題もう4町の問題で広陵町が負担しておると。そういう問題についてもいろいろと意見を申しまして、そして今度町長がかわりましたので、ひとつこういう問題について、特に私も竹細工の問題、あるいは商標権の問題、こういう問題をやはり赤字の甚だ大きいやつはひとつ今度の平岡町長になってひとつ考えていただいてやっていただきたい、かように私も思います。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは最後さっきしたん違う。(3番議員「1回だけやから2回目。」) はい、3番議員！

3番議員 先ほど宿泊の方の料金、収入の方をお聞きしたんですけども、これにかかっている

費用ですね、だから実質収支がどれぐらいの赤になっているのか黒になっているのかですね、そのところをお聞きしたいなと思います。

それからこの中でその他の事業の中でアンケート調査を実施されたというふうになっているんですけども、このアンケート調査の内容と目的と、あとどういう対象でされたのかということをお聞きしたいなというふうに思います。お願いします。

**議 長** 堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** この辺の宿泊業務の利用料金の収入というのは先ほど申し上げたとおりなんですけど、支出に伴いますいわゆる電気料金であったりその辺の清掃業務、全体的な清掃業務であるので詳しく分析したデータというのは当然いま持ち合わせてないですし、それなりの委託業務として人件費も当然毎日の業務としてシーツし替えたりとか、そういうような作業もやっておりますし、あと光熱水費にかかわるものも当然出てくるわけでございますが、料金に比べましてはかなり少ない数字だというふうにも理解はしておるんですけども、施設としての当然維持管理というのも発生しますでしょうから、ちょっと分析してないんでそういうデータがあるかどうかちょっと確認させていただきたいと思います。（5番議員「問題はきちんとやっぱり整理せんとあかんで。」）

それともう1点、アンケートにつきましては、いわゆるその会館の利用客、場面に応じてなんですけれども、どこから来られましたかとかということでのイロハといいますか、そういうのを定期的なアンケート調査をとっております、ちょっとその集約したものもちょっと手元にございませんですけども、一応そういったアンケートをとりながら、それを反省材料にさせていただいて、また次年度改善する場合、金に絡む場合は予算要求もしたりということ反映はさせていただいているつもりでございますので、ご理解賜りたいと思います。

（3番議員「アンケート後でまたいただけますか、集約。」）ちょっと手元にないんで。

（3番議員「後ほどで結構です。」）

**議 長** それでは最後、働く婦人の家の業務報告について質疑。 5番議員！

**5番議員** これはもう働く婦人の家の方は町内の方対象の講座ばかりでしたね。それでですね、この中でワープロの方なんですけど、8月24日から11月18日でなされている講座が非常に1万1,000円と受講料が高いんですけども、突出して。これはどうしてこういう金額設定になったのかなという点と、それからスウィートエンジェルの方で利用不可のため野外活動というのはどういう状況なのかですね、これは上のホールが使えなかったのかということなのかなと思うんですけども、こういう状況があるのはなぜかという点、お聞きし

ておきたいと思います。

それから最後の方で言えば、それから財務の支出の方で言えばですね、この言うたら委託料が、これは7万8,750円ですね。それから燃料費の方が2万5,823円ということになってるんですけども、これも前のふるさと会館との振り分けがどういう状況になっていたのかですね、施設全体の分であれば基本的にふるさと会館が管理に対する費用は全額負担していくという形になってるんだと思うんですけども、この考え方についてお聞きしておきたいと思います。

**議 長 堀川課長！**

**施設管理サービス公社課長** 働く婦人の家でございますけれども、主催事業の中でいわゆるワードプロセッサ、ワープロでございますけれども、これにつきましては定員20人でしたが、出席期間といいますか、日にちの方はかなり長く講座としては展開しましたのと、もう1点は、持っておったワープロが10台しかございませんでしたので、この委託先でありますアークという講座の講師といいますか、委託先から10台を借用という形をとらせていただいた関係で、そのリース料金もちょっと上に乗ったということでご理解賜りたいと思います。

それとスイートエンジェルという育児サークル、子育て支援というような部分もございますので、やはり大ホールということではなしに少し使い勝手がということで、実情としましては西谷公園の管理事務所の方を使用いただいている経緯がございますので、その辺は無料で使用されておられますので、働く婦人の家といいますかふるさと会館での利用はゼロということの結果で報告させていただいております。

それと趣旨の明細の中で、燃料費というのは公用車、働く婦人の家として持っている公用車のガソリン代でございます。それから委託料につきましては、働く婦人の家としてのいわゆるパソコンのホームページの作成料ということでございますので、館としての維持管理にかかわるものは働く婦人の家としては入ってございませんので、その辺もあわせてよろしくお願ひしたいと思います。

**議 長 5番議員！**

**5番議員** そしたら1点だけあとお聞きしたいんですけども、この働く婦人の家だけに限った話ではないわけですが、割と身近なワープロ、パソコン、それから各種手芸的なことだとか、講座が多々設けられているわけなんですけれども、この講師の選定の仕方なんですけれども、やはり町内でもいろいろこういう部分ですぐれた力を持った方がたくさんおられます

し、ぜひそういう力を身近なところで発揮したいという方もたくさんおられると思うんですね。ですからこういう講師の場合にできるだけ町内の人材を有効に使うという形で、事前にですね、できるだけ公募していただくということをお願いしておきたいと思うんですが、その点についてお願いします。

**議 長** 堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** 本当にこの辺の講師先生におかれましては、実際に講義をしていただいた中で、なるほどよい講義の仕方をされる先生、またそうでもないといういろんな展開がございまして、その辺やはり受講生にとって実益になる講座ということもございまして、いまおっしゃっていただきましたことも参考に踏まえまして、なるべく広くよい先生を選出させていただけたらと思います。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** これ後でということだったのでですね、このところの給与あるいは報酬の報償費の中身とかですね、そういう点については資料を見ていただきたいと。それからですね、先ほど委託料についてはこの場合にはパソコンのホームページと、ふるさと会館の委託料全体については運営維持費によって賄うと、こういう形になっているわけで、結局予算の立て方として一般会計としてこの全体の管理をするんじゃないかと、一たんふるさと会館に委託をするというような状況になってるんですけども、こういう場合についてですね、いわゆる建物全体の運営管理の分け方の問題だと思うんですが、そういう内容についてですね、これは一般会計の予算のところを考え議論できる問題ですけども、この点についての考え方をですね、聞いておきたいと思うんです。というのは、その点はわかですけども、要は先ほどの質問の中でですね、宿泊料、これが1, 100万ですか、宿泊についてですね、宿泊について1, 100万、そしていわゆるその他の内容が委託料全体でいうと5, 800万ですからですね、いわゆるその内容になるということなんですけれども、こういう状況からいわゆる給与やその他の支出の部類の中でですね、働く婦人の家の係る部分、これ1, 000万ですね。そして収入が、いわゆる宿泊の収入が1, 000万、そしてレストランやその他の部分がいわゆる町に直接入ってるわけですね、いわゆる賃貸とかですね。そういうような形になってくると結局宿泊施設を開設し、宿泊施設でのいわゆる赤字黒字というものがですね、見えてこないんですね。これは当初やっぱり広陵町に住まわれている方々が町内に帰ってきたときに便利、利便性を図るという点でのプラス材料はあるんじゃないかというような提案理由やったんですけども、現実はですね、もうほとんど宿泊を依頼するともういっぱい

なってるというのが現状なんですね。だから確かに私も何度か町内の結婚式があるんでここを借りたいという形になってきた方々を紹介させてもらったりですね、このグリーンパレスからですよ、そういうような形になってるんで、やはりこの利便性を高めるという点での町内の利用者が宿泊するという点では、赤字黒字の問題というのは配慮する必要あると思うんですけども、現状はですね、それ以外の活用になってるということになってくればですね、きっちりとその赤字黒字の精算はまず見届けなければならぬ、こういう点をですね、明確に緊急に見ていただいてですね、この運営にかかわる問題点、あるいはまたその改善点などをですね、報告していただきたいというように思いますので、その点についても、先ほどできてないということですが、至急にやっていただきたいということをつけ加えて、答弁結構です、答弁していただけるのならしていただいて結構ですのでよろしくをお願いします。

**議 長** はい、ほかにありませんか。 3番議員！

**3番議員** 自主グループのとこの今回の年間の利用者数のとこなんですけれども、前年度に比べまして74.4%ということで大分減ってるわけですね。特に家庭婦人のとことかという形で減ってるわけですけども、実際に会館の利用状況というんですか、どれぐらいのパーセンテージで利用者が埋まってるというのか本来の空きの部屋なんかがあるわけですよ、利用されてない部屋というのがね、その利用状況というのはどんなことになってるのかお願いします。

**議 長** はい、堀川課長！

**施設管理サービス公社課長** それも先ほどの町内外の利用者ともども分析した、それは資料としてはございますんで、ちょっといま手元にございませんで、全体の利用、稼働率というもの低いのは事実でございます。その中での自主グループですので、率を出したのもございませんで、ちょっと手元にございませんで、また後ほど紙面にて提出させていただきたいと思えます。

**議 長** はい、以上で質疑を打ち切ります。

これで報告第14号の報告は終わりました。

**議 長** 次に日程7番、議案第48号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第48号、人権擁護委員の推薦につきましてご説明をさせていただきます。

長らくお務めをいただきました広瀬の島田正美氏が退任をされました。後任者の推薦でございます。今回提案させていただきます堀内正弘氏は昭和10年12月1日生まれでございます。交通安全対策協議会委員、広陵東小学校PTA役員、国民健康保険運営協議会委員を歴任されまして町のためにご尽力を賜りました。現在、広陵町三吉の靴下屋CSM研究開発室でご活躍中でございます。堀内氏は人格識見にすぐれ、広く社会の実情に通じ人権擁護について理解と熱意があり、人権擁護委員として適任者でございます。任期は3年となっておりますが、社会人としての豊富な経験と人権擁護のための熱意を持って人権相談並びに人権啓発活動にご尽力を賜り、自由人権思想の正しい理解者として必ずこたえていただけるものと確信をしております。どうかよろしくご同意賜りますようお願いいたしまして提案の説明とさせていただきます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第48号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第48号は同意されました。

議 長 次に日程8番、議案第49号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 議案第49号、人権擁護委員の推薦につきましてご説明をさせていただきます。

長らくお務めをいただきました大塚の吉井公子氏が退任をされ、後任者の推薦でございます。今回提案させていただきます巽壽生氏は昭和14年9月16日生まれでございます。昭和39年に広陵町に奉職、社会福祉協議会事務局長、福祉部次長を歴任され、35年間の長きにわたって町の住民福祉の向上に努められ平成12年に退職されました。そして現在、安部土地改良区理事長、安部区の副区長としてご活躍中でございます。巽氏は人格識見が高く

豊富な行政経験から広く地域の実情に通じておられ、人権擁護に理解があり、委員として適任者でございます。任期は3年となっておりますが、必ずや人権思想の普及、高揚に努められ、また地域住民の皆様の気軽な相談相手になっていただき適切なご指導をいただけると確信いたしますので、どうかよろしくご同意賜りますようお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。

議長 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。

議案第49号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 長 ご異議なしと認めます。よって議案第49号は同意されました。

議長 長 次に日程9番、議案第50号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 議案第50号、広陵町税条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

議案書の7ページでございます。

今回の改正につきましては、最近の経済情勢を踏まえ個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人住民税について長期所有上場株式等の譲渡所得につき特別控除を行う措置を講ずるために、個人住民税について所得割の納税義務者が平成13年10月1日から平成15年3月31日までの期間内に所有期間が1年を超える上場株式等の譲渡をした場合において、当該上場株式等に係ります譲渡所得の金額から100万円を特別控除するという地方税法の改正でございます。そのために税条例も所要の改正をするものでございます。以上で議案説明を終わります。

議長 長 次に日程10番、議案第51号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 総務部長！

総務部長 それでは議案第51号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,129万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を112億8,523万1,000円とするものでございます。

それでは歳出の方からご説明申し上げますので、議案書の12ページをご覧いただきたいと存じます。上段から総務管理費のIT講習会費220万2,000円の補正につきましては、12講座分に要します事務消耗品27万6,000円、それから電話等の料金等で12万6,000円と、それから委託料として講師への支払いで180万円を追加しております。当初予定の61講座を上回ります申込者があり多数の抽せん漏れの方々が出ましたので、受講の機会を与えるもので補正をお願いするものでございます。この財源につきましては、1講座当たり17万1,000円と事務消費費として3万6,000円の補助があります。

次に徴税費の償還金利息及び割引料の600万円の補正につきましては、現在の経済情勢を反映し、法人の予定納税に対します税額の確定によります還付金及び還付加算金でございます。大半が村本建設の約500万ほどが今回の補正の内容になっております。

次に農商工費及び土木費の補正につきましては、当初各大字及び自治会等から要望のあります工事箇所の現地調査並びにヒアリングを実施の上、緊急性を考慮した中で、農地費では800万、道路橋梁維持費では1,400万、道路橋梁新設改良では800万のそれぞれの補正をお願いするものでございます。

次に小学校費の152万8,000円の補正につきましては、真美ヶ丘第二小学校のプールろ過機の3台の入れ替え費用でございます。

次に中学校費のクラブ活動費の負担金補助及び交付金の41万7,000円の補正につきましては、広陵中学校の生徒が近畿大会に出場いたしました関係で、水泳で4名、柔道で3名、陸上で1名の選手の費用と並びに補欠、それと引率の先生に係ります旅費及び宿泊費用を補正させていただくものでございます。

次に公共下水道費の繰出金115万円につきましては、事業費から国庫補助金及び起債を差し引いた残額を一般会計から下水道会計に繰り出すものでございます。

続いて歳入のご説明をさせていただきますので、11ページをご覧いただきたいと存じます。農商工費の分担金につきましては、農道及び農用水路整備事業に係ります地元負担金2

0%の分として160万円を計上しております。

次に県補助金につきましては、先ほど歳出の説明の中で申し上げておりましたIT講習に係ります所定の補助金でございます。

雑入につきましては、IT講習会で受講生の方からご負担いただきます教材費として1,000円をちょうだいいたします分の24万円の歳入でございます。

なお不足いたします財源につきましては、平成12年度の剰余金3,736万9,000円を充当いたしております。以上、簡単でございますが補正予算の説明を終わらせていただきます。

**議長** 次に日程11番、議案第52号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。 福祉部長！

**福祉部長** それでは恐れ入ります、19ページをお願い申し上げます。19ページでございます。

議案第52号でございます。歳入歳出それぞれ429万9,000円の補正でございます。まず歳出でございますが、償還金でございます。ご承知のように退職者に係ります医療費が当初予定より療養費及び受診率が伸びてございますけれども、高額医療費あるいは療養給付費用額の減によりまして超過交付を受けました交付金429万8,902円を返還するものでございます。なお前ページの収入でございますけれども、その財源につきましては平成12年度の繰越金、国保で出ておりますが5,066万5,112円のうちから429万9,000円でもってその財源に充てると、こういうものでございます。よろしく願いを申し上げます。終わります。

**議長** 次に日程12番、議案第53号、平成13年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読させます。 局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。 福祉部長！

**福祉部長** それでは24ページ、歳出をお願い申し上げます。24ページでございます。

議案第53号でございます。今回の補正でございますが、介護サービス費用額が当初見込

み額に達しなかったということで、前ページの歳入にございます5,010万5,000円の繰越金が生じたわけでございます。それに伴いまして超過交付を受けております国庫負担金20%相当額ですね、1,197万3,000円とそれから支払基金交付金33%相当額175万2,000円の合計1,372万5,000円を返還いたしまして、下の基金積立金では残ります3,638万円を平成13年度、14年度の介護給付費用に充てるための積み立てをすると、こういうものでございます。終わります。

**議長** 次に日程13番、議案第54号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

朗読させます。局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。水道局長！

**水道局長** それでは議案の第54号につきましてご説明申し上げます。下水道事業特別会計の補正予算でございます。ページの30ページをお願いいたします。

まず歳出でございます。特定環境保全公共下水道建設費でございます。いわゆる特環の事業費でございます。まず委託料でございます。1,300万についてでございますが、これにつきましては、平成14年度に施工予定しております広瀬地区内で約300メートルの下水道管の布設工事を予定いたしております。それに伴います測量及び設計委託料でございます。続きまして工事請負費で1,300万、これにつきましては斉音寺地内で約130メートルの下水道管の布設工事を予定いたしております。次に補償及び補填賠償金でございます。325万円につきましては、先の斉音寺地区内の工事に伴います水道の配水管の移設補償費でございます。

恐れ入ります、29ページをお願いいたします。それに先ほどの歳出に伴います財源の内訳でございます。公共下水道事業の国庫補助金といたしまして1,500万円、一般会計からの繰入金といたしまして115万円、町債で1,340万円、合計2,955万円でございます。歳入歳出にそれぞれ2,955万円を追加し、歳入歳出予算の総額を17億6,325万4,000円とする補正予算でございます。よろしくをお願いいたします。

**議長** しばらく休憩します。

(P.M. 3:28 休憩)

(P.M. 3:43 再開)

**議長** 休憩を解き再開します。

**議 長** 次に日程14番であります、その前に平成12年度の各会計について監査の結果を報告願うことにいたします。山本悦雄監査委員！報告願います。

**監査委員** 監査の結果について報告させていただきます。

平成12年度決算審査の結果をご報告申し上げます。

決算審査の対象として一つ、平成12年度広陵町一般会計歳入歳出決算、一つ、平成12年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、一つ、平成12年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算、一つ、平成12年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算、一つ、平成12年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算、一つ、平成12年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算、一つ、平成12年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算、一つ、平成12年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算、一つ、平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算、以上について審査を平成13年8月9日に慎重に実施いたしました。

審査の結果でございますが、町長から提出されました決算書に基づき、平成12年度における歳入歳出関係帳簿及び証拠書類を照合審査の結果、決算計数はいずれも符合して誤りのないことを確認いたしました。また財産に関する調書についても計数はいずれも正確であり、記帳方法にあっても適正であると認められました。

次に平成12年度広陵町水道事業会計決算についてでございますが、これにつきましても平成13年8月9日に審査を行いました。審査に付された決算証憑について水道事業の財政状況及び経営成績等を審査いたしました結果、計数に誤りなく適正に表示しているものと認められました。

なお、審査の内容の明細につきましては、お手元の決算審査意見書のとおりでありますので、ご一読をお願いをいたします。以上で報告を終わります。

**議 長** ありがとうございます。

**議 長** それでは日程14番、議案第55号、56号、57号、58号、59号、60号、61号、62号及び63号、以上9件を一括して議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明に入ります。 竹村収入役代理！

**収入役職務代理者** 失礼をいたします。それでは議案第55号の平成12年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定から議案第63号の広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定に係る九つの会計の決算状況につきまして、一括してその概要をご説明申し上げたいと存じます。議案書は31ページからでございますが、説明は別冊の決算書に基づきまして進めさせていた

だきたいと存じますのでよろしくお願ひいたします。

まず決算書の4ページ、5ページの見開きでございます。一般会計の歳入のページをお開きいただきたいと存じます。これから以降の説明につきましては、九つの会計にわたります関係で、各会計とも左端の款の名称と歳入におきましては右ページの一番目の項目、収入済額、また歳出のページに移りましては同じく支出済額のみでご説明を申し上げたいと存じますのでよろしくご了承のほどお願ひ申し上げます。

それではまず一般会計の歳入といたしまして、1款の町税でございます。1項から4項までの各税目を合わせまして36億5,155万2,183円でございます。町税全体での徴収率は91.6%となっております。

続きまして2款の地方譲与税でございます。これは国の税金として徴収されております自動車重量税とガソリンに係ります地方道路税の配分でございます。1項と2項合わせまして9,911万2,000円でございます。

3款の利子割交付金、これは預金利息に係ります税金の配分で、決算額は1億8,320万1,000円となっております。これは前年度より金額にいたしますと1億4,454万6,000円の大幅増となっております。これは高い金利の時代の郵便貯金が一斉に満期を迎えた結果であると分析をしております。

次の4款の地方消費税交付金は2億1,087万9,000円でございます。これは消費税5%として徴収をされております内訳といたしまして、4%の国の消費税と1%の地方消費税というものが含まれております。この1%分を県と市町村に配分されるというものでございます。

5款の自動車取得税交付金は7,237万6,000円でございます。これは自動車を購入した際に、県の税金として徴収されました自動車取得税を町道の延長と面積に応じて配分されるものでございます。

次の6款の地方特例交付金でございますが、これは平成11年度から創設されました交付金で、地方税法の改正によります恒久減税に伴います税の減収額の一部を補填するために交付をされているものでございまして、金額は1億5,277万5,000円でございます。

7款の地方交付税は32億2,009万9,000円で、昨年より1億5,373万3,000円の増となっております。この内訳を申し上げますと、普通交付税が29億1,239万6,000円、特別交付税が2億8,801万6,000円となっております。

8款の交通安全対策特別交付金は577万4,000円でございます。これは交通違反の

反則金の配分でございます。

9 款の分担金及び負担金でございます。これは工事の地元分担金や保育園の保育料などが含まれておりまして、1 項と2 項合わせまして1 億6, 7 4 9 万9, 7 8 2 円となっております。

続きまして1 0 款の使用料及び手数料でございます。これには町の各施設の使用料や占用料、それから戸籍、住民票をはじめといたします各種手数料が含まれておりまして、1 億6, 3 9 4 万2, 4 3 8 円となっております。

1 1 款の国庫支出金でございます。各種事業に伴います国庫の負担金、補助金等ございまして、合計で1 1 億1 9 0 万2, 1 2 3 円となっております。

次のページに移らせていただきます。6 ページ、7 ページをお願い申し上げます。1 2 款の県支出金は3 億2, 4 7 6 万1 8 9 円でございます。

1 3 款の財産収入は2, 6 7 7 万8, 2 6 4 円ございまして、グリーンパレスとサン・ワークのレストランの貸し付け、それから町の各基金の利子が含まれております。

1 4 款の寄附金は7, 4 0 4 万7, 3 0 0 円でございます。これは開発寄附金と笠・ハリサキ線整備事業に係ります公団寄附金等でございます。

1 5 款の繰入金は、下水道建設基金など六つの基金からの繰入金と用地取得事業特別会計からの繰入金を合わせまして2 億1 9 2 万6, 0 9 6 円でございます。

次の1 6 款の諸収入につきましては、1 項から4 項まで合わせまして8, 3 7 0 万4, 6 2 8 円でございます。

1 7 款の町債は3 1 億2, 4 8 0 万円ございまして、前年度より1 4 億6, 9 8 0 万円的大幅増となっております、歳入に占める割合は2 3. 4 %ということになっております。

1 8 款の繰越金は4 億6, 6 1 5 万5 5 2 円で、前年度より4 3 1 万余しの減となっております。

1 9 款の特別地方消費税交付金は1 1 万5, 0 0 0 円でございます。

以上、歳入合計といたしまして1 3 3 億3, 1 3 9 万4, 5 5 5 円となりまして、前年度より1 9 億3, 6 0 8 万7, 0 0 0 円、率にいたしますと1 7. 0 %の増となっております。この主なものといたしましては町債の増が大きな割合を占めておりまして、あと利子割交付金、地方交付税、国庫支出金などの増によるものでございます。

続きまして歳出に移らせていただきたいと存じますので、次のページをお願いいたします。8 ページ、9 ページでございます。

まず1款の議会費は1億3,540万4,042円でございます。

2款の総務費の1項から6項までの合計が12億6,527万6,212円で、これは歳出全体の9.9%を占めております。

3款の民生費の1項と2項合わせまして32億5,035万119円で、総合保健福祉会館建設事業などによりまして、前年度より9億6,566万8,000円の大幅増となっております。構成比では25.5%を占めております。なお翌年度繰越額といたしまして、その右側の欄に326万250円とございますが、これは介護保険に係ります支給限度額一本化開発事業に係るものでございます。

次の4款衛生費では、1項と2項合わせまして16億8,243万6,146円で、バグフィルター整備事業などによりまして、これも前年度より6億9,386万3,000円の大幅な増となっております。構成比は13.2%となっております。また翌年度繰越額210万円は、ごみ処理実施計画策定などの委託事業に係るものでございます。

5款農商工費では、1項と2項合わせまして3億8,331万9,270円でございます。

6款の土木費では、1項から5項までを合わせまして17億5,148万6,144円で、これは前年度と比べまして8,947万2,000円の減となっております。なお翌年度繰越額1億6,682万840円は、中将橋と堂前橋のかけ替え工事の県への負担金、それから笠・ハリサキ線整備事業、竹取公園整備事業などに係るものでございます。

7款の消防費は4億5,149万1,934円で、翌年度繰越額2,589万3,000円は、第3分団拠点施設整備事業に係るものでございます。

続きまして8款の教育費でございます。次のページにまたがっておりますが、1項から6項までを合わせまして19億9,276万3,533円で、前年度より2億8,182万1,000円の増となっております。翌年度繰越額2億6,990万1,000円とございますが、これは東幼稚園改築事業、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園園舎増築事業並びに町史編集事業に係るものでございます。

次の10ページ、11ページに移らせていただきます。9款の災害復旧費は、支出額はございません。

10款の公債費は16億300万2,043円で、前年度より4,774万6,000円の減となっております。

11款の諸支出金では、1項と2項を合わせまして2億3,836万109円でございます。

以上、歳出合計といたしまして127億5,388万9,552円となっております、その右側の数字4億6,797万5,090円が繰越事業として翌年度へ繰り越す予算の総額でございます。歳出合計では前年度より18億2,412万6,000円、率にいたしますと16.7%の増となっております。したがって歳入歳出差し引き残高といたしましては5億7,750万5,003円となったものでございます。ただこのうち翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、先ほど申しました繰越事業のうち一般財源所要額、1,000円単位で申しますと1億8,847万9,000円、この金額が必要となりますので、これを差し引きしますと実質収支額は3億8,902万6,000円となっております。この実質収支に関する調書は、各会計の末尾に調書をそれぞれつけさせていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で議案第55号、平成12年度の一般会計歳入歳出決算の概要とさせていただきます。なお事項別明細書につきましてはこの決算書の16ページ以降、また財産に関連する調書につきましては184ページ以降に記載いたしておりますので、説明は勝手ながら省略させていただきます。

続きまして議案第56号、平成12年度広陵町国民健康保険特別会計決算につきましてその概要を申し上げますので、決算書の198ページ、199ページをお開き願いたいと存じます。

まず歳入といたしまして、1款の国民健康保険税の収入済額が7億6,581万7,000円でありまして、歳入全体からの構成比は43.3%を占めております。また徴収率につきましては、現年度課税分では93.5%でございますが、滞納繰越分がございます関係で税全体では86.7%という率になってございます。

次の2款国庫支出金ですが、これには医療費や老人保健の拠出金の負担金また財政調整交付金などが含まれておりまして、全体で6億8,194万8,199円でございます。

3款の療養給付費交付金は、退職者医療に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます、1億5,523万1,000円でございます。

4款の県支出金は、財政安定化事業の補助金で897万4,000円でございます。

5款の共同事業交付金は高額医療に係る共同事業の交付金で2,365万7,108円、6款の繰入金は、一般会計からの繰入金で9,502万5,939円、7款の諸収入は、1項、2項合わせまして484万1,477円、8款の連合会支出金は、連合会からの補助金でございます803万8,000円、9款の繰越金は、11年度からの剰余金で2,451

万8, 859円、最後10款の財産収入は、国保財政調整基金の利子でございまして、9万3, 191円となっております。以上の歳入合計は17億6, 814万4, 773円となっております。

次に歳出に移らせていただきます。次のページ、200ページ、201ページの見開きでございまして、まず1款総務費の1項と2項合わせまして1, 780万4, 202円でございます。

2款の保険給付費では、療養給付費や高額療養費など1項から5項まで合わせまして11億403万476円でございます。これは歳出全体の64.3%と大きな部分を占めております。

3款の老人保健拠出金につきましては4億6, 294万4, 049円でございます。

そのほか4款の介護納付金、5款の共同事業拠出金、6款の保健施設費、これは人間ドックの助成等でございます。

それから8款の諸支出金、これは保険税の還付金でございます。以上の歳入合計合わせまして17億1, 747万9, 661円となっております。

この結果、歳入歳出差し引き残高は5, 066万5, 112円となったものでございます。なお参考でございますが、平成12年度の年間平均の被保険者世帯数は3, 962世帯で、世帯加入率は41.3%となっております、前年度より増加をしております。

以上で議案第56号の説明を終わらせていただきますが、先ほどと同じく事項別明細書につきましては206ページ以降に記載しておりますので説明は省略させていただきます。

続きまして議案第57号、広陵町老人保健特別会計決算につきましてその概要を申し上げますので、決算書は228ページ、229ページをお開きいただきたいと存じます。この会計におきまして、年間平均の対象者は国保で1, 940人、社保で969人、合わせまして2, 909人となっております、年々増加の傾向にございます。

まず歳入といたしまして、1款の支払基金交付金が13億8, 835万8, 977円をはじめといたしまして、3款県支出金、4款繰入金、5款諸収入、6款繰越金、数字はここにお示しをさせていただいておりますが、歳入合計で19億7, 425万4, 851円となっております。

次に歳出でございます。1款総務費では754万9, 563円でございます。2款の医療諸費につきましては19億8, 811万7, 428円で、これが歳出のほとんどの部分を占めております。4款の諸支出金は、平成11年度分の精算に伴います支払基金と県への返還

金でございまして、合わせまして1, 286万693円でございます。以上、歳出合計は20億852万7, 684円となりまして、前年度より7, 640万余しの増となったものでございます。

この結果、歳入歳出を差し引きいたしますと3, 427万2, 833円の不足を生じることとなりましたので、翌年度の歳入から繰り上げ充用を行っております。この不足を生じました分は、翌年度13年度に国庫支出金等で精算をされるものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきますが、同じく事項別明細書につきましては234ページ以降に記載をいたしておりますので説明は省略させていただきます。

続きまして議案第58号、広陵町介護保険特別会計決算につきましてその概要をご説明申し上げますので、242ページ、243ページをお願いしたいと思います。

介護保険はこの平成12年度が初年度でございまして、年度末現在におきまして1号被保険者数は4, 365人、認定者数は1号と2号合わせますと430人ということになってございます。またこの特別会計は、保険事業勘定と介護サービス事業勘定の二つの勘定に分かれておりますので、まず保険事業勘定からご説明申し上げます。開いていただいておりますページからでございます。

まず歳入といたしまして、1款の保険料をはじめ各款の歳入合計で申しますと5億5, 793万5, 455円となっております。

次に歳出でございます。次のページ、244ページ、245ページをお願いいたします。1款の総務費では、1項から3項までの合計で1, 148万1, 019円でございます。2款の保険給付費では、1項から4項までの合計で4億6, 163万9, 542円でございます。これは歳出全体の90%以上と大部分を占めております。3款の財政安定化基金拠出金、それから4款の保健福祉事業費など、それから5款の基金積立金、これにつきましては介護給付費の準備基金の積立金でございます。1, 794万6, 000円でございます。それから8款の諸支出金では459万1, 852円でございます。これは後ほどご説明を申し上げますが、新庄町、当麻町、広陵町の介護認定審査会特別会計へ広陵町の負担分として繰り出しておるものでございます。これら合計を合わせますと、歳出合計は5億783万2, 272円となりまして、歳入歳出差し引き残高が5, 010万3, 183円となったものでございます。

次に介護サービス事業勘定に移らせていただきます。次のページの246ページ、247ページでございます。

歳入につきましては、1款サービス収入のうち居宅介護サービス計画、いわゆるケアプラン作成に係ります収入7万2,000円がすべてでございます。

一方、歳出につきましては、1款総務費といたしまして事務経費2万6,640円がすべてでございます。以上、歳入歳出差し引き残高が4万5,360円となったものでございます。

以上で議案第58号の説明を終わらせていただきますが、それぞれの事業勘定の事項別明細書につきましては252ページ以降に記載をいたしておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして議案第59号、広陵町下水道事業特別会計決算につきましてその概要をご説明申し上げます。278ページ、279ページをお開きいただきたいと存じます。

まず歳入でございます。1款の使用料及び手数料では、1項と2項合わせまして収入済額は2億1,903万8,952円となっております。2款の国庫支出金では2億5,000万円、3款の繰入金、これは一般会計からの繰入金でございますが6億7,967万5,653円、4款の町債では5億220万円、最後5款の諸収入では、1項と2項、2項は消費税の還付金でございますが、これらを合わせまして2,988万38円でございます。以上、歳入合計は16億8,079万4,643円となっております。

次に歳出でございます。次のページ、280ページ、281ページをお願いいたします。1款総務費では2億520万6,269円でございます。2款の公共下水道事業費では7億7,719万4,512円でございます。この事業によりまして、公共下水道で延長約2,287メートル、特定環境保全公共下水道で延長約2,116メートルの事業を実施したものでございます。これらの事業の詳細につきましては、別冊の主要施策の成果に関する報告書に記載されておりますので、後ほどでもよろしくお願ひ申し上げます。次の3款流域下水道事業費では4,488万1,000円でございます。これは県の大和川流域下水道事業の負担金が主なものでございます。4款公債費は6億5,351万2,862円でありまして、以上、歳出合計は16億8,079万4,643円となって、歳入歳出差し引き同額となったものでございます。

以上、議案第59号の説明を終わらせていただきます。事項別明細書につきましては286ページ以降に記載をいたしておりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして議案第60号、広陵町墓地事業特別会計決算につきまして説明申し上げますので、304ページ、305ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに平成12年度で実施いたしました事業でございますが、墓地の需要が増えてまいったことに対応するために新たに74区画の整備を行いました。募集の結果、68区画の永代使用者を決定をさせていただきまして、これらの内容が歳入歳出ともに含まれておりますのでよろしくお願い申し上げます。

まず歳入の1款使用料及び手数料ですが、収入済額が5,813万2,500円となっております。これには、ただいま申し上げました永代使用料が含まれております。2款の繰入金は一般会計からの繰入金で、2,008万3,837円でございます。歳入合計といたしましては7,822万2,337円となっております。

次に歳出でございます。1款の墓地管理費で1,274万4,914円、2款の墓地事業費で1,890万6,181円、これは先ほどの74区画の整備工事に係るものでございます。3款の公債費では4,657万1,242円となっております。歳出合計といたしましては7,822万2,337円となりまして、歳入歳出同額となったものでございます。

以上で議案第60号の説明を終わらせていただきます。事項別明細書につきましては310ページ以降に記載いたしておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして議案第61号、広陵町用地取得事業特別会計決算につきましてご説明申し上げます。326ページ、327ページでございます。

まず歳入といたしまして、1款財産収入が8,436万3,062円で、これは竹取公園用地といたしまして平成8年度の国庫債務負担によります先行取得用地の買収分1,020平方メートルを一般会計へ売却したものでございます。これが歳入のすべてでございます。

次に歳出でございます。1款の竹取公園整備事業費では、一般会計への繰出金83万8,328円、2款の公債費では8,352万4,734円でございます。歳出合計といたしましては8,436万3,062円となりまして、これにつきましても歳入歳出同額となったものでございます。なおこの特別会計につきましては、先ほども申し上げましたとおり、先行取得用地につきまして一般会計への買い戻しが平成12年度をもってすべて完了いたしましたので、この年度を限りに廃止ということになってございます。

以上で議案第61号の説明を終わらせていただきます。事項別明細書につきましては332ページ以降に記載しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

続きまして議案第62号、広陵町学校給食特別会計決算につきましてご説明申し上げます。346ページ、347ページでございます。

まず歳入からでございます。1款の分担金及び負担金、これは給食費の保護者の負担金で

ございます。2 款の繰入金は、一般会計からの繰り入れでございます。3 款の諸収入は、教職員の給食費の負担金等でございます。あと 4 款の繰越金がございます。歳入合計 2 億 1, 7 1 9 万 4, 5 6 6 円となっております。

一方、歳出につきましては、1 款学校給食費として 2 億 1, 4 7 6 万 9, 8 9 2 円でございます。これが歳出のすべてでございます。この結果、歳入歳出差し引き残高が 2 4 2 万 4, 6 7 4 円となったものでございまして、これは次年度へ繰り越しされまして、給食材料のために活用いただけるものでございます。

以上で議案第 6 2 号の説明を終わらせていただきます。事項別明細書につきましては 3 5 2 ページ以降に記載しておりますので、同じく説明は省略をさせていただきます。

最後に議案第 6 3 号でございます。新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会の特別会計決算につきましてご説明申し上げます。3 6 4 ページ、3 6 5 ページでございます。

まず歳入からでございます。1 款の分担金及び負担金で、これは新庄町と當麻町からの負担金でございます。それから 2 款の繰入金は、広陵町の負担分を介護保険の特別会計から繰り入れておるものでございます。3 款の国庫支出金は、広域化支援事業の補助金でございます。

以上、1、2、3 款の歳入合計は 1, 5 8 5 万 9, 7 0 7 円となっております。これは前年度より 8 3 8 万円余しの大きな増となっておりますが、前年度は平成 1 1 年 1 0 月 1 日にこの特別会計が設置されまして、下半期分だけの執行でございましたのでこのように 2 倍以上の増となっております。

次の歳出におきましては、1 款総務費のみでございまして、1 項と 2 項合わせまして歳出合計 1, 5 8 5 万 9, 7 0 7 円となっております。なおこの特別会計は、単年度で各町の負担金を精算されておりますので、以上のように歳入歳出同額となっております。

以上で議案第 6 3 号の説明を終わらせていただきます。事項別明細書につきましては 3 7 0 ページ以降に記載をいたしておりますのでよろしく願いいたします。

これで九つの会計の決算概要の説明を終わらせていただきますが、平成 1 2 年度の主要施策の成果に関する報告書は別冊にてお手元にお配りをさせていただいておりますので、後ほどでもお目を通していただければ結構かと存じます。また平成 1 2 年度の決算数字から見ました本町の財政状況につきましては、別冊議会資料の中に決算カードという形で財政指標等をお示しをさせていただいておりますので、まことに勝手ながら説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、一括して説明を申し上げました九つの案件につきましてよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げまして説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長 はい、ご苦労さんでした。

議長 次に日程15番、議案第64号、平成12年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、直ちに説明に入ります。 水道局長！

水道局長 それでは決算書の398ページをお願いしたいと思います。

まず総括事項といたしまして営業面からご説明申し上げたいと思います。平成12年度末における給水人口は3万2,052人で、前年度に比べ0.81%増加いたしました。給水量につきましては、年間の総給水量397万1,060立米、有収水量が361万5,651立米で、有収率は91.05%となりました。また1日の最大給水量は1万3,064立米であり、1日の平均給水量は1万880立米でございました。一方、県水の受水量は279万3,127立米で、総給水量との比率は70.34%となったわけでございます。この内容につきましては、ページ420から423ページで平成11年、12年度の比較表がございますので後刻ご参照願えれば結構かと思えます。

それでは続きましてページの438ページをお願いいたします。建設改良工事につきましては主なもののみをご説明申し上げますのでよろしくお願いいたします。一層の有収率の向上のため、11年度に引き続き漏水調査を実施いたしました。一方、一般工事につきましては配水管の布設工事8,860万8,750円で22件、老朽管の布設替え工事9,862万6,200円で15件、下水道事業に伴います布設替え工事8,786万8,200円で23件、都市整備公団、公団の真美ヶ丘地区1-51街区整備に伴います配水管の布設工事を997万5,000円で行ったものでございます。また施設の整備につきましては、大野の配水場、県水の受水流量弁の取り替え、また南郷浄水場内での急速ろ過機のろ材の入れ替え、残留塩素計の修繕及び揚水、取水ポンプの修繕などを行ったものでございます。

それでは続きまして382ページ、383ページをお願いしたいと思います。経理面でございます。収益的収支、いわゆる3条予算の経理につきましては、営業外収益が8億1,310万1,000円で、営業費用は8億6,589万8,000円となり、差し引き5,279万7,000円の損失となりました。その主な要因は、費用につきましては平成6年度に県水の値上げによりまして立米当たりの原価がアップしたことや、住民のニーズの多様化

に伴い県水の依存割合が70.33%と年を追うごとに増加していることや、施設等の維持修繕費並びに減価償却費等の増加に起因するものと考えております。一方、収入におきましては、4月より平均25.43%の料金の値上げを実施したことにより1億4,000万程度増加いたしております。

次に営業外収益は1,901万2,000円で、営業外費用は1,193万2,000円となり、708万円の利益となりました。その主な要因は、土庫川改修に伴いますフェンス、流木等の移転補償費で931万1,000円によるものでございます。よって計上損失は4,571万7,000円となったわけでございます。

次に384ページをお願いします。特別利益といたしまして、土庫川改修に伴います土地売却益977万3,000円、特別損失としまして過年度分の水道料金の滞納整理29件を84万3,000円の滞納処分を行いました。したがって平成12年度では3,678万7,000円の損失となったわけでございます。

続きまして436ページ、37ページをお願いいたします。資本的収支、いわゆる4条予算につきましては収入額は8,783万4,000円、内訳といたしまして工事負担金で6,782万円、固定資産の売却代金が2,001万4,000円に対し、438ページ、39ページをお願いいたします。支出額で2億3,648万5,000円、内訳といたしまして建設改良費で2億3,146万5,000円、企業債の償還金502万円となり、資本的収支不足額は1億4,865万1,000円は、当年度分の消費税資本的収支調整額682万8,000円及び過年度分の損益勘定留保資金1億4,182万3,000円をもって補填いたしましたものでございます。

以上、まことに簡単でございますが、説明を終わります。なお決算書に関する関係の資料等は添付しておりますので、ご参照願えれば結構かと思っております。終わります。

**議長** はい、次に日程16番、議案第65号、三宅町の公の施設の設置に関する協議についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局長** 朗読。

**議長** 本案について説明願います。 都市整備部長！

**都市整備部長** 議案第65号についてご説明申し上げます。

三宅町の公の施設の設置に関する協議についてでございますが、三宅町から三宅町道31号線の改良工事に伴い区域外道路も含まれるため、地方自治法第244条の3第1項及び道

路法第8条第3項により区域外設置について協議申し出があったものであります。

裏側の地図をちょっと見ていただけたら幸いかと思います。広陵町の町道の10号線、いわゆる広陵高校の前の道路を三宅町の方へ橋の方へ東へ行っていただきますと、100メートル手前に北へ入る道路が近鉄線までの間あるわけです。その100メートル余り入ったところから今回160.2メートルの分が、現状は2メートルですがほとんど三宅町の町道という形で以前からあったわけでございます。その分が広陵町側の方へ4メートルに拡幅されるという形の整備計画がなされたわけございまして、この件につきまして地方改善施設整備事業補助事業として実施されることになったわけでございます。以上で説明を終わります。

**議 長** 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りします。議案熟読のため9月13日から9月16日までの4日間を休会といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって9月13日から9月16日までの4日間を休会といたします。

9月17日は本日議決されなかった議案に対する質疑並びに一般質問のための本会議といたします。

本日はこれにて散会いたします。

(P.M. 4:33 散会)



平成13年9月17日広陵町議会  
第3回定例会会議録（2日目）

平成13年9月17日広陵町議会第3回定例会（第2日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	福祉部長	野村完治
環境部長	山村吉由	都市整備部長	竹田健次
水道局長	吉村正勝		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 中尾勝  
書記 乾善雄 野村克也

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:09開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号	付 議 事 件
1	議案第66号 助役の選任について
2	議案第67号 収入役の選任について
3	議案第68号 広陵町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
4	議案第50号 広陵町税条例の一部を改正することについて
5	議案第51号 平成13年度広陵町一般会計補正予算(第3号)
6	議案第52号 平成13年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
7	議案第53号 平成13年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)
8	議案第54号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
9	議案第55号 平成12年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について
10	議案第56号 平成12年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
11	議案第57号 平成12年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
12	議案第58号 平成12年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
13	議案第59号 平成12年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
14	議案第60号 平成12年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について
15	議案第61号 平成12年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
16	議案第62号 平成12年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について
17	議案第63号 平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
18	議案第64号 平成12年度広陵町水道事業会計決算の認定について
19	議案第65号 三宅町の公の施設の設置に関する協議について
20	一 般 質 問

議 長 議案第66号から68号までは、本日追加議案として提出されたもので、委員会の審査を省略し、本日議決願いたいと存じますので、この際よろしく願います。

議 長 それでは日程1番、議案第66号、助役の選任についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。 町長！

町長 提案説明をいたします。

7月31日付退任によって不在となっております助役につきまして、このたび畠山恵俊氏を助役として提案させていただきました。

同氏は、昭和37年、県立高田高等学校卒業、昭和41年、大谷大学文学部を卒業しました。同年、広陵町職員として奉職、以来、清掃センター所長、税務課長、秘書課長、総務部次長、保健環境部次長、環境部長、ごみ対策室副室長などを経て、平成13年から教育委員会事務局長として現在に至っております。

同氏は、行政経験も豊富であり、性格とも職員の手本となるべき人格者でございます。私は、本町の最重要課題でありますごみ問題を解決するために立ち上がったのであり、長年この問題にかかわってきた同氏とともに力を合わせ、知恵を出し、汗を流して解決いたしたく存じます。助役として最適任者と考えますのでよろしくご同意くださいますようお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。お願いいたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第66号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第66号は同意されました。

ただいま同意を得ました助役よりあいさつがございます。新助役お願いします。

助役 ただいま助役選任されるにつきまして、議員の皆様方にご同意、ご承認いただきましてまことにありがとうございました。

ご承知のとおり、広陵町の行政課題は山積しており、それを考えますとき、まことに身の引き締まる思いでございます。もとより浅学非才ではございますが、町長を補佐し、元気な広陵町のまちづくりのため、職員とともに精いっぱい頑張りたいと存じております。

どうかこれからご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ではございま

すが、御礼の言葉といたします。ありがとうございました。(拍手)

議 長 ありがとうございました。

議 長 次に日程 2 番、議案第 6 7 号、収入役の選任についてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 提案説明をいたします。

7月31日付退任により不在となっております収入役につきまして、このたび和田建三氏を収入役として提案をさせていただきました。

同氏は、市立高田商業高等学校卒業後、昭和35年、広陵町職員として奉職、以来、下水道課長、産業課長、企画室参事、議会事務局長、総務部長を経て、平成13年からごみ対策室長として現在に至っております。

同氏は、堅実な仕事ぶりに加えて豊富な行政経験を持っており、職員の中においても信望が厚く、また数字的な認識は非常に定評がございます。町三役の一員として、特に町の最重要課題でありますごみ問題解決に努力をしてくれるものと確信をしております。収入役として最適任者と考えていますので、どうぞよろしくご同意くださいますようお願いをいたしまして提案説明とさせていただきます。お願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第67号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第67号は同意されました。

ただいま同意を得ました収入役よりあいさつがございます。新収入役お願いいたします。

収 入 役 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま議員皆様方の全員のご賛同を得まして収入役に就任させていただくことになりました。先ほどの町長の提案説明にもございましたけれども、大変な重要な行政の課題がございます。我々理事者、また職員が一丸となってこれに取り組みたいと、こういうふうに思っ

ておりますので、ひとつご指導、ご鞭撻よろしく願いいたします。簡単でございますが、あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

議 長 ありがとうございます。

議 長 次に日程3番、議案第68号、広陵町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。 町長！

町 長 固定資産評価員の選任案件につきましてご説明を申し上げます。

前任者の森藤友次郎氏の辞職に伴い、後任をお願いいたすものでございます。

提案いたしました吉村浩一氏でございますが、昭和19年に疋相でお生まれになり、県立畷傍高等学校、そして関西学院大学商学部を昭和43年に卒業されました。同年4月に、父吉村檜藏様が経営されていた三和繊維株式会社に就職され、きょうまでの34年間を不動産業務一筋に従事してこられ、現在専務取締役を務めておられます。この間に不動産コンサルティング技能並びに宅地建物取引主任者資格を取得されました。また昭和53年から62年までの9年間、住宅都市整備公団の真美ヶ丘土地地区画整理審議会委員や平成12年3月までの15年間、葛城税務署の広陵地区土地評価委員も歴任されておりました。現在でございますが、社団法人奈良県宅地建物取引業協会理事、法務指導委員長、同じく高田支部副支部長、開発法務委員長の要職についておられます。

以上の経歴をお持ちでございます。広陵町固定資産評価員にふさわしい豊富な経験、英知を持って公平、公正な評価を願える人であると考え、ご提案申し上げるものでございます。ご審議のほどよろしく願いを申し上げます。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第68号を同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第68号は同意されました。

議 長 次に日程4番、議案第50号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程5番、議案第51号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、1番議員!

1番議員 補正予算について1点だけ質問させていただきます。

ページ12ページであります。いわゆるIT講習会についての増員における件について質問させていただきたいと思います。

町長の所信の中にも、このIT基盤整備を行いたいと先日言われました。すべての国民がインターネットなどを駆使して情報技術革命の恩恵を得られることを目的に、ことしの1月から順次全国のこうした広陵町という自治体で実施されているようであります。IT講習が大好評であります。もちろん広陵町においても、こうした補正予算を組んでいるように、我々公明党が出した政策が全国に好評なのは大変に私たち喜んでいるのであります。受講生の人数発表もあったわけではありますが、この中身について、たとえば女性とか高齢者にすそ野が広がっていると思うが、こうした年齢、性別等を教えていただければ幸いかなと思います。

なぜこのような質問をさせていただくかという、やはりITの活用は障害者の社会参加、能力開発にも大きな可能性をもたらすと思っているのであります。そうした点を考え合わせて、この視覚障害者や聴覚障害者のための、またパソコン教室の講習の考え方について、まず初めにお聞かせいただきたいと思います。

議 長 はい、総務部長!

総務部長 ご質問いただきましたIT講習会の経過等の状況なんでございますが、当初61講座を予定しておりまして、現在まで43講座を終了いたしております。受講人数については669人の方が受講されております。

ただいまのご質問ございました年齢別、性別というのは、ちょっと資料持ってませんので、委員会でご報告させていただきたいと思います。なお、障害者等に対する取り組みについても、その対象者に応じたパソコン等の指導をしていきたいという当初の考えには変わらないわけですが、現在受講されている状況がちょっと把握できてませんので、これも一緒に説明させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

**議 長** はい、1番議員！

**1番議員** いま総務部長のお話もありまして、中身についてはあまり掌握してないと、やはりこうした補正予算も組んでですね、人数だけが多いから次の講習会のためにIT講習をやりたいと、そういうものも結構ですけども、やはり中身のポイントをですね、きちっと決めてやっていただきたい。そうすることがこのIT講習の目的にもかなうのではないかと、ましてや障害者については、こうしたことを得ることによって、この仕事の分野をですね、大きく広げることができるのでありますから、ですから中身をきちっと掌握した上で、この今言われました43講座をいまやってるけども、最終的には61講座、これをですね、もう少し中身のあるものも必要ではないかなと思ってるのであります。やはりIT講習、IT社会が高度化するにつれて、パソコンを使いインターネットを活用するかどうかで国民の間に新たな格差が生じるわけでありまして。情報を持てる者と持てぬ者の間に、経済面でも大きな溝が生まれることが懸念されるのが今日であります。デジタルデバイドが生じるのは、主に年齢や経済力のない、そして障害の有無などが要因である、こうした格差を防ぐために、いま何が必要であるかと思うとですね、こうした障害者の皆さんに光を当てるこうしたIT講習が考えなくてはいけないときがいまこそ来たのではないかと考えていますので、再度答弁お願いしたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ご質問いただきましたように、IT講習の目的というものを十分踏まえた上で、やはり我々もそういう形で構築していかなければならないというふうには考えております。ただ、当初計画いたしました一般募集と、それから団体別に募集いたしました内容について、いわゆる団体の方で欠員というのか、受講者の全員というのが実態としてはないわけで、その方であえて一般募集でオーバーしてるというような状態で、いわゆる初心者の方をいわゆるITになじんでもらう、パソコンになじんでもらうと、まずその目的を達成したいということで、今回おっしゃるご質問の趣旨は十分検討していきたいと思うし、それを実施していきたいと思いますが、今回補正をお願いしたいのは、とにかく受講できないという方がたく

さんおられるということに對しまして、やはりまずは受講できる機会を与えてやらなければならないという基本的な考え方のもとに一応補正をお願いしたと、その中身についてはご指摘のように、今後とも十分に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** いまのIT講習会の問題ですけれども、一つは目的の問題で、いま山田議員がおっしゃってるわけですけれども、この当初予算審議したときにですね、現実問題として政府が言っている予算を使い切れるかどうかというのは、甚だ疑問だというように指摘してたわけです。そういう中身はなぜかといいますと、この市町村に押しつけてきた部分というのは、結局は県やその他いろいろやっていますけれども、一般的な分野の問題なんです。山田議員がおっしゃってるのは、いわゆる雇用促進のための労働省管轄ですね、離職者あるいは失業者に対する専門的な知識、いま障害者の雇用促進につながるようなIT講習会やれという趣旨もあったと思いますけれども、これでは市町村全く受け入れられないのが現状です。そういう点でお聞きしますけれども、現実問題として、この講習は高度な講習を目的にしているのか、それとも本当に初歩の講習を目的にしているのか、この点は当初、初歩という形で言うておられたのでですね、山田議員の言うておられることが各市町村の中で消化できるかどうかというのは疑問に思っているのです、その点もう一度明確にさせていただきたいと思っております。

それから現実問題として、この問題は雇用の場を、機会与えていくという点もあったわけですけれども、この講習の形態はどのような形態で実行されているのかですね、雇用の形態が広がる部分というのがあるのかどうか、またそんな世相の現状はどのようになっているのかをお聞きしたいと思います。そういう中であって、効果があるとすれば一般会計をも使った方策が考えられると思いますけれども、現状は国の補助金のみでやっておられるという現状ですが、その点についての考え方もお聞きしておきたいと思っております。よろしくお願い致します。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ただいまのご質問でございますが、IT講習会の目的といいますのは、当初目的として上げておりましたように、超初心者を対象に、まずはIT、いわゆるパソコンになじんでもらうと、これが目的でございます。ただその中で、その当初に、当初予算のときにもご質問をいただきまして、障害者等、聴覚者等にはどういう対応をするんだというようなご質問もいただいたように思います。それについてもやはり町としては、なじんでいただくとい

うことについては、障害者であろうが健常者であろうが、これは区別はしないという考え方で、いわゆるどういう方法があるのかということを検討していきたいということでございます。

それから雇用促進の問題でございますが、これについては、いわゆる費用をいただいて勤労者総合福祉センターですか、そことあるいはふるさと会館の方でこういう講習をやっておりますので、そちらの方の目的と今回のIT講習会の目的はおのずから違った目的になっているということで、対象としてはいわゆるどちらも受けておられる方もおりますので、その方をやはり就職の気概をつくりたいということで技術を持ちたいということで目的に応じた講習に受講していただいているという現状でございます。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** 講習というのは僕ちょっと言葉足らずだったわけですがけれども、いわゆる教師ですね、その教える側の形態、いわゆるそこに雇用は広がる、こういう意味でお聞きしたのでですね、そういう点についてどのような、いわゆる講師陣のすそ野の広がりなどをですね、雇用につながるような方策がとられているかどうかということでお聞きしてるわけなんです。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** いわゆる指導者という立場でお願いするということで、これは一つの方法として会社、いわゆるOA機器等の会社等に入札をお願いして、その講習の費用を賄うという中で、会社自体が雇ってもらって、雇用者を雇い指導者に任命されているという状態と、直接学校の先生等、いわゆるパソコンの技術をお持ちの指導者的立場の方にもお願いしているということ、それから一般の方で技術を持っておるんで講習の指導に当たりたいという申し込みも受け付けまして、その方も一応採用させていただいていると、一時的な雇用にはなるんですが、そういう方法をとらせていただいているということでございます。

**議 長** 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

**議 長** 次に日程6番、議案第52号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程7番、議案第53号、平成13年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑に入ります。 5番議員！

5番議員 介護サービスの利用が少なく、それに伴う補正ということなんですけど、どのような利用状況であったのかということをお聞きしたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 お答えを申し上げたいと思います。

まず在宅サービスでは48.56%の利用でございます。それから施設サービスでございますけれども114.47%、平均いたしますと70.21%の利用率であったと、こういうことでございます。

議 長 5番議員！

5番議員 見込みに比べて70.21%ということで、施設の方は本当に足りないほど皆さん施設介護の方に回る方多いわけなんですけれども、在宅の方がやはり想定より低いということなんですけれども、その原因をどのように分析していただいているのか、それと、それどのように利用率高めるのに対応策を考えていただいているのかの2点お聞きしたいと思います。それと平成13年度、いままだ半ばなんですけれども、伸びつつあるのかですね、利用がですね、どんな状況なのか、もしわかればお願いしたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 利用率が低いということの原因ということでございます。新聞紙上等でもいろいろ言われておりますけれども、まだ制度ができて1年ということでございます。まだまだ十分なPR、また制度の内容等、全般的には浸透してないということが一つは大きな原因であらうかなと、かように思っております。その中身といたしまして、細かい点では、とりあえず認定だけは受けておこうというようなことですね、それからまた、まだまだ以前の措置と違いまして、これは契約ですので、その辺の慣れもないんじゃないかな、それから各家庭

でやはりまだ地域等によりましては面倒を見ていきたいとか、こういうような面が考えております。今後につきましては、ご承知いただいておりますように、今年度も広報等でシリーズ的にも載せておりますし、この前にも介護フォーラムも開催いたしました。またケアマネジャーの研修あるいはチラシ、パンフレット等で周知を図っておるところでございます。また県の方におきましても、3分科会ほどに分けていろいろな減免、それからまたそういう利用率の向上、その他につきましては各47市町村がそれぞれの3分科会に属しましてその対策についていろいろ協議し、案を練り上げていこうというところでは始まっておるところでございます。その辺も十分見極めまして、さらに推進を図ってまいりたいと、かように思っております。以上です。

**議 長** ほかにありませんか。 はい、4番！

**4番議員** 施設介護のところですけども、これの中身ですね、わかれば教えていただきたいということと、それに関連してですね、いわゆる特養などではですね、全国的にも施設が不足している現状が指摘されています。広陵町においては、いわゆる待っておられる方というのはどのような現状なのかですね、その把握の仕方としては、いわゆる申請があつて待っておられる方あるいは希望があるけれども、現状は出しても待たなければならないから相談があつたけれども出しておられない方というような形態があると思うんですけども、どこまで把握されて、この現状を認識されているのかという点をお伺いしておきたいと思ひます。

それと在宅サービスの利用率の低下の問題ですが、いわゆる家庭の中でですね、いわゆる介護サービスを受けようとした場合に利用料の問題は現実としてあるわけですね。そしていままで1万円であったものが利用すると2万円になるとかですね、そういう点であれば家庭で介護をまだ頑張ればできるから辛抱した方がいいだろうと、こういうのがぶつかるんですけども、そういう認識は持っておられないのでしょうか、その点もお伺いしたいと思ひます。

**議 長** 福祉部長！

**福祉部長** まず1点目の施設の中身でございます。申し上げます。要介護老人福祉施設ですけども、これにつきましては124.86%でございます。それから介護老人保健施設、これにつきましては167.88%でございます。それから介護療養型医療施設、これにつきましては54.10%と、こういうような内訳になってございます。

それから次の特別養護老人ホームの待機者ということでございます。これはご承知いただいておりますように、いままでの措置でしたら担当課の方へ本人直接、また家族、民生委員、

その他の方々から特別養護老人ホームへ措置したいけれどもということでご相談はございましたけれども、介護保険に移りましてからは、あくまでもケアマネジャーがその方のサービスについて一番適切なその内容を組まれるわけですね。だから私の方でも町内で11名ほどのケアマネジャーの方がおっていておりますけれども、個々にそちらへそれぞれご相談し行っておられますので、その辺のところはなかなか把握が難しいというのが現状でございます。なお、平成13年1月15日ですけれども、県が47市町村をまとめました。それでその方が必ずしも1カ所とは限りませんね、たとえばここが第1希望ですけれども、第2希望、第3希望ということで重複申し込みされるのがほとんどの方でございます。だからそういう重複希望を省いて、実質的な待機者ということで出された資料を見ますと、私の方では18名のうち17名が入居されておられますので、あとは待機者が1.08人程度ということでの資料は出ております。

それから利用料の問題認識でございます。資料請求でもしていただいておりますが、まだ全部が担当課の方でまとまっておらないというようなところでもございますけれども、私の方も昨年の11月ですか、介護サービス利用状況のアンケートということで約280人の方々を抽出いたしましてアンケート調査を実施いたしております。その内容、また新聞紙上、それから県、他町村の状況を見ましても、いま議員さんがおっしゃっていただいているサービスを受けるについての利用料ですね、これについてやはり介護保険料を支払い、なおまた利用料が通常1割要る、低所得者3%の減免等はございますけれども、その辺で利用料についてももう少し安くというようなことはあることは十分認識はいたしておるところでございます。以上です。

**議 長** 4番議員！

**4番議員** いわゆる利用者の把握の問題ですけれども、アンケート等でやるのが最も基本だというように思いますけれども、実際にはやはり町、自治体がですね、いわゆる基本計画ですね、市町村介護保険事業計画をつくる任務を持っているわけですからですね、そういう点で3年見直しで5年計画の計画を持つという点からいっても、これはおっしゃったように難しい、把握の仕方というのは難しいでしょうけれども、その把握のシステムの仕方ですね、やはり研究していただいて、町自体がそういう広陵町の介護の実態について把握していただけるというような点についての努力していただきたいというように思いますけれども、これは全国的な課題につながるわけですけれども、その点についてはいわゆる改善点として今後の問題が認識されているのかどうか、これは広陵町だけではないと思います、全国的な問題

と思いますけれども、そういうのがあれば教えていただきたいというように思います。その点はぜひ広陵町での、先ほど特養の待機者が1.08人だということですが、私たちが感じている実態の認識とはですね、数字的に隔たりがあるように思えてならないわけなので、そういう点での認識もあわせてですね、数字と実態との開き、認識は持つておられるのかということもお伺いしたいと思います。というのは、特養に行きたいという方はですね、やはり私たち近辺でもおられるわけなんです。そういう方々のが反映されていない現状なのか、それともこれはケアマネに相談された人だけ、相談の場合は数字にこの場合あらわれていないように思うんですけれども、そういう点でのこの待機者、施設不足の現状の認識についてですね、あわせて再度聞いておきたいと思います。

**議 長** 福祉部長！

**福祉部長** おっしゃっていただいております施設の整備の関係でございます。これは介護保険が始まる当初から、国でも私の広陵町でも一緒ですけれども、利用者の約半分程度の施設整備しかないであろうと、こういうところから発足しておるところでございます。国の方でも予算化をしまして充足率が100%に近づくようやっておるところでございます。また私の方につきましても、いま議員さんがおっしゃいましたように介護保険制度は12年の4月から始まっておりますけれども、その前には県下の施設等、すべて実態の調査をいたしまして、どれだけ受けていただけるかどうか、その辺のところも調査して、その計画を立てたところでございます。しかしなかなかおっしゃっていただきますように、実質的には待機者の方はやはり相当数といいますかね、どの程度か私どもつかんでおりませんが、ある程度の人数はおられることは私の方も実感としては思っておりますので、さらにその面について進めてまいりたいと、かように思っております。

なお先ほど県の方でも申し上げましたように、県の市町村全域で保険制度の推進協議会作成部会ということで事業評価グループ、それから事務処理グループ、要介護認定グループということでそれぞれ47市町村がその3グループに入りまして、県の担当とともに、先ほどおっしゃっていただきました介護サービス利用の実態、それからケアマネジャーの調査の分析、また計画の見直し、介護保険料の賦課徴収、それからその他事務処理の改善ですね、それから介護給付利用の実績の分析調査あるいは要介護認定の事務に関すること、ケアマネジャーの調査、分析と、こういうところで1年間かけましてよりよい方法を見出して実施していくということで、いま進まれているところでございます。以上でございます。

**議 長** 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

**議長** 次に日程8番、議案第54号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

**議長** 次に日程9番、議案第55号、平成12年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 3番議員!

**3番議員** ちょっとページごとでわからないところをまたお願いしたいと思います。

まず歳入の件につきましてなんですけども、19ページのこの今回の特別交付税のちょっと内容を具体的に教えていただきたいなというように思います。

それとですね、次21ページの老人福祉施設の措置負担金なんですけども、これは介護保険との関係でこういう前年度から非常に減ってきてるのかなと、老人福祉の方では大分減ってきてるのかなと思うんですけども、これどれぐらいの金額でどういう経過で減ってきてるのかということをお教えいただきたいと思います。

それと同じく23ページの老人福祉施設の、こちらの方は先ほどのはあれですけども、国庫の支出金の方でも介護保険に移行したものの、それからまた身体障害者の更生施設等のこの実際の内容ですね、現在どれぐらいが受けておられて、これに對しましてどういう人たちに對して支出がされているのかということをお聞きしたいと思います。

それと25ページの、就学前の特例給付負担金ということが出てきてるわけです。これが3歳から6歳までのということで増えてきてるわけですけども、これに該当する人数ですね、それぞれどれぐらいの人数の方がおられるのかということをお聞きします。

それと31ページの児童福祉の補助金なんですけども、長時間保育が大分進んできてますので、これのいま長時間保育を受けておられる人数というのも教えていただきたいなというふうに思います。

それと身体障害者の保育事業の補助金が大分、前の612万から今回の471万というふうに減ってるわけなんですけども、その内容が人数的なものなのか、それとも制度的に変わったのかということをお教えいただきたいと思います。

それから34ページの繰入金の中で基金の関係で財政調整基金の繰入金が3億ですか、というのが今回執行されなかったわけなんですけども、これにつきましてはなぜだったのかということですね、どういう予定のもとにされていたのかということも教えていただきたいと思います。

それから修繕費なんですけども、これ資料の方でも大分いただいているわけなんですけども、今回は本庁舎の修繕ということをお聞きしたわけなんですけども、事業のところで大分老朽化が進んできてるので、特にやらなければいけない冷房の関係を今回先にしたということではあるわけなんですけども、そのほかにどういうところというのが具体的にあるのかということ、特にまだ急がなければいけないというところがあるのかどうかをお教えいただきたいと思います。

それからその次のページ、49ページの庁舎の整備とか耐震などの関係なんですけども、それから電算システムの保守委託料というのが結構大きいわけなんですけども、これは一時的なものなのか、特に電算システムの保守の委託料ですね、ここは一時的なものなのか、それとも毎年この金額ですっとされるのかということをお聞かせ願いたいと思います。それから先ほど言いました耐震の診断ですね、これはどういう業者に委託されて、これはもう決まった業者が通常あって、これから何年かに一度、またそういうのを診断していくという形になるのかどうか。

それとですね、支出の件ですけれども、先ほどは収入の方で財政調整基金の積立金をお教えいただいたわけなんですけども、今度は支出の方で1億6,300万ほど積み立てが増えてるわけなんですけども、これは前との関係でどういうふうな形なのかちょっとわかりかねますので教えていただきたいと思います。

それから75ページの介護保険の中で、ホームヘルプサービス、先ほどちょっといろいろと数字的には、数字というか、パーセンテージは言っていたんですけども、この内容につきまして、それぞれに件数的にわかるのならば教えていただきたいなと思います。ホ

ームヘルプサービス、ショートステイと友愛チームですね、それからあと寝たきり老人等の理髪サービス、布団丸洗いなんかの件数がわかりましたら教えていただきたいと思います。

それから次に89ページの西と真美の北の保育園の、これ委託料ですね、これは国の基準から、それから次のページの運営の委託料とか、そこら辺の、ここでも長時間保育の金額に対しましての人数的なこともお聞かせ願いたいなというふうに思います。

それから97ページの国保中央病院の負担金なんですけども、これ4町で負担をされてるだろうということなんですけども、これの負担の割合は何にどういうふうになっているのかということをもう少し具体的にわかりましたらお願いをしたいと思います。

それから101ページの環境保全指導員さんの報酬なんですけども、いつも頑張っていたと思うんですけども、今年度の仕事の内容というんですか、具体的にちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

それから107ページの清掃センターの方なんですけども、処理残渣の搬送の委託料というのが、前回よりも大分大幅にダウンしてるんですけども、これは何か特別にされてしているのか。それからプラスチックの処理の委託料に今回高分子類の委託料が一緒になってるのかなというふうに思うんです。なぜこういうふうな会計年度ごとに少し言い方というんですか、表示の仕方が変わってきてるのかなというふうに思いますので、ちょっと教えていただけたらなというふうに思います。

それから次の109ページの業務用生ごみの処理装置なんですけども、これは二つの小学校で新たに購入されて現在やっておられるということなんですけども、これ人数にあわせてごみの措置されている大きさが違うというふうにお聞きしたんですけれども、それぞれどれぐらいの容量なのか、またそれはどういうふうに花壇とか、そういうこともあるだろうと思うんですけども、その成果についてわかりましたらお願いします。

そして121ページの靴下産業の振興事業の補助金ということで1,000万出てるわけなんですけども、これにつきまして具体的にどういうふうな事業をされているのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから127ページの建物の鑑定などの委託なんですけども、これはこういう委託、鑑定、建物にどういう大体基準というのか、鑑定されているときの場所とか、そのときのいろいろな事柄はあるだろうと思うんですけども、この内容につきまして何件の、これはもう鑑定だけの金額なのか、それとも補償費も含まれているのかちょっとお聞きしたいと思います。

それから151ページの心の教室指導員さんのお金なんですけれども、これは心の教室指

導員さんずっといままでやってくださってるわけですけども、これは週何回とかいうふうな形でしておられるのかなというふうに思うんですけども、具体的な内容につきまして、回数も含めましてちょっとお願いしたいなというふうに思います。それだけです。すいません。よろしくをお願いします。

**議 長** 委員会でも審議されますので大きな問題について質問していただきまして、細かいことについては委員会の方でやっていただきたいと思います。その点ご了承願います。(4番議員「委員違うから。」) 3人相談してやってくれたらいいねや、だれか1人入ってるでしょう。 はい、福祉部長！

**福祉部長** まずお答えを申し上げたい。答弁で抜けておるところはおっしゃっていただきましたら、また後ほど他の部長が終わってからさせていただきますのでよろしくご了承をお願いしたいと、こう思います。

まず1点目、順番はばらばらですので、ひとつご容赦をお願い申し上げたいと、かように思います。国保中央病院の負担金の。(5番議員「ちょっとページ……。」) ページ数ですか、私もちょっとページ数が。(3番議員「97。」) 申しわけございません。よろしいですかしら。まず病床割と、それから元利償還割ということでなっております。それでいきますと、病床の数につきましては、比率が広陵町の場合は32.2でございます、65病床数ということで、単位がこれが1,000円ですので4,270万5,000円、それから元利償還金でございます、その割合が1,097万5,000円、利息の分で1,950万4,000円と、合計額で7,318万4,000円と、こういうことでございます。

それから、まずは児童手当の方でございます。児童手当でございますけれども、児童手当の受給者数でございます。合計で申し上げますと1,079というところでございます。それから児童扶養手当がございます。これにつきましては119人でございます。それから特別児童扶養手当と、こういうのがございます。これにつきましては、分けまして、これで1、2級合わせまして39名というところでございます。中の児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当の内容は申し上げますと時間がかかりますのでご省略をさせていただきたい、また委員会でも、ここでも申し上げますけれども、ちょっと時間がかかると思いますので、ちょっとまたあれでしたら後ほどでもお答えは幾らでもさせていただきます。

それから保育所の運営費というところでございます。それぞれさせていただいておりますので、そうですね、労・の方へは委託料といたしまして8,672万4,110円でございます。それから常葉の方へは3,859万9,310円というところでございます。その中身と

いたしましては、どういうものを出してるかといいますと、それぞれゼロ歳児から5歳児までは単価違うことをご承知いただいていると思います。その単価と、それから民間の施設等の給与改善費ですね、これを出してるわけなんです。これはご承知のように町と、それから私立との保育士さんの給与の格差がございます。勤務年数等によって違いますけれども、大体町の方は町の単独持ち出しといたしまして6%から12%を単独に持っております。他町村で恐らくないんじゃないかなと思いますけれども、それから事務職員の雇い上げ費、それから主任保育士の専任加算額と、こういうものが内容でございます。

それから保育所の運営費の補助金でございます。労・の方へは657万7,640円、常葉の方へは314万5,732円でございます。これは寺前議員さんもいつもおっしゃっていただいておりますけれども、私の方は国の示す徴収金がございますが、保護者負担の方ではその国の示す徴収金の約57%しかいただいてないわけですね。だからぐっと他町村よりも安いということをご認識はいただいております。

それからそれ以外に町としましても、嘱託員さんの報酬あるいは日本学校健康センター加入補助金、こういうもんも町単で出させていただいておりますというところで他町村に比べては十分な措置はさせていただいてるところでございます。

それから長時間保育とかいうことでの人数でございますけれども、何でしたらまたあれさしてもらいましょうか。委員会でも構いません、ここでも何も構いませんけれども、その辺おっしゃっていただいた長時間保育とか、あるいは新障害児保育の人数とか補助金とか、何もここでもご返事は申し上げますけれども、申し上げますか、ずっと。(3番議員「できたら資料でいただけるんだったら、その方が助かります。’) ああそうですか。ほんだらおっしゃっていただいたあれはここで何ぼでも申し上げますけれども、すべておっしゃるようにそれを出させていただいてよろしいですか。(3番議員「はい、お願いします。’) はい、そしてら議長、えらいすいません。

**議長** はい。3番議員、よろしいですか。

**3番議員** はい。ほかの。

**議長** 整備部長！

**都市整備部長** 121ページの1,000万の件につきまして、小規模事業経営支援事業補助金という形で国から500万いただきまして、町同等500万プラスいたしまして商工会の方へ活性化事業の取り組みについて補助してるものでございます。中身につきましては、12年度の実績報告という形で資料に添付させていただいておりますので、ひとつよろしくお願

いたします。

それと127ページの建物鑑定等委託料につきまして、笠・ハリサキ線の建物鑑定が3件、登記委託関係が3件、土地の鑑定が1件、それと時点修正等お世話かけた鑑定等委託料という形で1,253万4,668円の執行させていただきました。以上です。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 特別交付税の方の算定の内容ですか、これご質問いただいたわけなんです、算定項目並びに積算の内容については細目に及びますんで委員会で報告させていただくということをお願いしたいと思います。

それから庁舎の修繕料については、大きいものでは空調設備の修繕をやったと、それ以外についてはやっぱり庁舎が30年を経過してるということで小さいものはたくさんございまして、項目はちょっと監理課の方でお聞きになったと聞いておりますので、私の方では資料持ち合わせておりませんのでよろしくお願いします。

それから電算の委託料でございますが、これについて新しいシステムで委託する場合は、当然その年度だけに限るわけですが、あとのシステムの保守料あるいは使用料については毎年必要であるということでございます。

それから耐震の診断については、業者については委員会で報告させていただきたいと思っております。これについては一応庁舎が耐え得る状況というもので、庁舎全体を検査いただいております。この結果についても報告をさせていただきたいと思っております。

それから基金の積み立ての内容については、昨年と開きがあるというのは当然のことでございます。一応収支等を勘案した中で積立金の金額は決まるということですのでご理解をさせていただきたいと思っております。以上です。

**議 長** 環境部長！

**環境部長** まずページ101ページの環境保全指導員の業務の内容についてでございますが、地域の不法投棄の情報を町の方に寄せていただく、あるいは監視をしていただくということと、それから昨年は11月に京都南部の資源リサイクルセンターの見学もやっていただいて勉強もしていただいております。

それから清掃センターの処理残渣搬送料が減っているのではないかとございまして、これはプラスチックと不燃物とを仕分けした関係で数量が変わって表示されているように思います。この点は確認した上で委員会の方でご報告を申し上げたいと思っております。

それから高分子類という表現からプラスチックに変わってるということでございますが、

プラスチック類そのものが専門用語で高分子類というふうに表示されているもので、ただ一般的にわかりにくいというところから、12年度からプラスチック類というふうにわかりやすく表現をさせていただきました。

それから109ページの生ごみ処理機の購入でございますが、これはやはり小学校の児童数に応じて能力を考えて配置をしております。真美ヶ丘第二小学校は1日処理30キログラム、北小学校は1日25キログラム、これはカタログでの話でございます。実際出ている量は、それを超えないように機械を選定をしております。でき上がった生ごみは学校の学級園等で使用する、真美ヶ丘第二小学校でしたら、余った分はPTAにもお分けをしているというふうに聞いております。以上でございます。

**議長** はい、助役！

**助役** ページ151ページの心の教室相談員の賃金のことでございますが、これは真美ヶ丘中学で行っております。回数は週2回でございます。それからちなみに12年度の相談者は42名ということでございます。友人関係あるいは部活動の問題、その他いろいろな悩みを相談に来られ、それを解決に当たっていただいているところでございます。

**議長** 3番議員、もうありませんか。

**3番議員** はい。

**議長** 12番議員！

**12番議員** 詳細は委員会で聞くこととしまして、ちょっと大まかな、初めての平岡新町政ということでございますので、この決算を見ながら考えもお聞きしたいところがございます。

まず決算カードの1ページ、2ページと、この決算書のですね、4ページ、5ページ、分厚い方の4ページ、5ページ、あとは決算カードで行います。

まずこの決算について一番大事なの、まず町の収入がどうだったかと、税金がどのようにして入ってきたかと、これは町政の運用で一番大事なところでございます。この中でポイント的なことをちょっと述べたいと思いますので考えをお聞かせ願いたいです。

本町の場合、この決算書の4ページ、5ページにもございます。大きなものは町民税、我々サラリーマンが払う、個人で払う町民税が一つ、もう一つは法人、会社ですね、法人が払う町民税が一つ、この大きなサラリーマンが払う町民税、法人が払う町民税、このような状態が大きな状態でございます。この中で歳入のところの見ますと16ページ、17ページ、ここにもございます。個人が払っているのが約16億、法人が払っているのが約1億四、五千万、個人分が我々サラリーマン、多くの勤労者が払っているのが約16億、会社関係が払

っているのが1億4,900万ですか、このような状態でございます。その数字に対しまして、ここでも出ております収入未済額、収入未済額が両方合わせて、その一番上の町税のところに出ております収入済みが約36億に対して収入未済額がいま現在3億2,600万、このような状態、これは最終的にこれからせつせと集めていただいてですね、最終的には欠損なって最後は踏み倒しが何ぼか出てくると、このような状態でございます。この町民税を全額入れてもらわなきゃ、なかなか町の運営は大変なところでございます。この収入未済額の数字約1割ぐらい、最終的には欠損は大分減るんですが、その辺の収入側から見て全額払っていただくような対策はどのようにとってるか、最後には欠損ということで最終的にはもう踏み倒しみたいな形になる、その辺の収入入れてもらう策はどうかということでございます。

2番目は、このように非常にしんどい目をして入れていただいた町民税、個々の一人一人がみんな払っていただけてます。その支出について、この決算カードでも出ております、これは1ページ目、2ページ目のところにちょうど項目別というところが出ております。そのようにして個人が一生懸命10数億の町民税払ってるんですが、じゃあそれを使ってこの町を運営していく、ちゃんとそのお金で職員当たって運営していくんですが、人件費のところ、使ってる人件費は20億と、これはいろいろみんな保険でも手当入ってきますからね、そのうち職員の給料で15億1,100万、このような数字が出ております。なかなかこのような数字、出ていくといろいろ払う側の納税者からすると、まず一つは効率よく職員の運営をしてくれてんかどうかということですね。何か払った町民税、個々の払った町民税が全部人件費で消えてん違ふかと、こういうふうな形にもとらえられなくともないんですが、そういう感じ出ております。一つは効率よくこの運営をしていったのか、一つはこの人件費といえどもですね、無制限に出てくるもんじゃないんですわ。当然この中には残業代も入ってると思います。効率よく定時間内で高効率、これはいますべての業界でそうなっています。高効率よく仕事をして、定時間内ですべての仕事を終えるような、このような体制なりトレーニングなりこれから必要かと思えます。無制限に何ぼでも残業しても、何ぼでも残業つくよという形では、もうこれからはあり得ない、このように私も考えておりますので、その辺のこの人件費、いまでも大体残業がどのぐらい出てるのかということと、もう一つ効率よく仕事をしていく体制、この体制についてはどのようにとらえていってるかというのをこの決算から見てちょっとお教え願いたい。

その次一番大きな問題が公債費、ここで公債比率が出ております。この借金の返済、お金

の借金の返済で既に毎年10何億、年間120億ほどの予算の中で10数億のですね、借金の返済をするためのお金を払ってる。形からいうと、何か町民税払ってる額と同じぐらいの額がですね、借金の返済に当たってる、これは当然いろいろ新しい施設建設したらね、そのために生じるのはやむを得ないというところもあると思いますが、どうしてもこの公債比率、決算カードも出ております18.8、このような数字でちょっと上がってきております。この辺についても、これからはこの交付税の額もだんだんだんだん減らされるという、こういう予測されてる時代であります。この辺についても一番大きな公債比率、これから見た借金の考えですね、返済の考え、この辺についてはどういうふうに考えていくでございましょうか。

ちょっと大きなポイントでなかなかこの働いてる職員には厳しいことを言うようでございますが、いまの、私もサラリーマンでようわかります。なかなか現実どこの世界でも厳しい運営が行われてる、このようなことからいまちょっと質問を行いました。入ってくる税金に対して出ていく税金、ここをあくまでも高効率で使っていただきたい、このような非常な住民の声もございまして、その辺について効率よい職員の運営、あるいは効率よい仕事の体制、あるいは効率よい勤務体制などちょっとお聞きしたいと思います。以上大きく三つに分けて行いました。よろしく申し上げます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ただいま坂口議員の方からご質問いただきました。

まず町全体を考えた中で町税というものが大半を占めるというこの中で、やはり収入の未済額、いわゆる滞納額が多いというご指摘をいただいたわけです。これに対しまして、一応滞納整理と申しますか、この方に対応していただく職員をまず2名配置しております、収税課の方で特別に配置しております。それから職員全員、管理職等一丸となってこの滞納整理をしていこうということで、以前から取り組んでおるわけです。実態として、一応なかなか進まないというのが実態でございまして。今後もその対応の中で進めていきたいというふうにまず考えております。

それから人件費の20億ということに対して、効率のよい仕事をしているのかと、職員は十分町民のために働いているのかということの疑問に対して、やはり職員はそれなりに一生懸命みんな働いてくれていると思います。ただしその人員配置について、やはり考えていかなければならない点があるかと思っております。と申しますのは、やはり残業の多い課というものがもう過去の経過等踏まえた中で出てきておりますので、その原因がなぜかということも究明

して、新しい町長が登庁されたところから資料をお渡しして、町長の方も考えていただいています。そのために今回、まず全員協議会でやはり説明をさせていただく行政組織の条例を一部いらいたいということの目的もこの辺に持つておるわけでございます。

それから公債費についてでございますが、当然建物を立ててあとの借金を返済していかなければならないというのは当然出てくるわけでございますが、町長が言っておりますようにむだのない、むらのない投資をしたいと、投資はむだ、むらを省きたいというふうな方針で今後進んでいきたいと、それから過去の公債費の返還については、いわゆる歳入というのが限られておりますので、やはり歳出をできるだけ節約していくという方針で臨んでいきたいと、これからどんどんと厳しい状態が来るということは我々も認識しておりますので、そのように進めたいと思っております。以上です。

**議 長** はい、1番議員！

**1番議員** ちょっと主なことだけ聞かせていただきます。

一つは、いわゆる地方財政法では年度末に余った資金のいわゆる半分以上については繰上償還に合ってるかですね、将来の償還に備えて積み立てる減債基金などに上積みするよう義務づけられているわけでありましたが、この12月度決算を見るとどのような数値になっているのか、まず教えていただきたいと思えます。

それからいま坂口君からもありましたが、決算カードについて、いま坂口君は経常収支比率についてお尋ねありましたが、私はその他の方について、やはり実質収支比率についての5.4、それから公債比率の18.8と、またこの財政力指数の0.529、この数値を見てですね、行政側としてどう見るか、全体の決算を見てどう見るかをちょっと説明していただきたいと思っております。

それから三つ目は不用額についてであります。まず、なぜできたのか、いろいろな条件はあるわけでありましたが、不用額が予算執行に対して100%近いからいいというものではないと私は思っています。その不用額についてのあり方、どのようにとらえておられるのか説明をお願いしたいと思えます。特に不用額の多いその部署についての説明をお願いしたいと思えます。

それから不用額について、私はやはり予算で100億のたとえば予算をこの場所で賛成するわけでありまして、そしてどうぞ町民のために執行してくださいと言うてここでやるわけです。そして不用額ができる。その不用額は残った何%かでも残してですね、次の来年度の予算の一つのものに何か町民のために使ってもらえるような方法があるのではないかと。いまの

財政は厳しいわけです、この数値を見ても厳しいわけでありますけれども、町長、来年度初めてこの予算を執行されるわけですが、この不用額についてのあり方について、私はその不用額のたとえば100万出た不用額について、その10%でもプールして次の予算に使ってもらうようなやり方をですね、研究していただければなと思っておるのであります。

それから四つ目は、この実質収支については標準財政規模のいわゆる3%から5%の額が適当な額と言われておりますけれども、いま計算すると大体そのような形になってるかなと思っておりますが、この決算カードを含めて、全体をちょっと含めて総括していただければなと思っております。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** ただいま山田議員の方からおっしゃっていただいた内容はそのとおりでございますが、一応この決算カードを見た中で全体的に財政の担当として感じておりますことは、やはりこの決算カードの中では一応の標準的な内容に合致してんだろうというのは12年度の決算でございますが、今後がやはり問題だということが、ということは公債費もどんどん福祉会館の返還も出てきますし、やはりその占める割合がかなり負担になってくるであろうと、それから今後計画しておりますごみ焼却場等の財政計画、これも踏まえての町の財政というものを再度やはり見直した中で財政計画を再度検討する必要があるというふうに考えておりますので、おっしゃっていただいた実質収支あるいは公債比率等についても、この金額がこれでいいかというふうには考えておりません。ただしやはりこういう状態にまだ悪くなっていくであろうという認識が強い中で、やはり財政というものを考えていかなければならないというふうに認識しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。（1番議員「不用額について。」）

**議 長** はい、町長！

**町 長** いま山田議員のおっしゃる不用額の考え方でございます。当初、この予算を計上する場合は見積もりとか実績を尊重して予算査定を受けて的確な予算を計上しているわけです。担当者は、これらの予算執行に当たりましては効率的に執行するわけでございまして、そうしながらやった事業に対して、なお残が生じるということでございます。今日まではよくこれらの残をさらに流用するとか、使い切るとかいう職員がおったわけでございますが、私はこれらの費用については残していただく、次の事業の財源に充てる、紙1枚まで節約をするという、そうした姿勢で督励をいたすつもりをしております。ですから不用額を残したから、不用額を生じたからその事業についてはうまく執行してないとかどうかは、よく判断をしな

ければいけないわけですが、予算があるから使うという考えをなくしていただいて、できる限り効率的な運用に努めていただくという考えでこれから行政運営、行政経営に当たりたいと思っております。

**議 長** 1番議員！

**1番議員** 不用額については基本的にですね、そのようにして考えを一つにしてですね、頑張っていたらいいかなと思っております。

それから決算カードについて、先ほど総務部長いろいろる説明ありました。この数字を見るとですね、本当に、たとえば経常収支比率85.2、もうこれはパンパンに張ってるわけです。もう余裕はないわけでありまして。というて、またその実質収支を見ますと、いま標準財政規模の3%から5%の数値が望ましいというような基本的にはうたわれているわけですが、それを見ると余裕があるのかなど。いろいろこの数字というのは魔物でありますから、大変我々質問するについても、こっちは厳しいなど、こっちはパンパンに張ってるな、そして余裕があるなど、またこの地方債の現在高147億9,000万、これは広陵町における年間ですね、予算よりも上を行く、いわゆる地方債借金を抱えてるわけです。こうしたことも考え合わせてですね、これからのこの運営、難しくなる、そして町長が言うてるように市町村合併等々考え合わすとですね、大変厳しいものがあるのではないかと、そしてこの決算はやはり来年度におけるその設計図でありますから、そうした設計図がいいかげんであれば、やはりつぶれるわけですから、それを肝に銘じてですね、きちっとこの来年度の予算編成に当たっていただければいいかなと思っております。その決意をお願いしたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 財政担当といたしましても、やはり厳しい行財政の中でということは、もう十分認識してやっていきたいと、かように思いますのでよろしくお願いします。

**議 長** ほかに質疑ありませんか。 4番議員！

**4番議員** まず1番目についてはですね、先ほどの財政計画について町長が新しく就任されたら、いま総務部長がおっしゃったように、たとえば下水道の償還あるいはまた下水道の償還等については資料をまたいただいているので、その辺のピークになる事態がわかるわけですが、あるいはいま言ったごみ処理計画あるいはし尿処理計画など、広陵町の抱えている多大な予算の中身があります。こういう点の財政計画を見直し立案するとおっしゃっていますのでですね、それは大体至急にする必要があろうと思っておりますけれども、わかりやすく議会が議論できるような資料をつくっていただくことができるのかどうか、その点まず1番目に

お伺いしておきたいと思います。

それから今回資料をいただいていますので、資料と予算の中身と合わせて議論をさせていただきたいと思うわけですが、先ほどから出ている問題などと言いますと、広陵町のいわゆる町民の暮らしがどうなっているのかという問題であります。これは福祉の利用状況やその他いろいろ分析する必要があると思いますけれども、資料の8ページに町民税の調定ベースで書かれています。これを見ますとですね、12年度その他のところと比べてみても特徴が同じく出ているんですけれども、普通徴収の方々は増えているわけですが、特徴については増えているわけですが、普通徴収が減っている、これは私は広陵町の特異な性格が出ているんだと思うんです。いわゆる靴下を中心としたですね、町内産業の動向をあらわしている事態で、やはり深刻な状況が出ているのではないかというふうに思うわけです。そういう点でこの普通徴収の減っている現状というところから見てですね、どのような状況を感じ取っておられるのかですね、認識を示していただきたいというように思います。

それと委員会などで論議していただければ結構ですけれども、いわゆる営業所得のところでもですね、11年度は減ってですね、12年度は増えているんですね。13年度、今年度については既に確定されているわけですからですね、そういう状況から見てこの流れというのは厳しいものがあるというように思うわけですが、13年度の予算編成のときにはまだ暫定のところで認識を持っておられたと、大体6月になればですね、申告等が確定するわけですから出てきていると思うんですけれども、そういう状況はどうなっているのか。それと更正決定などで、いわゆる12年度中の所得の動向が把握しやすいというように思うんですけれども、更正決定などの状況から見た場合のいわゆる会社や営業あるいは個人、個人については譲渡所得が主でしょうけれども、会社等の中身についてですね、数字として把握されているところがあれば教えていただきたいというように思います。

それから資料と二重になるのでちょっとあれですけれども、いわゆるページ31ページの不法投棄の部分、これは県から堤防等で処理するためにいただいている内容ですけれども、この不法投棄と、それから資料の29ページ、草刈り条例に基づく勧告等が行われているわけです。こういう点から見てですね、いわゆる個人の持っている土地の保全というのは個人が基本だというのは、これは当然の話だと思うんですが、たとえば堤防やその他というのは、これは管理が町や県になってるわけです。このところには税金でそこをきれいにすると、不法投棄でも個人のところについては個人が努力しなさいというようになってるわけです。こういうところについてですね、矛盾というのは随所に出てくるわけですね。草刈りについ

ては、当然これは個人で、個人が、土地を持っているところから生じた問題ですから個人の責任においてきっちりと処理していただくと、当たり前のことだと思います。その点で勧告を出された後のですね、状況はどうなっているのかという点を聞いておきたいと思います。

それから個人の点でも、個人の土地に不法投棄された、あるいはまた個人の倒産等によってその後の処理ができなくなった問題があると思います。そういう不法投棄の処分についてですね、やはり個人の所有だからといって一律に扱えない問題が生じています。一つは山などの町道沿いの不法投棄の問題では再三所有者は頭を悩まされております。依然として町はその点については個人でやっていただきたいとおっしゃっているわけですがけれども、これについてはそしたら固定資産税などで配慮するのが当たり前のことになってくるんですね。もう一つは、斉音寺、赤部、大垣内から出されているですね、斉音寺の倒産された何建設でしたかね、その建設のところの部分のですね、いわゆる産廃の積み残しの部分であります。これについても先ほどから言ってる不法投棄、個人所有の中にあつての不法投棄の特異な例としてですね、考えなきゃならない問題だというように思うんです。だからそういう点で個人の所有のところの、いわゆる個人で責任を果たす、迷惑かけてる責任果たす部分あるいは個人の領域を超えていると思われるような部分、そういう部分について町の関与をどのようにするのかという点は非常に重要なことですのでですね、いわゆる先ほどページ31ページの県からいただいている不法投棄処理分というのは、堤防等での処分ですがけれども、これの延長上にある問題だと私は思っています。そういう点でそのような内容の場合、どう処理されるのかですね、やはりマニュアルあるいは一定の基礎的な要綱をつくる必要があると思いますけれども、その点についてのご認識をお伺いしておきたいと思います。

それから資料22ページでいいますと、ちょっとさかのぼってしまうわけですがけれども、いわゆる健診の相談活動ですね、この健診の相談活動というのは、広陵町の健康計画の基本的な部分になっております。そういう中で、たとえば1歳6カ月健診の状況を見ますとですね、12年度でいえば内科337人の対象者に対して318人ですね、こういうのがたとえば4カ月健診、7カ月とか、その他相当の中で、いわゆる受けておられないところがあるんですね。これはですね、やはり早期発見、早期治療の基本的な子供を大切にする点からいってもですね、これは見逃せない問題だというように思います。これも私たち自身が以前からこの問題についてはですね、質問させていただいた問題ですので、この対応、受けておられない方々の対応、ケアどのようにされているのかお聞きしたいと思います。

それから健康手帳のところですね、21ページですね、基本健診が増えているんですね。

これは望ましい、喜ばしいことだと思いうわけですが、といっても率は少ないわけなんです。どのような努力をされてこれが増えてきたのか、若干ながら増えているのか、そしてまたこれ基本健診の受診の状況ですけど、40から49ずっとあるんですが、この全体の占める割合についてですね、数字をあらわせばすぐに出てくる問題なんですけれども、この点をどのぐらいまでいわゆる受診を上げていくということを目標に持つ必要があると思うんですけれども、その点目標に持つ必要があると思う内容についてご認識を持っておられるのかどうか、その場合にはやっぱり町独自の健診の活動をやらなければならないと思いますけれども、県保健所に頼っては満杯になってる部分もありますのでですね、そういうふうな内容も含めて、いわゆる広陵町の健康をどう維持、守り、そしていわゆる医療保険を減らしていくのかという予防医学の観点からですね、重要だと思いますので、認識を示していただきたいと思います。

それから23ページのグリーンパレス、これは公社の議論のときに質問をさせていただきました。ここには、いわゆる以前出ささせていただいてるわけですが、宿泊施設の改善点等の資料はその場合にも出ていませんでしたのでですね、改めてもう一度質問をしておきたいと思うんです。いわゆる宿泊施設の収支決算、宿泊施設だけの収支決算についての認識どのように持たれているのか聞いておきたいと思います。

それからページ25ページの小規模上については私が一般質問をしているわけなんですけれども、これは一般質問のところでやらせていただきます。

要保護の問題ですね、決算書です、決算書の25ページでしたか、ではないんですか、要保護、国の、25ページ、25ページ違うた。25ページですね、181万円のいわゆる補助金をいただいているわけです。それと資料でいただいているところでもですね、いわゆる41ページですか、41ページに要保護の状況をいただいています。そしてこれを見るとですね、地域での格差というのが如実にあらわれているわけですが、この点についても以前教育委員会に要保護の父兄への通知の仕方についてですね、改善点を求めているわけです。担当職員の方もですね、その点について可能かどうか、可能なわけなんですけれども、研究してみるということだったんですが、この要保護、国からは3分の1の補助をもらう有利な制度になっているわけですから、町独自のですね、やはり要保護の基準を設ける、たとえば生活保護に準ずるとか、そういうようなことは国からのものとして来ているわけですが、その点について改めていくということはこの議会でも議論したことあるわけですが、そういう点での改善をしていただいて、要保護、いま生活の非常に苦しい方々が非常に増え

ている、こういう方々が受けやすくするような方法、通知方法をつくっていただきたいと思いますが、その点どのようにご認識されているかお聞きしておきたいと思います。

それとですね、31ページ、資料の31ページですね、河川の水質検査結果が出ているわけなんです。それを見ますとですね、やはりBODなどですね、これは基準よりも多いところというのが非常に高いところ、馬見川、土庫川の下流などですね、あらわれているわけなんです。この河川の汚れ、あるいはまたDOでいえば適合しているのは馬見川だけなんです。こういうふうな状況でですね、やはり美しい広陵町をつくっていく基本的なところの部分ですし、広陵町独自で解決できるものといわゆるできないものがありますが、このいわゆる基準以下に抑えていく、大和川全体がきれいになっていくという方向も重要な課題の一つですからですね、こういう内容についてやはり原因と、それからその対策、考える必要があると思います。この決算であらわれている内容から見ても重要だと思いますので、その点の改善策をお聞きしたいと思います。

それから57ページですが、資料の57ページです、この事業成果の報告書ずっといただいているわけなんですけれども、私はいわゆるこれは改善していただくということで土木委員会でもお願いしてたわけなんです。どういうことかといえば、以前は公表できないということで事業名と金額を出し、そしてその他の資料では業者と、それから箇所を出してたわけなんです。だから今回一体として出していただくというようになっていたわけですから、工事名、金額、そして請負業者、こういう形でやはり出していただくというようにしていただかなかったのか、委員会ではその方向でやっていただくということになってたはずですけども、その点について改善をした内容で出していただきたいというように思うわけでありませう。

それから68ページの施設利用ですね、いわゆる公民館あるいはその他いろいろ施設利用について資料いただいているわけなんです。こういう中でグリーンパレス、公民館、そしていわゆる勤総、これらが似通った内容が出ているわけなんですけども、こういう内容の全体の利用者状況あるいはそのいわゆる講座、やっている内容をですね、トータル的に見て広陵町の文化活動について示す必要があると思うんですけども、そういう点での教育委員会などですね、これは分野が分かれているわけですから別個になってるんです。これはやっぱり教育委員会が掌握してですね、広陵町の全体のいわゆる文化活動の状況を把握しながらですね、そのための向上を図っていくためにどういう連携と共同が必要なのかという点での考え方まとめる必要があると思うんです。そういう点での今後の方向の努力していただけるかどうか

お聞きしたいと思います。

それから97ページ、決算書です、決算書の97ページの国保中央病院の問題であります。これはですね、町長、助役時代にかかわっていただいてですね、それなりの見識を持っておられたと思います。今回、これにまたかかわっていくわけですけれども、設立当時からのかわりを持っておられるということですね、非常にわかりやすいと思うんですが、一つは、いわゆるこの負担金は交付税算入の分だけを出していくということが確認されています。ところがこの交付税算入というのは、その根拠、この数字が出てくる中身ですね、どういう中身で出てくるのかというのを確認してないんですね。だから積算の中で国から交付税が算入されてくるときに町が申請されます。申請される金額と国から出てくる金額が一致しているかどうか、その点まず聞きたいと思うんです。わからなければ委員会でも結構ですけれども、この点での確認が第1点。

それから、今回国保中央病院で職員の方々がですね、働きやすい職場環境を求めているいろいろな運動をされていたわけですね。今回ですね、県は国保中央病院の職員は国保連合会の委託職員だという位置づけでいままでやってこられました。ところが今回ですね、労働基準監督署その他の関係機関でですね、純然たる公務員だということがですね、決定されてしまったんですね。これはですね、働く環境をつくっていくという点ではすばらしい状況が生まれたと思います。しかし、この議会で議決している内容は、国保中央病院というのは広陵町に本当につんぼ敷敷にされながらですね、突如県からですね、今後田原本単独では大変なので4町でやっていただけないかというような形で強制的に押しつけられたものなんですね。そういう中で土地については負担をしたと、運営については一応自治体病院という体裁をつくって、この交付税算入の分をトンネルにしましょうという合意をしてですね、一切それ以外の金は払わない、こういうふうになっていたわけですね。しかし新たな展開が予想される事態になっているわけですけれども、広陵町としてどのような対応をされていくのか、そしてその場合に欠かせない点はですね、依然として国保中央病院の経理が不透明になっています。それは大宮病院、国保連合会の持っていた借金をそのまま国保連合会がですね、抱え込んでいる状況は依然としてあるわけなんですね。それは表に出ない。こんな状況でですね、この運営はですね、本当にけしからん内容だというふうに思います。腹をくくってですね、やはり対応していく、これは県の責任でもあるわけですからですね、そういう内容を含めて国保中央病院が一層利用者にとって安全で、そしてまた信頼できる病院をつくっていく必要があろうと思います。県立のいわゆる職員の派遣病院のような形ですね、先生が定住しない、2

年か3年に1回変わってしまう、小児科については先生の信望が厚いそうですけれども、そういう改善点とかですね、救急病院の受け入れ一定改善しましたけども、夜間についての不十分さがあります。こういうふうなところでの改善点に合わせて自治体病院としての位置づけというのは値打ちが上がるわけですが、そうでない場合についての問題点がありますので、今後の国保中央病院のあり方についてですね、この負担金の決算書を見た中で、私たちは決算書の中身わかりませんからですね、国保中央病院の状況をどういう把握されているのかお聞きしたいと思います。

それからページ109ページですね、これも先ほど財政計画の問題で非常に重要な内容を抱えてるということで指摘したわけですが、いわゆるし尿、御所に建設される内容、これは新町長は関与されておられない内容であってですね、非常にこの行き先についてですね、懸念材料もあり、また活用次第では非常に有効な手だての用地でもあろうかというように思うんです。そういう点で、この141万7,500円、合理化事業計画基礎資料策定事業委託料が出されて、組合の方で実行されたわけですが、今後のこの取り扱い方、広陵町の負担というのはここでも議論してですね、改善されました。共産党の指摘でですね、いわゆる人口割や利用割が含まれていなかったという点で改善されたんですけど、依然としてそれは不十分なもんなんです。広陵町の負担、本来でいえばもっと少なくて済む内容だったわけですから、そういう点の努力をしていただいて組合での発言を強めていただきたいというように思うわけですが、その点のこの問題点と改善方向を示していただくことができるのかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから、もう2点だけ聞いておきたいと思うんです。それからですね、73ページのシルバーへの補助1,134万の補助が出てるわけなんですけれども、これも公社の報告のときに議論をしました。このシルバーについての活用方法というのは、広陵町と一体のものである必要があると思うんです。全国のシルバー協会はですね、示している点は独立して健全な活動ができることが望ましい、そのための努力をやるべきだということで、再三シルバーには町にもシルバーにも言ってきていたみたいです。私たちも共産党の議員団は奈良県のシルバーの管轄しているところで勉強させていただきました。確かに独立して運営をしていくのが望ましいんだという認識を持っておられました。しかし実態は、それはもう不可能に近い、そういう点からいって私はですね、広陵町のシルバー、これだけの補助金出しているわけですから、お年寄りが活動しやすい、働きやすいという点を第一に置かなきゃならないと思うんです。でなければ、シルバー全国協会が示している点でいえば自主独立の観点から

ですね、お年寄りにも健康で働くといういろんなすばらしいメリットありますけれども、結局は厚生省のいわゆる外郭団体、官僚が出先機関として働くような状況で運営されている、だから独立採算でやりなさい、盛んに言うてるけれども、現実はですね、自治体におんぶに抱っこされてるような状態があるんです。そこを率直に認めてですね、お年寄りが本当に過労、重労働にならないような内容で、さらに行っていく必要あろうと思うんですけれども、その点そういうような認識を持って運営に当たられるような体制をつくっておられるかどうかお聞きしておきたいと思います。

それから77ページ、これはシルバーの方の意見です。来んでもいいというような形でおっしゃいますと大変なことになると思います。77ページ、一つだけこれは中身の問題なんですけども、在宅福祉事業費国庫補助金返還金ですね、47万9,000円、これはもちろん予算の立て方と執行との内容にもよることだというのは当然の話なんですけども、これはどういう形での生じた返還金になっているのかお聞きしておきたいと思います。

それともう1点ですね、長時間保育やその他いろいろ保育行政の問題が出ています。この資料にもいただいていますね、いわゆる町外の保育所での資料もいただいています。これはいわゆる措置が外されてですね、国のいわゆる基準は従来どおりの徴収金を示されております。広陵町はですね、いわゆる年齢によって保育料をとっていくということの、本当に画期的な仕事をしていただいているわけで、いわゆる国に示す徴収金との差額というのは、先ほどおっしゃったとおり非常に喜んでおられるところです。ところが最近ですね、いわゆる駅前保育園とかその他いろいろ保育園出ています。これについてはいろいろ問題もあるし、また改善点が出されているようなんですけれども、そういう内容は別として、こういうようなところ、私立幼稚園も含めて、いわゆる広陵町の資料示していただいているいわゆる就学前児童、子供ですね、の実態を把握するという点では、やっぱり数字にあらわれていない部分がたくさんあるんですね。それは広陵町単独でできる部分とできない部分がありますので、県と協力してですね、いわゆる広陵町の把握できない保育園に通っている方々あるいはまた幼稚園は就学援助の申請があればわかりますけど、それもわからない。だからそういうような実態を把握しながら就学前の子供のいわゆる先ほどの健康状態、そしてまたいわゆる保育状態などですね、把握してその後の広陵町の行政計画に反映させる必要があると思うんですけれども、その努力についてやはりやっていただく必要あろうと思いますが、そういうような実態把握についてのシステム化をつくっていただくことをお願いしたいわけですが、これは県とも相談せんとできない問題やと思いますから、ひとつよろしくお願いしたいと思います。以上

です。

**議長** しばらく休憩します。

(P.M. 0 : 04 休憩)

(P.M. 1 : 34 再開)

**議長** 再開します。

午前中の4番議員の質疑に対する答弁より行います。 総務部長！

**総務部長** 寺前議員さんのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず最初に財政計画についてでございますが、この財政計画については早期に見直しが必要ということをご認識しております。いま現在職員の方で指示いたしましていろいろと計画を立てていただいております。ただ交付税の確定という点でつかみにくい部分がございますので、幾分手間取るかと思っております。ただしこれができましたときには、議員さん方にも十分認識はいただいておりますが、この実態をやはり見ていただきたいというふうに思っておりますので、参考資料等についてご提示させていただきたいと、かように考えています。

それから普通徴収者、町税の部分でございますが、徴収者が減ってるということで、この点の質問をいただいたわけですが、いわゆる特徴の方と普通徴収の方というこの数字がそれだけの差額がどちらかへ移ってるかという実態では決してございませんので、この中でやはり会社組織になったとか、それから個人が会社へ勤められたとか、いろいろな問題もありますし、それから寺前議員さんがおっしゃってたいわゆる失業者という問題もここに含んでるかと思っておりますが、その辺の内容については分析はしておりません。

それから法人税の還付金に係る部分でございますが、やはり現状の経済情勢というものを踏まえた中で、やはり予定納税をされてた法人が確定で還付するという状況で、本年度におきましても既に859万4,200円という金額を還付しております。そのうち法人税におきましては637万4,900円というものを還付しておりますし、補正でお願いします600万というものも法人税の還付というふうになりますので、この状況を見ていただいたときに、やはり経済情勢は厳しい状況であるということは認識できると思います。以上でございます。

**議長** はい、福祉部長！

**福祉部長** それでは3点ご質問いただいていることにつきましてご答弁を申し上げたい、かように思います。

まず1点目の資料の22ページの4カ月児健診から1歳6カ月児健診の受診状況で、対象者と受診者のその差はと、こういうことでございます。それにつきましては、その日に来られなかった方につきましては、病院とか医院、園などで受けておられるのがございます。その把握につきましては、電話で保健センターからお問い合わせし、また電話に出られない方につきましては文書でその後受けたかどうかの確認をいたしております。それでいや受けてないというようなことでもございましたら、生まれ月が1カ月ずれますけれども、次の生まれ月のときにおいでいただきたいということでご連絡を申し上げ、すべて健診につきましては100%受けていただいておりますと、こういうところでございます。

それから資料の21ページですか、基本健診の率は上げております。おっしゃっていただいておりますように年々受診率は上がってまいっております。しかしながら、まだまだ受診率は低うございます。私の方の対策といたしましては、広報で周知をしてる、また保健推進委員さんにもご連絡を申し上げておる、また各大字の回覧板もさせていただいておりますと、それから受診者、該当者の方へご通知を申し上げておる、それから病院とかの窓口ですね、それからスーパー、郵便局等、人の出入りされる場所へPRをしていると、こういうところで全員には漏れなく受けていただくように連絡はいたしておりますけれども、なかなかお忙しいのか、また体に自信があるのか、また何らほかの理由かは何ですけれども、受診率がもう一つ100%近くですね、なってきたないというところであろうかと思っております。

それからご承知のように平成7年から11年までの5年間でヘルパ事業をやりました。その後、またことしに入りまして年代を区切りまして、この前第1回でしたか、55歳から64歳までの方ですかね、その方につきましては総合健康指導事業ということで5年間、また12年度からやりますけれども、そのアンケートを全部出させていただいて回収した結果を11月の文化祭など、そのときにもこういう回答の結果でしたよということでご報告はそのときさせてもいただいております。それから引き続きまして、今年度に入りまして年齢を下げまして、もう一度そういう調査をですね、やっております。その結果等を踏まえまして、国で言うてます健康21ですか、その事業計画が平成10年度までですかね、立てなければいけませんので、それに向かっていろいろと取り組みをやっておると、こういうところでございます。

それからもう1点、老人の福祉施設の措置費負担金の返還でございます。これにつきましては、養護老人ホームの入居者、三室園で6人、平沼寮で2人、それから慈母園で1人ということで見ておりましたけれども、1名慈母園の方もございませんでしたし、そういう国2

分の1、県4分の1、あとは自己負担除きまして町費ですけれども、その分の返還をすると、こういうものでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

**議長** 都市整備部長！

**都市整備部長** 寺前議員さんから資料の内容等につきまして2点ほど質問ありました件につきましてご説明申し上げます。

事業実績報告書の中で落札業者名についても議会報告には入っておるんですから決算書の資料に入れてもらってはという形でございます。各関係課にわたっての関連する資料になってまいりますので、調整してまいりまして関係部局と調整し、次年度からの決算から考えてまいりたいと思っております。

続いてグリーンパレスの宿泊利用の収支云々についてでございます。収入につきましては、サービス公社の決算報告の32ページの件数から見ても平均70%以上の部屋の日々稼働率になっております。そうした中で、必要経費につきましては職員並びにパートの職員、また光熱水費、清掃業務委託費等、館内全体の管理も含めた中でなっておりますので、宿泊料金に対してその分の支出は幾らかとなれば、概算的な形になってははっきりしたその分だけ区割りするということが不可能でございますので、稼働率から見ても黒字であるということをご認識の上、ご了解願えたらと思っております。

**議長** はい、環境部長！

**環境部長** 寺前議員さんのご質問にお答えいたします。

まず草刈りの状況でございますが、草刈りをしなければならぬ空き地につきましては、事前に調査をして把握をした上で、土地の所有者、管理者に草刈りを実施するようお願いの文書を出した後、一定期間後にその草刈りがされているかどうか、再度確認をいたしまして、まだされていない場合につきましては環境保全条例の規定に基づいて勧告書を出させていただいております。本年もいまこの時期に刈られていない土地につきまして勧告書を出させていただいているところでございます。

それから不法投棄の問題ですが、個人の土地はあくまでも所有権者が管理をするということが原則でございます。道路、河川等の公共施設に不法投棄されている分につきましては、決算書にも出ておりますように、町において県から補助金をいただいて処理をいたしております。それ以外の公共施設にもたびたび不法投棄もございますので、その場合は職員が出向いて回収をして清掃センター等で処理をしているというのが現状でございます。確かにご指摘のように民有地であっても管理の権限を超えているといえますか、そういうふうな状況が

出てまいることも当然あるかと思えます。その場合は、前もって要綱を定めておくということになりますと、それをよいことにして不法投棄が誘発されるということも考えられますので、今後の対応といたしましては、個々具体的にケースごとに対応してまいりたいというふうに思います。

質問の中にも出ておりました近代基礎の跡地の件につきましては、差し押さえ権者が奈良県農協でございまして、この建築廃材を山積みされている現状をどうしたものかということで警察当局とも十分相談をしております。自社物ということであれば手出しができないということで、いずれ適切な処分をされるものと期待して待っておったんですが、あのような状態になりましたので差し押さえ権者であります奈良県農協と農協の代表に町長から働きかけをしていただきまして、最悪町が手を出すと、処分をするというところまで段取りをしたわけなんです、最終的に競売の結果、地元の方が落札されたということでございまして、今後その地元の落札された方とその投棄物の処分について地元区長を交えて相談をしていきたいというふうに考えております。

次に河川の水質の問題でございまして、資料の31ページの水質検査結果、先ほど寺前議員さんは馬見川のことをおっしゃったと思いますが、広陵町の河川の中で馬見川が一番水質が悪いということで、この問題につきましては大和川の支流でもございまして、大和川清流ルネッサンス21協議会というところで分析をされております。汚濁原因で一番大きなウェイトを占めておりますのが生活系の排水ということで、率にいたしますと85.3%を占めており、汚濁の原因がほとんど家庭から出される雑排水によるものというふうに分析をされております。あと事業所系から出る原因というのは5.7%、畜産系からは7.7%というふうに分析がされております。この汚濁の原因が家庭系雑排水ということでございまして、下水道の接続を促進していただくという以外に方法がないということでございまして、今後とも下水道の接続に向けた取り組みをお願いしていきたいと思えます。

それから葛城浄化センターの負担の問題についてでございますが、確かに負担を軽減していただく措置をとっていただきました。今後も下水道の普及に伴ってし尿のくみ取り量が広陵町の場合はどんどん減っていくという状況の中で、維持管理経費の問題もまた浮揚してまいるのではないかとというふうに懸念をしております。今後また組合議会等において、町長の方からその点働きかけていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 申しわけございません。先ほどの寺前議員さんのご質問のもう1点抜けておりまし

た。無認可保育所の件でございます。広陵町の方は無認可保育所へお通いになっておられる方は一切ございません。以上です。

**議 長** はい、町長！

**町 長** 寺前議員さんの国保中央病院についてお尋ねがございましたのでお答えを申し上げます。私の経過認識と今後の方策について述べたいと思います。

大三輪病院を再建するというでスタートなったわけでございます。中和地域の医療拠点として磯城郡内に設けるといのが大筋でございまして、後に磯城3町と広陵町が自治体病院として発足なったと思います。こうした経過はいろいろありますが、自治体病院にすることによって有利な起債を起こせる、建設が可能であるということになったわけです。また一定の補助を受けられる、県や地元の4町から補助金を受ける、そして交付税で安定的にこの補助が確保できるという経営認識からスタートしたのであります。

私がおらなかったこの4年間に随分いろんなことが提起されております。特に地域医療の貢献については、非常に目覚ましいものがございます。しかし新たな問題としては、職員の職場環境を目指して身分や給与、退職金などもいろいろご審議をいただいているようでございます。この病院に働く職員が誇りを持って仕事をしていただくということが大事でございますが、なかなか身分については明らかな方策を打ち出しておりません。また反面、経営が厳しい状況でございます。全病院の借金を引き継いでおるわけです。実態は引き継いでるかどうかというのも、これもまだ疑問な点がございます。もともとは国保中央病院というよりも、国保連合会の病院でございました。全国にまれに見る、東京と奈良県しかない、そういう病院でございましたが、こうした連合会立病院と自治体病院のこうした関係がございます。

過日、組合自治体の4町が町長が寄りました。また国保連合会の役員さんも来ていただきました。病院長も交えていろいろ協議をいたしました。いま協議中でございますので、いろいろご質問をいただきましたが、近々まとめまして改めてその概要を議員の皆さんにご報告を申し上げて、そしてご意見をちょうだいをしてまいりたいと思いますので、どうぞご了承をいただきたいと思います。終わります。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 先ほどの寺前議員から2点ご質問いただきました。

その1点は準要保護児童生徒の件でございますが、ちなみに資料41ページは、これは13年度の数でございます。12年度につきましては要保護22名、これは主として福祉部の方でやっていただいておりますが、教育委員会の方では準要保護、これは81名でございま

した。これは各校区の民生委員さんによりまして、その家庭等々をいろいろお話をいただき、ご決定をいただくわけですが、基準といたしましては8項目を設けております。その8項目にのっとり、また民生委員さんのいま言いましたように具体的なその家庭の実情等をご説明いただいて認定しているものでございます。そうして本年度は申請いただいたものにつきましては、すべて合格といいますか、認定させていただいておりますのでよろしくお願い申し上げます。

それから次に公民館とか、あるいはサン・ワーク、グリーンパレス等の事業等についてのことでございましたが、公民館、図書館等で実施いたしております事業は、社会教育法に基づいて実施しているものでございます。したがって、他の町の施設での事業もそれぞれの施設の目的によって実施されているものと考えております。しかし議員さんご指摘のように似た事業もあろうかと思いますが、施設の目的により対象者も異なる場合もありますし、また反面似た事業であっても時間、場所等によりまして受講できないお方もおられると思います。その機会を多く住民に提供していくこともある意味では大切ではなかろうかと、このように思っておりますが、いずれにいたしましても一度他の施設の事業もどういうことをやられているかということ把握してみたいなというような思いも持っております。以上でございます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** シルバーのことについてでございますが、まず寺前議員さんもおっしゃったように老人の生きがい対策という部分も含んでの運営というものは大変難しいものがございまして、シルバー本来社団法人でございまして、独自の運営がしていっていただければ一番理想の姿になるということですが、これはとても無理なことで、やはり町がバックアップをしなければならないという基本的な考えには変わりはありません。ただしこの運営について、やはり十分認識をいただいている方にやはり常務理事等、あるいは理事長等におさまっていただいて運営がスムーズにいき、そして町との連携を保てると、これが理想でございますので、今後このいまの現在の実態等も十分に把握した上で考えていきたいと、かように思っております。

**議 長** 4番！

**4番議員** 町税の問題なんですけども、これは決算で状況を把握した話なんですけど、いわゆる12年度の中でですね、更正決定が出されている分というのはどのような実態があるのかですね、それと普通徴収が減っているという点ではいろいろ考えられるのは、いま総務部長

がおっしゃったとおりですけれども、実際にはいわゆる離職している傾向が高いという心配をしてるわけなんですね。要は靴下屋さん等に行っておられる方というのを現実には普通徴収の方が非常に多い、国保の状況を見てもですね、やはりその所得の低いところの部分が出ているということですね、こういうようなところでの実態に合わせてですね、やはり広陵町の地場産業振興のための手だてという問題で、具体的にやはり資金面等についてですね、町自体が把握していく、こういう作業が必要ではないかというふうに思うんですが、そのことの必要があるのかないのかということで基礎的な資料の認識を求めたわけですね。そういう点でそういうような内容の部分というのは、私たちにはとてもわかりにくい、またわからない、町においてやはりその部分、そんなにないわけですから、精査していただいて現状はどのような状態なのかという認識のもとにですね、地場産業の苦境についてですね、対策を講じる一つの手だてのきっかけ、認識を深めるという内容にしていきたいというように思うわけですが、そういう点でのこの普通徴収だけではないですけども、一般質問でほかにする部分とあわせてですね、精査していただきたい、そしてその実態把握に努めていただきたいと思うわけですので、その点でのご答弁をお願いします。

それと健診ですけれども、私もびっくりしたんですが、100%健診になっていると、これは本当に素晴らしいことだというふうに思うんですね。この点については、やはりもっと胸を張っていただいてですね、この健診が実効性を持っていると、そしてそういう子供らが将来どういう形で、いわゆる早期治療、早期発見、障害の早期発見、その他ほとんどの部分に関係しますのですよね、系統的な取り組みをしていただきたい、そしてまたそれは奈良県でも非常に珍しいことではないかなと思うんですけども、そういう点の認識も持っていてですね、全県的にも啓蒙していただきたいというぐらいのことだというふうに思いますので、ぜひ広めていただくような認識を持っていただきたいと思うんです。

ただ基本健診の部分ですけれども、これ僕は啓蒙、答弁していただいたとおり啓蒙の結果ですね、やはり徐々に徐々に増えているというように思います。ただやはり先進的なところから比べると余りにもまだまだ低いわけですから、そういう点で、たとえば目標設定、いわゆる健診率の目標を設定する、これ先ほどの中では健診率、40歳から45とかいうのはですね、人口で割ったら出てくるわけなんで、そういう点もちよっと聞いたんですが、目標の設定してみると、そしてそれに向かってですね、やはり啓蒙やその個別の対策を打つということが僕は必要ではないかと、これは非常に前進してきている側面も見えているわけですからですね、他町村と比べてやはりまだまだそれでも少ないという点からいって努力目標を設定し

ていただいてやっていく。その一つはいろんな試みをやっていただきたいというのは、たとえばかかりつけの医者に健診してもらってもいいというようなですね、これは町外に広がっていくために非常に把握が難しいと思うんですがね、たとえばそういう近隣の場合でしたらまだ把握できると思うんですけども、現在広陵町に限っている健診の場所をですね、近隣にまで広げていくというような手だてで、私はやはり基本健診の幅が広がるのではないかとこのように思うわけですが、その点についてどうなのかお聞きしておきたいと思います。

それから要介護保護の問題で質問しているのはですね、通知方法ですね、通知方法にはいわゆる生活困窮者という表現もあるわけで、それに類似したいま僕は資料持ってないのであるんですけども、職員の方にその具体的な例とあわせて、その根拠もあわせて話してるんですけども、そういう受け入れやすい通知方法、これはもう以前にも言って改善すると言われた時期もあったんです、上村教育長のときにですね。たとえば高田やその他ではですね、所得水準を一つの基準にすると、そういうところではですね、生活保護の1.5倍、これは文部省の指導においてもですね、それが限度というようになってるわけですから、そういうような設定の金額でいえば、たとえば広陵町で4人家族標準でですね、生活保護というのは年間130何万、150万か60万かちょっとわかりませんが、大体十二、三万の掛ける12という形でやっていくとですね、そういうところの1.5倍のところというのは見た目では非常に高くなるんですけども、受ける人は限定されてるんですね。だから一層受け入れやすくなって国の基準の3分の1の補助をもらえて事業できるわけですから、現在の非常に厳しい生活状況からいってもですね、やはり助かってくる方々は非常に多いというように思いますので、そういうような通知方法の改善をお願いしたいということをお願いするんですけども、それについて再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それとですね、いわゆる水質の問題なんですけども、水質の問題でですね、生活系が85%という点で、ちょっと実態との認識しにくいんですけども、以前から比べると下水道の普及率というのは非常に高くなってるはずなんです。ところが馬見川についてはそれがなぜ水質が悪いかといえば、やっぱりいわゆる河川の水量の問題、これは入れ替えが非常に少ない、こういう問題は歴然としてあろうと思うんです。そういう改善ではですね、一度南郷ではですね、環濠における川からの水を引いてですね、そういう事業もやっておられたわけですから、やはり高田川等があってですね、通常の場合から考えても、やはりきれいにしていくという方策というのはとれるのではないかとこのように思うんです。これは馬見でいえば水害の問題が起こっている問題でもあるわけですが、その改善については今後高田川に

水路を新設していくという点もご答弁いただいているわけですが、そういうような内容を含めて、やはり水質の改善というのは、この日常生活に潤いをつくる場にも、つくれる可能性のある問題ですので、ぜひそういう水質改善というのは即生活に潤う場を与えていくものだという点と結びつけてですね、河川の水質改善を進めていきたいと思うんですが、その点について再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それからグリーンパレスの宿泊の問題ですけれども、私は70%の稼働率があるから黒字だという点の認識では、事業として行っているという認識は欠けています。これは公社のときにも言ったわけですから、やはりこれはもちろん正確な数字を出すというのは、これは容易なことではないわけですが、実態に即してですね、どれほどの経費がかかっているのかということは出せるわけです。これを出さないと、結局は黒字だからいいんだというような結果になってしまうんです。だから要は黒字であれば黒字である場合の黒字の使い道、これは当然出てくるわけなんです、幾ら黒字だという設定をしながらですね、町の今後のこの運営の方針に当たってのですね、計画の立案というのは必要です。だからこういう点というのは役所的な考え方というのを捨てていただいて、やはりいま事業として行っている問題ですから、こういう点についてはやっぱりきちんとした対応をするという認識を持っていただきたい。これは正確な計算というものではなく正確な事業の把握ということですから、そういう点を再度認識を持っていただけるのか確認をしておきたいと思います。

それとですね、葛城清掃組合の問題ですけれども、これはやはり広陵町にとってですね、共産党議員団、これは関係する議員団がですね、組合の管理者である御所の市長等にもですね、再三会わせていただいて、そしてその全体の計画などもですね、改善の要望を繰り返してきたわけです。町もそういう点で努力していただいて負担の見直しですね、いわゆるそういう条例からなっている負担の見直しをやっていただいたわけですが、まだまだ広陵町にとっては不十分という点で、管理運営の部分では見直すよう努力していくということですが、やはりそういう点、早急な取り組みでないとやはり後れをとるというふうに思いますので、そういう流れ、だれかが得して損するという結果に終わるわけですが、広陵町の立場からいうとその辺を強く、最も道理のある方法だと思いますので、道理のある方法をぜひ提案していただきたいというふうに思います。

それとシルバー人材センターの問題ですけれども、認識としては一致したと思います。というのは、シルバーの場合、全国シルバー協会からの指導はですね、独立採算制ということで、いわゆる常務理事も会員で相互で選んでいくということ等を実施しました。これはこれ

で私は別にいま何の問題もないと思っています。要はシルバー人材センターの運営を会員の皆さんが民主的な運営のもとにしていただくと、これはこれでいいんですけども、実態はやはり町からの指導で成り立っているというのが実態ありますので、そういう民主的に運営していくという点はもう当然のことで、今後もその方向でやっていただくということは大賛成です。そしてそれと町が関与していくという点は、援助していくということにつながっていくわけですから、職員等の養成の問題あるいはまた職員の派遣の問題等についてもですね、継続してやっていきながら、お年寄りが働きやすい場、たとえば前回の場合には袋、いまでもそれはそれでいいんです、強制的にしなけりゃいいんですけども、袋何ぼ1日につくとかですね、そういう形で混乱を起こしたとかいろいろあるわけですから、そういう改善をきちんと認識を持っていただくと、指導している職員の方に認識をきちんと持っていただくという点はやっぱり指導の問題として残ってくるだろうと思いますので、その点の指導、連帯をもって解決していくという立場からですね、お願いしたいというように思いますので、再度質問をしておきたいと思います。

それとやはり大問題は国保の運営の問題ですね。国保の運営の問題、いま近く出していただくということで、それは方向としてはそれで了解いたします。しかし問題は自治体病院、実質上の自治体病院となるという場合の、一つは当然これは町のいままで言ってきたことの確認をどうするかという問題ありますけれども、職員の働きやすい場をつくるというのは、これはその時限とは別の問題ですから、病院経営の問題としてですね、いい医療を努めていくというのは当たり前のことなわけですから、国、いわゆる制度的に確認をされてしまった問題ですから、その承認とともに早急にその改善は打っていただかなければならないと、これはそこに通う患者の立場になるわけですから、よい医療を受けるという、看護婦さんやその他の職員が働きやすい場に立ってよい医療を受けるということにつながるわけですから、これは早急の手だてを打っていただくということは当然だと思うんですが、そういう内容も含めていまその働く人らの職員の立場という問題をどう議論されているのか、もし現状で一致した問題があるとすればご報告いただきたいというように思います。以上です。

**議 長** はい、福祉部長！

**福祉部長** それでは再度ご質問いただきました基本健診の受診率のアップの件でございます。

まずおっしゃっていただいておりますように、年齢別にですね、目標を立ててということでございます。私の方もいろいろ検討いたしまして、それにおっしゃるように近づいてまいりたいと、かように思っております。

それからもう一つの健診率を上げるために町外の医療機関へでもということでございます。現在は集中的にさわやかホールでいまやっております。それと来られなかった方につきましては、一定の期間内に町内の医療機関へ受けていただくよう、これは以前からもその両方はやっております。ただおっしゃっていただいております町外につきましては、やはりその病院等のいろんな問題もあろうかと思しますので、今後病院とご協議を申し上げ、できる範囲で検討しながらやってまいれたらと、このように思っております。以上です。

**議 長** はい、環境部長！

**環境部長** 水質の問題につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、家庭系の雑排水が一番大きなウエートを占めているということで、下水道の接続によって汚水が河川に流入しないと、もう全然流入しないとすれば、全く水量も確保できないということにもなると思います。実際私の住んでいる地域においても下水道がほぼ100%に近い状態で接続されております。その水路を見ていただきますと、いままで悪臭が発生していた水路が水量が少なくてもそういう状態を示していないということからすれば、汚水を流入させないということがまず水質の改善につながるというふうに考えております。そのためにも下水道の接続を推進していきたいというふうに思います。もちろんほかから水を引いてきて水量を確保すれば薄まりますし、その分水質は上がると思いますが、馬見川につきましては、そのような方法はちょっと不可能かというふうに思いますので、この地域においてはやはり下水道の接続を優先してやるということが改善につながるというふうに考えます。

それから葛城清掃事務組合の問題につきましては、いますぐこの負担を少なくするというのはもう無理だというふうに考えております。ただ将来的にし尿の処理量が各市町ごとに変動してまいりますので、その議論はまた浮上してくるのではないかとというふうに考えております。いまの段階では、いま決められました負担割合に応じて当面負担していくという以外に方法はないというふうに考えております。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 町税の面から見た産業界と申しますか、いわゆる事業所等の実態をどういうふうに感じておられるかということでございますが、まず普通徴収の中で11年度から12年度で徴収義務者数は減っておりますが、金額的には3,000万ほど増えてると、これは更正決定がございましたので追徴したという内容でございます。

それからまず実態の中で徴収率についてはどうであるのかと、やはり前年度と比べてみたり、それからまた滞納額の動向はどういう状況であるのかということから産業界の状況を見

た場合は、あくまでもこれは間接的な状況でしか把握できないということだと思います。それから収税課の職員が徴収に行っていると、この対応の状況をやはり聞いておりますので、この辺からの判断に基づいてやはり景気は低迷してるんだなと、大変だなという認識は持つわけなんですけど、経営実態についてはそこまで、税の立場から申しますと入り込んでないというのが実態でございます。

それからシルバーの問題につきましては、認識が一致したというふうにおっしゃっていただいておりますし、私も先ほど答弁いたしましたとおりでございますのでよろしくお願い申し上げます。

**議 長** はい、都市整備部長！

**都市整備部長** グリーンパレスの宿泊施設の収支につきましての件でございます。今後概算データというような形になりますが、つくってまいりたいと思います。また時間帯による平均を出した中で客室以外の部屋の方もいろいろパートの方々が担当してもらっておりますので、近いような形で今後概算データとしてつくってまいりたいと思っております。

**議 長** はい、教育長！

**教育長** 準要の通知の方法でございますけれども、文章表現ということになろうかと思うわけですが、再度検討してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**議 長** 町長！

**町 長** 国保中央病院の職員の身分でございますが、当初は公務員でなかったわけでございます。ごく一部の限られた人だけが組合職員としてスタートをしております。その後公務員だとか、いやまた準公務員だとかいろんな判断をなされているようでございますが、いまははっきりと私どもの組合管理者の方では決めてございません。これら全容を経過と一緒にご説明申し上げていろいろご意見をちょうだいをしたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**議 長** ほかに質疑ありませんか。5番議員、総務委員であることを認識してください。

**5番議員** 総務委員ですけども、大枠についてここでお聞きしておきたいことを集約してお聞きします。

まずですね、平岡町長になられて初めての議会なんですけれども、12年度の中で総合計画がつくられたわけなんですけども、その総合計画つくられてからまだ間がないんですけれども、その点の見直しについてどのようにお考えになっておられるのか、先ほど財政計画については見直しをしていくということで出たんですけれども、お聞きしたいと思います。

それからですね、先ほどから指数についてもいろいろと議論されているんですけども、この実質収支比率の5.4という部分について、山田議員がおっしゃるとおりなんですけれども、そこの中の答弁の中でですね、町長の方は不用額を流用しないで翌年に使うということをしちっとさしたいということだったんですけども、それは予算を執行する立場からいうたら整合性のある問題ではないと思うんです。この指数が高くなるとね、これは5を超えれば、基本的にはですよ、行政水準の向上だとか、それから負担軽減のために使っていくということが重大になりますから、単年度での収支会計決算していくことが基本でございますから、やはりそういう契約された部分を来年度、翌々年度に回していくという考え方は基本的に正しくないので認識を改めていただきたいというふうに思います。

それからですね、徴収率の問題なんですけれども、税の徴収率の問題なんですけど、坂口議員しっかりと取れというふうに質問なさっていたんですけども、平成3年から見ますともう本当に下がっているんですね。平成3年のときは町民税の方で98.4%、それから固定資産税で96.8%、それが現在は、平均ですよ、全体ならした分、滞納も入れてですよ、93.5%と88.9%が今年度ですから、本当に徴収率が激減しているという状態なんです。しかしその中でですね、見落としてはいけないのは滞納の分がね、本当に徴収しにくい状態になってるんです。ですからいろいろご努力いただく分は当然ご努力いただかなければいけないんですけども、あるところの見切りという部分も大変必要になってくるんじゃないかなと思いますので、とにかくやんやんやんやん言うていくだけの徴収の仕方というのは、やはり現実の社会に合わない、大変不況の中で払いたくても払えない、苦しんでおられる方もやはりかなりいるということ認識しながら徴収をしていただきたいというふうに思うんです。いうたら大部分が滞納の部分は徴収されるというふうに坂口議員指摘されましたけれども、実際はそうではなくて、収入未済額の中には5年分でしたか、の分の未済額が入ってるわけですから、この分の大部分は徴収できないというのが実態なんです。滞納で20何%ですからね、だからそういう部分をやっぱり認識した上でですね、その相手、徴収すべき人、納入すべき人に見合った適切なやり方という部分を踏まえていただきたい、がむしやんに徴収するというのではなくて、そういう点を先ほどの坂口議員の認識と私の認識は違いますので、この本会議の中で確認しておきたいと思います。

それからですね、この基金の方の問題なんですけれども、土地開発基金なんですけど、これは条例によりまして一般会計に計上しないで予算執行できるということは承知してるんですけども、今回もですね、基金最後の方についていますけれども、幾らだったかな、193

ページなんですけれども、2,922万1,000円という大きな金額、現金が動いているわけなんです、私たちはいまの状態では何も把握できない状態なんです、議会の方です。ですからこの部分について、まず一つは資料出していただきたいということ、町有地についてはね、基金の方も資料の中に載せていただいているんですけれども、現金がどういう形で何のために動いたのか把握できませんので、まずは資料を提出していただきたいというのが一つ、それからこの基金条例がどういう経過でできたのか、私はまだ議員でなかったですしわからないわけなんですけれども、こういう大きな金額が動くような基金です、土地が動いたりする、そういう基金ですので、やはりこれは一般会計を通すという方向を再度検討してもらった方が適切ではないかというふうに思うんですけれども、その点についてどのようにお考えいただいているのかお聞きしたいと思います。購買基金も一般会計通さなくていいんですけど、これは少額ですし目的もはっきりしてて、日常のね、備品じゃなくて、消耗品、鉛筆とか買うお金ですからそこまでは要らないのかなというふうに思ってるんですけど。

それとですね、介護保険、後でありますので介護保険については介護保険のところで議論させてもらうんですけれども、一般会計の介護の対象ということは、自立している方の、要介護とか認定されていない方のサービスになるんです。そういう方をこういう形でフォローしていくということは大変大事なことなんです。要支援の認定になるにはかなりやはり重度ならないと介護保険の認定なっていないような状況ありますので、現実に即していない介護保険の外れた部分ですので、この点についてさらに一層ですね、充実していく必要があるんじゃないかと思うんです。いまの人数ちょっとははっきり教えてもらってませんのでわかれば人数を教えてください、さらに今後充実の方向どうやってお考えになるのかお聞かせいただきたいと思うんです。

それとですね、障害者計画がもう既にですね、つくられて、いま推進されている状態なんですけれども、平成12年度の中でですね、障害者計画の前進した部分、具体的にどういうことを検討してきたのか、あるいは実現したのかという部分についてお聞かせいただきたいと思うんです。

それからいま9月いっぱいという形で公団の方と話、真美ヶ丘の方のですね、テニスコート、そして真美の塔の土地利用について議論されていると思うんですけれども、この資料の中でですね、66ページなんですけれども、西谷テニスコートがですね、年間で1,023回使われてるんです。1日に3回回るような、回転するような大変密度の高い利用のされ方をしております。真美ヶ丘、ますます人口も増えますね、テニス人口も増えていくわけで

すから、その真美の塔の隣接するテニスコートはどうしても存続していただきたいし、公園の部分についてもいろいろご検討いただいていると思うんですけども、どのようにいまご検討いただき、公団との話がどうなっているのかということをお聞きしたいと思います。これは6月議会でしたか、質問させていただいて公団と残すようにという方向でお話をしていくという確認はいただいております。

あと一つお願いしたいんですけども、ごみ減量推進委員さん、昨年何回か開かれて、こしも開かれているわけなんですけれども、ごみの有料化について、先般開かれた8月のごみ推進委員会の中でも議論されたというふうに聞いてるんですけども、その状況ですね、皆さんの意見がどうだったのか、共産党議員団の一般質問にもかかわってきますのでお答えいただきたいと思います。

**議 長** 福祉部長！

**福祉部長** それでは松野議員さんの質問にお答えを申し上げたいと、かように思います。

まず1点目の介護保険の被該当者ですね、自立として認定された方は5名でございます。それから1名の方は広陵町の訪問介護員の派遣事業をご利用いただいておりますと、他の4名につきましては老人福祉センターをご利用なさっていただいております。それからそのうち1名につきましては、高齢世帯へのヘルパーの派遣の安否確認ということでご訪問を申し上げておるという実態でございます。

その対策でございますけれども、いま申し上げましたような実態でございますけれども、その方々につきまして、さらにその方に合いました福祉の方の推進を図ってまいりたいなど、かように思っておるところでございます。

それからもう1点の平成12年度中の身体障害者等に対する方の対策ということでございます。これは申しわけございません、全庁的にまがりますので、ちょっと私の方で全庁的なことがいまのところ取りまとめておりませんので、後刻でもご報告を申し上げたいと、総務委員会ででもご報告を申し上げたいと、かように思いますのでご了解をお願い申し上げます。（5番議員「すみれ作業所の方。」）はい、わかりました。すみれ作業所の方につきまして、私の方のあれですのでご報告をここで申し上げたいと、かように思います。

これにつきましては、私の方も頭を痛めておりまして、以前からご希望のように早く建設をとというところで年間四、五回ですね、向こうの責任者の方とご協議、打ち合わせはさせていただいております。

まずご承知いただいているかとは思いますが、平成2年の7月ですか、広陵運動公園の管

棟を借用いたしまして、福祉作業所ということで開設をさせていただいたものでございます。それから平成6年度に32平米の増築をさせていただいた、これはもちろんいろんな作業所が狭いとか、また通所者が増えてきてるとか、こういう理由で平成6年度32平米の増築をさせていただいたと。それから経過をたどりまして、現在では13名の方が通所いただいております。ここ何年か後には15名程度、また近い年には20名程度になるのではないかなという予測をいたしております。それで作業所を早く建ててほしいということでございましたので、私がかかりましてちょうど総合保健福祉会館ですね、いまのさわやかホールができますので、その一室でもどうですかと、その中でさせていただけたら総合的な施設です。一番いいんじゃないですかということでご協議を申し上げましたが、スペースの関係、それから障害者の方ですので危険という認知度といいますか、そこへは子供さんからお年寄りまでの方が出入りをされますし、一般の方も出入りされますので、その辺のところのこともお考えなりまして、それはちょっとせっかくおっしゃっていただけてますけれどもご遠慮申し上げたい、そうしましたら敷地は限られておりますけれども、そしたらその敷地の中で、建物の中じゃなくして敷地のね、隣接しているところでどうですかと、こういうことでもお話を申し上げましたけれども、これにつきましても先ほど申し上げましたような理由で、できたら違うところをお願いをしたいと、こういうことでもございました。続きまして、ちょうど東幼稚園が東小学校の方の敷地の中へ附属幼稚園として建設するという話が持ち上がりまして、その東幼稚園の跡を一部改築して使用をさせていただきたいと、こういう申し出があったわけですね。私の方も早速町上層部の方へお話も申し上げましたが、ご承知いただいておりますように12年度でしたかね、当初の町の施政方針で以前からございました広陵の運動公園を南の役場前の道路ですね、その辺まで拡張して町の運動公園としてするんだというような話が出ましたので、申しわけないですけども、おっしゃっていただいている東幼稚園は町のこういう計画がございますので、ひとつご理解をいただけますかと、こういうことでお話を申し上げ、それからその後町の保有土地、また土地開発公社の所有地ですね、この候補地をすべてリストアップいたしまして、それから場所、それから図面、広さ等をね、お示しを申し上げていろいろと現地もご確認をいただいたようでもございます。しかし一番ネックになりますのは、いまの作業所の形態ですね、といいますのは、いま手をつなぐ親の会の方で運営をいただいているわけなんですね。だからそのままの状態で作業所も大きくし、また宿泊もできる、また食堂もある、また休憩室もある、そういうような建物を建てていただきたいんだと、こういうことがおっしゃってるわけなんですね。私の方は国で進めておりま

すデイサービスを兼ねましたそういう施設であれば、国の補助も県の補助も起債もありますし、それが一番いいんじゃないんですかということでご協議を申し上げてるんですけども、なかなかその辺のところでは相手方さんと町の接点がないんだと、こういうところで現在までまいておるといのが実態でございます。また近く担当課の方と相手方さんの責任者の方とご協議を申し上げる日程をいま調整中でございます。以上でございます。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** まず町税の徴収率から見た認識の中で、すべての滞納額を徴収すべきだというようなことに対しての別の意見をちょうだいしたわけですが、これにつきましては一応滞納されてる方の状況というものを十分把握するというのがまず大切かと思えます。この中でやはりもう破産されて徴収できない方あるいは居所不明の方等がございます。それ以外にやはり滞納の原因として、いわゆる生活苦、それから営業不振であると、その場合この方々からやはり義務者として税金を納めていただくというのが基本でございますので、どうかして納税していただく方法はないかということを探した上で分納というような制度をお願いして納めていただいとるのが実態でございます。

それから土地開発基金の状態についての現金の内容と、それからこの資料の193ページの状況を書いておりますが、この減った田の分の9.42平米につきましては、笠・ハリサキ線の整備に係ります部分でございます。それから476平米、宅地が増えております部分につきましては福祉作業所の用地として購入した分でございます。現金の内容につきましては、記載されているとおりでございます。資料等もしあれでしたら出したいと思えます。よろしく申し上げます。

**議 長** はい、環境部長！

**環境部長** ごみ減量推進委員の有料化についてどうだったのかというお尋ねでございますが、今回のごみ減量推進委員さんはまだ2回目の会合を8月に開かせていただいただけでございます。7月中に町がもしごみの袋を指定した場合、その使い勝手はどうかということで1カ月間町の方からサンプルをお配りして、それを使っていた感想を五つのグループに分かれて自由に討議をしていただきました。その中で指定袋を導入されるとごみ処理の有料化につながるのでは反対だという意見は一部にございましたが、今回は有料化についてお尋ねはしておりませんので、今後ごみ減量等推進審議会の答申をいただいた後にいろいろ各方面のご意見をお伺いしたいと考えております。

**議 長** 町長！

**町長** ただいまのご質問ございました総合計画の見直し等でございますが、私は将来の方向については異論はございません。原則的には見直しはしない方向で進んでおります。

不用額についての考え方を問われておりました。当年度の歳入でもって歳出を見ているわけでございますから、原則的には来年度の不用額を持ち越すということはないわけでございます。基本的には予算議決を願っておりますので、予算執行をしなければなりません。限られた予算、効率、効果的な執行をいただくわけでございますが、予算執行に当たってはさらに知恵を出して、むだな執行とならないよう努力をしていただくということでございます。多額の不用額については適当でない判断をいたしております。以上のとおりです。

**議長** ほかに質疑ありませんか。(5番議員「テニスコートまだ。テニスコートの問題。」) 答弁漏れ。(5番議員「答弁漏れ。公団の用地、公団の、前6月議会で質問してた分で、テニスの利用が大変高いから、やっぱり当然もっと要るんだという。)」 総務部長！

**総務部長** 公団内にありますテニスコートの存続ということでございますので、私の方から答弁させていただきます。

公団の方へ現在ございますテニスコート2面と、それからそれに関連いたしましていわゆる真美の塔をどうすべきかと、存続するかどうかということに町の方に協議がございました。私の方の考え方としてテニスコートは残してもらいたいと、まだそれ以上にあと2面を増やしてもらえへんかというような要望までつけ加えておるわけですが、公団は色よい返事はくれません。いまのところ2面は無償で町にお渡しすることができるであろうという回答をいただいておりますが、やはりテニス人口も増えておりますので、その辺の整備も考えた上で再度公団との交渉をするように現在準備を進めております。真美の塔につきましては、これを存続さすことによってこれを撤去する費用というものが、もう十五、六年経ってるんですか、ですから鉄骨でございますので、これが住宅開発された中でこの真美の塔が残るということはのぞかれると、プライバシーの侵害といいますか、その塔の上から住宅内をのぞかれるという懸念もありますので、これはテニスコート存続の開発に合わせて一応撤去したいという基本的な考えを持っておりますのでよろしく申し上げます。

**議長** ほかにありませんか。(5番議員「2回目。」) 5番議員、総務委員会をお願いします。(5番議員「2回目ちょっと、ちょっと2回目、そんなん勝手に条例変えないでくださいよ。」) 2回目って、もう答弁あったやない。(5番議員「2回目やん、違うよ、2回も質問してないやんか。条例変えないでよ、ちょっと勝手に。議会条例を。)」 はい、5番議員！議案に関する質問をお願いします。先ほどちょっとかけ離れていたのです。

5 番議員 議案と大きな町長の姿勢についてとか大枠で質問させていただいていますのでご理解いただきたいと思います。

先ほど不用額については考え再度お聞きして結構かと思うんですけども、予算執行前提に今後もお願いしたいと思います。

それからですね、福祉作業所、すみれ作業所なんですけれども、いまいろいろな経過の中で報告していただいたんですけど、障害者計画の中では作業所を建設するということを明確に入れてるんです。話し合いも15年4月からはまた福祉施策が変わってまいりますので、それまでには何としても建ててほしいということで林田町長もこの点については大変前向きにですね、すみれ作業所の方の要望を検討していただいてたと、担当課の方を通じてね、そういう状態だったんですね。いろいろな要望もあってなかなか接点がないという部分もあるんですけども、実際のところですね、この8月いっぱい一番中心になって頑張ってもらえたね、32歳の男性の方がもうとても生活ができないということでやめられたんです。そのほかの職員さんも、本当に若い方もおられるんですけども、やはり将来のことを考えていけば、本当に身を粉にしてですね、こういう小さい作業所でボランティアみたいな形でですね、働いておられる方が長く続けることは絶対無理です。だからそういう部分の改善も早急に迫られているのがいまの実態なんです。

それと障害者の方も増えてまいりまして、私も月1回行かせてもらうんですけども、紙芝居したりするスペースが本当ないほどね、窮屈なんです。だからやはりスペース的な部分からも早急にですね、検討をしていただかなければいけない問題なんです。町長は総合的な障害者のセンターをとということで、当初議会の始まる時にごあいさつの中で方針述べられたわけなんですけれども、もしそれであったとしてもですね、とにかく早くつくってもらうということが緊急に重大なんで、その点含めてですね、本当に福祉作業所を独立してつくっていくのか、また併設の総合センターつくっていくのかですね、その点は早く明らかにしていただきたいと思うんです。作業所の方、選挙前にも町長といろいろお話聞かれる機会があったと思うんですけども、大変期待されていました、平岡町長にですね。しかし前、町長になられてから1回お会いされたと思うんですけども、そのときに皆さん本当にかっかりして帰られたと、白紙に戻ってしまったということでね、本当にショック受けておられるんです。ですからね、やっぱりね、ここは誠実にですね、緊急の課題に上げていただきたい、再度お願いしたいと思うんです。(13番議員「一般質問と違うのか。’) いやいや、ここの部分の障害。違うよ、障害計画と関係あるんですね。

それからですね、この決算のところのですね。(13番議員「議長、こんな一般質問と違うのか。」) 決算のですね、部分の固定資産税の方の徴収なんですけれども、固定資産税の徴収のね、法人の部分の滞納が相当大きいんですけれども、これの実態がどうなっているのかご報告をしておいていただきたいと思うんです。大変不況の中で法人税も払えない、あるいはまた固定資産税も払えないという状況になってるのかなと思うんですけれども、かなりの落ち込みがきついわけですから報告をしていただきたいと思うんです。

それからですね、テニスコートの分につきましてはですね、やはり引き続きですね、真美ヶ丘の自治会の会長さん等の意見もお聞きいただいたら、恐らく要望をいろいろお聞きしてるんですけれども、賛同いただけるというふうに思いますし、一緒になってですね、ぜひテニスコートをさらに増やしていただきたいなというふうに思います。

**議 長** 5番議員、議事進行に協力願います。

**5番議員** 協力させていただいてます。去年より大分少ないですからご理解くださいね。

そしたら再質問をさせていただきました。よろしく願います。もっと理解してくださいね、皆さん。本会議大事なんですよ。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** まず固定資産税の滞納の状況でございますが、12年度分の決算として6,503万9,250円と、滞納の繰越額としては1億3,600万余りございます。現在2億186万7,000円というのが実態でございます、滞納額の実態。この状況の理由別の滞納ということにつきましては、破産で11件、それから生活苦ということで42件、それから居所不明が13件、それから現在分納をしていただいております、この方が127件と、それから営業不振という理由で31件、それからその他というそれ以外の理由でございますが162件というのが実態でございます。

それからテニスコートについては、先ほど申しましたようにこれから公団との交渉も入りますので、具体的に対応を迫られるという状況になっておりますので、町の方としても決断を下していきたいと、かように思います。(5番議員「作業所は町長で。」)

**議 長** 町長！

**町 長** 作業所のことでございますが、私は町民の皆さんに夢を、そして希望を与えるということで安心と安全の行政を進める一人でございます。

過日、応対に來られました作業所の皆さんが不平や不満があるようにお帰りをいただいたというようなことをいま聞かせていただいて、まことに残念なことでございます。前向きに

検討しておりますので、そのことをどうぞお伝えいただきたいと思います。終わります。

議 長 ほかの方ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程10番、議案第56号、平成12年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 国保会計について委員ではありませんのでいろいろお聞きしたいと思うんですけども、まず一つですね、介護保険の滞納者数は出ないということなんですけれども、64歳以下の方ですね、国保に加入されていて介護保険料払っておられる方ですね、こういう方で滞納者かなりいるんですね、国保の滞納も大変厳しい状態になっておりますので、そういう方について介護保険の利用をされる年齢に達した場合に、その利用についてのペナルティは科さないということでお聞きしたことあるんですけども、この点についてはですね、本会議の中できちっとですね、約束していただけるかどうか、まず1点お聞きしたいと思います。

それから資格証明書の発行の状況、いまのところされていないというふうにお聞きしてるんですけども、その資格証明書の発行についてのお考えですね、それと短期保険証はかなり発行されてるようなんですけれども、40人程度ですか、そういう短期保険証につきましてもですね、やはりペナルティの一種でございますからやめていただきたいと思うわけなんですけれども、この点についての考え方もお聞かせいただきたいと思います。

それから医療の方の給付の状況なんですけれども、国保の方で出していただきました資料で療養の給付の状況、過去5年間にわたって出していただいているのを見せていただきますと、1件当たりの、トータルはね、人数も増えていきますし対象者も増えていきますし増えてると思うんですけども、そういう病気ですね、1件当たりの日数が平成8年度では2.35日だったのが毎年毎年減ってきてまして、平成12年度、この決算の中では1.99日なんです。これはですね、本当に医者へ行くのをですね、毎年毎年医療の改悪があるわけですから医者へ行く日数をこんだけなったらやめとこうかという形でですね、やめられる方も増えている

のではないかと懸念するところなんですけれども、これはもう1人当たりの日数に換算しましても当然ながら減ってます。別に病院行ってる行ってないじゃなくて、加入者、被保険者の中でですね、1人当たりの日数も計算してみましたら平成8年度が12.56日、12年度が11.13日ということで減ってきてるわけなんです。この給付についてですね、なぜ減ってきているのかという分についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それからですね、脳ドックの検診についてなんですけれども、脳ドックの検診の条件がですね、人間ドックの場合は広陵町国民健康保険の被保険者のうち30歳以上70歳未満と、年齢制限だけなんですけれども、脳ドックの方はですね、町税等の滞納、遅納がない世帯の者ということでですね、それと1年以上住所を置きということで、非常に条件が狭められていると思うんですけど、これはやはり同じようにですね、こういう条件は取り除いていただきたいというふうに思うんですが、せつかくのドック、検診の値打ちですね、これはやっぱりどなたもやっぱり早く受けていただいとおかしいと思う方ですね、いま先ほどの決算の中でもありましたけど、町税の滞納も本当に多くなっている状態がありますのでね、ぜひこういう条件はよけていただきたいというふうに思いますので、この点についてもお願いいたします。

それからですね、いままでも何回か平岡町長も職員さんとしておられるときから議論も続けてきた問題なんですけれども、窓口の一部負担、国民健康保険法44条の適用なんですけれども、これについては本当に医療が改悪され、またさらに一層改悪されて負担が本当に増えていく状態があるんですね。医者に行ったときの負担も大幅に増えてきていると、それも数字としては出てるんですけども、国保の分でも増えていますが、老健の人は特に増えているんですけどもね、また今度改悪されるということで大変なんですけど、その上げることは上げるんですけど、一律に上げられたら本当にお金のない人が医者に行けないんです。そういう場合に救済できる措置もどうしても要るんですね。いまこれは切実なんです。ですからこれは町長の判断で十分にできますし、担当課の方とご相談いただいてですね、ぜひ実現していただきたいんですが、これは平岡町長の方のお考えとしてご答弁いただきたいと思います。以上お願いします。

議 長 しばらく休憩します。

(P.M. 2 : 57 休憩)

(P.M. 3 : 12 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

先ほどの5番議員の質疑に対する答弁をお願いします。 はい、福祉部長！

**福祉部長** それでは先ほどの国民健康保険特別会計の松野議員さんのご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目の40歳から64歳までの第2号被保険者の方で介護保険料の滞納のある方が65歳になられたときに、その滞納があるために介護認定を受けられてサービスに対するペナルティが科されるかどうかと、こういうご質問でございます。それについては一切ございません。

それから資格証明書の発行の考え方でございます。これは国民健康保険税の納期ですね、よりまして滞納が1年以上とか、またそれ以上の方についてはペナルティを科すということで新しく国の方で制度を設けられたものでございますけれども、これについては私の方はする考えはございません。あくまでも本人さんの状況、事情をよくお聞きを申し上げ分納あるいは減免に該当する場合は該当等を適用いたしましてしてまいりたいと、かように思っておりますのでございます。

それから短期保険証の発行の考え方でございます。これにつきましては、先ほどもちらっとおっしゃっていただきましたけれども、平成12年度では46人の方が6カ月の短期保険証ということで発行をさせていただいております。ちなみに全世帯の3,962世帯のうち46人でございますので1.1%でございます。これにつきましては負担能力が、先ほども一緒ですけれどもあると認められる方につきまして、あくまでもその納税意欲のない方、ご相談においでくださいやということで私の方からご連絡、ご通知を申し上げても、なおかつそういう来られない方、それは何かの事情であって来られない方はお待ちも申し上げますし、させていただきましても、そういう納税意欲がないという判断をする中では、やはり税のいただいている公平性とか、その辺の関係もございまして、やはり最低線発行はしていかなければならないのではないだろうかなど、このように思っております。なお老人保健法あるいは母子、それから公費負担の社会的な弱者の方については、すべて除かせていただいておりますので、その辺はご承知いただいておりますのであろうかと思っております。

それから医療費給付状況の中で受診者の日数の減と、こういうところのご質問でございます。なるほどおっしゃっていただいておりますように受診者のデータを見ますと受診者の減は前年、また前々年等から見ましても少し減ってる状況でございます。これにつきましては国保の運協でもある議員さんの方からもご意見も出ておりましたが、町でやっておりますいろんな保健事業ですね、これの推進も図っております。その辺のある程度効果も出てきて

るのではないかなと、それから本人さんのいろんなPRやっておりますので、健康に対する取り組みといいますか、その辺、また自覚の方もしていただいているのではないかなと、また早期受診、早期治療というところで日数が何日もかからなくても治っていただいております。方もおるのではないかなと、こういうところで原因を思っておるところでございます。

それから脳ドックの受診者の中で、おっしゃっていただきましたように滞納等ですね、ない方と、広陵町に1年住所がお持ちになっておられて、お住まいになっておられて滞納のない世帯について脳ドックということできせていただいております。ちなみに平成11年度は47名、それから12年度は56名の方が受けていただいたわけでございます。この滞納者の方についても、全員受けられるようにということでございます。先ほども短期保険証の件で申し上げましたように、納税者の完納というところの公平の観点もでございます。またたまたま滞納されておられても何かの理由ですね、その理由が正当な理由でございましたら、その方につきましては当然受けていただく、また滞納の方でありましても納税誓約等できっちりと分納で納めていただいております方につきましても、それは受けていただいております、こういうところでございます。

それから最後の法第44条の適用の関係でございます。国民健康保険税の第44条では、保険者は、町ですね、国保の場合は、特別な利用がある被保険者であって、保健医療機関等ですね、自己負担の3割による一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対してはそういう措置をとることもできるということで確かにうたわれております。それは一部負担金を減額すること、また一部負担金の支払いを免除することということでうたわれております。これにつきましては、神戸の大震災のときにですかね、そのときは国の立法ですか、それでこういう措置をとられたとは記憶しております。それからこれにつきましてもなかなかやはり国民健康保険制度の骨幹にもかかわりますし、大変この減免をと、また免除をということは一般的には難しいのではないだろうか、いま言いました大きな災害、震災等を含みますけれども、そういうものがありましたときには、これはまた適用もさせていただけるのではないだろうかというように思います。それ以外、社協の方でご承知のように、少額でございますけれども、1年間の無利子の5万円の貸し付けもありますし、また高額医療費におきまして全額を普通は支払っていただいて、あとオーバーする分は返ささせていただいておりますけれども、その全額を支払うのは難しいという方につきましては病院とも契約をしましてお話も申し上げ、自己負担分だけをお支払いいただいて、あとの分については町の方が全額ね、病院の方へ払うということもやっております。また生保の方の医療扶助という

制度もございますし、その辺のところではひとつご理解をいただけたらなと、かように思います。以上でございます。(5番議員「44条、町長の意見も聞きたいということ。」)

**議長** はい、町長!

**町長** 44条の適用については、いま部長申し上げましたとおり、私の考えもそのとおりでございます。

**議長** 5番議員!

**5番議員** 資格証明書の方はそのようなことしないということでご答弁いただきまして、当然憲法25条に沿って考えていくなればそういう答弁が出てきて的確ではないかなというふうに認識しておりますので、ぜひ今後ともですね、そういう立場でお願いしたいと思います。

それから6カ月の短期保険証となりますと、これもやっぱりお金持ってくるのがね、やっぱり払ってないと、とにかく役場の敷居が非常に高くなってしまいうんです。だからそういう部分で滞納という場合も多々あると思いますので、その辺もですね、負担能力があると認められる方ということでいろいろ限定はされていますけれども、基本的にはこれもですね、命と健康を保障していくという憲法の立場に立てばやめていくという方向は当然だと思いますので、再度ご検討いただきたいというふうに思います。

それからですね、この脳ドックの検診についてなんですけれども、これについてね、そしてしたら手続として納税証明書とか要るんでしょうか。(福祉部長「要りません。」)

**5番議員** そしたら基本的には口頭で税金を納めていただいていますかということをお聞きするということなんでしょうか。その辺ではね、これもですね、いま本当に不況の中で税金が納められないその理由が先ほどいろいろお聞きしましたが、本当に難しい状態ですよ、破産、生活苦、居所不明、それから分納していただいている方はいいんですけども、その他営業が大変だということで払えないとか、その原因は本当に大変な状態が多い中で滞納の方が非常に増えてきているということですので、やはりそういう条件をつけて枠を狭めていくということは、検診の趣旨に、目的に反すると思うんですね。やっぱり多くの人が、一人でも多くの人が検診を受けていただいて事前に病気を予防していただくというのが一番の趣旨でございますから、そういう点から見ましてもぜひですね、そういう条件は撤廃をしていただきたいことを再度ご検討お願いしたいというふうに思います。

それから44条の適用なんですけれども、私も資料持ってこようと思いつつ、ちょっときょう資料持ってこなかったんですけども、何日か前なんです、新聞にもですね、どこだったかな、そういう44条の適用でですね、本当に助かったという記事も出ていたんですね。

これはいうたらある程度幅のある部分だと思います。それと前、二、三年前だったと思うんですけども、民協の婦人部の方が政府交渉される中で、この部分の適用について割と柔軟な考えを厚生省も示していたというふうに私記憶してるんですけども、そういう点でいうたら本当にいまの実態見ていただいたらね、金の切れ目が命の切れ目というような状態が深刻になりつつある状況ですので、真剣にですね、ご検討いただきたいと思うんです。林田町長のときにも、本当に泣いて頼みに行かれた方いるんです、私も同席させてもらったんですけどね、本当にそんな状態なんです。生活保護を受けようと思ってもね、持ち家があったらいま生活保護適用されませんわ。だからね、なかなか難しいんです。だからやっぱりその病氣、本当に病氣を抱えていながら、その家をね、いましてすぐ売ってとか、そんなことできるはずありませんし、やはりそこで安心して暮らしていけるということをきちっと町の方が守っていく、町民を守っていくということは本当にいまこそ切実な大事な内容になってきますので、ぜひですね、ご検討いただいて、財政的にはそれほどね、年間あったとしても数件だと思うんですよね。窓口の一部負担ですから金額もそんなに膨らむ内容ではありませんので、本当に予算配分上でやろうと思えば、いましてすぐできる内容ですので、ぜひこれはまた再検討をお願いしたいというふうに思います。

それから財政の問題でいえば、本当に国保のね、12年度に国民健康保険税が値上げされて最初の決算ということになるわけなんですけれども、このいうたら値上げもやはり滞納を増やす一因になっているというふうに判断せざるを得ないと思うんです。介護保険も上乗せなつての値上げですから、今回は深刻な状態でございます。国保のときに滞納の人数をお聞きしたわけなんですけれども、平成12年度は440件の滞納ということで、これも本当に平成3年度は2件だったんですよ、平成3年度2件だったのが、いま10年経ったらね、440件なんです、深刻なんです。だからそういう値上げでは解決できないということは、理事者の方も重々ご承知いただいていると思うんです。これは町村会の方が要望出している内容で、まだ平岡町長は就任なさっておられなかったかとは思うんですけども、こういう町村会を通じて国保財政の健全化及び保険料負担の平準化ということで新たな国庫負担を国民健康保険制度の中でつくってほしいということもご要望されているんですから、その点は理事者の皆さんと私の方とも一致させていただけると思うんです。だからそういう点も踏まえてですね、そういう44条の適用とか、また減免制度なんですけど、この前減免制度改定していただきましたが、本当に不況なったときにですね、前年の所得にかかりますから、保険料が払えないという状況が出てきますので、そういうときのやっぱり減免の制度の確立とか、

さらにですね、前進をさせていただきたいというふうに思いますので、その点の基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

**議 長** 福祉部長！

**福祉部長** 総括的には、いま再度ご検討の件につきましては町長から再度ご答弁を申し上げるというところでございます。

ただ、いまおっしゃっていただきました国民健康保険税の税率改正を12年度でさせていただきますわけでございます。しかしこれも決算でいいますと5,066万5,112円、そこからこの返す分とか429万9,000円ございますけれども、ご承知いただいておりますように前年度の繰越金が2,451万8,000円ございます。それから特別財政調整交付金ということで2,900万、これ5年連続広陵町の方はいただいているわけですね、よその町村はなかなかこれは決まっている一定の配分しかございませんので、その中で努力をしていただいていると、それが合わせまして5,318万5,000円ほどございます。そういたしますと、決算で黒がいまのところ5,000万ほど出ておりますけれども、改正をさせていただきますとね、収支とんとんと、それより少しの赤といいますかね、そういうふうな状況ですのでご理解をその辺はお願いを申し上げたいなと、かように思います。以上でございます。

**議 長** 町長！

**町 長** 松野議員さんにお答えを申し上げます。

お金がないから病院へ行けないという大変お困りの方がおいでなようでございますが、病院はお金を取る場所ではないわけですね。病気を、病を治すところなんですので、恐れず治療に行ってもらいたいと思います。どうしてもお困りをいただく人は、どうぞご相談をいただきたいと思いますが、病院にもご相談いただいて結構ですし、地元の民生委員さんも役場福祉課や社会福祉協議会がございますので気軽に電話をしていただくなり、いろんな方法があると思いますので、どうぞその対応を待っているところでございます。もちろん44条の減免の条例をつくったりするのも必要でございますが、当面はどうぞご相談をしてくださいと、こう申し上げているところでございます。

**議 長** ほかに質疑ありませんか。 はい、13番議員！

**13番議員** 滞納者を非常にかばったような質疑が行われておったわけでございます。この決算書を見せていただきましたら、この医療給付費の現年度分で4,700万余り増えておると、滞納分であと6,000万ほど残っていると、これを見ますとね、滞納分の前年度は約

7, 800万ですね、前年度は調定額のところ7, 800万と出てますので7, 800万であると、それがことしは1億1, 000万、1億1, 100万と、延滞分は約3, 200万ほど増えておるわけなんです。それは年32万平均で払われる方にしても100名ほどの滞納者が増えてあるというようなことになるわけなんです。これは何も非常に、払わんでも何も保険は受けられるというような風潮が出てきてるんじゃないかと、あまり急速に最近滞納が増えてきておるのは、単に所得が悪くなっただけでは非常に考えにくい面がございます。その辺担当者の方でどういうふうの一つ一つ滞納者を分析されておるのか、ひとつこの辺非常に大事なことだと思うんです。ただ大まかにするんじゃないしにね、滞納者一人一人についてのその実態をきちんとつかんで、本当にそうなのか、そうであればやはり町としていろんな対策を立てなくてはならない、ただ払わないのかというようなところ辺だけちょっとひとつお聞かせ願いたいと思います。

**議長** 福祉部長！

**福祉部長** 国民健康保険税の滞納ということでございます。1件1件の状況はどうかというところでございますけれども、申しわけございません、私の方ではそこまでの調査はいたしておりません。ただ大まかに12年度、11年度、その以前も一緒ですけども、たとえば破産のあった方、また居所不明の方、分納中、営業不振、また納付をいただいている方、生活が苦しいというような方、その辺のところで大まかに滞納者の件数と金額を調べておると、そのおっしゃっていただいております件につきましては、徴収の担当課とも鋭意1件ずつ職員も徴収に分担して回っておりますので、その辺のところの把握をいま現在進めておるところでございますので、ひとつご理解、ご了解をいただけたらと思います。以上です。

**議長** 13番議員！

**13番議員** そのとおりだと思うんですけども、ぜひともね、これは徴収の担当者と十分連絡を密にしてですね、やっていただきたいと。ちょっとこの延滞の増え方は異常ではないかと、そう感じます。このままいってそういう風潮がどんどん出ますとね、6カ月の短期保険証、それさえ辛抱すりゃ幾らでも金払わんでも医療は受けられるんだというようなことになりましたらね、大変な国保財政のね、大変な問題になってくると思うんです。まず税金を払って自分たちが生活するというのが本来のものでございます。それを反対になりますとね、残ったら払ったらいいんだと、なけりゃ払うこと要らないんだというようなことになりましたら、正直にやっておられる方がどうなるのかということをおね、十分ご理解いただいて、これは徴収担当者もおられるんですから、それは当然それを仕事としておられるんですからね、

そういうことを分析し、ちゃんと調査する義務は私はその担当課にはあると思います。だからその辺を十分町長今後のこととしてね、やっていただきたい、これはもう答弁結構でございますんでね、ひとつよろしく願いしておきます。

議 長 4 番！

4 番議員 滞納の問題で議論が進んでいますけれども、基本的に滞納するという点では、当然税を納めてもらうという、これは当たり前の話なんです。その前提で私たちは、先ほども松野議員が述べているような内容の実情は、生活破綻が11件、そして生活苦が42件、居所不明が13件、そういうような実態のある内容なんです。いま山本議員や坂口議員は正直者がばかを見る、サラリーマンを見てくれ、こういうような、これは坂口君の言葉ですけども言っておられます。いま自営業者の部分でいえばそういう実態とはかけ離れてるんです。だれが好んで滞納するというような人たちがおられますか。そういう前提に立った、本来滞納の実態の問題をすり替えてですね、客観的な全く滞納実情を見ないで発言する問題というのは、私は大変納税者あるいはまたその生活苦にされている方々の実態を軽視した発言だと私は思います。そういう点で再度質問しますけれども、現実には先ほど滞納者の現状を報告していただきました。実際生活破綻した人から強制的に取れますか。(13番議員「いまあんた取れ言うたんやん。」) 取れて、さっきからこの実態を説明してるわけでしょう、その上で発言されてるわけですから、そういう内容についての区分をすべきなんです。それを滞納されている方は正直者がばかを見るというような言葉一くくりで質問されている。サラリーマンの問題とは違うんですから、そういうような非常に冷たい行政に後戻りするような問題ではだめだというふうに思いますので、先ほどの確認の問題ですけども、生活破綻やその他の実情に応じて出てくる問題と町政に不満を持って滞納されている方、あるいは納税が十分可能なのに滞納されている方、これは金を持っておられる方です。こういうこととははっきりと切り離してですね、その滞納実態の中に、実際に生活実態からいっても十二分に納税できるのに払ってない人というのは何人おられますか。(13番議員「わからへん言うるとるやないか。」) わかりますよ、その他162人のうちですね、町は当然一人一人把握して分析されているわけですから、十分納税能力があるにかかわらず滞納されている人は何件おられますか、162件のうち、その他の中ですね、これは当然把握されていると思います。その理由について私たちもよく聞くのは行政への不満、行政の要求に対しての対立から来る滞納、こういうのがあります。だからそういうものは何件ありますか。それこそ努力して行政に対する対応を変えながら納税してもらうというのは当たり前の話です。そういうような実態のところ

の分について教えていただきたい。そういう点は滞納努力をしてるという点での、町は非常に努力されています。私それ自身も収税されている方々の実態というのは本当に苦勞されています。私もそれに及ばずながら協力してですね、滞納されているお金を持っていった件数もあります。そういうふうなところからいって、いま質問された、あるいは坂口君が言ってるサラリーマンのことから見ると正直者がばかを見るというような内容とは絶対に違うという点についてのその数字について報告願いたいと思います。

それからお聞きしますけれども、1月から医療費、医療が改悪されました。これはいままでお年寄り定額負担が基本的に、基本的ですけども大半の人が対象になるわけですが、1割負担になりました。これは小泉首相が厚生大臣のときにレールを敷いた問題です。現在痛みを伴う医療というのは現在70歳から75歳まで段階的に上げていく、こういう問題が具体的に提案されています。これは本当に痛みどころか激痛を伴うものです。そういう点でお聞きしますけれども、1月から改正されて、これは全国的な統計資料でも、いわゆる患者が非常に減った、こういうのが出ていますけれども、広陵町でいえば全体では入院の件数は12年度は、これは退職者分ですね、入院外はですね、3万5,598件報告されています。そして費用は4億6,200万、前年度よりも4億7,100万から減っているわけなんですけれども、この中で1月から実施された統計資料、いま表示できればですね、示していただきたい。12月以前と1月以降の変化について知りたいと思いますのでよろしく願います。もしわからなければ委員会で答えていただいて結構です。

議 長 福祉部長！

福祉部長 2点ご質問だと思います。

最後の方の制度の改正は、議員さんこれは老人保健で1月1日からのやつですよ。（4番議員「ごめんなさい、そこで言おうと思うてんけど。」）そこでお答え、老人医療費の改正なっておりますので、そこでお答えを申し上げたい。いま申し上げますけれども、ご承知のように1月から老人保健の負担の改正がされました。それでそれまでの一部負担の割合と、それから改正後の分を見ましても、ほぼ変わってはおりませんね。といいますのは、率にいたしましても平成12年の3月から12月の負担率で7.16%ですね、それから平成13年の1月から5月までの負担率でいいましても7.62%ですので、まだかえって増えておるんじゃないかなと、それはそれには老人の方の増もございますけれども、老人制度の一部負担金の改正がされても、この費用を見ましてもほぼいまのところはまだそう日も経っておりませんが、変わっておるという状況は見受けられないんじゃないかなと、このよう

に思っております。

それから滞納者の問題でございます。決して生活が本当に苦しくて、やはり食べていくのにも不自由をするんだという方からは、決してそんな無理にね、どうのこうのということは、これはご承知のようにいたしてはおりません。ただ議員さんもおっしゃっていただいた負担能力があるという方につきまして何らかの、先ほどおっしゃっていただいた理由もございまして、ほかの理由も多々あるかと思えます。その辺のところは鋭意担当課の方とも協力しながら納めていただくようにやっておるところでございますけれども、その内容ということをおっしゃいましてんけれども、いますぐにはちょっと持っておりませんので、申しわけないんですけれども委員会でご報告を申し上げるということでご了解をいただきたいと、かように思います。

**議 長** 4番！

**4番議員** 1点だけ。三宅町での報告ではですね、1月の受診率というのがですね、かなり下がったというような話を聞いていたものですからね、広陵町の問題としてどうかというように思ったわけです。もちろんならされていくとですね、これは病気になっている方は医者に行くということは、これはやむを得ないわけですがけれども、1月にはその認識が極度に達するということはどうだったかということで、1月の分だけでももしわかったら後で調べておいていただきたいというふうに思います。これはもう要望でいいですわ。

**議 長** 12番議員、厚生委員であることを自覚して発言してください。

**12番議員** ちょっとね、いま共産党の方からですね、意味不明な発言がございましたね。数値をもってですね、具体的にちょっと示していただきたいと思えます。

この滞納1億1,400万、この中でですね、所得別ね、要するに所得500万以上の人は何人、400万以上の人は何人、300万以上の人は何人、こういうふうにね、所得別のですね、滞納、500万、ちょっと議員でもね、所得でいったら500万ないんですよ、議員の給料でもですね。そういう所得別のね、300万所得持つてるけど滞納何人、ちょっともう一度具体的な数値と、その考えられる要因、たとえば500万以上の収入あるけど滞納してんねんと、これはどのような要因があって滞納してんの、400万円収入あるけど滞納してまんねんと、これはどのような要因で滞納しているのか、僕はその辺のことをですね、私は言うてるんですよ。500万以上、議員でも500万円ないんやけど、かつては議員でもこの国保税滞納してた人はございました、現実に、正直言うたらあったんですよ、ごっつい1年も2年もね。それは我々が払いなさいと、こういうふうにですな、アプローチしてで

すね、払ったのではないかと、こういうふうには、それは議員としての務め、500万円ももうてる人はやっぱり払ってもらわな、これは困ると、こういうことですよ。私は言うのはね、そういうふうなですね、要因の分析はどう見とるのかと、所得はある、収入もある、だけどたまっていると、そういうふうな要因はどのような分析がされているのかと、このことについてひとつお聞きしたい。(4番議員「500万以上24件についてどうかって聞いたらいいいねん。」)だからいま言うてんや、要因はどういうふうになってるかと、こういうことに聞いてるんですからね。私はね、言うとかけどお金ない人から取れと言うてるんじゃないですよ。お金のある人は取りなさい、こういうこと。私は全額払ってますけどね、そういうふうには所得あっても、かつては議員でも払わないという人がおられました。それはなかなか私もね、苦しい立場にあるんですわ、かつては同僚議員であったんですけどね、だからその辺ちょっと正直なですな、傾向はどうなのかというのをひとつご披露していただきたい、ひとつよろしくをお願いします。

**議長** はい、福祉部長！

**福祉部長** 過日の国保の運営委員会でもお話は申し上げたかとは思いますが、ちなみに80万円以下の方につきましては12年度で207件、それから80万を超え200万円以下は104名、それから200万円を超え500万円以下につきましては105人、それから500万円を超えるというものにつきましては24人と、こういうことになってございます。ただその要因として考えられますのは、先ほども話が一部出ておりましたけれども、国民健康保険税といいますのは、ご承知いただいておりますように前年の所得をもって課税するわけなんです。だから確かに申告はされたと、けれども不況、倒産、それにより今年度についてもですね、またその前年度からですよ、そういう理由によって所得が、収入がなくなるといって人がまず考えられるわけなんです。それから先ほどある議員さんもおっしゃいましたように、町に対するといいますか、そういうものも考えられる、またこれは失礼ですけども、やはり税金はということで、これだけと違いますけれども、ほかのものにあわせましてもお支払いをいただけないような方もあろうかと、かように思っております。

先ほども山本議員さんにもお答え申し上げましたように、この問題は滞納者の実態等につきましては現在収納の担当課の方ともいろいろその本当の個々、個人個人の実態はどうかというところで現在調査をしておるところでございます。それが出ましたら、それぞれははっきりしたあれが出てくると思いますので、もうしばらくお待ちをいただけたらと思います。以上でございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 1 1 番、議案第 5 7 号、平成 1 2 年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。 5 番議員！

5 番議員 この老健につきまして去年の国保だったと思うんですけども、医療の改正という形で町の方から委員さんの方に説明されたときにですね、ある委員さんがこれは改正じゃなくて改悪なんだというふうに指摘をされていました。まさにそのとおりで、私の方もたび重なる改悪について大変胸を痛めているところです。先ほども寺前議員が言いましたように、来年度からまた高齢者医療が大幅に改悪されるという状況の中で、一体広陵町の高齢者の方どうされるんだろうというふうに心から胸を痛めているところでございます。そういう中でですね、老人医療の方の窓口負担、一部負担なんですけれども、私が議員にならせていただいて最初の古い資料が平成 3 年の決算資料なんですけれども、それと平成 1 2 年度の窓口負担と比較しますと、1 人当たりの負担額が 2. 7 5 倍になっております。さらにこれが来年度増えるということになるんですから、やはりいま高齢者の方々、介護保険料も払わなきゃいけない、介護保険使用料も払わなきゃいけないということで年金だけでお暮らしの方が 7 7 %、非課税世帯ですね、年金だけじゃなくて非課税世帯の方が七六、七%おられるという実態の中でですね、本当に深刻な状況が今後一層強まるというふうに思うんですけども、この国保の会計の制度ですね、この制度のなせる部分も大変問題であると思うんですけども、そういう医療の改悪についてどのようにお考えいただいているのかということが 1 点と、それとこのシステムについてですね、どのようにお考えいただいているかですね、どういう改善が必要だと思っておられるのかお聞きしておきたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 確かに最近の新聞では国の方では医療費の老人医療費につきましては、いま大変な状況になってまいっております、おっしゃっていただいておりますようにいま原則 7 0 歳

から75歳以上に引き上げて1割負担を1カ月3,000円から5,000円の上限を撤廃するとか、それから70歳から74歳の自己負担を現在世代より優遇して2割とするとか、公費負担の現行の3割から5年かけて段階的に5割にするとか、こういうような案が新聞紙上、またマスコミ等に出ておるところでございます。しかしながら、一方では議員さんもご承知のように老人医療につきましては毎年伸びておりまして、これを支えております健康保険組合、また政府の管掌の健康保険、それから国民健康保険等のその保険者ですね、その負担がとてももうたえることができない、特にいま中小企業のサラリーマンとそこご家族が加入されます政府管掌の健保につきましては、何か来年ですか、積立金がもう底をついてしまって、もうとてもやないけど出せないとかいうことで、各保険者の拠出金がもう負担にたえられないというところですね、おっしゃってる部分もでございます。大変福祉と、それから医療ということで大変難しい問題でございます。私の方もまだ国の方の動向とはっきりしたことはいま案として出ている段階でございますので、それを見極めた上で対処していかなければならないのではないだろうかかと、かように思っておるところでございます。以上でございます。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** いま先ほども紹介しましたように、町村会、広陵町長も当然参加されている町村会の方の政府に対する要望なんですけれども、この老人保健対策ということの中にですね、老人医療費に対する国の負担割合を拡充すること、これを第一に要望してるんです。ですからね、理事者の方もそうやって要望されてる一員なんですし、この点はきっちりね、認識していただいてですね、この議会の方とも認識を一致させていく努力をしていただきたいというふうに思います。

私の方は、この最後、今議会の最後になりますが、この医療の改悪についてストップする意見書を提出させていただいているわけなんですけれども、ほかの議員さんもですね、やはり町長が国の方にきっぱりとですね、団体通じてこういう要望をしているということを認識新たにさせていただいて考えていただくこと、これは蛇足でございますけどもご紹介させていただきたいと思います。この点についてですね、町長どのようにこの老人医療費の負担についてですね、お考えいただいているのか確認させていただきたいと思います。

**議 長** 町長！

**町 長** いま厳しい国保財政、また老人医療費等についても急激な医療費の増加等もございまして、財政そのものが破綻寸前でございますのはご承知のとおりでございます。各市町村

がそれぞれの課題を国に対していろんな形で要望をしているところでございます。いま部長が申しあげましたとおり、私どももしっかりと国や県に対して働きかけをして健全な財政を堅持をできるような、そういう動きをしていくのには相違ございません。以上のとおりです。

**議長** 4番議員！

**4番議員** 非常にこの保険医療の財政問題というのは新聞紙上をにぎわしている問題です。私たちはそういう点で解決策としてはですね、自民党や、またその他の方々も一致している点は、いまの不況の中には将来不安があまりにも大き過ぎるということで懐具合を引き締めている、こういう将来の不安を取り除くという一環が医療やその年金その他の改善であります。ところが現在この問題については逆に将来不安を増やすような状況になっています。そういう点でいえば、たとえば市町村団体がこの老健の中で税金による改善策を、拡充策を、負担の拡充策を述べているというのは、自治体として住民の生活を守る点からいって当然のことだというふうに思うんです。私たちはこういう点からいって先進国で例を見ない、たとえば公共事業に50兆円使って社会保障費に20兆円、こういうような逆さま、たとえばアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、こういうところではですね、公共事業と社会保障費というのは逆転している状況です。こういうところにメスを入れなければ、先ほどから後ろの方でも金のある国に行きたいとおっしゃってますけれども、改善できないんです。こういう状況がいま続いているからこそ小泉内閣はですね、そこのところには何も言わないで、結局国民負担を強めてですね、痛みを伴う改革をやるんだということを言っているわけですから、ここの部分についての認識が必要だと思います。そういう点で自治体が果たす役割、広陵町の住民の命や暮らしを守る、そして憲法に言われている文化的な生活を保障していく、こういう観点からいうと、いま各自治体が出している税によるこの負担の拡充こそ求められるというふうに思います。そういう点での認識を一致していると思いますけれども再度そういうことで認識は一致できるのか確認をしたいと思います。

**議長** 福祉部長！

**福祉部長** 先ほど松野議員さんもおっしゃっていただきましたように、市町村といたしましては老人医療費に対します国の負担割合を拡充してほしい、また老人医療費拠出金の算定に係ります老人加入率の上限を撤廃してほしい、また対象者に係ります老人医療費拠出金の全額を退職者医療制度で負担してほしい、また老人保健事業に係ります財政措置を充実してほしいと、このような要望は町村会を通じて全国の市町村会の方へ上げまして、政府、国会の方へご要望をいたしておるところでございます。市町村の、各これは町村だけですけれども、

市は市で、また同じような市長会として要望も出されておられますので、その辺のところは十分ご理解をいただけてるのではないかなと、かように思います。以上です。

議 長 1 番議員！

1 番議員 我々も政府与党として、いま厚生労働大臣を出しておる、坂口労働大臣もこの医療制度、特に老人保健制度については非常に苦慮されているのであります。政府の官僚から出された政府案についてもいろいろ審議されて、いま一本化という方式でですね、いま成案を坂口案というものをまとめて出されようとしているのであります。また先ほど部長の方も説明ありましたように、この老人保健制度の拠出金の本当に政府管掌、組合、大変この不景気によってですね、大変財政も厳しい、しかし医療は前へ進んでいるわけであります。そうしたことを踏まえ、いま我々与党としての、坂口大臣も一生懸命に考えておられますし、まだこの独立保険方式、そして突き抜け方式、年齢リスク構造調整方式、また一本化方式、こうした高齢者医療制度改革案を目指してよきよき制度をつくってまいりたいと思っておりますので安心していただければ結構かと思っております。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程 1 2 番、議案第 5 8 号、平成 1 2 年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 4 番議員！

4 番議員 2 点だけお聞きしたいと思うんです。

一つはこの滞納、この普通徴収における滞納が出ているわけなんですけれども、これはペナルティを伴う大変深刻な問題で、いわゆる転入してきた方あるいはまたもともと普通徴収にある方というようにあるんですが、転入してきた方等が普通徴収になられるという人数と、それからもともと年金の 1 万 5, 0 0 0 円以下の方は普通徴収ということになっていきますので、そういう方の滞納が実態数であるのかどうか、これは深刻な問題ですので、そういう内容をちょっとお聞きしたいんです。もしなければ委員会で報告していただいて結構ですから。

それから2点目、これは町長が就任される以前の問題で、1,000万問題です。1,000万円、広陵町の65歳以上の方が余分に負担されているという問題であります。こういう内容について質問したいと思います。

まず保健福祉事業という名目で広陵町は奈良県で唯一65歳以上の方に1,000万円の余分な負担をさせているということでもあります。そしてこれはこの本会議で議論をしてきた中で、このことが提案されたときに助役すら1,000万円負担が余分になっていることを知らなかった、こういう事態を含んでるものです。これは町長よく聞いていただきたいと思うんです。町長これは初めての問題です。こういう中で1,000万円についての見直しの問題というのは考えなきゃならないというような議論を助役含めてしていたわけあります。ところが一転本会議になってくると、この問題はそのままになっている状態です。町長が町長でないとき、いわゆる一町民のときにですね、私のところに手紙をいただいてですね、この1,000万問題については非常に心を痛めているというような内容の手紙があったわけあります。こういう内容からいうと、町長は職員にこれは住みよい会の会合のときにですね、この問題ある方から質問されて聞いたときに、職員の方はそういうような認識に持っておられなかったので研究させていただきたいということだったわけです。それで現在町長に就任されたわけですが、この1,000万という中身をこの成果報告書で見ますとですね、これは決算書のとおりですけども、1,000万円、65歳以上の方から集めてそして保健福祉事業に使っている、有効に使っているかどうか、これが一番大きな問題なわけですけども、この決算書で見ますと、いわゆる人件費が大半です。給料が409万、職員手当が240万4,000円、共済費78万9,000円ですね、合わせて大体700万以上が人件費で消えているわけなんです。お年寄りから1,000万集めてですね、そのお金を人件費に充てている、そして事業といえは何をやったかといえは居宅介護支援事業、ひまわりの運営、これは人件費ですね、給付抑制のための介護教室、介護服のリフォーム教室、料理教室の名称で各講座を実施した。これはそのための報償費は30万円払っているわけなんです。その他に賃借料が、ここには載ってないですけども賃借料、決算書で見ますと賃借料というのはわずか出ています。一体65歳以上の方からですね、1,000万もの金を集めてですよ、奈良県で唯一広陵町だけが、このような制度というのが果たして自画自賛されるような制度でしょうか。私はこの中でですね、質問したときに、私じゃなくて共産党が質問したときにですね、出てきたのが厚生省推奨のすばらしい制度だと言わんばかりの答弁されてるんです。ところが厚生省の問題を見る前にですね、先ほど国保会計の議論がなさ

れました。ここには保健事業というのがあります。保健事業というのは、いま介護保険の問題でいえばいまの1,000万の内容と考え方は一緒なんです。国保の場合には保健事業として実施しているのは、一般会計から400万を国保会計に入れて、そして保健事業として400万を使っている、これは国保加入者の税金から使っていないんです。しかし介護保険の場合には65歳以上の人から、高い保険料だと思われる人から1,000万を取ってるんです。この矛盾まず第1点感じるはずなんですけれども、これはどのように理解をすればよいか私は不可解。もう一つつけ加えておきますけれども、この制度ができたときに部長もこの内容についてはですね、当初きっちりと認識されていなかったんです、部長も、1,000万余分にこういう形になっていたということです。そういうことも町長忘れずにつけ加えておきたいと思うんです。町長、これは答弁していただきますけどね。

それで、たとえば国はどういうことを言ってるかということですね、ここにあるんですけども、保健事業という点についてはですね、保健福祉事業の内容というのは現在もほとんどの市町村で行われている家庭介護講習会なんていうのがこれに当たりますねということで解説書に書いてるんです。これはどういう意味かということ、ほとんど市町村で行われているというのは一般会計で行われているという意味なんです。これが介護保険福祉事業として介護保険事業でやってもいいですよという保健福祉事業の一つなんです。一般会計でやってるんです、ほとんどの自治体では。それを広陵町はお年寄りから1,000万取って、使っているのはわずか、ほとんどを職員の人件費に充てている。私は二重取りだと思います。そういうのが一つ。

それからですね、事業の財源等というのは政府がどう言ってるかといいますと、福祉保健事業に要する費用は基本的には第1号保険料が想定されていますが、また一般会計からの繰り入れも認められています。ここなんです。介護保険で政府はいまも独自に減免制度やいろいろやろうとすると、建前は自由ですよと言いながら、ペナルティを科しませんと言いながら、いま盛んに言ってるのは各自治体が減免制度をやろうとしてることに対して非常に圧力をかけています。一般会計で使うな、一般会計で使うと保険制度の根幹を揺るがす、こう言ってるんですね。ところがこの保健福祉事業については、一般会計からの繰り入れも認められていますと、わざわざ注釈してるんです。それを広陵町は65歳以上の方から1,000万円を二重取りして、そしてその金で人件費700万以上を使ってる。事業といえばリフォーム教室、料理教室、一般会計で行うことのできる事業です。それを再三政府は、それは保健福祉事業としてやれるということになっていますから、それをやらんなだめなんですと

いうことを繰り返し言うておられるんですけども、これも、私はこれ政府の解説書で読んでもらうんですよ、私独自で言うてんじゃないんです。こういうような事態になってるということで、私はですね、3年後に、答弁でいただいています、見直しも考えている、1年、2年、3年後、事業の見直しの期限が来るところで見直しを考えているとおっしゃっていますけれども、これでは遅いです。直ちにこの改善の手をとっていただきたい、これが質問です。これは先ほども言うていますように助役も知らなかった、もちろん町長はそれは答弁聞いてませんので、福祉部長も知らなかった、こういうような内容をなお依然として続けるというのは、私はいわゆる官僚用語でいけばいかなものかと思うんですけども、その点の真摯な気持ちでですね、町長の就任以前の気持ちも踏まえてご答弁をお願いしたいと思います。

**議 長** 福祉部長！

**福祉部長** それでは私の方から2点ご質問いただきましたのでお答えを申し上げたい、かように思います。

まず1点目の介護保険料の納付状況と、こういうところがございます。これにつきましては第1号被保険者の方は資料請求もいただきましたので、近くね、お渡しできるんじゃないかなと、かように思います。ちなみに第1号の方で申し上げますと、今年度末では70件の52万2,300円ということでございます。それには各段階別にもここで申し上げてもよろしいですけども、たとえば。(4番議員「資料で結構です。’)資料でよろしいですか、出させていただきますので、それを見ていただければ第1号の方はおわかりもいただけます。その後にもうちの福祉の担当者と収税課の方と第1号被保険者の方に回りまして制度の説明、また該当者の方のいろんなご要望、ご意見等をお聞きいたしましてお納めをいただいた分がたくさんございまして、もう8月末ではほぼもうないような状態になっております。

それからお申し出の第2号被保険者につきましては、これは件数なり金額は出ておりますけれども、いま申し上げましたような要支援、また要介護の1から5までのね、それぞれの方の滞納件数、額というのは、ちょっとこれは手作業ですと拾いませんと出ませんので、ひとつご理解、ご了解をお願いを申し上げたいなど、かように思います。

それから以前の議会でもずっとおっしゃっていただいております介護保険福祉事業の件でございます。私の方から申し上げるのは、もう以前にも何回もそうではない、こういうことですよということで申し上げておりますので、あえてここでは申し上げませんが、国でおっしゃってる介護予防、家族の介護支援事業21でございます。それから家族の介護支援事業合わせまして全部で27ですけども、その中で該当するのは家族の介護教室だけが私

の方でやっております保健事業の中で重複程度になってくるのではないかなと、あとは皆それぞれ別のあれでございます。

それから保健福祉事業につきましては、その市町村の、私の方でも条例では定めておくことはご承知いただいております。そこでその条例に基づきまして、それはおっしゃるように県下私の方だけでございます。それにつきまして事業の内容等も既にご説明も申し上げ、こういう事業でやっておるということは言っております。またそれについては当然人件費、事業費につきましてはその保険料の中からいただくんだということでもお話は申し上げております。またおっしゃっていただきました介護保険料の減免につきましても、国の方はあくまでもご承知の3原則を遵守せよと、こういうことはご承知でございます。それ以外には神戸方式で低所得者の方へもう1段階なり減免の率の方を設けましてやっておられることも聞いております。また最近平群ですかね、新聞紙上減免をするということでも出ておりました。しかしそれについては、介護保険の余剰金は当然12年度は出ますので、その中から出していきたい、しかし15年度以降については、どうするかはまだ未定だと、その減免につきましてもやっておられるところは一般会計から繰り入れされておられるところもでございます。またその保険料の中でやっておられるところもございまして、いろいろこれはございまして、それとほかですね、まず介護保険につきましてはご承知いただいておりますように、当初3年間の介護サービスの需用と申しますか、それを調べまして、3年間の保険料はどれぐらいで設定するかというところで決められております。その3年間の保険料につきましては変えることができないわけなんです、12、13、14年度はその決められた保険料で事業を運営していくんだと、12年度は当然どの市町村ともほぼ黒字はどれだけか別に出ます。13年度ではほぼべたべたか赤字ではないだろうか、それから14年度は赤字になるだろう、だからその財源をもって3年間のその介護費用サービスに充てるんだと、それから15年度は、もしその3年間で赤字が出た分が保険料をアップするのかどうかどうするのかということをもた決めて、向こう3年間の料金等を決められるわけなんです。だからその辺もございまして、ただ私の方も平成14年度、来年ですけれども、向こう15年間から向こう3年間の保険料、またあるいはサービス料も十分見まして当然決めていかなければなりません。そのときにいまおっしゃってる保健福祉事業につきましても、再度見直しは当然事務者としては考えておるところではございます。以上でございます。

議 長 4番議員！

4番議員 町長の答弁はこの後にサービスさせていただいてですね、就任当初ですし、この後

にお願いしたいと思います。

いま部長の中です、3年間の見直しというのはできないんだと、3年後にやると言ってますけれども、減免制度、これ直ちにです、13年度からですよ、ホームヘルパーの利用料の分は実行してるわけですから、できないというわけじゃないですよ。保険料も平群も減免やってるわけですからできないということはないんで、その点は認識間違ってますのでね、だからできるということがまず第1点。

それからです、たとえば法律ではです、ここで再三事務方の内容をとらえておっしゃっていましたが、保健福祉事業の175条で要介護者の介護家族等に対する介護方法の指導と介護者等に対する支援事業云々と、こうあるんですね。ところが実際にそういう中では、政府が示している問題というのは、結局は要介護者を示してるのはですね、こんなことまで言ってるんですよ。いわゆる第1次予防の概念に当てはまるもの、たとえば町民一斉健康診断なんていうのもこれに当たるでしょうねって言ってるんです。いわゆる被保険者が要介護状態になることを予防するための内容として言ってるんです。だから言うてみたら一般会計と重複しているということがこの中でも見えているからね、保健福祉事業については一般会計を使ってよろしいですよというのをわざわざ政府がコメントしてるんですよ。だから私はいまこういう事態になっている点でいえば、この保健福祉事業については直ちに中止する、事業を中止してです、もしこのままいろんな状況があるのであれば保険者にです、還付する、こういう措置もあって当然なんです。要はできないんじゃないで制度として出発してしまったためにみずからを拘束してしまってるんですよ。だから私はそのところはもっと柔軟に考えていただきたいんです。

さらに言いますけれども、そしたらこの1,000万のお金で700万以上の人件費を使って、一体ここにある介護教室、まず何人集まりましたか、そして介護服リフォーム教室何人集まりましたか、料理教室何人集まりましたか、1,000万使ってこれをするための介護なんですから、なぜ1,000万も65歳以上の人から取らなきゃならないんですか、そのための事業でしょう、やるための。だから何人集まりましたか。私はね、町長これはもう実際に事務方との調整が必要でしょうけれども、どう見ても町長が当初認識されたとおり1,000万というのはこういうところ、65歳以上の人から取るというのは、これは無謀だったんです。まして私はその制度的な問題からいけば、先ほども町長おっしゃってるように、政府は介護保険に一般会計使うなということと一緒に言ってますけど、これの介護福祉制度についてはです、一般会計からも使ってよろしいということなんです。ということは、わ

わざわざ言うことはですね、使ってやってもいいですよということを政府は暗に言ってるんですよ。それと、先ほど言った国保会計の整合性からいっても一般会計から400万入れて、わざわざ保健事業に400万出してるんです。こういう点からいえば両立の変化等々大変であればですね、私は決算で1,000万不納処理をすべきなんです。わざわざ人件費で使うこと事態がおかしいんですよ。1,000万をとにかく3年間、もしですよ、どうしても計算できなければ1,000万ためておいて、そして次の3年間の保険料の減免に使うとか、65歳以上の方々に目に見えることをやらなきゃならない、百歩譲ってですよ、私は直ちにやめるべきだということを、これはもう当然の話です。だからそういう点でこれは町長に最後答えていただきますので、この1,000万の問題というのはどこから、いろんな角度から見ても道理のない65歳以上の方々への負担です。どこから見ても道理がありません。そういう点で町長はどういうふうにお考えかお答え願いたいと思います。

**議 長 町長！**

**町 長** お答えを申し上げたいと思います。

65歳以上の町民から1,000万を二重取りしたということ、役所がいかにも泥棒したような厳しい言葉でございました。本来はこれらの保険料の算定に当たりましては議会議決をいただいております。十分保険料の計算の積算基礎は十分にご審議をいただいたものでございます。(4番議員「してない、してない、それも言うた。」) そうですか。一応は私ども聞いている範囲では議決をしなければ保険料は町民からいただくことはできませんので、私はいただいたものと思います。新聞紙上で拝見をいたしまして、私は気になりましたので確認をいたして、そのことをいま議員さんおっしゃったのでございます。私の知る範囲では、この1,000万を保険料に反映してあるのは20円か25円ぐらいやというふうなことも聞いたことがございまして、それでも県下では保険料は安いんだと、平均よりも安いと、了解してほしいというようなこともございました。いずれにしても、いま寺前議員のおっしゃるのが正当かどうかですね、私ももう少し検討の時間を与えていただいて、部長も見直すべきものは見直す、しかも3年というような期限も言っておりましたが、勉強させていただく機会をいただいて、知恵を出して頑張りたいと、このように思いますのでご理解をいただきたいと思います。

**議 長 5番議員！**

**5番議員** いま1,000万円について議論されていますが、この最初の予算出たときの予算書も間違っていたんです、財源が。これ途中で訂正されましたけれども、言うたら保険料か

らも入る一般の扱いで予算立てられていたんですね。だからそういう部分で非常に理解不足のままですね、議会も理事者の方も理解不足のまま実施されたというのが経過であります。

（4番議員「6月にしか資料くれへんかったんやで、介護保険のその保健福祉事業の。」）計画書ですね、計画書。（4番議員「6月やで、議員がもらったのは。」）そうですね。この計画書なんですけども、これはそういうサービス料だとかいろいろ、またそのいまの保健福祉事業についても説明書いてるんですけども、これも6月にしかいただいていないという中でですね、初めての制度というのも相まって大変消化不良のままスタートしたと、そういうその後の中においてそういう問題点が発覚してきたという経緯がありますので、これは大胆にですね、理事者の方も決意していただいて、即3年後ということは全く条件として要らないわけですから、いますぐでもできる内容ですので直ちにですね、見直しをしていただくことを再度お願いしておきたいと思います。ご答弁の方は結構ですけども。

それとですね、私の方はこの保健福祉事業でやられている介護教室とか、そういうやっておられることが悪いということ言ってるんじゃないんですね。大いにやっていただきたいけれども、負担を高齢者の方にこれ以上転嫁するなという立場で発言をさせていただいているので、その点は誤解なきようお願いしたいと思うんです。特にひまわりですね、広陵町独自ですね、奈良県の中でも本当に広陵町だけなんですけれども、ひまわりの方で一般のケアマネジャーさんが困難な方をいろいろ指導して対応していただいていると、広陵町の専門のケアマネジャーさんがね、それとかケアマネジャーさん集めて講習しようとか、いろいろ各施設の方に対しても指導的な立場で頑張っていただいていることは、本当に大いに自慢すべき、今後もっともっと充実してほしいという内容なんです。だからそういう点でいえばですね、あえてこの介護保険で人件費をとってやらなくても、たとえば社協の方でやっていただくとか、先ほど一般会計から繰り入れるだとか、方法は多々あるわけなんです。ですから大いにですね、私の方はもっともっと充実させていただくことも重ねてお願いしまして、早急な見直しを再度お願いしておきたいというふうに思います。

それからですね、介護保険の方で先ほど普通徴収、特別徴収の方は100%徴収されているという実績あるわけで、普通徴収の方も本当に改善されている状況を報告していただいたんですけども、やはり低所得者の方にとつたらね、また今度先ほども議論出てましたように医療の改悪が行われますし、本当にせっぱ詰まった状態が生まれてきます。そういう中でこの普通徴収の方、特に年金が1万5,000円以下の大変困難な方が中心になりますので、その対応をですね、やはり減免していくとか、平群のようにね、していただくことを検討し

ていただかなきゃいけないと思うんですが、これは一般質問の方でも出てまいりますのでそんなに深く触れませんが、これもね、先ほどから何回もね、新しいこの町村会の方で出されている要望を取り上げてるんですけど、本当に一致できるところもね、多々あるんです、共産党がいままで一生懸命この議場で言わせていただいていたことが町長の立場でも国の方にたくさん要望していただいていることがわかりまして、本当にうれしく思ってるんですけども、この介護保険料につきましてもですね、やっぱり低所得者に対する保険料については減免措置を講じ、国の方に要望ですよ、講じるとともに、同措置に係る国、都道府県による財政補填制度を創設してほしいということを要望しております。それから保険者の責に期さない事由により高額な保険料となる場合については、実態に即した適切な措置を講じること、こういうこともね、要望しているんですね。実現したこともあるんですけど、介護保険料の上乗せ賦課に伴う国民健康保険税の収納率低下により生じる歳入欠陥について、国の方から補填せよという、これはもう実現、国保の会計に実現していると思うんですけども、こういう形ですね、本当に幾つかの点で共産党、そして理事者の方と一緒に手をとって頑張れる点があると思うんですね。ですからぜひこういう点踏まえていただいて、今後低所得者と高額所得者との格差が広がってきますから、とにかく低所得者の方については、やはり憲法25条の立場で守っていく立場の、これは平岡町長が以前に民生部長なさっていたときに資格証明書の問題、あのときもありましたですね、憲法の立場を踏まえて広陵町で発行するのはやめてほしいと私が質問させてもらったときに、部長の立場でそのとおりでということで資格証明書の発行はしないとおっしゃっていただきました。それずっと守ってきていただいております。だからそういう点ですね、ぜひまた減免制度についても真剣に考えて早急に具体化していただきたい、特に10月から値上げになりますので、その点について町長と部長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。時間も迫ってますので詳細は委員会の方でしていただけたらと思いますので、これで1回目の質問を終わります。(6番議員「答弁要らへんねやろ。」)(5番議員「いや町長と部長と1回ずつ答弁してくれたら。」)(福祉部長「保険料の減免とか、それから利用料の減免とか。」)(5番議員「減免に対する姿勢と、それと最初の1,000万はもうね、答弁もらってるんでそれはいいんですけど、その点についてだけお願いします。これ踏まえてね、いうたらね、理解していただいた上で。」)

議 長 町長！

町 長 いろいろご提案をいただいておりますので参考にさせていただいて勉強の機会を与えていただくということでご理解をいただきたいと思います。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程13番、議案第59号、平成12年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 指名業者なんですけれども、指名業者の状況、去年A、B、C、Dで教えていただきましたけれども、業者数をランク別に教えていただきたいと思います。

それから資料の方なんですけれども、ちょっと待ってくださいね、資料の方ですね、下水道の工事の資料が発注の状況出ているんですけれども、その中でですね、随意契約、かなりたくさんありますね、500万超えてるのも随意契約になっているのもありますね、下水道事業成果報告書58ページからあるんですけれども、かなり随意契約があるんですね。その中でですね、随意契約は条例でいえば130万円以下ですよ、ところがこの中でいえば、これは配管移設の部分が随意契約になってるんだと思うんですけれども、たとえば61ページの上から2段目の随意契約で692万4,015円なんですね。その下も随意契約で349万6,500円なんですけれども、条例と違う状況になっているんですが、この点についてご説明いただきたいというふうに思います。

あと進捗状況ですね、計画、14年で終了って当初計画つくられていたわけなんですけれども、進捗状況は予定どおり14年で終了するのかどうかですね、お願いします。

議 長 水道局長！

水道局長 まず進捗状況ということでお答えいたします。

おっしゃっている内容は水洗化率の内容だと思います。そういうことですか。(5番議員「いやいや工事、工事。」) 工事ですか。はい。12年度のこの決算書にございますように、ほとんどの予定しております工事は12年度内の工事は完了いたしております。全体での進捗率は12年度ではほとんど完成しておりますので、そういう内容でございます。

また業者のランクにつきましては、後で総務部長の方でございましてお願いいたします。

資料の、私はこの工事の内容あるいは業者名が出てあればちょっと記憶があるんですけども、業者が出ておりませんので、またこの随契の内容につきまして全部拾い出しまして、ま

たご報告申し上げます。

議 長 5番議員！

5番議員 そしたら随契については委員会の方でご報告いただけたら結構です。

先ほど質問したのはね、この下水道事業そのものの計画がですね、昭和53年からスタートいたしまして、その当初の計画が平成14年で終了するという事業計画なっておりますので、そういう進捗状況がどうなのかということをお聞きしたんです。

議 長 水道局長！

水道局長 申し上げます。一応15年で最終の工事が完了するという当初の計画でございました。しかし現在では平成12年の3月末ではですね、全体的に見ますと整備率が75.2%、それと普及率が91%、加えまして水洗化率が65%となったわけでございます。合わせまして、先に申し上げました整備率につきましては、いまのところ一応75%の進捗ということでお願いしたいと思います。(5番議員「事業終わるわけ、14年度内に。’) いやまだまだ終わることはできないと思います。していかなければならないし、たとえば事業認可を受ける面積の追加もやっぴいかん整備はできないと思いますので。

議 長 総務部長！

総務部長 業者のランク別の数、ちょっといま手持ちに資料ありませんので委員会の方で報告させていただきます。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程14番、議案第60号、平成12年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程15番、議案第61号、平成12年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程16番、議案第62号、平成12年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程17番、議案第63号、平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 5番議員！

5番議員 簡単に、そしたらこの審査会の開かれた回数と、それからまた第1次審査、第2次審査、コンピューターでやった審査と、それから審査会の中でやられた審査の変動の状況です。お手持ちの資料なかったら委員会の方で結構ですのでお願いしたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 認定の状況ですけれども、12年度では新庄町で443件、當麻で375件、広陵町で588件の合計1,406件をしております。

それからおっしゃっていただいたのはほか、回数ですか、12年度の回数は。(5番議員「委員会でもいいですよ。）」はい、そうですね、ちょっと委員会でもよろしゅうございま

すか。(5番議員「はい、結構です。’)資料は持ってきておりましたけれども、ほか、以外には何か。(5番議員「あとランク変動、1次審査、コンピューターの1次審査と2次審査のそのランクの変動、上いたり下いたりしてると思うんですけど。’)ランクがね。ランクはね、これは申しわけないんですけども、変更のそれぞれのね、方の人数はわかりますが、たとえばおっしゃってる1から3になったとか、4から2になったとか、そういうのはね、11年度はご承知いただいておりますようにちょうど計画の時期でしたね、まだサービスは受けておられませんので、それはきちっと出るわけですね。しかし今はサービス受けておられます。その方がご承知のように6カ月で変更、一応更新、更新がございますね、だから1人、私やったら私が6カ月単位で更新かかってましたら2回も、極端にいうたら3回もなるときがあるわけなんです。だからそれでね、その数はもうとてもじゃないんですけども機械上は出ないと、こういうことなんです。申しわけございませんが。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は厚生委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程18番、議案第64号、平成12年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 3番議員!

3番議員 これいつもお願いしてることなんですけども、ことし、今回の有収率ですね、それにつきましたと、それから漏れとか欠損箇所ですね、という工事というのが、それが原因と場所がどこら辺で何カ所ぐらいあったのかということをもっとお聞かせ願いたいと思います。

議 長 水道局長!

水道局長 有収率につきましたとお答えいたします。11年度、12年度を比較してまいりますと、11年度は90.57、12年度につきましたは91.05%、0.48%が上がったようになったわけでございます。

続きまして老朽管等の修繕の箇所でございますが、箇所につきましたはちょっと把握しておりませんが、一番、ページの398ページでございますように、老朽管の布設替えを15

件、場所はちょっとここで私把握しておりませんが、15カ所の老朽管の布設替え工事を行いました。

**議長** 3番議員！

**3番議員** 場所がいまわからなくても、ちょっと後でまた資料をいただきましたらと思います。

それといまそれだけ有収率がちょっといままでなかなか上がらなかったんですけども、今回大分ちょっと大幅にいろいろ努力してくださってたと思うんですけども、これ有収率が上がってきた原因につきましてわかる範囲でお願いしたいなと思います。

**議長** 水道局長！

**水道局長** 毎回のようにこの有収率につきまして寺前議員と3月議会でも議論の出し合いをやったという経緯がございまして、その時点でことしの3月でございますが、以前からドレンの放出している内容でいろいろとご意見もいただいております。それによりまして、特に真美ヶ丘、町内全部で134カ所のドレンがございまして、真美ヶ丘の地区内におけるドレンの放出につきましていろいろと検討もいたしまして、ドレンを絞ろうと、一つの方法をとって絞ってみようということで2分の1にする放出を抑える、あるいは3分の1、あるいは4分の1とか、いろんな状態でドレンの調整をやった結果ではなかろうかと、これも有収率アップの一因、要因であると私は理解しております。そういう内容でドレンを絞ることによって付近の住民の皆様方に、また色のついた水の苦情が出てこないだろうかと、このような心配もございましたが、全部一遍にドレンを調整することじゃなくして、その状況を把握した上で泥水の、色のついた水が出ないという、2分の1絞っても出ない、あるいは3分の1でも出ない、その内容を十分把握した上で、まだまだドレンを調整していく必要があるかと、このようにも思っております。一つの原因はドレンの調整でこういう結果につながってきたであろうと、私はこのように理解しております。

もう1点でございますが、先ほどご質問ございましたように、やはり老朽管の調査ですか、老朽管の漏水調査を徹底的に行っていこうという一つの目標も持っております、これにつきましてやはり何分にも道路の中でございます、そういうことでなかなか発見ができないというのが実情でございますが、やはり専門家に一応委託しております何か所につきまして、恐らくこの辺ではなかろうかというようなことも二、三カ所ございまして、それを開けてみれば、やはり多量ではなく少量でも毎日のことでそういう内容で漏水していたということもあって、これからあわせましてまだまだ老朽管の入れ替え工事も計画的に行っていこうと、こういう内容によりまして有収率を向上させていきたいなと、このように思っております。

す。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 少しだけお聞きしておきたいと思います。

ここも滞納が増えてきているわけなんですけども、29件ですか、この対応について命の水ですからまさか止めるようなことはなさっておられないと思うんですけども、その辺をお聞きしたいと思います。

それからですね、有収率の向上を目指しつつ、財政基盤の確立を追求しということで、12年度も大変厳しい財政状況になっているということは数字の上からも明らかなんですけども、値上げされましたけれども、なかなか改善もまだまだ難しい分あるわけですが、これはどのような財政基盤の確立ということを、一応想定されてここにお書きになっておられるのかお聞きしておきたいと思います。

**議 長** お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により5時10分まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** はい、水道局長！

**水道局長** 滞納の問題でございます。出ておりますように84万3,000円の滞納でございます。この内容につきましては、平成7年度で29件分を滞納の処分をいたした内容でございます。先ほどから出ておりますように、職員が朝、昼という内容で徴収に行きますが、なかなか会えないということで夜間もやっていただいておりますが、家主さん等に聞いても夜しか帰ってこないとか、二、三日ずっと顔見てないとかいうような内容もございまして、悪い言葉ですが、夜逃げ同然で出ておられる住所不明、行き先不明という内容の方もこの中に、29件の中に含まれております。そういうような内容で7年度分で29件、84万3,000円を処分させていただきました。

もう1点の財政的な内容でございます。平成12年度の4月から料金の改正をお願いしたところでございます。そういうことでこれから、先ほど申し上げましたようにまだまだ有収率の向上のためには漏水調査を徹底的にやる、あるいは大きな、もう有収率を向上するためにはですね、極端に申し上げますと、石綿管、いわゆる古い老朽管を全部取り替える、そういう内容が1点ございまして、引き続き私先ほど申し上げましたようにドレンをもう少し数カ所じゃなくして、全般的に絞っていった内容でどの程度の濁り水が出るか、そういう内容を十分把握した上で有収率を上げていきたいと、そういうことでまだまだ財政的にも町内で

約5キロ400の石綿管がございます、古い管がございます。これを一度に取り替えることは至難なことで、財政的にはとてもついていきませんので、そういうことは計画を持ちまして、やはり1年で1キロというのなかなか財政的に無理かと思いますので、年間の何メーター、あるいは下水の工事に絡んでそういう内容で石綿管のところは入れ替えていくと、このように計画をしております。

議 長 5番議員！

5番議員 これは本当に些事になるわけなんですけれども、ある方からご提案いただいたんですけども、メーターの検針なんですけど、毎月行っていただいて、毎月落としていただいているという状況なんですけども、地域によっては2カ月に1回とか、そういうところも多々あると思うんですけど、そうすると2カ月に1回というまとめで払うの大変とかいろいろな声もあるかと思うので、一度ですね、この検針というんですか、頻度について水道懇談会の方で議論していただいたらどうかなと思しますのでご提案をさせていただきたいと思します。

議 長 質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思しますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 次に日程19番、議案第65号、三宅町の公の施設の設置に関する協議についてを議題とします。

本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。

お諮りします。本案を産業建設委員会に付託いたしたいと思しますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は産業建設委員会に付託することに決しました。

議 長 お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思します。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。

なお本日は行われなかった一般質問につきましては明日18日午前10時から引き続き行うことといたします。

本日はこれにて延会いたします。

(P.M. 5 : 01 延会)



平成13年9月18日広陵町議会  
第3回定例会会議録（3日目）

平成13年9月18日広陵町議会第3回定例会（第3日目）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、15名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	9番	山本登
10番	青木義勝	11番	笹井正隆
12番	坂口友良	13番	山本悦雄
14番	松本政治	15番	吉岡章男
16番	出張光男		

2 欠席議員は、1名で次のとおりである。

8番 中山正

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	福祉部長	野村完治
環境部長	山村吉由	都市整備部長	竹田健次
水道局長	吉村正勝		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長 中尾勝

書記 乾 善雄 野村 克也

議長 ただいまの出席議員は15名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:04開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程番号 付議事件

1 一般質問

議長 日程1番、一般質問を行います。

発言の通告書がございますので、これにより発言していただきます。なお議事進行の都合上、質問の要旨は簡単に、また答弁は的確にお願いいたします。質問の回数は会議規則により3回以内とさせていただきます。また先の申し合わせにありましたように、1回目の質問はいままでと同様ですが、2回目以降複数の質問事項があるときは質問通告書の順序により議席で一問一答方式によることにします。なお次の質問事項に移った場合は前の事項に戻ることができないのでよろしくお願いいたします。

まず坂口君の発言を許します。

12番議員 本日の平岡新町政のはえある1日、トップバッターを切りまして一般質問を行いたいと思います。この本日の一般質問、私今回も第1回目の一般質問、初の最初の1つ質問というはえあるこの一番の質問を行わせていただきたいと思います。

それでは質問事項1番でございます。平岡新町政の最重要課題より問題を問いたいと思います。今回新町長が決まりました。今回の議会におきましても、平岡町長より所信の表明の演説を伺ったところでございます。多くの重要事項ございました、七つばかりございました。しかしその中でもトップに上げられたこと、やはり3丁目、真美ヶ丘住民の思いを込めまして清掃センターに取り組みたい、私が願っておることでございます。やはりこれは一番先に取り上げてほしい、いつも言ってることを今回新町長、第1番目の私の最重要課題ですと、こういうふうなことで取り上げていただいたところでございます。まことにもって力強い新町長の言葉をいただいたところでございます。

その最重要課題、まず新しい新清掃センター、このたび過日においても計画、私見せていただきました。議員諸公、全員協議会におきましても計画を見られたことと思います。いま

までの清掃センター、嫌悪施設だけ持っていても、これはもう住民の納得は得られない、私いつもこのように申しまして、もっと地域開発なり利便性なり、待ちあこがれた施設、またその周りの町並みについても開発、新しい町並みをつくっていくんだと、一貫した総合的なこの新清掃センター計画が必要であろう、このようなことに対しまして、昨日の新しいプランも示されたところでございます。なかなかこの計画は困難でございます。私もすぐできる、すぐできたらうれしいんですが、なかなか困難であります、かつ緊急でございます。あとの時間がタイムリミット、どんどんと迫ってきている、このような状態でございます。私も地元の住民からはせっせせっせとつかれております。ほんまにいつになったらできんや、大丈夫かいなど、こういうことで私も非常に選挙来たら怖いなど、こういうところもあるんですが、しかし今回の新町長、一番先に取り上げた、このようなことで力強いところでございます。

この困難かつ緊急事業であるゆえに、新町長のですね、対策を伺いたいと思います。どのようなことをしてこの一番の清掃センター問題取り組んでいくのであろうか、これらについて意向をお伺いしたい、これが第1番でございます。

さて2番目、これは私がいつも私のライフワークとして取り組んでおります福祉活動でございます。このたび初めて介護保険の決算が出ました。私もちょっと決算詳細に見させていただいてるところでございます。この介護保険決算よりいろいろなこれからの取り組むべき対策なり問題なりが見えてきたところでございます。今回介護保険初決算でございます。この決算書を見ると、予算的には5,000万ばかりの余り、予算からいうて余りなんですけどね、最初の計画時点より決算が5,000万ばかりの余りが生じているところでございます。これはなかなかこの介護保険初めてのサービスであります。初めてのサービスでありますので、利用者の方もどのようにして利用しよう、あるいはどのようなことを使えるのか、あるいは利用者の手控えというのも新聞など載っておりました。あるいはサービス提供者、サービスを提供する側ですね、これのいろんな介護計画、いろんなプランを出さなくてはいけないんですが、なかなかその介護計画にもいろんな不慣れな点があるのではないかと、このようなことが多くのマスコミなどにも書かれております。なかなか介護保険始まってここ1年ばかり経ったんですが、利用するに当たってはその利用者の側、あるいはサービスを提供する側からもなかなか一長一短ありまして慣れないと、不慣れなどこからもあったと、こういうふうなことも考えるところでございます。

10月からは、いままで半額と、保険料の方も半額という方、いよいよ10月から全額、

最初の規定どおり全額保険料の徴収と、このようなことになってきます。目に見えてですね、保険料の負担が増えると、こういうことですね、いままで、はい何ぼ来てましたよと、10月になっちゃった、じゃ全額ですよと、こういうことで払う側の人からすると、これは目に見えてえらい保険料高なったなど、こういうふうな感覚が出てくるんです。目に見えて負担が増大、負担が増す人も出てきます。そこでこの介護保険、利用者へのPR、これPRもいろいろ書類なりいろいろ出ております。パンフレットもたくさん、さわやかホール置いてあるんですが、なかなかPR対策、置いとく、それだけではなかなか難しい。実際に具体的に多くの利用する方についてどのようなサービスを、どのようなサービス体制をとって利用すればいいのか、このようなPRも必要で、使用するに当たってのPRですね、またあるいはこの介護保険の特徴でございます。介護保険というのはケアマネジャーという介護支援事業所、ここが中心となっていていろいろな案を立ててですね、利用者へPR、使用についての勧めをする、このような介護保険のキーパーソンとよう言うね、介護保険についてはケアマネジャーが中心となっていていろんな各種プランを立ててその保険を使いやすいように提供していく、相談に乗っていく、このような状態でございます。そこで今回ちょっと5,000万ばかり余っております。このような介護支援事業所あるいはケアマネジャー、このような方にもですね、積極的な利用方法についての対策が必要なのではないか、このようなことを考えてる次第でございます。利用者の側から見たPR、あるいはサービス提供する側の介護支援専門員、こちらの方からの対策も必要でないのか、この両者からの対策について今回の決算より見てですね、方針を問うものでございます。

続いて3番でございます。いよいよ私の住んでる真美ヶ丘地区のまちづくり、私も真美ヶ丘ニュータウン第1期分譲で10数年前入ったところでございます。まさしく真美ヶ丘の発展とともに、この私のですね、各種活動、真美ヶ丘といえば私、私といえば真美ヶ丘の各種活動、発展がこのたびどんどんと進んできた、このようにですね、自負してるところでございます。やはり第1期入居者というこの重みを持ってですね、この真美ヶ丘ニュータウンのまちづくりにかけたい、このように考えているところでございます。そこでこの真美ヶ丘地区のまちづくり、重点施策ということと対策、あるいはその時期、これについてちょっとひとつ質問したいと思います。

いまうちのニュータウン人口約1万幾らなんです、最終で2万何ぼになると、倍近く人口になります。いまエコマミの近所、宅地の開発ですね、公団がちょっと宅地して分譲しようというふうなことでいま各種工事進んでおります。人口もコンスタントに増えております。真

美ヶ丘地区の人口、コンスタントに増加しております。まちづくりのいろいろな対策として、私の方にもご要望がたくさん来ております。大きく分けまして、ここにくっつけてございます。一つ、1としまして人口、非常に若い世代が多い、これが一つのニュータウンの特徴でございます。大阪に勤める勤労者の方たくさん入っております。非常に若い方が多い、そのために保育所、保育所の建設が必要、もうちょっといまいっぱいであると、保育所の建設が必要でございます。

2番目、やはり若い世代、いま共稼ぎ非常に多いです。やっぱり女性の方も有意義に一生懸命各種仕事に熱心に取り組んでおります。その働く女性の子育ての支援対策、このようなことについても重点的に取り上げたい、私考えてます。育成クラブといいましてですね、昔は学童とってたんですが、このようなことについても、現在小学校3年まで、これがちょっと困るということたくさん署名など、私もいろいろ協力してくださいと、こういうふうなことで頼まれてまして、これをもうちょっと引き上げてほしい、やはりいまお母さん方もフルタイムで働く。いままではパートやったんですけどね、最近はやっぱりフルタイムで専門職を生かして働くと、このような状態であります。この育成クラブについても年齢のですね、延長が必要である、大きな思いがございます。これについては対策どうか。真美ヶ丘地区は新しい育成クラブの建物が小学校の隣、大変できて非常に好評でございます。私もちゃんと見せてもらいに行っております。立派なのができる、非常に喜ばしいことでございます。

3番目、小学校、ニュータウンやっぱり小学校、若い世代が多い、小学校の増築、この辺もそろそろ必要になってきた。小学校にしても第二小学校、やはり北の方面があつという間に家が建ち並んできております。人口増加中、この辺についても増築についてはどうかということでございます。

4番目、教育施設、文教、いわゆる文教地区としてのニュータウンという、こういうまちづくりを進めなくてはなりません。その教育施設としましては、やはりあと広陵の中になのが大学でございます、高校まではございますからね、あと最後の高等教育として大学等がございます。これについてもぜひ真美ヶ丘ニュータウンに誘致したい、こういう最後があと残る施設としては大学校である、大学でございます。私いつも言うてる、やっぱり文教地区としてですね、真美ヶ丘ニュータウンを発達しなくてはいけない、こういうことでございます。

最後、これは私いつもたくさん言われます、役場の出張所、役場の出張所が、これはぜひとも要るのではないかと、役場の出張所、この体制についてもぜひとも、いままで清掃センタ

一とかね、ちょっと頼んでたんですよ。やはりこれではちょっと不便やと、いま人口の中心はちょっと馬見中から北の方へちょっとずっと中心地移っていったるんですね、人口の中心地が、あまり南まで行けないと、こういうふうなことになってきてます。北の方からもどんどんと支持者が増えてきておりますので、この辺についても重点的に取り組んでいただきたい、このような声がいっぱい寄せられているところでございます。やはりこの辺も役場出張所、人口的には急増地でございます。この項目について、おのおの項目ごとについて対策と時期などを明示していただきたい、非常にこのまちづくりについて重点的に取り組みたい、このような思いでございます。

さて、4番目、これが全国的な大きな流れであります。市町村、いわゆる市町村合併、市町村合併、これはですね、もう既に我々でも議員でも限度感じてんのある、たとえばごみの問題、し尿の問題あるいは消防の問題、保健所の問題、こんなん考えたら一つの広陵町だけでは取り組む、これはなかなかしんどいんですよ。たとえば消防でもね、香芝とこのようにやって香芝広陵組合、最初は広陵だけでしょう、それはちょっと小さ過ぎると、やはり大きく取り組まないといけない、このように消防でも香芝と取り組んでおります。し尿処理でもいま広陵の中ないということはですね、これは広域的に処理をしているから広陵の中でし尿処理場はないんですよ。こういうふうにやはり広域的なベースから取り組んでいかななくてはいけない、このような流れがございまして、市町村合併、私はね、合併には賛成なんですよ。合併するとまず議員が半減できる、大きく経費削減ができる、市長も1人でいい、助役も1人でいい、収入役も1人でいい、これは大幅なですね、計画であると、こういうことでですね、大幅にそういう各種人件費が安くなって効率的に運営できる、これは非常にいいことでございますね。財政面を見てます、財政面からも広陵、行政面からももうこれは流れは避けることはできない、このような流れは全国的に起こってきております。丹波篠山市、昔は丹波篠山って行って町やったんですけどね、いまは篠山市と、こういうふうになりました、四つ引っついて。このような現状があちこちでなっております。議員も大幅削減、議員が多過ぎる、この声私よく聞くんです、何をやっとするんかと、何の仕事してんだと、こんなもん半減にしてよろしいと、半分でよろしいと、こういうこと。いやそれは合併したらすぐ半分になりますよと、こういうふうなことを言ってます。そこでまず本町としてですね、この市町村合併、まず第1番にどのようなこととして取り組んでいけばいいのかということについて、行政ひとつ提示をいただきたい。やはりこれ行政もですね、熱心にしないとなかなかこの町村合併というのは話進まないんですよ、住民発議という方法もございますけど、ここでまず

本町の取り組むべき第一の対策は、施策はどうか、この辺について町長の考えをお聞きしたい、このようなことでございます。まず第1回目の質問でございます。よろしくお願いいたします。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いします。 町長！

**町 長** ただいま1番バッターの坂口議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

励ましの言葉を添えてのご質問でございました。町長の初議会の所信表明にも見られたが、最重要課題は新清掃センターということでございました。現清掃センターの周辺の皆さんには大変なご心配をいただいております。新清掃センター建設については、所信表明でも申し上げましたとおり、本町の最重要課題であるとの認識をし、就任以来これまでの経緯の確認を行うとともに種々検討、研究並びに協議を重ねてまいったところでありました。その成果といたしまして、本議会の会期中に総合計画、グリーンプランをご提示できる運びとなりました。この計画は建設候補地全体の生活環境整備を行い、将来にわたって住みよい地域づくりを進めていくこと、またごみ処理方法としてはRDF方式とし、周辺の皆さんが最も安心していただける方法とすること、さらに施設整備はワンダーランド整備計画とし、将来にわたり人々が集えるような施設づくりを考えているものであります。この計画案に対しましては、議員の皆さんからご意見、またご指導いただき、町の案として地元地区に出向き全力で進めてまいりたいと考えておりますので、議会におかれましても大きなお力添えをちょうだいいたしたく存じます。

次に2番目の介護保険決算より方針を問うということでございますが、介護保険制度の財政は、ご承知のとおり3年を1期としてトータルに運用するものでございます。なおご質問の対策につきましては、さわやかホールを中心に利用者へのPRを十分に図っており、また本町事業所ひまわりを核として、近隣の介護支援事業者にも指導的立場で連絡会等を開催し、制度の円滑な推進に努めているところでございます。

次は3番目でございます。真美ヶ丘地区のまちづくり重点施策の対策と時期はということでございます。坂口議員は真美ヶ丘にお住まいをされ、質問は時には鋭く、また優しく、しかもユーモアに満ちたご質問でございますのでお答えを申し上げます。

1番は保育所の建設につきましてでございますが、現時点では既存の保育所で対応ができております。今後におきましては、真美ヶ丘地区への入居状況を見ながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

2番目の育成クラブの延長につきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

について授業の終了後にこの施設を利用して適切な遊びや生活をともにして、その健全な育成を図るため、おおむね10歳未満の児童に対して実施しております。当面の対策として、希望者の実態調査を実施し、施設の整備を最優先に置き、人的確保などの問題を検討しながら、その対応を進めてまいりたいと思います。

次に真美ヶ丘地区のまちづくりでございますが、小学校の増築のことがございました。真美ヶ丘第二小学校につきましては、普通教室を20教室と特別教室7教室を保有しておりますが、今後馬見中、馬見北地内において、都市基盤整備公団の開発に伴う児童等の社会増により、教室不足が生ずる事態が見込まれています。現在の見込みでは平成15年度に教室不足が見込まれることに伴い、来年度中に普通教室4教室と特別教室1教室の増築を予定しております。

次に教育施設、大学校の誘致でございますが、真美ヶ丘地区への私立大学の建設計画については、3月23日の全員協議会で報告されています。エコールマミの西側にある馬見中4丁目2番に学校法人冬木学園が4年制大学を設置しようというものであります。その後の進捗状況を問い合わせしましたところ、全員協議会でご説明をしましたように、平成15年4月の開学を目指していることに変わりありませんが、現在今月下旬に行われる文部科学省との事前協議に向かって準備中とのことでございます。

真美ヶ丘地区の重点施策の時期の中で、役場出張所の体制でございます。役場出張所の件につきましては、昨年エコールマミで実施する方向で検討した結果、場所、職員の配置、事務量、施設使用料、機器設置費等を考えますと大変難しく、設置は困難であります。しかしながら、それにかわるものとして住民に優しいまちづくり、住民から喜ばれる行政サービスを目指し、老若男女が歩いてでも気軽に行ける身近な公共施設、たとえば保育所、幼稚園などで住民課の窓口申請事務の一部を取り扱えるよう、現在検討中であります。

次に市町村合併のことでございます。本議会における私の所信表明で申し上げましたように、町村合併についてメリットが大きいと考えております。しかしそのためには合併に関するメリット、デメリットなどの情報を町民に提供するとともに、機運を盛り上げることが必要と思っております。そのための研究、検討を庁内で進めるため、庁内といいますと役場庁内でございますが、部会を立ち上げる計画をしております。また住民の皆さんのご意見をお聞きするため、町内有識者からなる合併懇話会を設置し、また議会にも協議を重ねていく諸施策を実施する予定でございます。以上坂口議員に対する答弁といたします。

議長 ありがとうございました。

2回目以降の質問に移ります。 坂口議員！

**12番議員** まず第1番、これについて再質問を行いたいと思います。

この第1番、清掃センター、町長のございましたこのいろいろ、今回新しく案を提示したところのございますが、全体の生活環境アップするような案でいきたい、まさしくこれが私が言っていた案のございます。いままで林田町長の時代もですね、候補地についていろいろ案を持って行ってます。いろいろプランもお聞きしました、私この場で鋭く聞いたところのございます。その持っていく案はですね、清掃センターばかりにとらわれたというちょっとそういう嫌いがございます。いま言うてるまちづくりの一環として持っていくところがですね、非常に喜ばれるような、トータル的な生活環境のアップを図るんだと、このようなところがやや足らなかったのではないか、そのようなことでなかなか実際話が進まなかったということが、ひとつそこであるのではないか。

もう一つ、3丁目がいろいろ不満があるのは、こんなん清掃センターだけ持ってくるのは、非常にこんなん、ほかの何もですね、いわゆるアップできるような施設はない。ただ単なる清掃センターだけが住宅地のど真ん中に置いてある、これは非常にまずい、私も普通なら利便施設、たとえばお風呂なりこういうものをつける必要があるのではないか、そのようなことを言ってございました。いままでの案は、確かに清掃センターの中に、清掃センターと引っついてリサイクルプラザとかね、ガラス工房とかいろいろ案を伺いました。しかしそれはあくまでも一つの施設の中で、一つの施設の中だけの考えを出されていたところのございます。今回この新しい方策として、これですね、生活、いわゆる環境、生活環境すべてをその地区アップする、このようなことをいま伺ったところのございます。そのアップするについては、当然その町の中の地域を生かした再開発なり、地域を生かしたまちづくりなどいろいろ考えられると思います。私いろいろあちこちの町、古い町ですね、古い町の伝統を生かしつつ新しいまちづくり、多くのこういうことも聞いてきたところのございます。この辺についてもね、具体的にそれはいろいろ土地の規制もございます、具体的にいろんな対策は事務局で考えてると思います。古い町並みを生かしつつ新しい町並みをつくる、そのような多くの生活環境アップする策について詳細にですね、きのうはですね、もらった資料、こんなん紙に書いてあるだけですよ、こういうのですべてと、こう思ったらだめです。やはり事務局ベースのですね、そこに深い思想というのが入ってると思うんですよ。その深い思想を我々は、議員は深くお聞かせ願う、またその辺を十分理解する、これが大切なんですね。書類だけを見て、ああこれはこうだなとではなくて、その中の深い思想が生きてる、これが非

常に大切な思想でございます。

この清掃センター、そこまで問題を深く追求しないとなかなか持ってくる側にすると理解が得られにくい、これもう私はいろいろ経験上知ってるんですわ。その辺の深い思想をですね、清掃センター施設、私はあまり言うんじゃなくて周りの地域にどのように古い町並みになってくるか、ここについてちょっとお聞かせ願いたいと思います。まず一つ、第1番目の再質問でございます、具体的に。

**議 長** はい、収入役！

**収 入 役** 失礼します。きのうは時間的關係であまり詳しくご説明できなかったわけですが、特に候補地、古寺地区につきましては、ご承知のように古くからの大和平野にございます環濠を残す村でございます。そういった点で村の周囲にまだ残っております環濠の整備、またそれにあわせての修景整備なども行いたいなど、こういうふうに思っております。

それからあわせて農地ですね、農業関係の保全も行わなければならないし、周辺地域はご承知のように調整地域でございますので、この調整地域をやはり使いやすいように分家住宅なども建てやすいような、そういった条件整備もしなければならないなどというふうに思っております。これにつきましては地区計画というのがあるわけですが、これにつきましては集落地域整備法という法律が平成9年にできておるわけでございます。これは農林水産大臣、そして国土交通大臣の承認を得て、いわゆる俗に言う農林省と昔の建設省が一緒になってこの法律をつくったと、こういうようなものがございまして、農林関係では農地の保全を、そして国土交通関係につきましては住宅の開発をしていこうと、こういうものがセットになった計画でございます。こういったものを地元にて提案いたしまして、ひとつ地域の方のご賛同を得まして区画整理事業、調整地域の区画整理というふうに言っておるわけですが、こういった点を提示していきたいなど、こういうふうに思っております。

その他、現在この古寺地区の真ん中を通過しておりますバス道路でございますが、これにつきましても非常に道路幅が危険でございますので、大型道路といいますか、通過交通につきましてはこの集落の中を通らないような道路網の整備を行いたいなどというふうに思っております。地区の現在のバス道路につきましては、カラー舗装なりブロックの舗装なりをいたしまして、またあわせて街路灯なんかも修景に合ったような街路灯を整備いたしまして安全なまちづくりをやっていきたいなど、こういうふうに思っております。以上簡単でございますが、方向性等につきましてはのご説明とさせていただきます。

**議 長** 坂口議員！

**1 2 番議員** なかなかいい案が出てきたじゃないですか。いままでのね、本当なら、正直いいますと、いままでの林田、前回の町長の時代ですけどね、なかなかそこまで発想の展開が開けなかった、正直言います。たとえば調整区域の中、それは調整区域の中といえどもですね、いろんな利用ができる。これなどね、やはりみんなの英知の集めたたまものなんですよ。やはりそういう、人間というのはね、ばーっと追い込まれると必死になって知恵を出すんですわ。知恵を出して、やはりいい案が出てくる、いや知恵を出すんですよ、皆様方にね、納得できてくれるようないい案ができてくる、ここがすごいんですわ。その限界点はですね、なかなかいままで4年も5年も地元と交渉しましたと、こう言うてたいろいろ聞いてたんですが、そこがなかなか突破できなかったということで、なかなか今回私期待しているところでございます。

そこで新町長にお聞きしたいと思います。3丁目の住民としましては、早くこの計画どおり、スケジュールどおり、いま大きな協定書という問題がございます。この協定書を守っていただいて新町長が地元との協定書の内容を踏まえて新、要するに新しい施設ですね、新しい施設に取り組むんだという決意についてひとつ、最初にいろいろ伺いましたよ、このような新しいプランで取り組むんだということについてお伺いしたい。お願いします。

**議 長** 町長！

**町 長** ただいまのご質問にお答えを申し上げますが、私は所信表明にも申し上げておりますとおり、この裁判所の和解による契約ですね、これは遵守をいたします。これは守らなければいけないわけでございますので、何としても私はこのごみ問題を解決するがために町長に出馬をさせていただいたと、そういう思いを持っておりますので、何としてもこれをいち早く取り上げる覚悟でございます。地元の3丁目の皆さんをはじめ周辺の皆さんには大変なご心配をおかけをしておりますが、一日も早く解決できるように、また議員さんのお力添えもあわせてお願いを申し上げる次第でございます。

**議 長** 坂口議員！

**1 2 番議員** 1 番目回答結構でございます。遵守をしていただいておりますね、非常に力強いご返事いただいたところでございます。

その次、2 番でございます。介護保険、この介護保険というのはね、難しいのは利用者だけはなかなかそういう介護保険、いろんな内容、細かいこと知らないんですね。知ってる方もおられますが、そこはなかなか親切丁寧な説明を行わないとなかなか難しいところがございます。そのためにもですね、いわゆるその第一線、介護保険の第一線に立って計画を進め

るのが介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーでございます。この辺の介護支援の各事業所に対してもですね、町はちょっと事業所に対して指導が必要なんではないか、要するに第一線、町がPRしてる、PRも大切ですよ、町がPRするのも大切、そして第一線に立つ介護支援の各事業所、広陵町内でございます、その辺についてもいまの現状はこうだと、第一線のケアマネやってるケアマネ事務所どうやと、やはりこういうふうな各種指導が必要と私は考えているところでございます。その点についてちょっと具体的なことはどうか、ないのか、そのような勉強会なり、あるいは各種研究会なり、あるいは連絡会ないのか、広陵町ですよ、広陵町がそういうのは業者集めてする計画はないのか、この辺についてちょっと内容的に掘り下げて聞きたいと思います。

**議 長** 福祉部長！

**福祉部長** 坂口議員のご質問にお答えを申し上げたいと、かように思います。

おっしゃっていただいておりますその件につきましては、今月の20日ですか、さわやかホールで町内11事業所ですか、のケアマネジャーの方をお願いいたしまして研修をする予定をいたしておるところでございます。また12年度におきましてもケアマネジャーさんの方から24の事例の検討ということでいろいろご相談がございまして、それに対しまして個々に私の方も対応をしておるところでございます。おっしゃるように、また12年度、それ以外にも県また町の方でケアマネジャーの方、合計6回ですね、研修もさせていただいております。なかなか指導といいますと難しい面もございます。ご承知いただいておりますように、ケアマネジャーさんの中にもそれぞれ能力差といいますか、まだできて間がございませんので、そういうものもございますし、またお忙しい中でもございます、なかなかそろって研修にも来られない方もおられるようでもございます。また私の方が一方的にお話を申し上げて研修をするというのももうひとつ効果がございません。その辺のところをよく私の方も認識いたしておりますので、今後ともいま言いましたようにこの9月20日には町内のケアマネジャーさんに寄っていただいて本音の研修会をいたしたい、また今後とも個別の指導を優先していきたいと、また任意グループによりまして年3回程度の研修もそれぞれご予定をされておるようでございます。今後とも町のひまわりの事業所という一つの立場もございまして、ケアマネジャーさんの資質の向上には寄与していきたいと、かように思っておりますのでよろしくご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

**議 長** 坂口議員！

**12番議員** 私が言いたいことはね、この介護保険というのはね、確かに県でもいろんな講習

会やってるんですよ。介護保険というのは、いわゆる地方それぞれ独自の方策で独自の運営でできる、いわゆる地方分権、介護保険ができた趣旨は地方分権、その地方その地方に合った保険の対策ですね、その地方その地方に合った高齢者福祉、こういうのをするために介護保険という大きな趣旨がございます。国による統一的な運営もあります。しかし地方独自の対策をとっていかねばならない、大きな地方自治の流れの中にこの介護保険というのが取り込まれているのでございます。この町の方においてもですね、積極的にこの地方の特色、いわゆる地方の特色を生かした保険を推進しなくてははいけません、私はこのように考えてます。その研修のことについてもですね、各種事業所も、それは県の集めるのを待つのではなく、本町においては本町独自の運営があってもいいんですよ、喜ばれる介護保険、使いやすい介護保険、サービスのよい介護保険、広陵町の介護保険は日本一である、このようなですね、介護保険の取り組み方を考えていきたい、これが地方自治のその中での中における介護保険の趣旨でございます。

いま伺いました、町の方においても各種研修会あるいは勉強会あるいは自主的なサークル、あるいはこういうふうなんいろいろ考えてるということで、非常にこの辺についても独自のですね、研修なり体制をお願いしたい、これは要望でつけ加えております。いまちょっと方向を伺いましたので、このような方向でですね、地方自治、地方独自の保険対策、よい対策、愛される介護保険、要するに利用しやすい介護保険、この辺についてお願いしたい、要望ということをつけ加えたいと思います。

その次、3番目行きたいと思います。2番目はこれで結構でございます。3番目、まちづくり対策ということで重点的に取り組みたい、このような私の考えもでございます。

一つ目、保育所、これはですね、現在、公団との開発あるいは民間の開発を見ながらその話を進んでくると思います。状態によっては新しい保育所、こういうのも必要かと思えます。ここについては、保育所については状態を見ながらですね、建設を進めていきたい、施設を進めていただきたい、これはご要望でございます。その辺もちょっと、人口急に増えるかもわかりませんよ、広陵町って非常に住みやすいところやということですね、大阪の多くの近所のサラリーマンさんは知っておりますのでわっと押しかけるかわかりません。この辺については人口見ながら建設の推進をお願いしたいというところでございます。

2番目、児童育成クラブ、これはですね、希望者の実態調査あるいは人員確保、大変な問題でございます。これは私力を入れてるところなんですよ。なぜかといいますとね、男女共同参画社会っていまあるでしょう、現実的にね、なぜかという、うちとたくさん女性の方

が働いておられます。子供小さい、すごいんですよ、20人働いてるんですよ、ヘルパーさんが12人、看護婦さんが7人と、非常に大きな事業所になってしまったんですわ、現実的にですね。子供はみんな幼稚園とか小学生の低学年でございます。働いてる方全部専門職員ですからね、資格を持ってる、専門職としてそれを一生取り組みたい、このような方たちで私は非常に素晴らしいと思うんですよ。それは常勤ベースもちゃんと働いてるんですけどね。その方の一番困ってるというのはですね、女性が安心して働ける体制をね、この広陵町でみんな一生過ごしたいという、こういう願いなんです、一つはそれ。もう一つは自分が年とってもね、そのようなサービスを受けたいと、このような状態なんですわ。しかしその主力というと、私もヘルパーの資格持ってるんですが、私がヘルパーしてるんじゃないですよ、全員が、女性がですね、そのための仕事に一生をかけたたいと、このような非常な大きな願いがございます、専門職として取り組みたいということですね。そうですよ、経営者というのは大変なんです、そこまで考えないといけないですね、雇用ですけどね。そういう女性の方はね、安心して、仕事の関係ですからね、これ朝も昼も夕方もない仕事なんですわ。非常にこういうことでしてほしい。現実ヘルパーしながらですね、育成クラブに行ってる方、名簿見たらすぐわかるんです、いっぱい行ってます。いまはまだ小学校1年、2年やけどこれ3年生になったらどうしようかしらと、ご主人も当然働かれてるんです、若いもの夫婦だけですからね、その辺で非常に不安を感じております。これについて私はやはり一番身近に感じるよなところなんですわ。男女共同参画社会っていうて、かけ声はね、いいんですよ、かけ声はいいんです。じゃ実際自分とこでね、じゃ働いてもらおうとなったときに一番ぶち当たるのがこの問題でございます。この問題によって、いやちょっとできないわとかですね、非常にもったいないですからね、その人の能力。だからそこで私がですね、これをもう少し延長、立派な建物できました、これも私の大きな願いは通じたんじゃないかなと、こういうふうなことを感じてるんですけどね、これね、いままではちょっと借り物でやってたんですよ、あそこで、それ立派な建物ができた、非常に喜んでおります。これについても町長ひとつですね、町長非常に若い女性に人気がございますのでね、いやこれは本当なんですよ、本当でしてね、非常に人気がございますので、その辺また懇談会などですね、また私も集めたいと思いますので、ひとつその辺を強力的に取り組んでいただきたいということで2番目の育成クラブ延長、ここに私ちょっと力を入れているところでございます。これについてちょっと町長のですね、いま言うてる女性の働く体制から考えてね、この辺についてちょっとお考えをですね、お聞きしたい、この2番目についてはお考えお聞きしたいと思います。

3番目、小学校の増設、これはいろいろ馬見中、北がですね、どんどんと人口増えてくるということで計画的に、15年をめぐりということで教室追加ということをお願いしました。具体的に伺いました。なるほど伺いました。これはこれで、やはりその辺も体制しっかりとっていただきたい、このように考えております。

教育施設、これについて、私具体的にね、うわさだけがですね、流れ、それはちゃんとこういうふうに出たらうわさ流れるんですが、やはり具体的にどこ、たとえば駐車場の、一番心配してるのは、たとえば駐車場やったら車で来んようにバスで行けとか、こういうふうないろいろ前聞いたんですが、具体的にあとあの辺が混雑するん違うとかかですね、交通網はどういうふうになるのか、バスはどういうふうになるのか、こういうふうなまたいろんなことも心配も来ますので、そういう具体的なですね、地元、あの周りもだんだん家建ってきたんですわ、7丁目、7丁目行ったらいっぱい人住んでですね、真美ヶ丘のとも非常に交通がちょっと混雑してきました。あとあの辺は周り、前不法駐車というんですか、いまはちょっとまだ車止めておられる方おられるんですけどね、そんなもんやったら大変やなど、買い物にも非常に混雑しちゃうということなので、この施設、この計画についてはですね、これも要望なんですけど、出たらすぐにですね、ひとつまた地元の意向なりですね、自治会の意向なり、また当然議員もそうですが、それについて懇談して進めていただきたい、こういうふうなことについてご要望しておきたいと思います。

最後の役場出張所、これは前からいろんなこと聞いております。いま現状そういうことを考えているということでございます。私は一つの西大和ニュータウンでもありますが、一つを中心点にポイントとなる施設、要するに事務所、出張所ですね、つくっていただきたい、これは前から言うてるんですわ、私ね。別にエコマミの中にせいと私は言うてないんですよ、あの近辺がちょうど中心点だからプレハブでもいいから建ててしたらいいんじゃないかなと、こういうふうな考えを持ってるんですが、その辺現状はいろいろ行政、町長当局も考えて進めているということでございますので、この辺もですね、私はやはり集合してね、1カ所ですね、一つの建物ですべき、最終的には2万人ぐらいになったらそうなるん違うかなという気もするんですけどね、現状は当座の考えを聞いたとこでございましてね、最終的にあこは全部家が詰まる計画でございまして、全部詰まる計画になってるんですよ、最終的にね。そのときにはどういう形が理想的なのか、ちょっとその点、現状はこういうことだということですね、各幼稚園とか聞きました。最終的なプラン案からいうとどういう形が望ましいのか、ここなんです。これがどういう形を考えているのか、そこについてちょっとお聞かせ

願いたい。3番目の質問でございます。

議 長 町長！

町 長 お答えを申し上げます。

育成クラブのことでございますが、働く女性の声を聞かせていただきました。安心して住まいできる町、こうしたご要望にこたえられるように育成クラブの改善に努めたいと思っています。

それから役場出張所の提案でございますが、集合して1カ所にと強い要望があるようございますが、私は先ほど答弁いたしましたように、子供やお孫さんが通っている身近な幼稚園、保育園に、これは歩いてでも戸籍謄抄本の請求ができる、そんな身近なところという、そういう思いでいま考えているところでございますので、どうぞ私どものもうすぐお示しができると思いますが、現在検討をいたしておりますのでご理解をいただきたいと思えます。以上です。

議 長 坂口議員！

12番議員 もうちょっと時間もないので4番に行きたいと思えます。これは非常に大きな問題でございます、市町村合併。しかし大きい問題ではございますが、最終的には昭和の合併以来ですけど、これが最終的にはやはりこの方向は避けられない、避けられない、こういうふうに考えております。そこに至るについては、住民が十分理解してこういうふうに最終的にこうした方がメリットがあるのではないか、その方がよいのではないか、よりベターではないのか、このようなですね、住民合意の姿勢が非常に大切と。いま国ベースにおきましては、予算の面から締めつけてですね、これを進めようと、こういうふうなことを考えてるんですね。しかし地域にする私たちとしてはですね、十分にその辺のですね、メリット、デメリット、対応策、あるいはどういうふうにか、あるいは日々の生活までどのような影響が出てくるのか、この辺を十分理解した上で自分にとっては賛成なのか反対なのか、議員は賛成なのか反対なのか、このような立場を示したい、このような多くのいろいろな意見聞いておりますとそのようなことでございます。だから町としてはですね、いろいろ示す必要がございます。いろいろな案を示す必要がございます。またニュースを、あるいは情報をですね、積極的にオープンしていく、そういう情報も必要でございます。また有識者による、いわゆる懇話会、懇話会を開いて意見を取りまとめる、このようなことも大切、先ほど懇話会などを発足させたい、このようなことについてもお伺いしたところでございます。一長一短、すぐにはこれできません、できません。そのゆえにですね、多くの住民の方のご意見を集め、

英知を集め、我々の進むべき道はどうしたらよいのか、当然議員サイドまで響いてきますよ、こういうこと、直接、間接に響いてきます。本町としましてですね、その辺の対策、先ほど聞きました。具体的にはですね、どのようにして町民にいろいろ知らせ、あるいは内容を理解していただくのか、この辺についてちょっと再度質問したいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 坂口議員のご質問にお答えしたいと思います。

現状として、まず市町村合併という課題が一番の現在注目されている課題でございます。まずこの課題から目をそらさないという現状を見詰めた中で、市町村合併が一つの選択肢として考えていく状況にあると思います。この中でおっしゃっていただくように住民合意が最も大切なことであると、そのためには先ほど町長が申しましたように、まずはメリットあるいはそれに反しますデメリットというものを十分に認識してもらう必要がある、そういう懇話会あるいは説明会等も開催する必要もございまして、そして住民との間にオープンな議論を闘わす場を設ける必要もあると私は考えます。その中で市町村合併が一つの選択肢として検討するように、これからの課題としてまず職員も勉強をしていきたいと、かように考えております。以上です。

**議 長** 坂口議員！

**12番議員** きょうは初一般質問でございます。今回4件取り上げまして、町長ですね、心のこもった回答もいただいたところでございます。私もですね、誠心誠意この広陵町の発展にですね、尽くす所存でございます。ひとつここはですね、一致協力して、がっちり協力しましてですね、新清掃センターの建設もしっかり、真美ヶ丘の地区のまちづくりもしっかり、何回も言いますが児童育成クラブの件についてももしっかりですね、ひとつここはがっちり手を結んでですね、町政の発展に邁進したい、私はこのような大きな熱意でございますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

**議 長** 以上で坂口君の一般質問は終了いたしました。

次に山本悦雄君の発言を許します。 山本悦雄君！

**13番議員** 議長のお許しを得て3点ほど質問をさせていただきます。

まず第1点は公金のペイオフ対策についてでございます。ご承知のとおり広陵町も多額の借金はしておりますが、また片方に多額の公的貯金もあるわけでございます。それで来年の4月以降満期の定期貯金、再来年の4月以降は当座性貯金も含め、金融機関が倒産した場合は一金融機関につき1人1,000万プラスその利息までしか保護されない、いわゆるペイ

オフが実施されると申しますか、凍結が解除されるわけでございます。一般では現在それに伴う資金の金融機関の移動が続いているようでございます。金融機関もこれからどんどん情報を公開していくとは思いますが、まだまだその情報の公開も十分でなく、またそれをされたとしても専門職でない役場の担当者では判断することが非常に難しいと思われるわけでございます。広陵町も多いときには定期性、当座性合わせて50億円ほどの公金が預金されているのではないかとと思われるわけでございます。もしペイオフの事態に至れば広陵町も一個人と見なされ1,000万とその利息のみしか保護を受けることはできず、多大の損害を受け、たちまち町財政の破綻状況に陥るのではないかとこのことを思うわけでございます。町当局も十分検討されていることとは思いますが、その対策をお聞きいたします。

またそういう事態に陥った場合、直ちに資金に困ると、先ほど申しましたように直ちに資金に困ると思われまますので、その場合の資金の手当ての対応も研究されていけばあわせてお聞かせ願いたいと思います。

2番目に事務処理の効率化についてであります。広陵町も事務処理の電算化、コンピューター化がどんどん進んでおります。それに係る費用につきましても多額になってきております。電算化を進めるということは、中長期的には事務処理の効率化を図り、かつ正確、迅速、コストダウンを目指すことであります。すなわち電算化による成果、コストについての中長期計画が絶対必要であります。民間ではそれなしの電算投資は考えられないわけでございます。電算機は単なる計算機ではなく、そのデータを活用し、今後の行政にいかにかかすかが大変重要でございます。また大量のデータが入っておりますので、その保全管理、漏洩です、データの漏洩防止が大変重要なことになってまいります。

そこで提案いたしたいと思っております。一つ、現在稼働している全システムを精査、検討し、その向上を図り事務処理の効率化を上げるとともに、将来の電算化中長期計画を立案するための部署の新設をしてはどうかということをご提案いたします。

第2といたしまして、いま稼働しているシステムでは財務システムは非常に大きなシステムではないかと思っております。かつ一番重要なシステムであろうかと思っております。これの内容も一部聞かせていただいたわけでございますが、現在の使用の仕方は、計算機としての使用の仕方が中心になっておると思うわけでございます。それと電算化する場合には、当初には非常に多額の費用がかかると、しかしそれを使い慣れていく、あるいは使いこなしていくことによって非常にコストが下がっていくわけでございます。このシステムはそうして見ていきますと、情報系のシステムであります。ディスクの容量は聞いてないわけですがけれども、かな

りの量のデータが入ると思われます。そしてその使い方の一例としては、現在の予算、決算は縦割りの計算になっております。それを横につなぐということは非常に簡単にできると思われます、使い方によって十分できると思われます。また過去何年間のデータを入れておくことによって過去との対比、これも非常に簡単にやれると、プログラムが必要になるかもわかりませんけども、こういうプログラムはごく簡単につくれるはずでございます。しかし現状では各部署でコード設定等が行われており、その機能が生かされていないと思われますので、システムの管理の一元化により、とりあえずこの財務システムだけでもその効率を図ってはどうか、そう考えるわけでございます。

3番目といたしましては、先ほども申しましたように非常に重要なデータがたくさん、この財務システムに限らずいろんなところにたくさん重要な、またプライベートに関するデータが入っております。これが流出すれば大変な問題になります。現状の防止対策についてお聞かせ願いたいと思います。

大きな3番目でございますが、町職員の採用の公平性及び透明性についてであります。市町村の職員採用に関しては、ちまたではこねがなかつたら入れないんじゃないかと言われるぐらい、そういううわさもあるわけでございます。現に天理市では贈収賄事件となり市長が逮捕され辞職するというような事態になっております。就職難の今日、求人すれば優秀な職員を得ることができるとは間違いはないと思います。しかるに役所へ就職すればどんなこねで入ったのかと詮索されるようなことになれば、本当に優秀な職員が来てくれないおそれがあります。町長も12日の議会の所信表明で職員採用の公平性について言明されました。

そこで町長にお聞きいたします。一つ、広陵町政治倫理条例、ここの第3条に上がっておりますが、これとの関連も含め、公平な職員採用の具体策があれば、考えておられればお聞かせ願いたい。

2番目といたしまして、公平性を保つためにプライバシーに配慮した上での職員採用に関する情報公開が重要であると思うが、町長の考えをお聞かせ願いたい。以上でございますので、ひとつよろしくご答弁のほどお願いいたします。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 山本議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず公金預金のペイオフ対策について、非常に公金にご心配をいただいでのご質問でございます。現在の預金保険法では2002年、平成14年ですが、4月から非決済性預金、定期性の預金でございます、これらにつきましては、また2003年4月からは決済性預金、

これは当座預金、普通預金、別段預金をいうのでございますが、ペイオフが解禁されることとなっております。この結果、万一金融機関が破綻した場合には、地方公共団体の公金預金につきましても一般の預金と同様、元本1,000万円とその利息を超える部分については何ら保護措置がなくなるわけでございます。

ご質問の1番目のペイオフに関する町の対応策についてでございますが、まず金融機関について、破綻の危険性がなければ当面安全であると判断できますので、平常時から経営状況の把握及び分析を行っておくことが重要であると考えます。

次に金融機関が破綻した場合のペイオフ実施を念頭に置いた公金の保護方策についてでございます。一つは国債などの元本の償還及び利息の支払いが確実な債券による運用が考えられます。ただこれには期間の問題や中途売却の場合の元本割れの危険性など検討課題が多く含んでおります。

もう一つは、預金債券と借入金債務との相殺による方法がございます。これは万一金融機関が破綻した場合には、借入金額のうち預金金額に相当する金額を相殺することによって、実質的な損害を避けるというものでございます。ただこれには当然のこととして、預金額に相当する金額以上の借入金があることということが条件となっております。また預金と借入金を相殺するに当たり、定期預金においては満期日、借入金におきましては償還日という期限の利益を双方とも放棄する必要があります。これは本年4月から各金融機関とも預金約款の改正により対応されておるものでございます。諸条件はあるものの、現行制度化においては、この相殺方式がより現実的ではないかと思われませんが、公金という大切なお金のことでございますので、万一のことがありませんように、その運用につきましては今後さらに研究と検討を重ねてまいりたいと存じます。

次にご質問2番目でございますが、いま申し上げましたような預金の保護方策によりまして、実質的な損害額が発生しなかったという場合におきましても、現に手元にあった資金が相殺によって消滅してしまうということになりますので、新たな資金調達が必要となろうかと考えます。しかしながら、現状では明確に制度化されたものがございませんので、これも今後研究を重ねていかなければならない問題であると認識いたしておるところでございます。

次に質問2番目の事務処理の効率化のための開発について、3点のご質問でございます。

まず初めの電算事務開発部門の新設でございます。これは提案でございました。電算システムにおける現在の管理は、平成11年度から総務部の企画財政課で担当しております。今年度はパソコン台数を増設し、職員1人当たりほぼ1台になるような環境になり、庁内L A

Nによるグループウェアの導入で、これまでの文書連絡を電子メールに変えるなど、事務の効率化と来るべきIT時代に備えております。

電算担当は、これらのコンピューターに関してハードとソフトの管理運用や組織間の調整、新システムの研究、職員の指導などを担当しております。しかし国でもIT基盤整備や電子政府の政策を打ち出すとともに、これだけ電算事務が多くなり、パソコンが役所内で浸透して重要度を増せば、他の役所のように電算部門を独立させたり権限を持たせることも必要ではないかと思っております。ご提案をいろいろありがとうございました。

2番目の財務システム管理一元化とシステム内容検討ですが、財務会計につきましては平成12年度から新しいシステムを導入しており、今年度から一部擬似的な電子決裁も実施しております。システムをつくる際には効率的な使い方ができるように考えておりますが、実際に使い始めると事前に予想していなかったような改善点が判明しております。それらはソフトウェアの変更により使いやすいように改善していきたいと思っておりますが、いろんな意見を取り入れ、できるだけ入力したデータが有効に活用できるよう、今後も内容の検討を怠らないようにしていきますのでよろしくお願いを申し上げます。

3番目のデータ流出防止策でございます。コンピューターのデータにつきましては、個人情報が多く含まれておりますので、情報の守秘について、職員に対しては地方公務員法による守秘義務の遵守を周知徹底しておりますが、各職員にパスワードを設定し、職務により端末機によるデータ取得内容を限定しております。

一方、委託業者には広陵町電子計算組織利用に関する条例により、契約書で守秘義務と万が一の場合の損害賠償を義務づけております。またコンピューターウイルスの侵入についても、所要の措置を講じるなどデータ保守に万全を期しております。

次に町職員採用の公平性及び透明性についてでございます。職員採用については、他の自治体で不正が相次いで発覚し、大変残念に思っております。私は政治倫理条例の趣旨を十分認識し保持するものであります。職員採用試験については不正を防止する新たな方策を研究してまいります。

2番目の採用試験受験者に対する開示は、合格基準点及び受験者本人の評点は公表するものでございます。以上でございます。

**議 長** ありがとうございました。

2回目以降の質問を行ってください。 山本議員！

**13番議員** それではペイオフの問題につきまして再度質問させていただきます。

先ほど申されましたとおり、倒産しなければ何ら問題ないわけなんですけれども、その内容、金融機関の内容をね、実際に決算書等でね、解析しようとしたらとても難しく、専門職のほんまに詳しい方だってなかなか難しいと思うんです。だから解析することは役場では不可能に近いだろうと思います。そういう場合にですね、相殺されたら、相殺されたらということは損はないということですので、そしたら借りてるところへしか貯金できないという形にもこれなりかねないわけなんです。そしたらいままでも地域性とかいろんなことでほかへされてる、そういう問題も出てくると思いますのでね、ひとつそういう場合にね、そうなった時点の職員の責任問題、これ地方自治法でどうなってるのか、職員、町長あるいは助役、収入役ですね、その辺の責任問題はどうなってくるのだろうかということ、これ職員にも大変な問題になってくると思うんです。この辺についてご研究されてたらお答えをいただいたらと思います。

それと先ほど国債での運用をと、云々と申されました、これも非常に変動の大きな商品でございます。だからいまの、たとえば国債、いま発行されてる国債が金利5%ぐらい、預金金利5%ぐらいになりましたらね、大体60%ぐらい、100円のが60円ぐらいの元本の価格になろうかと思われま。そういう非常に変動の激しいものですので、そういうことはされないとは思いますが、決してその年間、満期が来れば元本は保証されてますけれども、道中はこれはもう相場で動いておりますので、ひとつこの辺についても慎重にお願いしたいと思います。

いま申しました職員のその責任問題等について、何かそちらの方で研究されてるんでしたらちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**議 長** はい、収入役！

**収 入 役** ペイオフの関係でございますが、最初の町長のご答弁で概略的なことをご答弁させていただきました。2回目の質問の中で職員のいわゆる責任問題という点でございますが、これにつきましては総務省におきましても地方公共団体におけるペイオフ解禁への対応研究会というのがことしの3月の末にいろいろ研究された点を発表されております。その中で万が一金融機関が破綻して公金の預金の一部を失う結果となった場合は職員の賠償責任等が発生する場合もあると、こういうふうに問題点を投げかけられております。我々といたしましても、こういった点、十分にこれから議論させていただきましてこういったことの絶対ないような方策を研究していきたいと、こういうふうに思っております。

また国債、地方債等のいわゆる国債等の借入れにつきましても、中途解約いたす場合に

つきましては元本割れというのが当然出てくる可能性が大きいわけですので、こういった点につきましても慎重に扱わなければならないなというふうに思っております。あわせて山本議員さんのおっしゃっておられるように、職員のいわゆる専門職という要請ということにつきましても、なかなか口ではなかなかこれをいろんな金融機関の財政分析をするというのは非常に難しい問題でございますが、これからいろいろ研究いたしまして創意工夫を重ねてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 山本議員！

13番議員 それでは次に事務処理の効率化についての2回目の質問をさせていただきます。

これ新しい部署をつくってはどうかと申し上げておりますけれども、これは本当に若手の方ですね、こういうことに興味があるというか、そういう方にやっていただくというのが非常にいいわけなんです。もう我々のような年いきますと、部長、課長になりますと頭が固くなってね、実際コンピューターに対応、そういうシステムの中身を調べるとか、そういうことについてはもうとても目もようになってきてやりにくいということで、若手の30代前半ぐらいの方が非常にこういうことに、こういう作業には力を発揮されると思います。その場合に、上にね、重たい重しがございましたらなかなか事が進まない、本当にやろうとされたら町長直結の部署としてやられるのが本当は一番いいと、これはあくまでも私の所見でございますので、そういうことを申し上げておきたいと思えます。

それとですね、ここの、私もいま監査させていただいておりますけれども、見せていただきました。片一方では非常にコンピューター化進んでおります。片一方では全くの手作業でやってるというようなところが多々あるわけでございます。その中身を見ますと、ちょっとしたソフトでね、ちょっともうパソコン自身はここにございます、たくさんございますし、ちょっとしたシステムでやれると思われる分が全くの手作業でされてるとか、そういうこともございますんでね、ひとつその辺はやっぱり全部庁舎内の事務処理を一回全部網羅してみたら非常に効率が変わってくるんじゃないかと、こう思いますので、ひとつその点に、その2点についてちょっと町長の方で答弁ございましたらひとつよろしく願いいたします。

議 長 町長！

町 長 ただいま山本議員からいろんなご提案をいただきました。監査という立場からいろいろ事務作業の内容について改善すべき点もご提案をいただいております。参考にさせていただいて改善に取り組んでまいりたいと思えます。ありがとうございました。

議 長 山本議員！

**13番議員** それでは3番目の町職員採用の公平性ということについての2回目の質問にさせていただきます。

なぜこういう不正が起きるのかと、町長自身のモラルだけでは解決できない問題がある、町長というか、これトップで町長、市長、そういうトップの者だけのモラルだけに頼るといふことでやるのに、やはりそこに問題がある、生じてくるんじゃないかと思うんです。やはりできるだけ制度的に町長、助役、収入役、政治倫理条例に書いております町長等ですね、についてはタッチしない方法と申しますか、たとえて言うたら外部にもう完全に委託してしまうとか、あるいは部長級も、採用委員は部長級だけでやると、逆にその採用をやってる採用委員がちゃんと公平にやってるかということ町長等が監視するというような逆の立場の採用方式などをとった方が、やはり直接タッチできない状況の方が私はやはり、こんなはっきり申しますとやっぱりよそから頼まれ、もう町長に頼んだらいいやないかというような方、これは本人はそういう気持ちなくても町民の方とか受験生の方からはそういうことが多々、やはりそういう感触である、おそれはあるわけなんです。だからそういうことはもう自分らは一切タッチしてないんだという形の方式を考えられるかどうか、ひとつその辺も町長の施策の考え方になると思いますので、ひとつ町長の方からのご答弁をお願いいたします。

**議 長** 町長！

**町 長** ただいまの質問にお答えを申し上げまして、モラルに頼るなど、制度を考えよということでございます。いろいろまた提案もいただきました。私はあくまでも不正を防止するための新たな方策を研究しておりますので、私どもの提案をお待ちをいただきたいと、このように思います。ありがとうございました。

**議 長** 山本議員！

**13番議員** いろいろご回答いただきましてありがとうございました。以上で私の質問を終わらせていただきます。

**議 長** 以上で山本悦雄君の一般質問は終了いたしました。

次に青木君の発言を許します。 青木君！

**10番議員** 私は短時間であると読まれました、議長が読んだと思いますので。それでは議長の心温まるお許しを得ましたので、できるだけ時間内で終わりたいと、こう思っております。

アメリカで現地時間9月11日に同時多発テロ事件が勃発、日本人犠牲者を含む歴史上最悪の事態であり、きょう現在5,006人を超す死者、行方不明者が出ております。許しがたいことであり、今後絶対に起こさせてはならない世界を構築していかなければならないと

思います。犠牲者のご冥福を心よりお祈りをいたします。

厳しい経済状況の我が国に対して大きな負担を求められ、それにこたえなくてはならない状態が来るように思います。まして現在小泉内閣は聖域なき構造改革の断行で従来型の公共事業の抑制、地方交付税交付金の削減等、地方自治体に対し厳しく対応してまいるはずでございます。そのような時期に本町においても最重要事業のごみ処理場の移転建設を控えております。町長はR D F方式で古寺地区へお願いし、多少財政負担が大きくなっても地域の皆様に十二分に納得して協力をいただける地域整備事業計画を示されました。新町長のキャッチフレーズである元気な広陵町をつくるためにも、言葉は不適切かもしれませんが、みずからの意思であえて火中のクリを拾うの決意と推察いたしておりますので、獅子奮迅の行動力をもってを期待をし、私も議会人として是々非々の立場で早期実現に向かってその協力を惜しみません。

さて本題に入らせていただきます。広陵町を含む3市3町の合併による葛城広域圏構想についてでございますが、町長も既にご承知のことでございますが、合併の構想は青年会議所の全国的な推進運動での機運も高まりつつあるそうでございます。でも私は本町ではそのように温度が上がっているとは感じておりませんが、国は特別交付税措置等の多彩なる優遇条件で施策の実行を期してきております。過日の県議長会主催のシンポジウムでは、また特に葛城青年会議所の勉強会においても、私も参加させていただきましたが、その中でも3市3町で仮称でしょうが、葛城市という名称も出ております。あたかも平成17年3月期限の特別交付税措置等の適用が既に視野に入っているような感じを受けました。私自身は合併自体には基本的には大賛成であります。合併は国家的レベルの価値観で考えるべきだということを言われますが、それは私は地方自治体にとっては建前であると、こう感じております。一つの試案であると認識はしておりますが、あまりにも唐突に、その上、国、県と上部組織より一方的に3市3町のルールを敷かれ、傘を差されても本町の住民の合併への機運がいま現在低い上、本町みずからがこの合併を急がなくてはならない状況でないと私は認識しております。町長のご認識はどうでしょうか。

しかし国の大きな施策の流れでもあり、また今後地方自治体も地方分権、分財を求めていかななくてはならない時代であり、合併は避けて通れないと思います。そうであれば3市3町でよいのかどうか、私はその枠組みにこだわるべきでないと思っております。フリーハンドで本町と何市、本町と何町というようにいろいろな組み合わせのシミュレーションをして、財政面を含め多面的な観点より調査研究をして、本町にとってメリット、デメリットを的確

に把握して幾つかの試案を作成して、町長が所信表明で述べられました住民主導の研究会、合併懇話会、懇談会等を早急に立ち上げて十二分に議論をしていただく場を与え、本町の主体性を示さなければ国、県等の意向で進められ、本町の将来に禍根を残すことになれば大変残念と思いますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

先ほど来の坂口君の質問での答弁はありましたが、私はちょっと視点を変えてのご質問でございますので、その点よろしく願いをいたします。終わります。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** 青木議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

先のアメリカで起こったテロ同時多発の事件でございますが、ご冥福を祈られた、非常に心優しい青木議員に敬服するものでございます。また元気なまちづくりを進めることに対して励ましをいただいてありがとうございました。

この広陵町を含む3市3町の合併問題でございますが、社団法人葛城青年会議所からは、9月2日の30周年記念式典の席上で葛城広域圏3市3町の合併による葛城市誕生の提言をいただいており、国、県からも合併への強い働きかけを受けております。しかし私は青木議員のおっしゃるように合併は避けて通れない道であると思っておりますが、住民の自主的判断が大切でございます。今後はその判断をしていただく情報提供に必要な研究と機運づくり、それに何よりも大切な合併相手の模索に努めたいと思っております。以上のとおりでございます。

**議 長** ありがとうございました。

青木議員！

**10番議員** それでは2回目の質問をさせていただきます。

町長の簡略であり、的確な答弁まことにありがとうございます。そこで私、これは私の私見も多少入ると思いますが、ただ私見だけじゃなしに、私も商売がらいろんな人たちとの接触もございまして、この合併問題について大変また関心も持っておられる方もあると、温度は低いと言いましたが、中にはかなりおられることも事実でございます。全体に低いと私は感じております。ただね、3市3町、これが同時であるのか、もちろんプロセスは踏んでいかな、段階的なこともあると私は思いますが、ただ何をもって3市3町であるのかなという事は、この間のいわゆる青年会議所の主催されたところでもちょっと感じたわけでございますが、その中で多分私の記憶が間違ってるかどうか知りませんが、御所市の市会議員さんのご意見も出ておりました、いかにも急いでおられるような感じはちょっと受けたわけでござ

いますし、そのような流れの中で3市3町がかなり温度差があることも事実であり、先ほど来の質問にも言いましたとおり、広陵町にとっていろんな面からも考慮した中においてね、まさに吸収合併じゃありませんが、いまそれ以上、それなりに急がなくてはならないのかなというような条件がどこにあんのかなということが私思っているわけでございます。何もこの市としたらいかんとかという個々の問題はさておきましてね、そのような感じを私は持っているわけでございます。と申しましても、これは国の大きな施策の根幹であるわけも間違いないわけでございますので、いやうちは、広陵町はもう一つでいきますということはもう絶対にだめだと思えます。そこで一番広陵町にとって、また住民にとって、また相手方にとっても当然メリットがある、自分とこのメリットばかり当然追求すべきであり、のも当然ですが、しかし縁組先のことも当然考えていくということを踏まえて、また歴史上のいろんなことも踏まえて、私は具体的にたとえば隣の香芝市とまず第1番目に縁組をすとか、いろいろな現実性のある、現実性のあることも必要じゃないかなと思うわけでございます。そして先ほど町長の答弁にありましたが、懇談会云々の勉強会云々と、またいろんな組織をつくっていくということでございますが、何分こういうことは非常にデリケートなことも含んでおりますので、いわゆる役所当局がお互いに各相手方のいわゆる役所関係と十二分なる意思の疎通もまた切磋琢磨もなければいけないわけで、そこでそういう一つの試案というのか、これとこれとどうだという形じゃなしに、広陵町にとって、また相手にとってもどうだというような、ある意味での具体的な指針というのか、いわゆるシミュレーションをしていくと、それを示していかなければ、ただ漠然とどうですか、こうですかとアンケートじゃないわけでございますので、よりやらなくてはならないことはほん手前に見えていると、近い現実、近い将来、現実であるということも当然でございますので、その辺どう考えておられるのかなと、こう思うわけでございます。

そしてこれは事務者関係にお尋ねしたいわけですねけど、各自治体の一番またネックになるのは、現実になってきた場合には起債の残高とか基金のいろんな処理が出てくる、双方の処理が出てくると思いますので、その辺のことも含めて住民合意の形のいわゆるシステムをつくっていくということをおっしゃいましたが、その辺のちょっと具体的なことも触れていただきたいと思います。

議 長 はい、町長！

町 長 ただいま青木議員の質問でございますが、3市3町の合併の機運を盛り上げたのは、このJ Cが組織づけられて、その方がいろいろPRをなさっておるわけでございますが、

葛城行政事務組合というものがございまして、この行政事務組合で、いまし尿の問題を取り上げられているわけございまして、こうしたところから機運が非常に盛り上げられているわけございまして。県におきましては、この3市3町で六つの自治体があるわけですが、人口およそ23万から24万を見込まれておるわけございまして。ここでこのメリットというのは、財政的なことで申し上げますと、総額で781億9,000万円をこの3市3町に提供するというのが大きなこの金額を示されているわけですね。これも単独やなしに何年もかかってのことございまして、たとえば合併特例債、まちづくりの建設事業費としておよそ700億ですね、また合併特例債、これも40億円、合併後の臨時経費として25億、合併の準備補助金として3,000万とか、合併市町村の補助金が3.4億円とかね、いろいろ提案をなさっているわけですね。総額で781億円を出すと、こういうふうなことですね、こないしていただいても、結局は交付税でまた返さないかんというようなもんも含まれてあるわけですが、こんな大きな数字を出してるんですね。たとえば香芝と合併をする場合は、総額で248億1,000万円を渡すというふうなことも、もう既に県からこういう数字を我々に示されているわけですね。香芝と広陵と合併する場合は、全国のどんな自治体に匹敵するかといいますと、栃木県の佐野市とかね、新潟県三条市、大阪府の貝塚市、こういうところとよく似た町になるというふうなことを言われております。また3市3町の場合は非常に大きい23万から25万ぐらいの人口規模でございまして、福井県の福井市、静岡県清水市、愛知県一宮、大阪の八尾、兵庫県の加古川、こういうところに匹敵すると、そういう町と非常に類似をするというふうなことを言われております。歳入総額に対しても非常に似通った町で、健全な町になるであろうと、そしてこのあめであります781億を出しますよと、こういうことを言われてまいりますと、合併しない場合はそれぞれの町として交付税がだんだん減っていく、新規事業については問題が起こる、こういうことになりまして、我々こういうふうな細かい数字も出しまして、議員さんそしてまたいろんなお方にご相談を申し上げて合併の是非を問うていきたいと、このように思っております。いまそんな手元の数字はそんな状況でございましてご理解をいただきたいと思っております。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 住民合意のシステム、具体的にどう考えてるのかという質問の中で、これは大変一番重要な問題でどういうパターンでやるかということがただいま研究してるわけですが、まず違う立場あるいは違う層のそれぞれの協議会的なものを編成したいと、それから最終的には住民アンケートも必要ではないだろうかというふうに考えております。ただいまのところ

では具体的にどういう方の協議会をするのかという編成までは至っておりませんが、今後職員がそれぞれ研修を重ねた中で、このあたりの協議会の編成についても協議していきたいと考えております。

議長 青木議員！

10番議員 3回目の質問をさせていただきます。

いま町長の答弁で高額なる数字を示されまして、私かてやっぱり早うしゃんなんかなというように錯覚になったわけですが、私はそういまなってますかもわかりませんが、それはそれとして、大変ね、やり方としてはえらい汚いやり方を国はやってるなと思って憤慨もしてます。というのは、いわゆる地方分権とかいろんなことどんどん言って文化を守れとかいろいろな国の施策はこっち向いてるのに、また逆にまた一つの違う方へまた向かわすとかいう考え方があるかもわかりません。ただね、財政面にすべて考えていったら、そんなもん全部昔のいわゆる反省に持っていくぐらい、また修正に持っていくぐらいの形の方がいいのはまた楽なところもあるわけですが、ただね、いま現在それを急激にやるのかどうか、それとこれ同時に3市3町一気にやるという、もちろん段階踏むのかどうか知りませんよ、そういうことも含めてあるかもわかりません。ただ私といたしましては、葛城広域圏のいまの付き合いもあります、しかしまたし尿の問題も当然、さっきも出てましたが、しかし広陵町として一番先にまずはもって一番先に現実に考えていき、また研究するべきということから出発をして、それは最終的に3市3町になるかもわかりませんが、合併の主導権をとるという考え方も大変大事だと思います。これは町長も当然その場に立たれますと思いますが、そのときに発言力、いろんな意味で、まず私は話をあまり進めて大変失礼ですが、たとえば香芝市と形をとったとしたら、これが10万であり、財政力、いろんなことも含めて今後の合併の一つの流れの中での主導権を取っていけるということもまず第1点考えるべきじゃないかなと、こう思うわけですが、何も3万がすべて遠慮しなくちゃならないということはないわけで、3万町であるがゆえにできる、またいま広陵町の力なり、いろんなことを含めてそれを一つの考え方としてやっていくということも私は大事だと思います。そこで町長、そのことも含めていま言ってるわけですが、まず合併問題の主導権をとれると、最終的に3市3町やむを得ずという場合も出るかもわかりませんが、いま現実として主導権をとるためにはどのような、まずそれを考えていかないかとかということに対してをひとつお答えを願ひまして私の質問とさせていただきます。

議長 はい、町長！

**町長** いろいろご意見をいただいておりますが、現在の進められております各市町村長の意見は、あくまでも民間の団体のJ Cの皆さんが一生懸命燃えられておるわけでございます、市町村長さんは何か引っ張られているような、そんな機運でございます。もっと肝心かなめの議会と市町村長含めて、役所がしっかりと勉強せないかんというふうなことを常に申されているところでございます。ご意見をいま青木議員からいろいろいただきました。参考にして頑張りたいと思います。

先ほど私は議員さんのことをちょっと言うのも、この機会にちょっと申し上げておきたいと思いますが、県の示しております3市3町が合併をいたしますと、議員さんの定数が六つの市町では105人になるわけですね、議員さんの定数はそれぞれ合計しますと105人になります。23万人から25万ぐらいの人口の場合は、定数は44人以内というようになってあるわけです。この合併の場合は、当分の間、2年間、合併後2年間は105人によろしいと、2年間はどうぞそのままいてくださいと、定数特例は88人以内でつくってもよろしいと、そやけど基本は、現在進められているのは44人以内であります、こんなことをちゃんと提案をされてるんですね。香芝とした場合は基本は36人以内に条例は定めなければいかんわけですが、2年以内は36人、現在の定数でよろしい、そして定数の特例がそれぞれ決められている30人の特例でよろしいというふうなこんな案もそれぞれ詳しくデータを出してね、議員さんにも少々の痛みはありますが、徐々にしていこうと、何かそういう提案をなされているようでございます。(4番議員「首長は1人になってしまうやん。」) もちろん首長は1人でございます。この場合は特例ありませんのでね、ありません。そんなことをいろいろこれからも資料を私どもいただきましたら議員の皆さんにもお配りをして勉強を重ねていきたい、そして先ほどおっしゃる主導権というのも、これも大事なことでございますので、議長さんもお話をただいただく機会もあるわけでございますので、議会と力合わせながら進めてまいりたいと、以上でございます。

**議長** 以上で青木君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(A.M. 11:54 休憩)

(P.M. 1:33 再開)

**議長** 休憩を解き再開します。

次に山田君の発言を許します。 山田君!

**1番議員** では平岡町長になって初めての一般質問をさせていただきます。

一つは9月定例会の初日に新町長として8項目の方針を示されました。その内容について順次質問させていただきます。二つ目は学校評議員制度についてお尋ねいたします。

まず初めにアメリカで9月11日現地時間に起こった同時多発テロ事件に対し、このたびの計り知れない惨劇に謹んで、アメリカの皆様にお見舞い申し上げます。あまりにも多くの尊き人命が奪われ、犠牲になられた方々のご冥福を深くお祈り申し上げますとともに、アメリカ国民の皆様が一日も早くこの大きな苦難を乗り越えられますよう心より願っているのであります。

さて目を広陵町に向けてみますと、新しい町長ができて3カ月を迎えようとしております。3カ月目でやっと助役、収入役の人選もきのうできたのであります。町民の目にはもっと早くできたのではないかと、無投票に近い選挙戦であったにもかかわらず、新しい町長のこの人事案件を見てもリーダーシップに少し疑問を持った人は私だけではないと思うのであります。それだけに広陵町における最大の行政課題はごみ処理施設建設であります。定例会の初日にもみずからこの問題を取り上げられているわけであります。裁判所の和解勧告、平成17年6月30日を守ると言われましたが、守るという中身は何を守るのか、まず質問させていただきます。

次にそのために固形燃料RDF施設建設を古寺地区に進めたいと言われました。こうした迷惑施設に係る総論賛成各論反対的住民感情をニンビイと呼んでいるのであります。必要性は認めるが、うちの近くにつくられるのはごめんだという意味であります。迷惑施設の立地をめぐる公と私の関係が鋭く表に出る問題がこのニンビイであります。そこで一つ、迷惑施設、ごみ処理施設の必要性について社会的合意は、また広陵町の合意はあるのかどうかお尋ねします。二つ目、迷惑施設の立地選定は選定される側にねらい打ちと受け取られるようなものであってはいけないのであります。候補地を複数挙げることからはじめ、公正な第三者に立地選定作業をゆだね、納得の理由を示しながら、次第に対象を絞っていく複数候補地の原則を守るべきであります。既に古寺地区に決めておられるのであります。出し抜けて迷惑施設が我が身に振りかかってきた場合には我知らずに反対との声を挙げるのは当然のことです。ニンビイはとりあえずは住民の一般的反応であることを知らなければならないのであります。いろいろメニューは出されるわけではありますが、そのことを一応知っていただきたいのであります。住民はそこから出発し、次第に学び、理解し、広い視野を持った理解、解決方法があると思っているのであります。行政側はいままでどおりの方法では古寺地区の了解をとるのに苦労されるのではないかと心配しているのでありますが大丈夫でしょ

うか。そこで何ゆえに古寺地区にお願いされるのかをまず初めに問うのであります。

二つ目であります。元気で優しいまちづくりであります。形容詞の羅列であります。具体的に何を住民に優しい元気なまちづくりをスタートさせられるのかを問うのであります。役場出張所についてはどういうものを扱い、窓口の出張所を考えておられるのかを具体的に示してもらいたいのであります。

三つ目は生活基盤の整備であります。馬見中地区における保育所の運営については、先ほどの質問の中にも答えにありましたように、人口の増加を見極め考えたいと言われておりますが、これは既に今年度予算ではこの中地区に保育所の設計図の予算も出て可決されているのであります。そうしたことを踏まえ、新しい町長は町立ですか、また民間委託を考えておられるのか、その他、それともほかの方法があるのかを尋ねるのであります。共生の社会づくりのための障害者交流施設の建設についても具体的に何のために、どうしてこのような建物が必要があるのかを聞きたいと思っております。

四つ目であります。文化財の整備であります。巢山古墳についての補助要望としての整備はどうしたいと考えておられるのか。いわゆる国に補助申請をされるようでありますけれども、その整備した後はどうしたいと、この将来を考えておられるのかを、将来像を示していただきたいのであります。また広陵町歴史資料館の建設についての必要性はあるのかどうかも問うのであります。

五つ目であります。市町村合併についてであります。先ほども何人かの議員が質問されておりますが、まだ一つはいままなぜ市町村合併なのか、町長の考えをお示し願いたいと思えます。またこの市町村合併の適正規模についてはどのような大きさ、人口等を考えておられるのかをお願いしたいのであります。

昨年12月1日に政府が決定した行政改革大綱は、行政の簡素化、住民のサービスの拡充を目指し、現在3,224ある自治体を約1,000にする目標を掲げているのであります。総務省によると6月現在、全国で243の組織が合併に関する調査研究を行い、全市町村の約4割に当たる1,247団体が参加しているようであります。4月末の調査に比べ組織の設置数、参加団体ともほぼ50%の増加のようであります。合併の動きは着実に全国に広がっているのであります。ただ正式な協議の場である決定協議会は26地域、93市町村にすぎないのであります。合併に際し、政府は現在財政上の優遇を中心とする特別措置による合併促進策をとっているのであります。この措置は合併特例法の期限2005年3月までであります。一方、総務省がことし9月に作成した市町村合併の手引では法定協議会の設置か

ら合併実現までの目安を1年10カ月としているようであります。市町村合併はこの一、二年のうちに正念場を迎えようとしているのであります。今後さらに機運を高めていく必要があると思っっているのであります。町長は基本的には合併のメリットが大きく、不安については解消するための努力が必要、国や県の指示で合併を行うのではなく、自治の担い手である町民の自主的判断が大切と述べられたのであります。そのために町内での協議会や各種団体の代表とする懇話会の設置をつくりたいとも言われました。その具体的なシナリオを示していただきたいのであります。町民にとっては市町村の合併はみずから進む地域の将来を考え、自分の子や孫のために何をなすべきかという視点で考える機会でもある合併をめぐり、我がまちづくりについて行政と住民が議論を深める絶好の機会であると思っっているのであります。話としては、市町村合併のことは知っっているが、合併についての町民の意識はまだまだ低く、いま一つではないか、どのようにして町民の理解を求めて機運を盛り上げて、この市町村合併につくり上げられておられるのかを問うのであります。

次にIT基盤整備であります。すべての国民がインターネットを利用してIT情報技術革命の恩恵を得られるようにする目的にことし1月から実施された。広陵町においても好評なのであります。この講習会が起爆剤となって、主婦や高齢者のパソコン利用者が広がっっているようであります。また最近では障害者の自立支援にITを積極的に活用する動きが高まり、各地で行政やボランティアが参加してさまざまな取り組みが進んでいっるのであります。広陵町におけるIT講習の受講者の性別、年齢などはどのような数値が出ていっのかを教えてくださいたいのでありますとともに、前回の補正予算では初心者に対するIT講習ではございましたけれども、いまこの場所で行われた町長のIT整備については一歩も二歩も進んだ、そして雇用のため、そうした形で取り組んでおられるのかをお聞きしたいのであります。

そして七つ目であります。町おこしに係るかぐや姫事業についてであります。事業内容を見極め、むだ、無理のないように、効率的予算の執行をやりたい、当然であります。町長の頭の中には何を見極め、むだをないようにしたいと考へておるのか具体的に示してもらいたいのであります。

8番目、知恵を出し汗を流す行政体、住民のための行政推進と1人でも多くの住民参画を担うことが肝要であり、出向く行政ということは、具体的に何を示すのかを問うのであります。以上、定例会で新しい町長が8項目の方針を示されましたが、まず第1回目答弁をお願いいたします。

次に2番目、学校評議員制度についてであります。学校評議員による地域住民の学校運営

の参画を求める質問を3月の定例会でやりました。そのとき吉村教育長の答弁は、これは開かれた学校ということで文部省の方から置くことができるという法改正がされました。これについては私もやはり開かれた学校あるいは地域の教育力をおかりするという面からすると、やはり学校でやっていることを外部の人にお知らせしなければ協力もしてもらえないという部分はあると思います。文部省の提唱されているような内容で進めば開かれた学校に向けて一つの取り組みになるだろうと思っていると答弁がありました。いま子供を取り巻く環境は厳しいものがあるのであります。また学校運営についても行政指導から町民指導による学校運営にいまこそ期待が高まっていると思うのであります。学校評議員制度について質問しているが、町立学校の管理運営に関する規則19条の3に校長は学校運営上必要と認めるときは学校評議員を置くことができるとうたっているが、各小学校、中学校の校長の考えがいま申したように教育長の意見と一致しているのかどうか確認しておく必要もあると思っております。以上よろしくお願ひ申し上げます。

**議 長** ただいまの質問に対し答弁お願ひいたします。 町長！

**町 長** ただいま山田議員からご質問がございました。本当にいろいろと細かくご質問をいただきまして、私は所信表明を申し上げたときに、いろいろお聞きをいただいて一字一句についても述べていただいております。質問要旨については具体的な事項が言われておりませんでした。各議員と同様にあらかじめ要旨を通告願えれば私はご理解いただけるものと、回答もしっかりさせていただくわけでございます。即座のこととさせていただきますので十分な回答となっていないことをまずお断りをいたしたいと思っております。

本議会における私の所信表明は、私が今後の行政を進めるに当たり基本姿勢でございます。広陵町にとって行財政とも厳しい中でございますが、無理、むだをなくして適正で効率的な行政経営を進めていくために数多い行政課題の中から八つに絞らせていただきました。述べさせていただきます。重要課題であるごみ処理施設をはじめ、どの課題も一朝一夕にはまありませんが、職員と心を合わせて、ともに知恵を出して、汗を流していく覚悟でございます。それには町と議会、行政と住民がスクラムを組む必要がございます。元気で優しい町を、そして明るく清楚な行政を進めるために皆様もどうぞご協力をよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。終わります。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 山田議員の学校評議員制度についてというご質問にお答え申し上げます。

学校評議員制度につきましては、21世紀教育新生プランの中での一タイトルである地域

の信頼にこたえる学校づくりを進める上で制度化がなされ、本町におきましても平成13年4月1日付、学校の管理運営に関する規則第19条の3の1項から3項において、校長は学校運営上必要と認めるときは学校評議員を置くことができると追加改正を図ったところがございます。以降、町内外及び学校現場におきましては、特に具体的議論はなされておきませんが、この制度は保護者や地域の方々の意見を幅広く校長の責任と権限を有する内容を聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するとともに、学校としての説明責任を果たし、特色ある教育活動を展開することを目的としたものであると考えております。教育委員会といたしましては、現在その具体的な設置等について研究中であり、条件整備を図りつつ時期を見据えて進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長 はい、山田議員！

1番議員 1回目の質問です、町長の答弁を聞きました。正直言うてですね、あんなもんかなどがっくりしてるわけです。というのは、いままでの前任者が3人質問されました。前向きにそこで、いろんなところでメモ取られているわけ。それに対して的確にというか、その質問に対して答えを出されているわけであります。いま私が8項目について、たとえばごみ問題について、古寺に選定したのはなぜかと、具体的に言わせてもうたんですが、何一つその答えはないのであります。それはそれとして、1回目はもう終わりましたから、じゃ2回目、時間もそんなにありません、8項目やろうと思ったら時間ありませんので、古寺についてもう一度、古寺地区になぜ選定されたのか、ほかのところはあったけれども、これが一番私が清掃センター問題、そして先ほども質問しましたこの裁判でありました、その守るんだと、守るという意味は何を守るのか。たとえば17年6月30日のあそこから施設を必ず取りますと、また取れなかったら1日10万円を払いますと、そういう意味の中身を具体的に質問してるのでありますのでお願いしたいと思います。

それからきのう説明がありましたあの施設の概要であります。前回から私はこのごみ固形燃料化問題については、やはり出口がしっかりしておればうまくいくのではないかという論法をいままで林田前町長からやってまいりました。いま助役として座られている畠山さんについてもいろんな質問もさせていただきました。もう一度町長に、このごみ固形燃料化についてどういうものか、そういうことを聞きたいのであります。まして今度は売られるそうではありますが、売られるからにはいい商品でなくては買う方もですね、大変であります。ただごみからつくったごみ固形燃料やから持って行ってくださいというものではないと思うんですが、その点も含めてですね、もう一度基本的なことから質問させていただきますが、町長

ひとつ、廃棄物処理法の基本は排出者の処理責任の考えに基づくと製造されたごみの固形燃料からはみずからが確実に使用することが最も適切であると思っていますのであります。この基本の理念は、町はどのように理解しているか。いわゆるごみというものは自分の自区内処理というもので決まってるわけです、それを外へ持っていくことは法ではだめですよとたわれているんですが、ごみの固形燃料はどうか。それから広陵町で排出された、や家庭から集めたごみでごみ固形燃料をつくったわけでありましたが、法的にはこれはごみなのか、それともこれは商品なのか、その辺をお答え願いたいと思います。ごみ固形燃料を売却しようと考えているようだが、売却先は明確になっているのか。きのうの説明であれば100%明確なことがありました。売られるわけですから、1トン幾らぐらいで売られようとしておるのか、そして売却しようとする商品であるので燃料として価値のあるもの、たとえば4,000カロリーから5,000カロリーのものがなくては燃料としてはもたないわけでありまして。いまごみの分別収集してプラスチックをなくしたらですね、やはり石油製品がごみの中になかったらカロリーは3,000カロリーぐらいで終わるのではないかなと、ましてやいま商品として売りに出そうとしておられるんですが、受ける方から、買う方からしたらですね、商品価値のないものは、いわゆるカロリーのないものは受けてくれないのではないかな、これが大きな問題になるのではないかなというのであります。それからこのごみ固形燃料を売却した場合、そこで問題が起こった場合、だれが責任をとるのか。広陵町がとるのか、買う方がとるのか、その基本的なことをお願いしたいと思います。まずごみの問題についてお願いします。

議 長 町長！

町 長 山田議員の質問にお答えを申し上げますが、誠意のない答えだというふうなことでお叱りをいただいておりますが、この質問の項目をしっかりとお書きをいただきますと、私どもそのとおり議員のおっしゃることを明確にお答えをさせていただくということにしておりますので、この点だけ十分ご理解をいただきたいと思います。この事項だけでは、8項目の方針を示されたが、その内容に問うということで、何を言われるかわかりませんので、それらの想定できませんので、できる限り今後は議員の皆さんにもこれを聞きたいということをしきとお書きを願いたいと、これだけ特にお願いを申し上げたいと思います。私はきちっとお答えをさせていただく、誠意のあるお答えをしたいと思いますので、どうぞ議員さんよろしくお願いをしたいと思います。

いまお聞きをいただきましたごみの処理の問題でございますが、古寺をなぜ決めたか、ど

うして決めたかというふうなことでございます。このことはごみ対策の特別委員会でも申し上げました、また全体協議会でも申し上げております。私どもは古寺地区を適地と判断をいたしたものでございますので、どうぞこの点ご理解をいただきたいと思ひます。

それから何を守るのかというふうなことでございます。これは地元の皆さんが裁判所に提訴をいただいて、そして互いに和解をした、契約をしたということでございます。期限を遵守します、この期限は守らなければいけません。操業をきっちりと守らせていただく、それがために私どもは新しい施設をつくる、そういうことでございますのでご理解をいただきたいと思ひます。

また固形燃料をRDFと決めておりますが、これはなぜか、問題はないのか、どうして決めたんやというふうなご質問かと思ひます。これは私どもはあくまでも新しい町内に設けるからには燃焼設備のない施設をすればいい、これはダイオキシンが発生をしない、いわゆる真美ヶ丘でいま3丁目でセンターがありますが、ここがだめだと、なぜだめだというと、やはり公害を非常に基調とした反対があるわけでございます。その施設は同じく同じような施設をこの新しい候補地に持ってきても同じように反対を食らうわけでございますから、全く新しい方式で燃焼設備のないものをつくらせていただこう、そして煙突のない施設、これも大事なことでございます。嫌悪な施設でございますから、お受けをいただく場合には、少なくともこうした嫌悪な風景のないような、しかも公害の起こさないような処理方式はRDFと判断をいたしたものでございます。

またそのRDFは燃料でございますが、ごみかというふうなご質問でございますが、私どもは有価物と、リサイクルをして新しい価値のあるものに変えていく、そういう姿勢を持っております。有価物と判断をしております。

幾らで買っていただくんやというふうなことでもございますが、現在の実勢価格等については、また担当者の方から説明をしていただきます。

売却先を明確にしてんのかというふうなこともございますが、これにつきましては、昨日の全体協議会でもご説明をしておりますように、公共機関、また準公共機関等で、こちらで買っていただく、そしてそちらの方でそれを燃料として使っていただく、現在のところ補助燃料でございますが、この方で最終責任をとっていただくように地元でその処分した先においても、また公害の発生の原因にもなりかねるわけでございますが、こうした場合の必要な公害防止装置をおつけをいただいて、付近住民に迷惑のかからない範囲、これはこのRDFの有価物を買った人が責任ある立場でこれを燃料として使っていただく、こういうことにい

たしております。以上のとおりでございます。

**議 長** はい、収入役！

**収 入 役** ちょっと町長の方から漏れておりました点を補足させていただきます。

ただいま町長が有価物という形で売却するというご答弁をさせていただきまして、現在のところまだそこまで交渉は進んでおりませんが、大体トン当たり500円程度が一つの目安じゃないかというふうに思っております。現場ではこれをコークスと、そしてRDFとを混ぜまして、そして下水道から発生いたします汚泥を処理すると、高温で溶かしてしまうと、こういうふうな方法に利用していただくと、こういうふうに思っております。

それからいわゆるそういう価値があるのかと、高いカロリーが出るんかという、こういうご質問もございました。これはまた今後これから売却先である受け側と協議をするということになってくるわけでございますが、現在の分別収集の方法につきまして、今後これがはっきり固まってくる過程において、この分別収集の仕方も若干変わってくるんじゃないかというふうにも思っております。場合によってはプラスチック類の混入といいますか、を混ぜなければ必要なカロリーが出せないというような状況にもなりますので、そういった点は今後受ける側と協議いたしまして、その分別収集のあり方自身も若干修正を加えなければならぬというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思っております。

**議 長** 山田議員！

**1 番 議 員** いわゆるこれから地元の古寺にこうした話を持っていかれるわけでありまして。前回もこうしたことは区民の皆さんとですね、大きく論議したものであります。なかなか理解もできなかった、結局は最終章においては、やはり住民投票せざるを得ないと、いろんな条件をつけても最終章は住民投票だというので決着がついたように思いますが、今回も交渉に行かれるわけでありまして。そうした点について、またこうした住民投票等の声が出た場合はどのような対応をとられるのか、一つですね。それから私はこうしたメニューは、きのういただいたメニューですが、そして向こうの村の方に説明されるわけでありまして。それは皆さん方行政側が考えた、ある面ではプロとしてのいろんな面の知識を持った方々がつくったいろんな場面を想定したあの計画だったと思います。しかし古寺地域へ行くなら、あれを見せるならば何が何だかわからないのが状態ではないかと。私は提案するわけですが、古寺地域においてもいろんな公害、そして都市計画、そうした問題でいろいろな問題に与えるわけでありまして。ですから古寺地域において専門家を行政側が予算をつけて上げて、たとえば弁護士、専門家等もですね、古寺の方に、行政側からお金を出して、そして人選してもらって、そして

双方プロ同士の話でした方がうまくいくのではないかということをご提案させていただきたいと思っています。なかなか助役、収入役、いままで大変苦勞されてきました。すんなりこの古寺の固形燃料化、清掃センターがうまくいけば一番うれしい限りでありますけれども、なかなかうまくいかないのかなという危惧もあるわけですが、どうか頑張ってくださいと思っていますのであります。そのぐらいにしてですね、住民投票の点と、そしていま提案した点について町長どうでしょう。

**議 長** 町長！

**町 長** ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

交渉にこれから行くわけでございます。住民投票になったらどうすんねんというふうな質問でございますが、これは私ども一生懸命頑張るのみでございますので、どうぞ後方支援をよろしくをお願いをするのみでございます。

また専門家の提案もいただきましたが、私どもは随分いろんなお方にご理解をいただいております。とても役所のスタッフだけではいい知恵も出てまいりませんので、いろんな人にご意見を伺い、またせんだってある議員からももっとしっかり頑張るよというふうなことのご提案もいただいております。皆さんから多くのご提案をいただきながら、それらの意見を結集して地元に対応したいと思います。ありがとうございました。（1番議員「町長、地元の方に弁護士とかそういうのをつけたらどうですかということも思ってるんです。こっちばっかしじゃなくして、行政側ばっかし専門家じゃなくて、向こう側の、住民側の意見も専門家に相談して、そして行政側に対等で話されるような人をつくったら。何か素人ばかりでしょう、こっちはプロばかり、なかなか向こうの言い分を聞かれないわけです。その向こうの住民に弁護士とか専門家を置くように予算設定をされたらどうですかという提案です。」）

**議 長** 収入役！

**収 入 役** ちょっと個人的な意見でございますが、山田議員さんはそういった専門家の派遣を町費でと、こういうふうなご提案でございます。私といたしましては、そこまで古寺地区が話が進んでくれば非常に結構かなというふうには思っております。一つの私のまだ上の決裁を得られるような段階ではございませんが、個人的な思案といたしまして、こういったまちづくりを提案する中で、これはやはり村の方々のやはり意見というのを十分に入れていかなければならないと、こういうふうに思っております。その中でいわゆるまちづくりの専門家といますか、経験者といますか、そういった方々を町の役員さんあるいは各種団体の代表

の方々とともにまちづくり委員会と申しますか、そういったものをつくっていただいて、その中で専門的な方の意見、アドバイスをいただくと、こういうふうなやり方で一つの方向性をアドバイスしていただけるような方の選任というのを、山田議員さんただいま申されましたことにつきまして、私も個人的にそういう思案はいままでから持っておりましたので、ご参考にさせていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。(拍手)

議 長 山田議員！

1 番議員 この調子でいきますと終わりませんので、二つ目ですね、出張所の件について。いままでいろいろ全国的においてもですね、住民が行政サービスをより便利に利用できる観点から、いまコンビニがですね、いろんな形でよく使われているのであります。たとえば島根県の出雲市においては、たとえば水道料金の公共料金のこうした形で払い込みであるとか、そして特にコンビニなんていうのは24時間開いてるわけですから、役所というのやはり8時間で夜になれば閉まると、そういう利用をする方法もあるのではないかと。町長は公共施設の保育所、幼稚園等も考えておられるようですが、こうしたコンビニについての利用などは考えられたことはあるのかどうか、あると思いますけれども、そういうのを考えがあればお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいまのご質問でございますが、コンビニも実は考えております。郵便局も考え合わせて、現在郵便局も交渉を始めているところでございます。いろんなところで、身近なところで行政に近寄っていただく、そういう姿勢はやっぱり優しいまちづくりだと私は思っております。施設が身近にあって、身近なところで役所とコンタクトのとれるところが私の考えでございますので、いろんなところにも広めているところでございます。

議 長 山田議員！

1 番議員 じゃ3番目に入ります。いわゆる保育所の運営についてであります。運営で述べましたけれども、民間に委託するのか、それとも町とするのか、またほかに方法はあるのか町長お願いしたいと思います。町長の先ほど質問には人口の増加を見極めて考えたいと言われたのでありますが、この意味は後退しているのか、たとえばこの予算でこの馬見中の保育所をつくるという設計図の予算が出たわけですが、それを踏まえてですね、そういう答弁をされておるのかどうかお願いしたいと思います。

それから障害者公共施設の建設についても具体的に何をどうして建設する必要があるのかお願いしたい。何か1回目と2回目と同じような質問になっているわけですが、時間もった

いないと自分ながら思っているわけですが、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

**議 長 町長！**

**町 長** 保育所の問題でございますが、私の答弁では人口増に対応するというふうな答を言うておりましたが、設計については今年度予算が見ておられますので、馬見中地区については、これは定員をオーバーしてから設計をするとか建築するとかでは遅過ぎるわけでございますので、これはご迷惑のかからない範囲で今年度設計を済ませてやりたいと思っております。しかしこの場合には公立でやるか民間でやるか、また公立民営にするのかというのいろいろな方式があるわけでございます。きょうまで真美ヶ丘につきましては公立民営方式を進めております。こうしたことでよかったかどうか、民間のこのごろ果たすべき役割は非常に大きいものがござひます。公立では職員の年齢や、また幅広い保育内容を充実させるという点についても公立は一步遅れているようでございます。民間の非常に優れた分野を生かすためには、何としても私は民間の方にいろいろお願ひをしてはどうかという思ひを持っております。早急にこうした分野についても検討を加えて結論づけをいたしたいと思ひしているところでござひます。

それから障害者施設につきましては、いまやかましく言われております福祉作業所等につきましても施設が狭隘であると、またかねてから約束をし続けながら現実にはできていないというふうな団体の皆さんの声もござひます。また町内の障害者の交友会の皆さんからも、いまさわやかホールができましたものの、障害者として施設利用はまだ十分な声を聞いておりません。こうした障害者、また障害者に準ずるような人、またいろんな団体の皆さんとの交流施設そのものを考えていかなければいけないと思ひしております。近隣市町村にもすぐれたこうした施設があるようでございます。広陵町については障害者独自の施設がないということに対して非常にいろんなご意見をいただいておりますので、私はこうした事業については新しい施設を早急に考えなければいけない時期に来てあるということをおし上げしているところでござひます。以上でございます。

**議 長 山田議員！**

**1 番議員** こうした広陵町の障害者計画、平成11年3月に立派なものことができましたので、これに基づいてですね、計画していただいて障害者の便利で住みよいまちづくりに頑張ってもらいたいと思ひしているのであります。

それから4番目、文化財の整備についてであります。いままでからこの巢山古墳について、補助要望して整備をしたいと、これを最終的にはどのようにされようとしておるのか、補助

はしたけれどもみんな公開するようになるのか。いま馬見丘陵公園、竹取公園との隣接にちょうどいい立地条件にあるわけですが、将来はどうした計画があるのか、また向こうどのぐらいかかるのか、ちょっと見通しを示していただきたいなと思っております。

それから広陵町の歴史資料館の建設についても必要性はあるのかどうか、いろいろ古文化についてはいろいろあるわけですが、先日も我が地域に置ける興楽寺のこの収蔵庫をつくっていただきましたけれども、そうした古文化財を保護するための広陵町歴史資料館の建設についてどうたわれておりましたけれども、具体的にあるのかどうか、まずお願いしておきます。

**議 長** 町長！

**町 長** 文化財の整備についてお尋ねでございます。広陵町は古文化財とともに名前のとおり歩む町でございます。巢山古墳は広陵町にとりましては一番大きな立派な古墳でございます。現在その整備計画がまとめられまして、これの整備方針を県や国にお伺いを立てて、今後どういう形で保全整備をするか、これがいま問われているところでございます。近々、担当者が文化庁に伺いまして、その整備計画をお話を聞いていただこうと、こういう手はずになってございます。私たちも何としてもこの整備をきっちりとした、守り通すためには国、県のご理解をいただいて整備を進めたいと思っております。私もこの整備につきましましては非常に国、県の、さらにこの働きかけをしてまいりたいと思っております。

歴史資料館につきましましては、私は建設をいたしたく考えていますということをお申し上げました。広陵町のいろんな発掘調査をしたこの遺産というものが数多くあるわけでございます。こうした遺物、遺産というものを、ただ蔵に直しておる、また県のきっちりとした施設で保管されておる、眠っているわけでございます。こうした資料を皆さんとともに共有するという、そういう姿勢を持っております。必要かどうかにつきましましては、いつこうしたことを必要かどうか、またそれだけの見ていただく価値があるかどうか、こんなこともこれから皆さんと一緒にご検討を願いたく存じているところでございます。いつに建てるとかいうことは申し上げておりませんが、歴史資料館という広陵町の遺産を、しっかりとした宝を皆さんと共有していこうと、そういう姿勢でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

巢山の整備計画については担当者からご説明をさせますのでお願いいたします。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 巢山古墳の件でございますが、現在トレンチをして巢山古墳の大きさも改めて約８メートルですか、いままでよりも実測大きくなったということも出ておりますし、いま町長

の答弁にもありましたように、近々に文化庁の方へ参りたいと思っております。

これはあくまでも重要文化財でございますので、特別遺跡でございますので、ここを公園的なことにはできないと、遺構を損なう場合もございますので、これにつきましては文化庁の方は困ると、また町の文化財保存審議会におきましても困るというご意見でございます。したがって、あずまやあるいはベンチを幾つか置くとか、あるいは学習板のようなものを置いてそこで周囲を散策していただけるようなことはできるだろうと思っております。ただ特別関心の深い方とか、あるいは時期を決めて巢山の中に入って見学をしていただくというようなことも考えてまいりたいと思います。大体10年か10年少し超えるぐらいの期間が、内堤部、外堤部の修復工事が完了するには大体10年か10年余りかかるというように考えております。以上でございます。

**議長** 山田議員、ちょっと止めて。先ほど申し入れがありまして、八つの項目についてということで私許可したわけでございますけれども、いま考えますと私のちょっとミスであったように思います。項目はこれ一つですので、あと残りをもうまとめていただいて2回目、3回目やってください。

**1番議員** はい、わかりました。市町村合併については先ほどの前の議員の質問もございましたし、どうか町長の考えておられるような、やはり町内での協議会、また各種団体での代表の懇話会の設置をされてですね、一日も早くこの市町村合併が前向きに取り組まれるよう望んでおきたいと思っております。

それからいま巢山古墳の話もございました。やはり我々も中学生のときはあの巢山古墳を、寺前君の友人が住んでおりました関係もありましてですね、あそこでよく遊んだあの史跡であります。ですからいま先生がおっしゃいましたような特別史跡として50年経つわけがあります。あれをですね、やはりああした古墳がああいう形で残っていることは、ほんままれではないかと思っておりますので、広陵町にとっても大きな文化財としての誇りでありますので、どうか国の方へ言っていただいて一日も早く整備されて町民の皆さん、また全国の古文化のファンの皆さんに公開できたらなと思っておりますのでご努力お願いしたいと思います。

それからIT講習については補正予算等もありました。初心者の問題もありますけれども、いま町長が考えているIT講習については、それを一歩も二歩も進んだ形だと理解しておりますが、それでよろしいでしょうか。ですからそれに対する、やはり障害者に対する点、どうかソフトの面で頑張ってもらいたければと思っております。

それから7番目の町おこしのかぐや姫事業についてであります。やはりいろんなうわさが、

新しい町長になって、このかぐや姫問題についていろんな、あのかぐや姫の人形取ってしまうのではないかと、ひょっとしたらあこへふたしよんの違うかというような、そんなことあらへんわなというような形では否定はしておるわけですが、そればかりは私もわかりませんので、含めてですね、事業内容を見極め、無理、むだのないような効率的な予算の執行をやりたいと答弁がありました。これを具体的にどのような形でやりたいと思っておられるのか、またかぐや姫サミットはことしは行かれようとしておられるのか、その点を含めてですね、全体をお願いしたいと思います。

議 長 町長！

町 長 いろいろご意見をいただいております。町おこしに係るかぐや姫事業について、私は7番目に申し上げました。無理、むだがあるかどうか再確認し、事業縮小や民間委託も含めて効率的な行政執行を行いたいということを申し上げております。こうした事項については、いま議員おっしゃるようないろんなご意見が寄せられております。しかし私もすべて正しいかどうかの判断をしなければいかんわけでございますので、こうした意見を数多くの皆さん方にご相談を申し上げる機会をつくって、そしてこれからの進め方についてももう一度考え直していくというのか見直していく、そういう姿勢で進めたいと思います。単独では私とても大きな事業でございまして、きょうまでにいろんな効果を得ている事業もございまして、皆さんと一緒にご相談を申し上げながら、もう一度考え直していきたいと思っております。

サミットでございまして、これもサミットに行くのか、また今度のかぐや姫まつりに翁の服を着るのかというふうなことまで私におっしゃるわけでございますが、いろんなことを冗談交えていっぱいおっしゃるので、私も即答に実は困るわけでございます。サミットにつきましては、今年度が最終の年度でございまして、来年は広陵町に回ってくると、こういう年度になってあるわけです。一通り回ったと。しかしそれぞれ市町村が実情があるようございまして、ある町は、四国の長尾町は讃岐市に生まれ変わる、合併をなさるそうございまして、こうなりますと大きな町ができて上がるようございまして、旧の町がそうしてサミットができるかどうか、非常にこれは不安だというふうなこともおっしゃっておられます。そんなそれぞれの市町村にはこれからの実情もありますし、効率的な予算の見直しという時期にも来ているようございまして、私はそういう事項も踏まえてサミットには助役が参加をさせていただこうと思っております。実はその明る日が体育祭でございまして、また消防議会とか、いろんなこともございまして、非常に日程的に毎日詰まっておりますので、万一遅れたりして体育祭にも迷惑をかけてはいけませんので、私はサミットには助役に全権をお任

せしていきたいと思っております。以上でございます。

議長 山田議員！

1番議員 8番目のですね、知恵を出して汗を流す行政、私もですね、やはり出向く行政、いろんなところで出前講座ということをご提案してまいったわけでありまして。どうかその開かれた行政、そしてその行政で持っている知識、知恵、公開、情報、というものをですね、たとえばいまの問題になっている介護保険、そしてごみ問題等、こうして行政で抱えるだけではなくして、その町民にですね、公開をして出向き、そして出前講座というものを大いに町長やってもらいたいなと思っておりますので、その点についての考えをお願いしたいなと思っております。

それから教育委員会をお願いしますが、この学校評議員制度について、いろいろこの学校管理法についてもこの規則で乗せていただきました。やはり職員会議等、また図書室の関係の司書教諭の関係についても、この13年4月において教育委員会の学校規則の中に規則はできました。しかし規則はできたけれども、次に進む段階があるのではないかと、それは要綱ではないかと思っております。学校評議員制度についても、ある町ではやはり公募をですね、そして学校評議員制度を取り入れて開かれた学校について前向きに検討しているようでもあります。この間も私が資料を取り寄せたときには、やはりこの学校評議員制度には公開した、そして40人の方々からの公簿があったと、年齢的には22歳の学生から73歳の老人まで、老人といえば語弊ありますが、そうした学校評議に関心のある方々が公募されてですね、いまこの4月からスタートし、第1回目のこの協議会を設置されたって、そしてやっておられるようであります。この学校評議員制度ができたきっかけは何ですかと、その役所の方々ですね、やはり教育委員会はもちろんのこと、そこの市長、町長のやはり声がかかったというようなこともありました。そしていま学校、子供を取り巻く環境は大変に厳しいものがあるわけでありまして、こうしたせつかくの機会であります。学校評議員制度を前向きに先生お願いしたいなと思っております。先生の答えを聞くと、私はやってもいいのではないかと、しかし学校現場の校長が云々というような、私はそういう理解をしています。やはり学校の先生というのはなかなか外の意見を聞かれない、こういう体質があるわけでありまして。自分が一番えらいんやというように思ってる方が多いのではないかと。中にはそんな方もおられないわけですが、もうちょっと枠を広げて頭をやわらかくして、そして住民の声をですね、取り入れていただいてこの学校評議員制度をですね、前向きに考えていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

議 長 町長！

町 長 山田議員のご質問にお答えをいたします。

出向く行政、知恵を出し汗を流す役場ということでございます。山田議員は出前講座とおっしゃっておられましたが、私は知恵は役場の中にもありますが、やっぱり出向けばいろんなことに、教えていただくということがございます。住民の皆さんの声を聞く、そして行政を正しく、子どもが知っていたら、これが子どもの仕事だと思いますので、積極的に参りますので、どうぞお願いをいたしたいと思います。議員さんも一緒に出ていただきたいと思っておりますのでどうぞ子どもの言う場合はですね、どうぞ積極的な参加をお願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

議 長 教育長！

教 育 長 教育長はやる気であるけども、現場は云々というお話でございましたけれども、決してそういうことではございませんでして、やはりやる以上は効果のあるものをやっぴりやっぴりいかなければならない、そのためにはやはり校長の、あるいは教職員の十分なるその必要性を理解させることも大事でありますし、この目的に沿ったやはり環境づくりというものをしっかりとやっぴりつくっていくと、つくったけれども開店休業になれば意味がございません。そういうことで奈良県でも全国の平均は20.何%ですけれども、奈良県低いからそれでいいというわけでは決してございませんけれども、現在のところは、ちょっと調査によって異なるんですけれども、14.9%あるいは資料によりますと17%という資料も実際やっておられるところは、そういうような数字が上がっているところでございます。今後これがだんだん広くなってくるだろうというように思っていますし、今後もさらに環境づくりに尽くしていきたいと、このように思っております。

議 長 以上で山田君の一般質問は終了いたしました。

次に松野君の発言を許します。 松野君！

5 番 議員 では1回目の平岡町長に対する初めての一般質問をさせていただきたいと思っております。

やはりまず一つ目ですけれども、住民参加の町政の実現をでございますが、これは繰り返すまでもないことですが、広陵町の広報あるいはまたこの議会での所信のあいさつの中で住民の声を大切にするという趣旨の旨を言っておられます。この問題については3月議会、そして6月議会、寺前議員も取り上げているわけですけれども、町長の方針と一致するというふうに思っておりますので、ぜひですね、この部分を条例化していただきたいというふうに思います。住民参加は本当に地方自治の理念の柱であるわけですね。町長の所信の姿勢を将来も

生かして町民に住民参加を保障するという事で広陵町の歴史に残していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

ニセコ町の条例について見ていただいているかと思うんですが、以前にですね、理事者の方にもお渡しさせていただいたことがありますので、これは単なる一つの例ですから参考にしながら広陵町に合ったこういうような住民参加の条例をつくっていただきたいと思っております。

町村合併については、先ほどからも議論もされているわけですが、まず町長は所信表明のあいさつの中で推進する旨を明確にされたわけですが、まだなられて短期間の中でですね、このような大きな合併の方針出されてきたにはそれなりの経過を踏まえて提案されているんだと思っておりますので、その部分についてどういう経過の中でこういう方針をつくられたのかお聞きしたいと思います。

二つ目が国の特別法ですね、踏まえて推進する、要するに今度の、17年4月でしたか、までにやるということに乗っかっていくのかどうかということですが、この点についてどうなんでしょうか。

それから三つ目、合併を決めるのは町民ですね、これはもうご理解いただいているかと思っておりますけれども、本当に大きなこれは国でいうたら国境を変えるというほどの大きな内容になるわけですから、最終的に住民の明確な判断が必要になってまいります。この住民参加について具体的にどのようにお考えいただいているのか。いままでの質問と重複するところがありますが、ご準備いただいておりますのでとりあえず通告書どおりに質問を進めさせていただきたいと思っております。

それから次にまちづくりについてでございますが、役場の出張所、先ほども出ていましたので、この役場の出張所をエコールマミヤサン・ワーク広陵に設けてほしいということをご提案をさせていただいておりますし、議論もしてきておりますので、再度お願いします。

・の方ですが、歩いていけるまちづくりということで、前から言ってるわけなんですけれども、自民党の方の政策の一つでもあるわけなんですけれども、高齢化の時代も進んでくる中で、本当に歩いていけば役場、わざわざバスに乗って出向いてこなくてもできると、あるいはまた買物にも歩いていける範囲内で満たされるというような、こういう小さな単位でのまちづくりがいま議論され、クローズアップされてきていますけれども、このような考え方についてどのようにお考えなのかお聞きしておきたいと思っております。

それから健康広陵21計画なんですけれども、この健康日本21企画検討会と健康日本21計画策定検討会の報告書では、健康政策は最重要課題として位置づけているんですね。自

治体の総合計画と同等のレベルで位置づけることが望ましいとして、これからの健康寿命を伸ばしていくということが大きなテーマになっております。本当に素晴らしい内容だと思いますので、大いに推進していただきたいと思うんですけども、まだ本当にこの計画について耳にされた方が少ない状態でございます。広陵町で健康広陵21計画の位置づけ、どのようになさっているのか、それから二つ目に体制と今後のスケジュールはどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

それから学校教育、最後なんですけれども、これは去年の12月議会にも質問させていただきましたし、6月議会でも質問させていただいたんですけども、中途半端に時間がなくて終わっておりますので、再度あえて出させていだいたわけです。特に今回、山田議員も評議員制度の点について質問されたわけなんですけれども、日の丸、君が代の国旗、国歌を法制化するときにはですね、森総理だったと思うんですけども、この法制化されても義務づけは考えていないと、国民生活に影響ないと言いながら法制化したんですけども、結果的にはこの君が代の斉唱など押しつけが広まりまして、各地で混乱が起きているという状態があるわけです。ですからとりあえずほとんど中身変わらないというのも大変言いわけとしてなってくると思うんですが、実態はあまり変わっていないのもいま教育長もご認識していただいているとおりになんですけれども、その趣旨ですね、この学校管理規則が改正されて、本当のねらいがどこにあるのかということをしちっと把握していただかないと、今後大変な問題になってくるというふうに思いますので、どのように認識しておられるのか、また運用についてお考えを再度お聞きしておきたいと思います。

それから少人数学級について、これも前回少し触れさせてもらったんですけども、いま新たな動きが全国的に広まってきているわけですね。そして少人数学級を自治体あるいは県レベルで実施していこうという方向が強まっているわけです。そういう点を踏まえてですね、この広陵町も先頭を切ってですね、実現の方向で検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

**議 長** ただいまの松野議員の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町 長** ただいま松野議員さんからご質問がございましたのでお答えを申し上げます。

まず住民参加の町政の実現をとということでございまして、お示しのありました北海道ニセコ町のまちづくり基本条例第10条第1項でまちづくりに参加する権利がうたわれています。この中で町民が社会的または経済的環境等の違いにより、まちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識し

なければならないとあります。ここに述べられていることにつきましては、以前から実行していると思いますが、今後もこの精神を生かした元気で優しいまちづくりに邁進する所存でございます。

次、2番目の町村合併についてでございます。どういう経過か、推進の方針、国の特例法を推進するのかと、いろんなことがございます。

まず初めの1番目、大手の企業がそれぞれの特色を求めてどんどん合併して、中には国の隔たりを超えてでも合理化に努めており、企業の再構築を図っております。そうした状況で役所が旧態依然たることなく、住民の利便性の向上のため広域行政を進め、経費節減と効率化を図るべきであるという考えからであります。

2番目でございます。国が示している合併特例法の期限は平成17年3月31日でありますので、当然それを踏まえて合併推進を図りたいと考えております。

3番目、合併に関して民意を聞かさせていただくため、町内有識者などで合併懇話会を設置するほか、機が熟すれば住民アンケートなどを考えておりますので、もちろん住民の代表者である町議会議員の皆さんとも協議をしながら進めてまいり所存でございます。

まちづくりについてでございます。役場出張所、エコールマミをおっしゃっていただいております。御指摘の問題点をも含めて現在検討をいたしているところでございます。

まちづくりについて、2番目でございますが、歩いていけるまちづくりでございます。歩いていけるまちづくりというのは、超高齢者社会を意識して考えられたビジョンだと解釈しております。このためには近くに公共施設を配置し、現在の車優先の道路を歩行者を考えたものにするなどのハード整備が必要であります。ソフト基盤整備も必要と思っております。短期間にすべて満たすことは無理だと思いますが、私は今回の議会の所信表明で述べさせていただきました身近な幼稚園や保育園、そして公共施設を利用した役場窓口業務の実施がその手始めになるかと考えております。

健康広陵21計画であります。まず初めの位置づけでございます。健康広陵21計画の広陵町の位置づけについては、第3次広陵町総合計画の目的と性格に合った健康施策であり、2010年までに達成したい目標と取り組むべき方向を示した健康づくり計画であると位置づけしております。

体制とスケジュールでございますが、住民参画による健康づくりを目的に平成12、13年度において健康生活意識調査を実施しました。2年間のアンケート結果を分析し、特徴や課題について学識経験者等の指導を仰ぎ、平成16年8月完成を目標に関係機関並びに住民

との検討会を実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 松野議員から学校教育についてということで二つのご質問をいただいております。お答え申し上げます。

まず学校管理運営規則についてでございますが、今回の学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行による広陵町立学校の管理運営に関する規則改正につきましては、慎重審議の中で十分な検討を加え13年4月1日施行いたしております。今後の運用につきましては、これからの学校はより自主性、自律性を持って校長のリーダーシップのもと組織的、機動的に運営され、幼児、児童生徒の実態を踏まえ21世紀を迎えた新しい時代にふさわしい学校づくりを展開することが求められていると認識しております。そのために保護者や地域住民等の意向を反映するとともに、学校運営の状況を周知するなど学校としての説明責任を果たしていかなければなりません。

今回の改正内容につきましては、休業日に関すること、職員会議の位置づけ、学校評議員制度、学校図書館司書教諭の設置、その他地方分権一括法に基づく届け出、承認関係条文などが主な項目であります。これら法的位置づけはそれぞれの項目ごとに重要な意義を有するものであると受け止めており、今後も学校が家庭や地域と連携、協力しながら特色ある教育活動が展開されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に二つ目の少人数学級についてでございますが、6月議会におきましてもご答弁を申し上げております。第7次定数改善計画の趣旨に沿って少人数授業実現を目指すものであります。平成13年度には町内全校で基礎教科を中心に実施しております。その実現においては、習熟、興味、関心など児童生徒個々に応じたきめ細かな教育を推進できるものであると認識しておりますが、幾つかの課題点もあります。多様な角度から検討を加えつつ取り組む必要があると考えております。なお、現在のところは広陵町単独教諭配置についての先行は考えておりません。以上でございます。

**議 長** 2回目の質問。 松野議員！

**5番議員** まず順を追って質問いたします。

住民参加の町政の部分なんですけど、いまその精神を生かしてということなんです。このまちづくり条例の中身については、いままでの町長の方針の中での的を射た内容だということとは一致すると思うんです。6月議会の答弁なんですけれども、6月議会の答弁がですね、職員の意識の改革で対応するということにとどまっていたと思うんですけれども、しかし

国の方の憲法を受けて、そして地方自治法ができて、そして地方自治法の中にも住民参加の趣旨、地方自治の本旨にかかわる問題で、それを具体的に町としても条例化していくということについては、何ら問題もないわけですし、これからの広陵町のしっかりとした住民参加を位置づけるのであれば、やはり条例化していくことが大事だと思うんですね。基本計画、町長は総合計画をこれは踏まえていくとおっしゃっていますけれど、この基本計画の中にまちづくりの主役は町民であるとの意識を町民、行政がともに持ち、町民が主体となったまちづくりの方策及び行政がきちんとサポートする体制を模索し、確立していくって書いてるんです。確立するということは条例化まできちっといくということなんですよ。ですからこれはね、一致することですし、別に条例つくるのに大変な困難があるような中身でもないんですね。ですからぜひですね、これを検討する、役場での体制をですね、まずつくっていただきたい、このことを再度ご答弁お願いしたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** いま基本計画の中での確立するということをご指摘いただいたわけですが、やはり住民参加の方法というのは、やはりいろいろあると思います。その方法の中にそれぞれの手段によって、また必要な住民参加の方法というものがありますので、これから検討していきたいと、かように思います。

**議 長** 松野議員！

**5番議員** そしたら先ほどもね、山田議員が教育委員会の方への質問の中で評議員を公募している自治体があるということでもいい例出していただきましたけれども、教育関係だけでなく、ぜひですね、いまの新しい時代はやはりいろんな、町長選挙のときだって政党が公募したりしてるじゃありませんか、候補者をね、だからそんな形でやはり公募をして、本当に力のある住民の皆さんの力を町の町政に生かしていくということが新しい住民参加の方法ですので、今後とも誠意を持って検討していただくように、この質問はここで終わらせていただきたいと思います。

それから町村合併についてなんですけれども、いままでも青木議員とか坂口議員にもご答弁いただいているわけなんですけれどもね、この今回の町村合併の進め方自体に大変な問題があると言わざるを得ないと思います。J Cのシンポジウムに私も参加させていただいたんですけれども、J Cのシンポジウムの中で本当に異様なほどですね、合併を推進する雰囲気、私は広陵町にいるときには全く感じないような、何か異常な感じをしたわけなんです。そこで少し発言させていただいたんですけれども、国の方がですね、期限を区切って、そし

て特例措置がありますよ、お金こんだけもらえますよということでえさを与えて、そしてもう時間ないから1年半の間に法的な協議会をつくれということでおしりをたたいてということで、このやり方でいったら本当に丁寧な住民合意ができるのかどうかというところで疑問を質問させてもらったんです。共産党の方は、本当に丁寧な形で情報を提供して、そして大多数の住民の合意が得られれば、このような経過があれば合併について反対することはないわけです。大いに賛成するところなんですけれども、このようなやり方自体に大変問題があるということと、そして目的がですね、先ほども少し出ていたと思うんですけれども、やはり国が666兆円も大きな借金をつくってしまっていて、それを交付税のカットなどで支出を減らすためにですね、国の財政再建のために合併されるということも一つ明らかであります。この点も指摘しましたら、総務庁の方から来ておられたパネラーの方が交付税はカットされるんですという答弁されておりましたけれども、交付税のカットのために、それがスムーズにいくようにするためにこういう合併という形ですね、押しつけてきているというふうに思うんです。先ほど町長の方が青木議員の方に3市3町で合併したら700億何ぼのね、お金が特例措置あるんですよということでしたけれども、これの9割が起債なんですよ。そうすると後からまた借金のツケが回ってくるということになってくるわけですし、使途についても非常に限定されておりますので、本当に使いたいように使えるという内容でもないわけですね。ですからそういう点もですね、とにかくお金がもらえるからということで単純に賛同していくことは大変危険な問題であります。

それから町の方に来てると思うんですけど、国の方からのマニュアルといいますかね、冊子と、それから県の方もこういう冊子、研究事業の由来なんです。これは国の方のマニュアルを受けて県の方が策定したというものなんですけれども、こういう中でですね、国の方と同じ内容になってるわけですが、県の方でわかりやすく書いていますので指摘いたしますと、合併をした場合のね、懸念ということで4点指摘しているんです。合併市町村内の地域間格差、住民の意見の反映の低下、きめ細かなサービスの低下、財政状況の違いによる公的負担の拡大、サービスの低下ということで4点指摘しています。しかしですね、これは本当にシンポジウムときに総務庁の人も言うておられたわけなんです、それに対する答えが、こうやって言いなさいという答えが全部書いてあるんですよ。そういうね、一律のやり方をね、押しつけてくる、これは本当にとんでもないことなんです。この指摘してる4点の問題点というのは現実に合併したところでは、やっぱり具体的な問題点として指摘されている部分がたくさんあるんです。というのは、合併市町村内の地域間格差ということなん

ですけれども、周辺部と地域間、周りですね、たとえば大きな市と、たとえば香芝市と広陵町が合併したとすると、やっぱり香芝市の方に中心が行ってしまって、広陵町の周辺部が、言うたら中心部と周辺部の格差がついて発展が阻害されるというような懸念なんですけれども、やっぱりこれは具体的にね、そういうケースも幾つかあるんですが、たとえば、時間ありませんので、もうちょっと例を挙げますが、そういう部分も、この4点の問題点については本当に具体的にあきる野市だとか、あきる野市では公共料金値上げしないですよ、サービスが充実して公共料金は低い方に一致させますよということで宣伝をして合併して、5年経ったら独自の路線をとということで、もう次々と大変な公共料金の値上げのラッシュになっている、こういう状況があります、公約違反という、大変厳しい批判を受けております。それから香川の方では、たとえば昭和の大合併したとこ、しないところを比較したら山田町と牟礼町については、本当に牟礼町しなかった方はいろいろな公共施設が充実していて、山田町は取り残されているというような、そういう具体的な例等も持っております。そういうやり方を国から県、県から広陵町、町村の方に押しつけてくるというやり方は地方自治を自治権を侵害する法律違反です。こんな横暴なことを許すわけにはいかないと思います。その点について町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

それからですね、先ほど、これも青木議員の方にご答弁されたんですけども、シミュレーション、県の資料で私の方も持ってるんですけども、広陵町と3市3町で起債制限比率等を見ますと、やはり小さい新庄、當麻、広陵は、當麻は高いですね、新庄と広陵は起債制限比率大変低くて、あと3市については18から14という大変高い数値があります。地方債の残高も歳入に比較すると、やはり比率が高いというような状況もありますので、そのような具体的な資料ですね、出していただきたいと思うんですけど、今後やはり議会の方にもですね、その辺の資料を出していただけるかどうかですね、お願いしたいと思います。じゃ2回目の質問それで終わります。

議長 町長！

町長 お答えを申し上げます。

松野議員は合併については随分いろいろな知識をお持ちでございまして、お答えをするわけですが、この合併、合併と国はやかましく言うておりますが、きょうまでは地方分権とか特色のある地方の時代とかね、町おこしとかいろんなことを言いながら合併を進めておるわけで、どうもナンセンスな問題でございまして。私どもはいま問題を提起をさせていただいたと、こういうように思っております。各市町村では、まだ議場では発言をこういう

ようになさっておらないというのが実態ではないかと思えます。ある新聞を見ますと、合併に支障あるのは首長と議員だと、こういうようにはっきり書いてるんですね。これがもう一番困ることをごさいますて、市町村長と議員が合併に反対しとると、住民はみんな合併に賛成だというようなことを誇らしげに新聞では書いてまくし立てるわけでごさいますので、また国の方ではほとんど起債であるその数百億円単位の金をちらつかせているわけでごさいます。が、デメリットをしっかりと住民の皆さんに知っていただく、また役所も教えるというのか、しっかりと勉強していただくという機会を設けることが大切だと思えますので、あくまでも住民合意で合併をすると、これが私は基本でごさいますので申し上げておきたいと思えます。

それから細かい数値をおっしゃっておられました。3市3町合併しますとどうなるかということ、たとえば福井県の福井市はこうだというようなことを、ここで暗に我々に提案されます数値を見てみますと、3市3町合併しますと職員の総数は2,262人になります。これ書いてあるんですね、実績は。(5番議員「資料同じの持ってますから。」)持ってますか。これから申しますと、ほかの福井市、清水市、一宮市ですか、八尾市、八尾市でしたら1,900人しかおらない、この数字を見ますと、合併せずして、小さな町が、たとえば六つの町でやりますと、人数は、職員が大勢抱えてますよと、そしてまた地方債の現在高が1,315億ですか、1,315億ですね、これだけの借金があると、地方債の現在高が1,315億もありますよ、しかしたとえば一宮市とか清水市とかなりますと、884億とか610億、そんなに借金してませんよという言い方をしてるんですね。ですからこういう数字から見てもいいと、なるほどやなど、こんなことをね、思ってきます、我々初めて見ましたがびっくりしました。そんなこともあわせて、これからしっかりと住民の皆さんにいろんなことを、いい面も悪い面も知っていただく、これが大事やと思えます。以上です。

**議長** 松野議員！

**5番議員** いま数字いろいろ言われましたけれども、結局は職員さんを削って、それと歳出なんかも削って、交付税が非常に少なくなるんですね、大きい単位の町になりますと、ありますよね、ランク、町の、ここに書いてますね、累計ですね、それでいいますと、非常に1人当たりの交付税の算定は低くなるわけですね。そういう点でいうたらスリムになるけれども、住民サービスは希薄になると、これは否めないわけです。それを充実するといひましても、前も言ったんですけども、3年ほど前のNHKでは福祉のマップ、充実しているところをいろいろ調査してマップにしたんですが、福祉過疎だったのは大都市ばかりでした。小さいと

ころは、1万人前後の小さい町が非常に福祉を頑張っているという部分でもありますので、やはり実態をよく見ながらリスクもきっちりと大胆に、はっきりとですね、提示していただかなきゃ困ると思いますのでよろしくをお願いします。

それからこれ県の方の資料で、去年の調査なんですけれども、合併についての必要性をアンケートしております。広陵町で賛成はわずか9.1%でした。どちらかといえば必要というのが18.2%で、反対、どちらかといえば反対ということをお合ませますと、これはもう6割を超える数字になってきているという状況があるんですね。ですからまだまだそういう部分についても主導的に合併をとにかく住民に押しつけていくというのはやめていただきたいと思うんですが、最終的な判断の根拠として、住民投票が必要ではないかと思うんですね。だからその住民投票、条例制定しなきゃいけないわけなんですけれども、住民投票についてはどのようにお考えなのかということと、それからこれは町長の方もいまご答弁いただきましたけど、今回何回も町村の自治確立全国大会のこの資料を使わせてもらうわけなんですけども、この7月に開かれてるんですね、全国の町村の、これ資料もらったんですけど、ここで三つ決議上げてるんです、特別決議を。その一つが交付税と、それから合併と、それから道路の特定財源なんですけど、合併に関する特別決議、短文ですから急いで見ますと、市町村合併は個性豊かな魅力ある地域社会を構築するため、地域住民と行政とが一体となって十分に議論を尽くした上、自主的に判断し、実現すべきものである、この過程はまさに地方自治の理念にほかならないものであり、数値目標や期限の設定、地方交付税の段階補正等の見直しなどによる合併の誘導措置等はいかなる理念に反するものであると明確に述べております。国及び都道府県はいかなる形であれ、市町村合併を強制してはならない、一、市町村合併を絶対に強制しないことという決議を上げておりますので、これをご認識いただきたいと思います。以上3回目を終わります。住民投票だけについて聞かせてくれたら。

**議 長** 町長！

**町 長** 住民投票まで、まだそこまで機運も盛り上がってませんので、そのときにまた皆さんと一緒に協議をさせていただくことにしたいと思いますので。

**議 長** 松野議員！

**5番議員** まちづくりについて、時間ありませんので集約して、役場の出張所についてなんですが、先ほどからですね、幼稚園や保育園を使って身近な優しいまちづくりと、そこに役場の出張所の構想も入れておられるということを繰り返されているんですけども、実はですね、真美ヶ丘第二小学校の附属幼稚園の方で真美体のかぎをね、貸し借りしてたんですわ。

ところが池田小学校の事件があつてから、やはり校門をね、フリーパスで通る、出入りするということは危ないということで文部省からのいろいろな指導とか広陵町の教育委員会でもいろいろご検討いただいたかと思うんですけども、それでもういまは貸し借りは第二の幼稚園ではやってないんです。ですからそういう状況から考えますと、役場の出張所を幼稚園だとか保育園だとか、そういうところであることはいまベターではないというふうに思います。それとですね、それだけじゃなくて、やはり幼稚園の先生の負担になるんですね。前ね、私の方でかぎお願いしたんですけど、そのときは常勤のね、事務職員さんおられたんですけどもその常勤の事務職員さんがいまはパートなんですね。だから非常に幼稚園の方が人手がなくて、それも3歳からの受け入れも始めて、幼稚園の方ね、受け入れしておりますので、本当に先生忙しい思いをされてるわけですから、これ以上違う、本職と違う仕事をやってもらうというわけには当然いかないと思います。ですからその辺は慎重にですね、考えていただきたいというのと、それと私の方でなぜエコールマミだとか勤総の方でやってほしいということにこだわっているかという、それは機械だけ置けばね、済むという、住民票が出れば、印鑑証明が出ればいいというもんでなくて、高齢者の方、機械弱い人もたくさんいるんですよ。それと窓口業務全般をね、納税も含めてですね、相談業務も含めていろいろね、やっぱり対話しながら対応していただけるということが本当に大切なんですね。そういう点でいいますと、やはり職員さんが直接対応していただける、そういう役場の出張所が住民の方は願われてるんです。香芝では幼稚園かな、保育園の方で住民票とか取れるようになってるんですけど、あんまり好評じゃないです、住民の方には。やはり香芝でもエコールマミに出張所をつくってほしいというふうに強く言っておられます。ちょっと選挙をお手伝いに行ったときたくさんそんな声聞いたんですけども、ですからやはり住民に一番効果的な連絡所をつくっていただく必要があると思いますので、再度その点検討していただきたい、1回だけ答弁をお願いします。

議 長 町長！

町 長 役場出張所等についていろいろ問題点をお述べをいただきました。幼稚園、保育所は幼稚園、保育園児だけ行くところではないわけでございますので、いろんな人がお見えをいただくわけでございます。いろんな身近な事件も起きておりますので、こういう事件が二度と起こらないような、そういうことも含めていろんな問題点をクリアするために検討をいましていただいておりますので、おっしゃる事案については我々も十分協議の対象に入れております。

エコールマミですべきだという理想をおっしゃっておられるわけですが、とりあえず身近なところでさせてほしいと、そういうように念願しているものでございまして、私どもにもそんなようにできるのではないかと、香芝がやってるのになぜ広陵できんかと、こういうこともありますので、とりあえずいい方法で、ちょっとでも進める方法で私どもに力をおかしをいただきたいと、このように思います。

議 長 松野議員！

5番議員 今後も議論していく課題だというふうに思いますが、この総合計画にもね、真美ヶ丘に役場の出張所のね、地図に落としてるんですよ。これ守るとおっしゃったんですから、ぜひですね、守っていただきたいということをお願いしておきます。また今後も議論を続けていきたいと思えます。

それから健康広陵21計画なんですけれども、国の方ですね、かなり厚い冊子つくってるんです、21世紀における国民健康づくり運動についてということですね、つくっております。この中でやはり今後医療費の軽減も含めてですね、それとやはり健康な時間が長いことはやっぱり人間の根源的な幸せですから、大いにこれは推進していただく重要な課題なんですけど、読んでいますと非常に専門的な内容が出てきまして、数字も具体的にね、これ数値目標、細かい部分まで数値目標つくらなあかんのですわ。これは一々また言ってたら時間ありませんので言いませんけれども、本当に細かい内容について数値目標を具体的に設定しなきゃいけない。奈良県の方では、奈良県の方でもつくってるんです、健康奈良21計画といまして、ここにもたとえばですね、肺がん検診受診率の増加、男性40歳以上、現状40.9%、目標60%、これはまだ数値わかりやすいわけなんですけれども、とにかく事細かい、言うたら受動喫煙による周囲の肺がんとかいろいろ数値目標がありますので、これは専門家をどうしても必要とする内容なんです。ところがいまの保健センターの資料でも出しているんですけど、体制見ますと十分とはとても言えない状態なんです。特に看護婦さんなんですけれども、以前は看護婦さん1人おられて、それで退職されたんですかね、それでその後の補充がパートになっている状態なんです。だからやはりそういう専門、看護婦さんどうしてもこれには必要です、読むだけでもね、必要だなと私は思うんですけど、そういう専門家あるいは口腔指導なんですけど、ここでも口腔ケアについて触れてるんですね、重要事項としても入れております。前から言ってるのは寝たきりの高齢者の方が、本当に歯の手入れができない、歯医者さん行けないから訪問の歯科訪問サービスをということでお願いしてて医師会といま話してるということなんですけど、そういう日常的なね、口腔衛生ですね、

歯科衛生士による、そういう対応は非常に効果的なんですね。それと幼稚園とか小学校へ行ってそういう専門家が指導するだとか、いろんな形でこれしてもらうのに歯科衛生士は本当に必要なんです。ゴールドプランの中にはね、歯科衛生士入れるって入ってたんですわ、それがいまだに入られていないんです。だから歯科衛生士の専門家も必要なんです。理学療法士さんもいまパートか何かで委託されてる状態ですので、そういう方もですね、やはり訪問していろいろ訪問介護とかヘルパーさんとかいろんな形でですね、いま頑張ってもらっている中であまりにも専門家が少な過ぎるんです。だからぜひですね、これは基本計画にも入ってるんですよ、専門家の言うたら、この中に、また見てください。専門家の配置をすることが入ってますので、ぜひですね、この基本計画のそういういいところは大いに早期に実施していただきたいと思います。これは人事のことなんで町長の方のご意見をお聞きしたいんですがよろしくお願ひします。人事の採用町長だから町長にお願ひしようと思ってるんやけど。

**議 長** 町長！

**町 長** 私はいろんな計画書が広陵町にはありますが、すべてに目を通しておりません、まだね。いまいろんなこの医療技術者、また広陵町の健康に携わる指導者を、いろんな資格の人たちを採用せよというようなことですが、もう町の財政では常勤という形ではほとんど採用していないわけですね、ほとんど時間でお願ひしている状況でございます。一番理想なのは合併してそれだけの人を持っておればこれはいいわけですね。しかし先生は合併はいかん、各地域でそれだけのスタッフを整えよとおっしゃるわけですから、こうしたところと財源的なこともございますし、それは理想はそれでいいわけですがけれども、よくご意見をお聞きをしておきます。

**議 長** 松野議員！

**5番議員** 合併の一つの政府の方の、言うたらメリットの中に専門家の人員配置ができるということが入っていますけれども、でも広陵町いままで看護婦さんもそうやって配置したりしてきましたし、人口もまだこれから増えていくところですし、一般職の方では採用していただいているんですから、やりくりの範囲内でね、十分できるはずなんです。ですからこの、まだ目通していただいなくても短期間しか経ってないので仕方がないというふうに思っているわけですがけれども、ここに今後も専門的技術職員の確保を積極的に行い、複雑多岐化している医療や住民のニーズにこたえるため、医療機関にも積極的に要望するとか、そういうことも含めて、とにかく専門家を確保するということが入っていますし、本当に大事なね、総

合計画に匹敵するぐらい大事だということで政府の方は言ってるんですから、大いに重視していただいております。お願いしておきたいと思っております。

続けて学校教育についての方に入らせていただきます。先ほどね、ちょっと6月議会と同じ状況でちょっと答弁いただいたと思うんですけども、この前のね、6月議会のときは大変時間中途半端になりまして、いままで12月議会等も含めると、先ほどの山田議員に対する答弁も含めると、この学校管理規則、開かれた学校づくり、特色ある学校づくりということで、また職員会議、法令上の根拠を明確にしたものだというふうにご説明もいただいているわけなんです。それで山田議員の質問の答弁の中では、地域の学校づくりを進める上で改正されたということで、特色ある教育活動を展開するということと、先ほどの答弁の中で新しい時代に合った学校教育をつくるということと言われたわけなんですけれども、これは21世紀の新しい学校づくりというのはどういう内容なのか、何を目指しているのかということ把握していただきたいと思うんですね。まずですね、学校教育、教育というのは非常に公的な色彩というか、公的なものなんです。といいますと、教育は根源的にいえば社会の存続、発展の根本にかかわる社会共同の事業だからこそ大変に公共的な性格を有するというので公立学校、あるいは学校教育法とかいろいろ法的に整備された中で教育が保障されているんですね。しかしこの公教育、そしたらまず最初ですね、公教育が必要だというふうには認識されておられるかどうかですね、お聞きしたいと思うんです。といいますのは、この本来のねらうところがね、いま教育基本法も変えようという動きが出てきておりますけれども、その教育基本法を変えるということは大変大きな教育全体の基幹にかかわる重大な問題なんですけれども、その公教育という部分を捨ててしまうという方向がいつつくられつつあるんですね。校長の権限を強くするということは、学校が個々に対応していけば済むというふうになってくるわけです。ある、どの団体だったかな、中教審はまだそこまで発想していなかったかもしれませんが、社会経済生産性本部の改革案というのが非常にいま動いているような状況の中で、ここがねらっているところは、もう文部省の歴史的役割は終わったと言えるのではないかというふうには言ってるんですね。校長は学校の総責任者として教育プランを設計して、親に対してこうやって教育しますということで約束をし、また人事についても一定に校長が採用、スカウトしたりするというそういう大変強いリーダーシップを与えていくということがこの改革のねらいとして明確にされているんです。中教審じゃないですよ、その経済生産性団体のところなんですけれども、非常に危険な方向が進められようとしていると思うんです。ですからこの単なる学校規則が変わったというだけでは済まされない、

教育基本法を変えていく大きなてこになってしまってるんです。だからその辺のところどうやって認識していただいているのか、そして公教育は必要なんだと認識していただいているのかどうかお聞きしておきたいと思います。

それからですね、少人数学級も前回当然ご質問させていただいたんですけれども、そのときに問題点といいますか、そういう部分としては習熟度別の学級編制というところを指摘していただいたんですけれども、やはりこの言うたら少人数学級を実現していくための、言うたら変形的な形で少人数学級、前答弁いただいたですね、いま広陵町でやられている少人数学級は変形した少人数学級だと思っんですね。やはり教育の真の目的を遂行しようとするためには、やはり1学級の人数を減らす、これが根本なんです。この根本についてですね、今回の文部省の改正案の中であちこちで大きな動きが出てきて、当然ご存じと思っんですけれども、山形県では県内のすべての小中学校に30人学級を導入することを表明したということなんです。正規採用の教員を増員して対応する、すべての公立小中学校を対象とする、来年度から二、三年以内に実現する、こういう表明しています。秋田県や新潟県などでは小学校低学年を中心に特定の学年で少人数学級を編制する動きが始まっている等々ですね、全国的に具体的に少人数学級の動きが広まってるんです。そういう中で埼玉県志木市の方では、大きく新聞報道されましたから皆さんもご存じだと思っんですけれども、1、2年生を対象として25人学級を実現する方針を表明しております。これは県の方が協力してなくても単独でもやるというふうに決意しているそうです。ですから本当にいまの30人学級では教育長ともこの議会とも一致してきている、何回も繰り返してますが、一致している内容ですので大いにですね、積極的に県にも働きかけ、また広陵町の方でも具体的にできる部分を検討していただきたいと思っんですけれども、よろしくご答弁お願いします。

**議 長** 教育長！

**教 育 長** 非常に難しいご質問をいただいたわけですが、今日の我が国の発展に教育が果たしてきた役割というものは非常に大きなものがあつたと、これはもうご理解いただいているとおりでと思っわけですが。しかしいまの教育の仕組みでいきますと、現状のような弊害も出てきているということでございます。たとえば少子化あるいは家庭の教育力の著しい低下というようなものもありまして、現在の我が国の教育はいじめ、不登校、校内暴力、学級崩壊、凶悪な青少年の犯罪など非常に深刻な問題も出てきました。また個人の尊重を強調する余りに公を軽視するような傾向も広まってきた、あるいは青少年がこの世界にこもってしまうというのか、引きこもる傾向もあらわれてきているということもありますし、

また行き過ぎた平等主義による教育の画一化というようなことから、子供の個性、能力に応じた教育がややもすればやはり軽視されてきたような傾向もあります。いわゆる平等、平等ということが本当に平等になっているかどうかという問題もあります。あるいはまた科学技術の発展に伴いまして経済社会のグローバル化、あるいは情報化社会が大きく変化する中で、これまでの教育のシステムで果たしてこれからの日本はどうなっていくんだろうかというようなところから現在のように法改正も含めて文部科学省ではいろいろな施策を提供しております、出してあります。松野議員さんがご心配いただいておりますように、校長のリーダーシップとか校長の、あるいは職員会議の法的な位置づけもされたということによって心配されていることは何となく、いや私は心配してないですよ、松野議員が心配されているようなことは何となく感じるわけですが、やはりいままでは職員会議の位置づけといっても非常にあいまいであった、だれも正しく位置づけられてなかった、立場立場によって職員会議というのは学校の最高の議決機関であるという解釈の人もおりましたし、また諮問機関であるというような解釈の人、校長の意思決定の補助機関であるというような解釈の人もおつたと、そういう中でこのままであれば、やはりいかがなものかということで、やはり校長が主催すると、そしてそのかわり校長の責任というものは非常に大きいものがございます。いままでに増して大きいものがございます。したがって校長の資質向上ということも今後さらに求められる事柄であろうと思います。だから私はやはりいまの現在の教育を変えていかなければならないというような、ちょっと時間の関係もありますので端折って申し上げますが、そのように考えております。したがって、こういう法改正も含めて文部省のいろいろな施策が講じられているわけですが、広陵町としてその施策の中から広陵町ですべてをやるとということは、やはり難しい部分もありますけれども、やはり広陵町の実態に応じ、広陵町の発展のために何を取り入れていくかということも熟慮した上、選択していかなければならない部分もあると思っております。

それから少人数学級につきましては、ある国立教育研究所によりますと、こんなこと言う時代逆行したことを言うようになるわけですが、35人学級、30人学級としても学力についてはあまり相関関係はないんだと、20人以下になると初めてわずかな相関関係があると、現段階における調査ではそういうことも発表されております。これにはやはり少人数学級の指導体系、指導方法ということもこれからさらに研究していかなければ、やはり少人数にただ割っただけで、少人数にただでただ学習効果が上がるかということ、決してそういうものではないと思います。したがって、指導体系あるいは方法等々について

研究して、今後もしていかなければならないというように思っております。現在ところ県費による少人数学級は各学校で実施しておりますが、いま松野議員さんがおっしゃったようにそういう市なんかではなるほど、他府県の市なんかではなるほどそういう先生を入れてやっておられることを知っているわけですがけれども、やはりそれはどういう形でやっておられるのかということわからないんですけれども、市として採用試験をされているのかどうか、ただ講師的に入れて加配して学級をぼんと割って教えられているのかということも気になるところでございます、私からいえば。だから人さえ入れたらいいということじゃなしに、やはり資格を持ち、さらに合格した人をやっぱり入れないと、二つに割った場合にこちらは合格した先生、こちらは免許だけを持っている先生であってはいかがなものかというような心配もしております。以上です。

**議 長** 松野議員！あと2分です。

**5番議員** いろいろとご説明いただきましたが、いまいただいた少人数学級の問題につきましては、学力の相関関係があまりはっきりしないということなんですけれども、画一的な教育とか、そういういろいろな中でいろいろないまのいじめとか、あるいは引きこもり等の問題がある点も指摘されました。画一的な教育、また競争、詰め込み教育というところは、やはり大きな学級の中で一律になってしまうという、そういう必然的な問題点含んでおります。トータルとして考えていって、やはり少人数学級は先生も、また地域の人あるいは子供にとっても大変プラスだということで引き続きですね、研究また実施に向けて検討をしていっていただきたいと思います。

それからこの基本的な法改正の趣旨についてはですね、先生心配されていないということなんですけれども、そういう意図があるということをやはり把握していただきながらですね、やっていただかないと、今後本当に大変な状況、公教育がつぶれていく状況が出てくるというふうに思いますので、その認識の問題なんですけど、今後またご研究いただいてよろしくお祈いします、答弁。もうないですね。慎重審議の中で施行されたということなんですけど、校長先生とか現場の先生の意見が反映されてないと思うんですが、その点だけ急いで答弁お祈いします。反映されてるかどうか、現場の先生。規則を改正したときにね、現場の先生の意見。

**教 育 長** これにつきましては、当然教育改革ということについての方向性については勉強もしておられますし、これはあくまでも教育委員会が主体的に改正する、法は改正するものであると思っておりますので。

議 長 以上で松野君の一般質問は終了いたしました。

しばらく休憩します。

(P.M. 3 : 3 4 休憩)

(P.M. 3 : 5 2 再開)

議 長 休憩を解き再開します。

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により午後6時まで延長いたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本日の会議時間は午後6時まで延長することに決定いたしました。

次に片岡君の発言を許します。 片岡君！

**3番議員** それでは一般質問させていただきます。

まず第1に清掃センターの処理の施設の問題と地元地域に対する再協定の締結についてということで質問させていただきます。

清掃センターの新処理施設を含む計画というのがこの間から特別委員会、また昨日の全員協議会で出されてきたわけですが、この用地の問題につきまして二転三転いままですてきたという問題点が非常に用地の候補地との十分な話し合いがないままに一層不信を招きかねないおそれがあるのではないかと強く懸念するものでございますけれども、この話し合いの問題だけではなくて、いま今回出されてきております地域の計画が本当に地域の住民の方が必要とされるものを地域の方と話し合う中で築き上げていくべきというふうに考えるわけですが、このたびの提案されたものがその提案の方法から考えまして住民の方と話し合ったものではなく、町の方が考えたものを住民の人たちに話しに行く、だからそれを話しに行く前にマスコミに流れると困るのだと、そういうふうな考え方、その手法自身が問題なのではないかというふうに思います。

また同じことが処理の方法のRDFの方式に対しても言えるのではないかというふうに思います。RDFだけがやはり煙突が目立たないという理由、また燃やさないという理由で唯一のものであり、ほかのデメリットには目をつぶるというやり方はいかなものかなというふうに考えます。RDFが分別収集に逆行すること、また製造過程で大量の電力を消費するものであること、また保存性も乾燥した燃料だから発火する可能性があり、その逆にまた水に濡れて腐敗が進行するというおそれがある品物であること。また4番目としましては、ご

みを適正にRDF化すると質が均一化されると言われている、それで熱効率が非常にいいというふうに言われてるわけですが、実際にごみが、その質が均一になるまで攪拌、混合することほとんど不可能であるということで現場の人たちが言われています。こういうRDFはとても均一できるものではない、こういうふうにもろい指摘をされている物質でもあります。住民の意見を尊重するという事は、一緒に一番いいものをつくり上げていくということであって、そこにはやはり信頼関係というのがそのベースにあるというふうに思います。本当の信頼関係をつくり上げていただくことを強く要望したいわけですが、そのことにつきまして町長はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

そして2番目の協定書につきましてなんですけれども、清掃センターの協定期限に関して、関係大字と取り決めが交わされています。この協定書の期限がですね、ことしの11月の末から来年にかけて期限切れを迎えることになっているわけです。これに先立ちまして、協定大字の幾つかからは再協定の申し入れが来ているというふうに聞いております。現在町が協定されているのは安部、大塚、六道山、平尾、香芝の別所、そしてみさきぎ台南3丁目ということだというふうに理解しておりますが、現在の清掃センターの周辺には多くの自治会がございます。以前から協定大字と同じように話し合いの場に参加させてほしいという要望が出されております。このたびの再協定には要望を出されている自治会への対応はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

2番目の質問です、廃棄物処理の関係法案への取り組み。食品リサイクル法に対する町内業者の取り組みとその実態ということでお聞きしておりますが、町内には大きな食堂というふうなりサイクル法に抵触するような食堂はございませんけれども、町の施設、サービス公社などが運営しておられる施設など、それから学校にいま生ごみの処理の施設は現在3校でやられているわけですが、今後はどういうふうな取り組みをされていくつもりなのかということをお聞きしたいと思います。

それと清掃センター内の作業に従事する人の安全対策ということで、労働安全衛生規則等が平成13年の6月1日施行ということになっておりますが、これにつきましてどのように取り組みをされているのかをお聞きします。

そして容器包装リサイクル法への取り組みにつきまして、実施状況なんですけど、町内のスーパーでは回収ボックスを設置されているところはたくさんあるわけですが、まだ回収ボックスを設置されていないところもございますので、それにつきましての指導というふうなのはどういうふうに行われているのかお聞きしたいと思います。

それとここに書いてなかったんですけども、容器包装リサイクル法の取り組みに関連しまして、いま清掃センターでは9月から當麻町のごみを一部受け入れております。これはやはり近隣の町とのいろいろ話し合いというのか、お互いにやっぱり困ったときは助け合うというのか、そういうことでは非常にやっていただくということは地元の自治会の方も了承しておられますし、結構なことだと思うんですけども、ただ當麻町のごみの質の問題が分別収集をどこまでやっておられるのかということをつかんでおられるのか、そここのところを、そのことによりましてごみの質をどのように変化するというふうに考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

そして第3番目に安心して利用できる介護保険制度をとということでお聞きします。介護保険は特に低所得者の方の生活を圧迫していると、このことにつきましては昨日も大分質問をさせていただいているところですので、低所得者の方の生活を圧迫していることについてはよくご存じだと思うんですけども、また10月から65歳以上の方の満額徴収が始まることになりまして、本当にいま現在も困っておられる方はその知らせを受けて途方に暮れておられるというのが実情ですので、ぜひ低所得者の方への減免制度の実施をしていただきたい。そしてこれ住宅改良資金の補助というのは、これは介護保険の中で住宅改良支援事業ということで実施されているわけですけども、一応全額個人が立て替えて、その後で3カ月ぐらい後に返ってくるということになっております。一番初めに立て替えるということが、やはり非常に苦しいので初めから負担分のみの支払いで済むように変更していただけないかという要望をたくさん聞いておりますのでご検討いただきますようによろしくをお願いします。

町内福祉バスの実施で生活しやすい町にということで、奈良交通のバスの便というのが減少が新家行き、また平端行きなどずっと便の減少が続いているわけです。町内の公共機関とか、またお医者さんなどへ行く移動が非常に不便になっているというふうにしております。前の巡回バスを実施されたわけですけども、そのときの、前のときには一応失敗されたというふうには思っているわけですけども、そのことにつきましてどういうふうな総括、教訓を出されているのかということもあわせてお聞かせ願いたいと思います。そして奈良交通には、便につきましてはもとに戻すように強力に申し入れをしていただきたいということと、もう一度住民の意見をきちんと聞いた上での福祉バスの実行をしていただきたい。まず第1回目の質問はこれで終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

議 長 ただいまの片岡君の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

町 長 ただいま片岡議員の質問にお答えを申し上げます。

清掃センターの新処理施設問題と再協定締結についてということでございます。いろいろなご意見がございました。住民合意があつて事業を実施するのがベターだと、このようなことをおっしゃっておられました。私ども今回提案をいたしましたことに対しては随分ご異論があるようでございます。しかし新施設につきましては議会とご相談を申し上げて、これから住民合意に向かって進みたいと思いますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

処理方法の選定につきましては、まず第一に環境について安心してもらえるものにするというのが私の基本的な考えでございます。ご質問いただきましたRDF処理方式はダイオキシン等をはじめすべての環境面から考えて最も安全な方法であり、今後お願いする地元及びその周辺地域に対しても十分その説明を行い、合意いただくよう進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

また私は公約でも申しておりますように、開かれた町政を基本姿勢として取り組んでまいりますので、秘密裏に物事を進めるつもりはございません。どうぞご理解くださるようお願いいたします。

次に現清掃センターの協定期限が到来することにつきましては、以前から協定を結んでおります六道山、大塚、安部、平尾、みささぎ台、香芝市別所に協議をお願いしているところでもあります。一方、協定を結んでいない地域につきましては、話し合いをするよう申し入れを受けている地域もございます。私は申し出あればすべて話し合うことにしていますのでご理解をいただきたいと思います。

廃棄物処理の関係法案への取り組みについてでございます。まず初めに食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律、いわゆる食品リサイクル法は平成12年に制定され、13年5月から施行されたものであります。この法律制定の趣旨は、食品の製造、流通、消費過程において大量に発生する食品廃棄物が一般廃棄物排出量の約3割を占め、一方で再生利用率は食品廃棄物全体で約1割にとどまっていることから、これら食品廃棄物等の排出の抑制等を図るため、食品循環資源の再生利用等にかかわる各主体の責務、食品関連事業者の基準に基づく再生利用等を推進しようとするものであります。この法律の対象となるのは年間排出量100トン以上の食品関連事業者となっており、いまのところ町内にはこのような事業者はないと考えております。

地方公共団体は、その区域の経済的、社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めなければならないと規定されているところであり、現在EM菌、容器の無料配布、コンポスター並びに生ごみ処理機の設置費の補助や小学校の給食施設から排出され

る生ごみ処分をするため生ごみ処理機を設置し、食品のリサイクルに努めているところですが、今後も法の趣旨に沿って拡充してまいりたいと考えております。

次に清掃センター内作業に従事する人の安全対策につきましては、労働衛生法に基づき作業所における措置として作業環境測定を実施し、作業者に対しては労働衛生教育を行い、作業の内容、環境の状況に応じた作業服、安全靴、防じんマスク等の労働衛生保護具を着用するとともに、作業時に付着した粉じん等を取り除くエアシャワーを設置し、作業者の健康障害防止対策に講じておるところでございます。

また職場ミーティング、作業前のラジオ体操等、日常の安全衛生活動を実施し、作業者の安全衛生意識の高揚を図っております。さらに健康管理の面からは定期健康診断や健康測定の実施及び疲労やストレスを効果的にいやすことのできる休憩室、談話室等を設置し、健康保持増進を行っております。

容器包装リサイクル法への取り組みにつきましては、ペットボトル、缶、瓶、新聞等に加え、平成13年4月から牛乳パック等の紙パックを資源ごみとして分別回収を開始いたしました。ごみ減量等推進審議会におきまして多方面から議論をしていただき、近々答申をいただくことになっております。その結果を踏まえ、来年4月から発泡スチロール製白色トレイの分別も実施する方向で作業を進めております。

広陵町は県内でもかなり多種にわたる分別をお願いしておりますが、住民の皆さんにご協力をいただいております。リサイクルに対する意識が高いと考えております。容器包装リサイクル法に基づく分別で残っておりますのは、紙製容器包装とプラスチック製容器包装でございます。これらにつきましてはリサイクルルートが確立され次第、町としてリサイクルに取り組んでまいりたいと考えております。

次に3番目の安心して利用できる介護保険制度をとということでございます。介護保険は社会保険制度であり、法の定めるルールのもと、既に5段階の所得に対応した保険料が設定されております。40歳以上の方については健康保険の負担に介護保険分は上乗せされ徴収されております。国庫から約25%、県からの12.5%、町からの12.5%の負担分については全くサービスの提供を受けられない若年層のご負担もいただいております。以上のことから減免については一般会計からの繰出金を要することになりますので、さらに皆さんの負担を増加するようなことはできないと考えております。

安心して利用できる介護保険制度をとということでございます。介護保険法に定める住宅改修費の限度額は20万円でございます。住宅改修費につきましては改修事業者が介護保険法

に定めるサービス事業者の指定を要しないため、あらゆる業種の業者が参入してまいります。高額に及ぶ改修には介護保険の給付に適用しない改修も含まれていることがあるため、一部負担のみで済ませるような受領委任等の方法は現状には適合しにくいものと考えています。

次に4番目の町内福祉バスの実施などで生活しやすい町にというご質問でございます。約半年間試走ということで実施をされましたこのコミュニティバスは平成11年5月末にやむなく中止をいたしています。一番問題となったのが費用対効果だったと思われまいます。効果的にエヌシーバスに支払った金額は約1,484万円を延べ乗車人数2,359人で割ると1人当たり約6,290円となり、1日平均14.6人、1便平均0.47人のために巨額の町税を使うかということになり、そのような判断をさせていただいております。奈良交通やエヌシーバスが減便されているのは県内の一部の都市区間だけが黒字で、あとはすべて赤字路線というバス業界の状況であるためと予想しております。減便をなくす申し入れについてはさせていただきたいと思いますが、福祉バスの運行についてはいまのところ実施する考えはありません。以上でございます。

**議 長** 片岡議員！

**3番議員** それでは第1番目の清掃センターの新処理施設につきまして、先ほどRDFの問題点につきましては何点か挙げさせていただいたわけですが、今回の町の方から出されてきております資料に対しまして、いま出されてきてる一応の金額的な試算なんですけれども、それが非常に世間一般の常識から考えて非常に高額だというふうに思います。いま処理施設そのものが1トン当たり、昔でしたらトン当たり1億ということがよく言われてたわけですが、それがいまでしたら4,000億を切って3,000億だというふうにだんだんもうダンピングが進んできて、そういうふうになってきているというふうに理解しておるわけですが、今回出されてきているのが建設費だけですね、これはリサイクルプラザも入りますので、そのものに対してやはり10億円ぐらいプラスになるかなとは思いますが、だから20何億で済むのではないかというふうに思っておりますが、今度は51億というふうな形で出されておりますので、倍以上の金額が出されているというふうに思います。この間のちょっと質問させていただいたときには維持管理の問題の方でご答弁をいただいたんですけれども、私は建設費の問題の方で質問させていただきましたのでもう一度建設費そのものがなぜこんなに高額になるのかということですね、普通のどういうふうな業者の方でどういうふうな形で合い見積もりなどをとられて検討されたのか、そういったこともあわせて、そこまでまだ具体的になっていないので見積もりというところまではいつ

ないだろうと思うんですけども、のかなと思うんですけど、それでしたらこれはどういうところから算出された金額なのかということをお聞かせ願いたいと思います。

それと最終処理場ということ、最終処理というんですか、汚泥を燃やす場所ということで、この日本下水道事業団ですかね、このとこでやられるというふうにこれをお聞きしたわけですけども、私手元にありますのは14年度の日本下水道事業団が予算要望などを出しておられる資料もあるわけですけども、この中ではエースプラン、きのう説明されておりました下水汚泥広域処理事業、いわゆるエースプランということで出されてるわけですけども、このエースプランの中には、今後まだまだ兵庫とか大阪地域で実施していくんだと、それにつきましてはまだまだ大阪のいろんな地域で新しい施設をつくっていくというふうなことも出されてるわけですけども、それとともにですね、いま小泉内閣の方で特殊法人の見直しということも言われてますね。この事業団とか、そういうことにつきましてのこれからの公費の削減とか、そういうこともあるのじゃないかなというふうに思うんですけども、この事業団につきましてそういうこととの関連はどうなっているのかを教えてくださいなと思います。以上です。

議 長 町長！

町 長 ご質問にお答えを申し上げたいと思います。

いま片岡議員はRDFは非常に高額であるというふうなことをおっしゃっています。提案では燃焼方式、煙突があってももっと安くできるというふうにおっしゃっているわけですが、地元で安いから対応してくれるかどうかというのがあります。煙突があって燃焼する方式が果たして地元で受けられるかどうかということでございます。この点の合意がなかなか得られにくいわけで、きょうまでいろんなお方にお話をし、担当者はしていただいているわけでございまして、私どももいろんな人にお話をしているわけでございます。こうしたことで、まず納得のいただける施設かどうかということが最も大事でございます。事業費は標準的な積算をしておりますので、いまもう業者を決めてその人に計算をさせたかというのと、そんなんでないわけですね。きょうまでのつくられた建設費をお聞きをして、それで計算をお示しをしたのみでございまして、今度は事業になるときはまたご審議をいただきたいのでございます。いま世間はもう価格破壊の時代でございますので、従前の価格では通用しないわけですから、おっしゃるようにどんどん安くなっております、これが実態でございます。

最終処分地のことも下水道事業団にもおっしゃっておられましたが、我々は処分地という言葉はもう使いたくないわけですね。有価物として売却をするんですから、これを使ってい

ただくところということで、ごみを処分するという、もうそういう言葉遣いは使いたくありません。有価物としてお使いをいただける、日本下水道事業団のエースセンターにお願いをしているわけでございます。買っていただくわけでございますので、この点ご理解をいただきとうございます。下水道事業団もいま日本のこの小泉政権の中ではいろいろ取りざたされている団体でもございます。状況を見極めながら我々も進めなければならないと思っております。補足説明は担当者から、またしていただきますが、私の思いはその状況でございます。

**議 長** 収入役！

**収 入 役** ほとんど町長が申し上げましたので私からつけ加えることはございません。特に下水道事業団のいわゆる溶融施設の件でございますが、これにつきましては下水道には汚泥と、下水道汚泥というのは必ずついて回るものでございます。またこの汚泥処理する施設は必ずどこかでだれかが処理しなければならない施設でございますので、いろいろ下水道事業団が特殊法人の関係でいろいろ取りざたされておりますが、この施設本体は絶対になくなることはないというふうに思っておりますので、今後情勢を見ながら交渉を進めてまいりたいと、こういうふうに思っております。以上でございます。

**議 長** 片岡議員！

**3 番 議 員** ちょっと先ほど私の質問で誤解があったのかなと思うんですけども、別にRDFが高くて燃焼が安いとか、そういうことではないわけです。いま大体燃焼方式とRDF方式とは大体同じぐらいの値段だというふうに理解はしておりますので、ただいろいろな問題点を地域の方にきちんと提示をしないまま、これでRDFでいくんだというふうに一方的に言われるということ自身が問題ではないかということで私の方では考えておりますので、先ほどの地域に対しますその計画の面での取り組みも同じことでございます。いろいろメリットもあるかもしれませんが、デメリットもたくさんありますのでそのメリットもデメリットも地域の方にそこを地域ということで決められるのであれば、そこの方にきちんとどちらも提示をしていただいてきちんと審議をしていただくことが必要なのではないかというふうに思いますので、初めからRDFということで決めてしまうのはいかがなものかと思ひまして町の基本的なことでお聞かせを願いたいと、そういうことでございます。

**議 長** 町長！

**町 長** 私も十分説明をしておりますでしたが、実は清掃センターの燃焼方式は広陵町単独ではできないということをまずご理解をいただかないかんわけですね。単独では厚生労働省が補助をしない、そういう施設は広域でやりなさいと、こういうことを言ってるんです。

まず広陵町単独では煙突を上げる施設はできません。それをせよと言われるのにはもう間違いがあるわけですね。なぜできないかという、人口規模ではもっと広域にやらなければ。いまできるというのは、新方式のRDFの還元型の方式ならやりなさいと、こういうように言われているわけですから、いま広域で事務処理を進めるには大変な問題がありますので、これしか古寺ではできないんですね。このことをまずご理解をいただいて、いまもっとそんなもんできんの提案せんかとかおっしゃるけどできないわけですから。(12番議員「100トンしかできない。」)100トンですね。どうぞよろしく。

**議 長** 片岡議員！

**3番議員** 私の方は、これはもういまの2回終わりましたのであれですけども、一応100トン以下でも補助対象にはなるというふうに聞いておりますので、ちょっと私の方ももう一度何します。

2回目の二つ目の質問に移らせていただきます。食品リサイクル法に対しての取り組みというのは、先ほど話をさせていただきましたので、それは一応結構でございます。

2番目の清掃センター内の従事しておられる方というところは、もう全部これは整備をされて、現在もう実行しておられるという内容なわけですね、エアーシャワーまで、そういうことでよろしいわけですね。はい、わかりました。

そしたらここの中の容器包装リサイクル法の取り組みにつきましてですね、その町内のスーパーで、まだいろいろ回収ボックスを設置しておられないところのスーパーもあると思うんですけども、そこに対しましての指導などはどういうふうにされているのかですね、それは先ほどのところの質問でちょっと答えいただけなかったところなんですけれども、それと當麻町の方から、9月から12月までということ、當麻の方が今度排ガス処理の工事のためにいま炉を止めている関係のところ、3町ですか、にそれぞれ分担していただいて処理をいただいているということで、そのほかにもいろいろと当たられたようですけども、御所とか高田では大分高額だということ、いろいろそういうこともありまして、広陵町では非常に快く受けいただきましたのでということで非常に喜んでおられましたけれどもですね、その中で広陵町の方で大分分別収集は進んでいるのではないですかということで、そのときに聞いたけれども、それはもう別に何も言われなくて快く受け入れていただきましたよということで返事をいただいたというふうにその職員さんが言っておられたというふうにお聞きしたわけですけども、當麻町から来てる、向こうは容器包装のリサイクルはやっておられないわけですね、分別収集は紙関係ですね、段ボールとか紙と、それとあと燃えるご

みと燃えないごみとという3点の分別をやっておられるわけですよね。だから発泡スチロールであろうとも、それからペットボトルであろうとも全部燃えるごみの中に入ってきてるわけです。そのところは町の方としてはどういうふうな対応をされて、またこちらの方で分けておられるとかいろいろそういうのがあるのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

**議長** はい、環境部長！

**環境部長** まず初めに先の質問で答弁漏れといたしますか、ちょっと説明不足の点なんです、清掃センターの建設に当たってRDFを固執しているようにおっしゃっているわけなんです、国からの補助が受けられるのは100トン未満ではRDF方式あるいはRDF炭化方式のみ、広域化の過渡的に補助が受けられるということでございます。一時的には100トン未満の焼却方式も補助をするということにはなっておりましたけれども、やはり広域化を進めるということでそれは暫定的な措置であって、いま現在は100トン未満の焼却方式は許可しないということになっておりますので、補助を受けようとするれば、広陵町単独でつくろうとするればその規模に達しませんので、RDF方式でないと設置できないということになる点をご了承願いたいと思います。

それから容器包装リサイクルの関係で、各商店の回収ボックス設置されていないところの指導はどうなのかということでございますが、実際具体的にいま業界の方に働きかけはしておりませんが、ごみ減量等推進審議会の方で業界からも委員に出席いただいております。商工会の方も出席いただいております、広陵町が進める方向を十分ご承知いただいております。近々答申が出てまいりますので、その答申を踏まえて業界の方にも町として働きかけをしていきたいというふうに思っております。

それから當麻町の方は炉の回収とバグフィルターの設置工事を年内行うということで、広陵町だけでなしに大和高田市、御所市、新庄町の方にも委託をお願いをされております。広陵町の場合は1日車で2台、2トンの2台ですので約4トン来ております。基本的には分別の種別は當麻町と広陵町ほぼ同じというふうに担当の方から説明を受けておりますので、基本的には大幅な違いはないと思います。細かいところでは若干異なると思いますが、広陵町で受けて改めて分別するという事はやっておりません。以上でございます。

**議長** 片岡議員！

**3番議員** ちょっとその細かいか大きいかということの認識というのは大分違ってるなというふうに思うわけですが、確かに當麻町の方で聞きましたらそういう分別の方法だとい

うことですので、ちょっと1回確認していただきたいなというふうに思います。

それともう時間ですので、3番目の安心して利用できる介護保険制度の実施をということに移らせていただきたいといます。介護保険料がいま月1万5,000円以上の年金があればとても生活していけないような人からも天引きをされると、いまでも保険料を払うことによって病院へ行く回数をやはり減らしてるとか、また薬を2週間分を1カ月にちょっと延ばして飲んでるということをたくさんの人からお聞きするわけですが、その中で10月から満額徴収のお知らせということを受けて、本当に途方に暮れているんだというお声もたくさん聞いているわけです。お手元には、きのうなんですけど、奈良新聞の記事を配らせていただいているわけですが、そこの中でも指摘されておりますように、非常に低所得の方が、低所得とか、実際には自分が収入がなくても家族との収入の問題で高額な方の保険料を払っていかねばいけなとかというふうな問題点が指摘されていたわけです。その中でも低所得者に対しては、市町村の軽減措置がなければ生活保護申請以外に救済は難しいと言われていた制度ですということではっきりとされているわけです。これは先ほども出てきたわけですが、全国の町村長大会で決められた14年度の予算要望の中でも保険料につきましては低所得者に対する保険料については減免措置を講じるとともに、同措置に係る国、都道府県による財政補填制度を創設するという要望ということを出されてるわけですね。このような切実な認識を持たれているわけですから、この広陵町でも実施をしていくということをぜひともやっていただきたいというふうに思います。奈良県では平群町なんかでも実施に取り組んでおられるわけですから、やはりよく研究していただきまして、これにつきましてはぜひとも実施の方向で検討いただきたいなというふうに思います。

またサービスの利用率が低いという原因につきましては、日経でも朝日でも負担が重いということが第1位に来ているという新聞などの調査もございますし、保険医協会の調査では介護度5で所得税の課税世帯では2.6%サービスの利用が増えたけれども、非課税世帯では17.5%逆に減っているという状況も生まれているということも指摘をされています。また北海道の方で自治体の調査された中ではですね、介護サービスの利用を増やした低所得者は4人に1人しかおられなくて、高所得者層の半分程度の割合にとどまっているということが明らかになっていると、この北海道ではいろいろと制度導入前から介護サービスを受けていた年収100万円未満の低所得者のうち利用がさらに増えた人は24%で、これに対して年収600万円以上の高所得者層では44.8%と半数近くが利用を増やしたということでは言われてるわけですが、このように必要な利用というのがやっぱりお金のあなしと

ということで、このように制限されるということに對しましての矛盾がやはり憲法で保障された健康で文化的な生活を送るといふ人の基本的な人権の問題から考えましても非常に問題があると思います。その中でも先ほど言われてきたように町の方の市町村の軽減措置といふのはぜひとも必要だといふふうに思いますのでよろしくお願ひをしたいと思います。

そして住宅改良資金の方なんですけれども、これ確かに業者の問題とか、それからほかの介護保険にかかるとこだけじゃなくて一緒に改造されるとかいうこともあるだろうといふふうには思うんですけれども、そこは業者の方に請求書を分けてもらうとか、いろんなことを、請求書といふんですか、工事の見積もりとか、それぞれ別々にするとかといふふうな形で対応できることだと思ひますので、ぜひとももう一度ご検討をいただきたいなといふふうに思ひます。

**議 長** 福祉部長！

**福祉部長** 介護保険料の低所得者の方々への減免制度でございます。いまおっしゃっていただきましたように平群町の方でも奈良県下で先駆けまして、この10月からでもというようなことで新聞紙上も載っております。しかし平群町の方でもその財源についてはどうするかということがございます。減額で収入減となった分を保険料の引き上げに求めることにもなりかねずということ、町が保険料の見直しされる2003年度以降も減額を続けるかどうか、今後も検討していくというようなことで、いろいろと減額されるにつきましても苦慮されているところもあるのではないかなと、かように思っております。また全国的にもいまおっしゃっていただいたように4月1日現在でも保険料の減免を行っておられる市町村が139市町村ということで、あることは新聞紙上等ご承知もいただいております。ただその法の精神といひますか、制度の骨幹は申し上げるまでもないと思ひますけれども、介護保険につきましては40歳から64歳の現役世代の方も保険料を支払っていただいております。また高齢者の方が保険料を免除されるということは支え合う精神の否定ということにもなりかねないかなといふところもございまして。また一定の収入の以下の方について収入のみに着目して減免するということも第1号被保険者間の負担の中での公平性がどうだろうかといふようなこともございまして。国の方ではご承知いただいておりますように全額免除せず軽減にとどめるとか、所得だけを条件にした一律減免は行わないとか、減免による減収分を一般会計からの繰り入れで穴埋めはしないといふようなことは基本的に申しております。一般会計から国保みたいに繰り入れをいたしますと破綻いたしますので、介護保険の場合はご承知いただいておりますように財政安定化基金拠出金ということで、国、県、市町村がそ

れぞれ12年度から14年度の給付費の総額の中からの0.5%ということで拠出をいたしまして、そういう保険料の大きな減収とか、また給付の大きな伸びに対してそこから無償でお貸しするよとということになってございます。一般会計等から繰り入れされる団体については、いま言いました財政安定化基金からの繰り入れは行わないというような方針も出ておるようではございます。

それからなお、私の方も第1号被保険者の方に保険料のご通知を差し上げたところがございます。差し上げました1カ月の間、お電話をいただいたのが10件程度、それからさわやかホールへおいでいただいたのが5件程度でございます。そのお電話いただく、またご来庁いただいた方につきまして、担当の方がよくご説明を申し上げご理解をいただいたというようなところのようでございます。ただいろいろ申し上げましたけれども、おっしゃっていただいておりますそのことについては、私の方も十分認識はいたしております。それからまた国の方では今度平成15年度からですかね、向こう3年間の介護保険料のまた制度の見直しもございまして、そのいまおっしゃっていただいた低所得者の方々の新たな生活支援のシステムということで医療とか介護とか福祉全般、それからその保険料とか、自己負担、給付の問題等でいろいろとね、その辺をどうするかということでご協議をされるようでもございます。また過日のご質問の中でご答弁を申し上げましたように、県におきましても今年度から県下47市町村の介護保険制度の推進協議会の部会、3グループですけれども、事業評価、事務処理、また要介護認定グループということでもいろいろと制度発足後の矛盾点はございます。その辺につきまして協議をし、研究を重ねて一つの結論を出すようでもございます。私の方も町長が答弁いたしましたように、その辺はいまのところは思っておりませんが、いろいろそういう情勢もまた考えなければならないのではないかなと、こういうふうに思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

それからもう1点の住宅改良資金の援助ということもございますけれども、いま議員さんもおっしゃられましたように、これの住宅改修費のサービスの対象と、それから対象にならないという部分もね、ございまして、またこれをしていただくにつきましては、当然申請なり、またその領収書といえますか、そういうものも必要でもございます。またおっしゃっていただいたようにそういう指定業者ということはございませんので、あらゆる業種の方、一般の方もできますのでね、その辺の取り扱いがなかなか私の方でも難しい面がございます。今後とも研究をしてまいりたいなど、かように思っております。以上でございます。

議 長 片岡議員！

**3 番議員** 確かに介護保険の制度の中ではですね、一般会計からの繰り入れというのは問題があるというふうに伺ったわけですが、それについていろんな制度やってきたところに対してはペナルティをかけるのだというふうなことがいつき言われたわけですが、それはやはりそこまではできないんじゃないかということで厚生省の方もペナルティということに対してはやらないというふうな形でもなっておりますし、ぜひともこれから検討していただきたいなというふうに、先ほど国の方でも検討という話だったわけですが、町独自の、事業主体が町でございますので、何とか検討していただきたいというふうに思います。

時間がございませんので次の町内福祉バスの実施ということでお願いをします。先ほどとてもじゃないけども高額なのでということで言われたわけですが、奈良交通の分が減便されたということにつきましては理解をいただいて、奈良交通の方には要望をしていくというふうに先ほど言っていただきましたので、町内の巡回バスは、確かに11年度には巡回バスが試行がありまして、先ほどのように非常に金銭的に高いものになってるのに利用者が非常に少ないということで、何をやってるんやということでの批判が確かにあったわけです。これにつきまして、これは町が勝手にやったのではなくて、アンケートとかいうことで、やはり住民の皆さんが非常に巡回バスをもっと便利な町にしてほしいからということで巡回バスの要望がありまして、それで町の方では取り組まれたというふうに理解をしてるわけです。私たち共産党の議員団の方でも、奈良交通やエヌシーバスに行きましたときにお聞きした話なんですけれども、この案では初めから非常に問題があるというふうに思っていたと、試行ということなので、またこれが終わったら第2案、第3案ということで試されるのではないかなということで思っていたら中止ということなので少し驚いていますというふうに言われておりました。このときの走らせ方は住民の便利なようには実際にはなっていなかったのではないかと、私もエコミから役場までと思って、真っすぐですからそんなに時間かからないと思って乗ったわけですが、それが一たん図書館まで行って、あとまた旧村の方まで回って、ぐるっと回っていったというふうなあれがございますので、本当にそういうふうな形での住民の便利なようになっていなかったということがあると思います。目的地に行こうとしてもほかのところに、3カ所回らなければいけない、いまのような状態の中で、また回った分だけバス代が高くなっていくというふうなことです。とてもじゃないけども本当に利用できないなというふうな感想を持ちました。いま規制もやっぱり大分緩和されてきており、またこのバスの規制の緩和というのはいろいろ問題点もあるわけですが、先ほど町長が言われてましたように奈良交通の方がもうバスを撤退したいとか、部分的だと思ふん

ですけれども、言ってきているというふうな、いままででしたらね、バスの廃止の分については市町村の同意が要ったものが、これから廃止が市町村が同意が要らなくて廃止ができるというふうな規制が緩和をされたりとかいうふうなことで非常に問題点があるというふうには思うんですけれども、ただこの中で町が走らせる、いままでは規制がされててバスの路線と競合するところは走らせられなかったとか、それから最寄りの駅には乗り入れられなかったとか、いろんな規制があってバスの路線がそういうふうな形にはなっていたと思うんですけれども、今回はそういうことでもございませんので、十分に便利な形で利用ができるというふうに思います。香芝では福祉バスということで走らせておられるのは非常に利用がされていると、住民の皆さんに喜ばれているということでもお聞きしておりますので、ぜひとももう一度ご検討いただきたいなというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 先ほど町長から答弁ありましたように、費用の問題で中止したということで、いままた片岡議員の方から目的地へ直行してないから便利が悪いという言い方なんですけど、巡回バスというのはそういうものではございませんので、やはり運行経路というものを定めた中で走りますので、たとえばAからBへ行くのに隣であっても反対方向で巡回しておったら、これは時間かかるわけですね。そやからそういう自分の目的だけの便利さで走らすものではないということがございます。そのために、それは個人個人では便利悪かったという印象の方もおられまじょうし、それは時間的にも長いこと待たんなんとか、そういう不満はあるということはわかってます。ただし巡回バスという趣旨の運行ということについて十分ご理解をいただきたいと、そのための費用としてはあまりにも経費がかかり過ぎてるという結論の中で、やはりこの問題については今後も一応十分な検討は必要であろうということは思いますけれども、いまのところ走らすという考えはございません。

**議 長** 片岡議員！

**3番議員** 先ほどの直行という言い方がちょっとあんまり短絡的ではなかったかなと、申しわけありませんけども、そうではなくてやはり一定の常識の範囲というのがあると思うんですね。ただ単にタクシーを使ってるわけじゃありませんから、そこの目的に直接行ってくださいなんていうことは言ってないわけですよ。普通のバスなんかでも、やはりある程度のところまでは回っていくというのは当然の話ですので、ところが前に実施されました巡回バスにつきましても常識の範囲を超えた内容ではなかったか、非常に。ということで、確かに利用がされなかったということにつきましても、ただ単にお金の問題じゃなくてそれだけ皆さ

んのご要望が強かったのに利用がされなかったということにつきましてのね、そしたら町としてはどういうふうにお考えなのかですね、それとまたこの先ほどから総合計画の中でもですね、町や町内施設の周辺市町村への移動手段である既設バスの路線についてもその本数は少なく、町内公共施設のネットワークも良好とは言えないと、一層のバス路線の充実とともに、新規移動手段の創設が課題であるというふうに言われておまして、町の方でも実際に新しい移動手段を考えるということで、ここでは総合計画にも述べられておりますので、きちんと実施の方につきましては前向きでご検討いただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。もう一度お聞かせ願ひします。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 特に便利さを求めるということについては、やはりバスの回数というんですか、便数も増やさなくてはいけないし、路線の経路をかなり持たなくては、その要因を満たすということはとても至難のわざやと、私は考えます。ただいまおっしゃっていただいたように基本計画の中で広陵町の町の状況からいうて便利の悪いという交通手段の問題については将来的にも計画が必要であると、やはり実施に向けての検討は必要であるとは認識しておりますのでよろしくお願ひします。

**議 長** 以上で片岡君の一般質問は終了いたしました。

次に寺前君の発言を許します。 寺前君！

**4番議員** それでは最後にお疲れのところもうしばらくのおつき合いをお願いいたしたいと思ひいます。

まず第1に1番目から火事など災害時の個人救済の制度化をとということから始めたいと思ひいます。最初に断っておかなきゃならないわけですが、この火事の時にも消防担当の職員の方はもちろん、民生部長もですね、夜1時半までこの方々の解決のために残っておられたということ、私のおったところからは全然見えなかったし、また現場にはおられなかったのものでそのことが気づかなかった点についてはですね、まず報告をしておきたいというふうに思ひいます。

さて水害や地震など突然の災害に対しては行政の指導のもとに当面の救済措置がとられています。食事や公共施設の使用と寝具類などを支給されるのはいずれも同じですが、火事の場合には、特に個人の場合から隣接の延焼による複数の被災された方あるいはまたアパートの火災などで形態が多様です。そしてまたそこに住まわれている方の状況も多様であります。寺戸でのアパート火災ではですね、そのときも民生部長や区長、民生委員さんなどと被災さ

れた方々の援助で朝方まで第一公民館で善後策を話し合い、解決していただいたこともあります。今回の六道山の火災では3人の方がこの影響を受けられたわけです。ひとり暮らしの女性については、消防担当職員の方が話し合い行き先が決まりました。結果としてですが、独身の男性は公園で野宿されたということでもあります。このような点は、結局いろいろな善意の方々の力も必要ですが、この職員、夜あるいはまた休みのときにおけるこの火災、突然に起こる火災に対する制度化、マニュアル化がどうしても必要だと思います。現在緊急防災計画などでも緊急時の宿泊、寝具、非常食、衣服など最低必要な対応が出されているわけですが、その延長上にこの火災における緊急の課題をマニュアル化し、職員や大字関係者の多大な力を得ているわけですが、スムーズに解決できるような筋書きが必要だと思います。それは共通した理念だと思いますので、その点についてのご努力、マニュアル化をつくっていただくよう要望するものであります。

2番目に産業振興への取り組みについてであります。一つは行政ルートを通じた販路の直接的な拡大は考えられないか。6月議会での質問に対し、サミットの交流の深めてきたルートを活用し、地場産品の産地連携により行政ルートを通じて新しい販路の開拓を要請してまいりたいと答えていただいています。その具体的な手だてはどのようなものなのか教えていただきたいと思えます。

また2番目に靴下振興委員会の取り組む地域振興活性化事業の進捗と問題点についてであります。まず一つは、この2年間、ことし3年目になるわけですが、2年間の取り組みと到達点と問題点の整理、また出店に当たっての目的の明確化、これはアンテナショップをつくるのか、それとも販売を主体とした出店を考えるのか、またその双方を満たしていくことを考えていくのか、このような明確化が必要であります。そしてまた製造現場のいろいろな形態の違いを乗り越える必要があります。その協議についてやっていく必要があろうと思えます。機械や人材、産地形成など蓄積された資材の有効活用が求められています。こういう点においても、たとえば業者の1人などは余っている機械あるいは使っていない織機などを活用して相互に利用していく方法も課題ではないかという考えを述べられていましたけれども、具体的な内容です。そのためには共通したところでの協業化、協同化がどうしても必要です。この点は何よりも系統的、総合的な計画の必要性と当面の取り組みとの結合が不可欠です。そのためには役場職員の系統的な要請や現場を知り尽くしている専門家の活用などがどうしても必要な部分になっています。そして他の地域に打ち勝つための協力を進めるための行政の指導がどうしても必要です。この現在話されている現場はメーカーの方々です。

これはそれぞれの仕事を抱えながら、この高度な難しい課題に取り組んでおられる、現在15業者の方々がその方向性を見出すためにも町の行政の指導性が欠かせない課題だと考えられているわけです。その意見のとりまとめ、その問題点になっている部分、それを一つ一つほぐしていく作業はどうしても商工会の職員あるいは町の職員の専門的な考え方が必要だと思いますので、その点についてもご答弁、考え方をお願いしたいと思います。

3番目にガイドヘルパーのヘルパー制度の充実の問題であります。私たちはこのガイドヘルパーの問題一つをとっても、まちづくりの観点から考えています。私自身も3月、6月議会に障害者や高齢世帯、ひとり暮らしの方々への援助、これは商店の方、店屋の方との協力で販売のルートを活用して、このような困難な家庭の方々への援助を福祉的施策から行っていく、一方では商店街の活性化に結びつけるということを提案してまいりました。また福祉バスについても現町長がおっしゃっている優しいまちづくりに共通する部分でもあります。そしてガイドヘルパーの充実には障害者やひとり暮らしの方、高齢者の方々が外出するのに最も安全で便利なまちづくりの一貫でもあります。いま手話でのヘルパーは決算では118万円の決算で活用が行われています。あるいはまた障害者の方への福祉タクシー、基本料金の補助は74万1,000円の予算計上が消化されました。このような点も広い意味でのガイドヘルパー制度であります。こういうことを一層拡充していくことがいま求められていると思いますので、その点についての考え方をお聞きしたいと思います。

**議長** ただいまの寺前議員の質問に対し答弁をお願いいたします。 町長！

**町長** ただいま寺前議員さんのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

町内で火災が発生すれば常に寺前議員はいち早く現場に赴かれておりますことを、また状況把握をされていることに定評がございます。敬服いたしているところでございます。今回も現場の生の声を質問いただきました。

9月8日夜の六道山の火災で被災された3世帯、4名の方につきましては、区長より六道山公民館を一時避難場所として開放していただきましたが、1世帯2名、独居老人1名は親戚、知人に引き取ってもらうことになり、独身の男性は隣接するアパートの空き室があることから区長、民生委員の手配により一時入居されたと聞いております。また独居老人の方はストマ装着者であったため、土曜日の夜間でありましたが福祉課において病院や業者への問い合わせやその対応を行い、翌日3世帯に対し社会福祉協議会より見舞金、寝具、日用品一式の配付をさせていただいたところであります。なお緊急時の宿泊、寝具、非常食、衣服などの対応につきましては、災害時における地域防災計画において食糧供給計画、生活必需品

等供給計画及び住宅等建築物対策計画などで定められていますが、今後火災時における応急対策につきましても当計画に準じた対応を行っています。

次に産業振興への取り組みでございます。行政ルートを通じた販路の直接的な拡大については販路拡大事業として行政機関との連携を図り、特にかぐや姫サミットの関係市町の異業種産地の地域間交流の中、各市町の販売ルートを活用し、販路の開拓を積極的に進めてまいりました。よって現在産地直売店、委託販売、そして新商品の開発もあわせて全国発信されております。

次の靴下産業振興委員会の取り組む地域振興活性化事業の進捗と問題点の2年間の取り組みと到達点につきましては、SPA、これは製造小売販売業であります、実践のための新商品づくり、協同販売のための体制づくり、直販店舗の開発、靴下切りくずのリサイクル活用、インターネットの販売のための研究実践であります。

問題点といたしましては、急激な業界の変化に対し、継続事業としての各企業における経営体制の確立であります。出店に当たっての目的につきましては、広陵ブランド商品の製造からSPAの実践が図られております。製造現場のいろんな形態の違いを乗り越えるための協議につきましては、靴下産業振興委員会、研究会の開催により業者間の意志疎通を図り連携と協調に努めておられます。機械や人材、産地形成など蓄積された資源の有効活用につきましては、研究会の開催を通じ、生き残りをかける靴下産業として新しいスタイルの業界について研究が重ねられておられます。共通したところでの協業化、協同化につきましては、SPA実践のため、協同組合、株式会社、有限会社等、どのような組織化が効果的かを現在研究会で検討されています。何よりも系統的、総合的な計画の必要性とのご質問につきましては、商工会において靴下業界の実態及び消費者ニーズを的確に把握するため、経営指導員1名を靴下メーカーへの民間派遣が行われております。その他職員についても商工業者指導育成のための専門研修会に派遣され、また靴下担当職員として女子職員を臨時採用されています。町といたしましても研究会に参加し、中小企業の意見を聞く機会として商工会の各種会議、研修会へ積極的に参加しております。

次にガイドヘルパー制度の充実についてでございます。障害者のガイドヘルパーにつきましては、社会福祉協議会に委託しております。現在の利用実績は1名であります。また高齢の方につきましては、介護保険の訪問介護に通院介護サービスの制度があります。なお、これらに該当しない方々については、事情により民生委員、ホームヘルパー等でさらに対応を実施いたしてまいりたいと考えております。以上のとおりでございます。

議 長 寺前議員！

4番議員 1番目についてはそのようなマニュアルでですね、混乱のないように実行していただきたいと思いますというように思います。

2番目ですけれども、この問題についてはですね、非常に難しい問題ながら、ようやくここまで来たのかという感じをしています。しかしようやくという問題と、現況の厳しさから考えるとですね、非常に直線的な問題解決も求められています。その一つは何よりも生産した靴下の販売であります。これは再三出てきているように年2回、広陵町では竹取公園で直接販売を行っています。これについても業界ではその参加されているところではいろんな意見がありますけれども、おおむね成功していると総括されています。こういうところの広がりについては、目に見えたところにあるわけですがけれども、実際に販売を強化していく、この部分は難しい性質だと思いますけれども、行政のルートを通じて活用を図るという点は、これは実際に真剣に考える値打ちのある問題だと思うわけであります。

先ほどの話は直接的にサミット関係の市町の中での販売というのは単発的であります。先ほどから言っているのは、いわゆる系統的な取り組みの問題であります。そういう点で、たとえば一つは広陵町内においても敬老の日に産地の靴下を送る、あるいはプラスチックを送る、あるいはまたその他地場産品を送っていくという形態は考えられるわけであります。あるいは小学校入学時における広陵町の靴下という形で、その靴下を支給する、こういうことも考えられます。こういう問題を他の市町村に反映させていく、それがサミットの協同国の蓄積が書かれたところでは異業種間の交流としてですね、積極的に直接的な販売を設けていくということを聞いていたわけですがけれども、その点については従来のところ止まっているような答弁だったというように思うんです。そういう点で再度お聞きしますけれども、行政ルートを通じての販売というのは、結局はその自治体のところでの需用の開拓も含めた形になろうかと思えますけれども、積極的にその靴下を買ってもらう、このことでもあります。行政が買ってもらうということでもあります。そういう点での努力の位置づけというのは、私はやって損のない部分だというように思うわけであります。そういう点でいえば、結局は専門的な靴下の知識を持った職員の要請というのは本当は欠かせない内容です。でないとなかなか公平な形で扱っていくということにつながっていかないし、一部特定の業者と結びつくというような外壁が生まれるかもしれない、こういうところの公平さを保つためにも、その客観的な人材が必要だというように考えるわけであります。といっても即それができないのであれば、専門家を雇ってですね、そのための努力を一步進めていくことも視野に入れる必要があろう

と思いますが、そういう直接的に販売をこなしていく、こういうような行政ルートの開拓が強く求められていると思うわけですが、その点についてどの程度の認識を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

それから靴下振興委員会の取り組む地域振興活性化事業の問題であります。2回目の資料をいただいたわけでありますけれども、この資料の中にはですね、いままで取り組んでこられた内容、平成12年度だけでいえば15回の内容が書かれています。また事業実績報告として種々書かれているわけであります。これも先ほど報告された内容だと思います。こういうような内容のトータルとして、一体広陵町の靴下に何が欠けているのか、この問題はですね、過去再三専門家が、いわゆる報告書を提案、提出しています。そこにはいわゆる時間の都合上述べないわけですが、この本会議においても再三述べさせていただいてきました。そういうトータル的な内容を一度総括してみてですね、広陵町が他の地域、あるいは外国を含めた他の地域に打ち勝っていくための手だてとは何なのか、このことをまず大きな課題として考えていただきたい。というのは、この靴下がなくなるわけではありません。要はいずれの地域においても地域間競争の中で生き残っていく、その可能性は十分残されているわけですから、この点についての問題の認識が必要だと思います。そのためにも基本計画の充実が求められるわけですが、基本計画ではどのように認識されているかというところで、本町での靴下織布プラスチック産業という形ですね、靴下については生産地からいえば日本一の生産力を持っている地域であります。こういう中で計画としてですね、地場産業や中小企業の経営の健全化を図るため、経営相談や指導の充実を強化し、各種融資制度の活用を図る、これは非常に重要な点であります。いま広陵町の靴下産業の中で、業者の中では体力の非常に弱ってきた人たちが出てきているのが現実です。そのために事業を継続するのか、それとも退去するのか、退去もできず、この問題で悩んでおられる方もたくさんあります。私はこの点で、要は続かないからやめてもらえ、このような態度では行政の責任果たせないと思うわけですから、この各種融資制度の活用を図るところについてはですね、町独自の融資制度という提案も再三してきたわけですが、それについては否定的な考え方が多かったわけです。それではこの各種県や国の制度を生かして、より広陵町が尽力を尽くして使いやすい方策を求めていただきたい、これを業者に任すのではなく、行政が中に入って、そしてその保障をどのような形で行っていくのか、こういう点まで切り込んでいく必要があると思いますが、それも含めて考えていただきたいというように思います。

それと事業所の組織化や事業所間の協力体制の確立を図る、これも基本計画にうたわれて

いるわけでありませう。これは具体的にはやはり靴下というのは、子供、紳士、婦人これによつては織機が全部違ひませう。そして一層困難にしているのは下請の形態の違ひです。いわゆる問屋に直接配送、販売している業者あるいはフクスケやレナウン、その他内外などのいわゆる下売り形態をとっている業者の形態などですね、その利害関係やその形態が違ふために非常に困難性を伴っているのも事実であります。こういう問題についてのものでせうね、協業化、協同化はですせうね、やはり町が一定の援助をつくる必要がござります。つまり協同化、協業化をする場合に、それに見合った補助制度をつくつてですせうね、その業者が安心して使えるよな、その協業化に踏み込めるよな状態、そして人的な援助も当然必要です。このような形が必要だといふよな思ふんです。過去における協業化、協同化は失敗しています。それはいわゆるこの現状の靴下やその他のところでの一人親方制度的な部分が強過ぎたからだといふよな思ふんです。それと、確かにいま・谷議員も靴下をやつておられてですせうね、それが成功していないといふのは事実であります。そういうふうな、それは過去の状態から来たものであります。つまりですせうね、いま必要なのはですせうね、協同にして認識を一定持つておられる方々、それは先ほどもいま有限会社をつくるか、それともどういふ形態とするのかといふことがうたわれてはいますけれども、それよりもいま現在、過去2年間蓄積された商品を売るといふ点についてはまとまりやすい、いわゆる基礎ができました。これにとどまつておれば、結局はこの商品の供給のための予算がなくなつてまいります。いずれ、結局はそれぞれの資源を持つた協同化、協業化が必要なのわけですから。そういう方向をいま求められているわけですから販路を一定の方向に向ける中で協業化、協同化を進めるといふことがいま新しく課せられている課題だといふよな私には考へます。そういう点でもですせうね、この点についての先ほど一例を挙げさせていただきましたが、業者の方自身がそれぞれ余っている、あるいは使っていない織機、あるいはその生産過程で休止している織機などを注文を受けた場合に使つていくといふ点についてはですせうね、情報の交換と、その注文を受けた場合のルールづくりなどが必要です。これは業者で使つていくと大変です。このような問題についてやっぱり専門家なり、あるいは行政が中に入つてそのルールづくりをしていくことが必要だといふよな思ふんです。これはいま15の業者の方々がですせうね、集まつていろいろ考へておられる中で芽生えている考への一つです。これを一層進めていくことが求められるわけです。これをいまその15業者の方々だけに任せておくといふよな状態ではない、このことについてですせうね、行政が認識を持つていただいて一歩踏み出すことが必要だといふよな思ふんです。

また事業所の集約化による生産基盤、生産環境の整備を進める、これも書かれています。

そしてまた地場産業、町民を含めた多くの人にPRし、地場産品の定期的これは現在やっている内容ですけども、こういうところの基本計画についてですね、私は一層深めていただくことがこの事業を促進させる基盤につながっていくというふうに思うんです。いま行われている問題は非常に15の業者が集まって、非常に四苦八苦されています。本当に真剣に考えておられます。この機をとらえて行政がですね、一層踏み込んでいくことが私は必要だと思うんです。こういうような内容をぜひ考えていただきたい、私はそういうために、もし各全国の行政機関回るということであればですね、回っていく手だて、その方法などについてもですね、持っているわけですから、幾らでも協力させていただきますけれども、これは行政が中心となった手だてとしてやっていただく必要があろうというように思います。そういう点を強く求めているわけです。そういう点で行政が踏み入れる、いま商工会に任せている、こういう点を専門家を使ってですね、この点のそもそも論、あるいはもろもろの問題を具体化していくことが緊急に求められていますけれども、この手だて、行政と専門家を雇って一層いわゆる短期間に処理していく方策を求めるわけですけども、その点についてお伺いしておきたいと思います。

それとですね、いまおっしゃった点のトータルのところでは15の業者が真剣に考えていただいているわけですけども、その中での困難な問題というのは、やはり資金の手だての問題であります。そういう点で先ほど融資の問題で言っているわけですけども、一層ですね、その業者全体のアンケートをとって、実態、本当の実態を町がつかむ必要があるんです。そのことが15業者以外の方々を巻き出すもとであり、そして廃業、転廃業して希望されているの方々に対する手だてもいま必要です。この基本計画にもですね、転廃業のための手だての問題も書かれています。そういうような問題を具体的にやっていくための手だてとして再三提案している、いわゆるアドバイザー制度、こういう問題も必要です。転廃業されようとするの方々についてのアドバイスを的確にできる専門家を用意する、そしてその方々を活用を図っていくことが必要だと思いますけれども、再度そういう点についての認識もお伺いしておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 ただいま寺前議員さんの熱弁を聞かせていただきまして、もう靴下産業にかけては大きな知識をお持ちをいただいております。私は町の役割というものをせんだって商工会とも関係者とも打ち合わせをしてる中で申し上げておりました。量を売るのか、それともいろんな方法があるわけです。いま、一つ販路の拡大とかいうのは量を売るための努力をせよと

おっしゃっているわけですが、町としては産地としてのPRをする、また厳しい業界の指導をする、また新製品開発に対して町もいろんな形で応援をさせていただく、販路の拡大、また外国産に負けない靴下づくりというの、私いまここで聞きながら書いただけでも、こうしているんな町の役割があるわけでございます。一定の量売るために努力せよと、こういうようにおっしゃっているわけですが、敬老会とか入学式とか、いろんなときで各市町村に売するための努力をしてんのかというふうなこともございました。せんだって私も打ち合わせの中では全国市町村や社協とか、また商工会とか、いろんな公共機関があるわけですが、こういうところにも呼びかけて広陵の靴下をPRする、また直接取引のできるような、そういう機会を設けるようなことをしてはどうかと、いろんな提案を実はしてきているわけでございます。日本一の靴下の町として行政の果たすべき役割をきっちり再確認をさせていただきたいと思っております。また町の定めた基本計画というものをやっぱり具体化していく努力も必要かと思えます。いま申し越しのことも十分参考にさせていただいて検討を進め、実践を一日も早くやっていきたいと、このように思っております。私の補足は担当部長が申し上げますので。

**議 長** はい、都市整備部長！

**都市整備部長** いま町長の方から答弁していただきまして、補足ほどのことではないわけですが、一步切り下げた状況の中で専門家を使ってという形でいろいろおっしゃっているわけでございます。この地域振興活性化事業という形で平成11年度から13年、ことしは3年目に当たるわけですが、やはり1年目はその機運、ムードづくりという形でみんなが団結して取り組んでいただく形に持っていたいただいていたわけですが、12年の2年目につきましては資料請求で概略まとめたやつを配付させていただいた中で見ていただいたと思うわけでございます。そして1年目と2年目につきましてはアドバイザーという形で研究会、また委員会に大学の教授等、2名ずつ入っているいろいろと検討し取り組みを、町職員も入りまして、町長も入りまして進めてきたわけですが、やはり第一線の事業の実際やっける云々につきましてはかなり理論的な話がほとんどアドバイスされるような実情でありましたので、平成13年につきましては民間アドバイザーという形で三菱商事の関連会社のダイアプランニングという会社から2名入っていただきまして、大手企業の実践も含めた中で現状を把握してご指導なされてるというアドバイザーでございますので、1年、2年の経験に足らなかった分を13年でトータル的にかけて実施してまいりたいと思うわけです。

またそのアドバイザーの話も一部申し上げますと、やはり靴下は何でもお年寄りから子供

までの分をつくって売るとのことだけではいかんと、やはりトレンドに握っている世代があるということをおっしゃっているわけです。それに合わせたセンス、内容のものをやはりPRしながらやっていくことで、価格だけの問題だけでは売れないという形を特におっしゃってたわけです。イメージをつけてPRしていく中でもものを絞って特徴が出していくことが中途半端な商品にならないだろうということ強く第1回目でおっしゃってました。製造者のおおの個性をつくと、この人しかこの靴下はできないんねやという個々の製造業者の個性を出した靴下づくりをやっていくのがいいんじゃないか、それとIT関係のPRの、既にホームページ出されてる結果も指摘いろいろなされて、やはりつかみどころのある関心と呼ぶホームページの中身にしていけばいいんじゃないかというような形で、13年度はかなり3年間の総合まとめといたしまして、町側としましても研究会、また委員会に出席、委員会には町長も出席していただいている中で受け止めてまいっていきたいと思っております。

機械とか人材、きょうまでの技術の活用につきましては、やはり新しい製品の開発という、町長もおっしゃってたとおり、既にご存じかと思うわけですが、静岡の緑茶染め、いわゆるカテキン靴下の開発、また環境に優しい素材という形で無菌の染めとか、また養蚕のシルク靴下の開発とか、また製造、生産、試供品としまして、和紙繊維による靴下、オーガニックコットンというわけなんです、綿花についても自然の色をそのまま出す、無農薬の綿である、有機質肥料を使って安心して使っていただけると、そういう形の新しい新商品も開発され、商標権も一つは取られ、もう一つは申請中という形でテントウムシのマークで害虫を食ってくれるという趣旨で商標権も獲得なさったわけでございます。

また全国、いわゆる靴下の生産途上のはての輪切りした分を指編み種々という形で全国、きょうまでの3年間の間に347施設からリサイクル材料として既に希望をまいった中で既に発想されておると、経緯もあるわけございまして、その中で今後その各種々教室関係とか、個人とか、また病院、またそういう老人ホーム施設から年間かなりの、きょうまでのトータルで約5,000トン近く送料だけいただいて無償で配付し、その利用者に広陵町全域にわたり靴下の町であるとPRを兼ね、製品も今後その437カ所のところに対してご注文を来するような販路拡大もその中で今後力入れていきたいと。12年度の成果を生かして13年度は引き続きそれに基づきまして期待される成果として販売技術の取得、製造一本で技術をしてこられたんで、販売技術の取得とか異業種との産地交流、生産途上のくずのリサイクルをきょうまで配送してきた方々に靴下の製品を利用させていただくという形も今後進めていく形で協議会の中で進めておるわけで、消費者ニーズを収集した中での製品づくりにと日

夜努力した中で、回数につきましても研究会は昨年15回、委員会は3回という形で13年度も引き続いて支援的に町もやっていきたいと、かように思っておるわけで、靴下の100年に当たる歴史を踏まえた中にご理解いただけたら幸いかと存じます。(4番議員「かぐや姫サミット関係のところの販売は。)」かぐや姫サミットの販売につきましても、静岡県の富士市で委託販売を既に実施しておられるわけで、また今年度は広島県の竹原市で靴下の研究会の中から町職員と一緒に向こうへ出向いていただきまして、テント等、既に準備してもらっておるわけで、そういうかぐや姫サミットの中でも靴下業界の方々同行していただいて広島県の竹原市内の状況、ルート等も直接同行していただいて販売兼ねてしていただく予定になっております。

議長 寺前議員！

4番議員 異業種の交流ということで、たとえば広陵町もですね、積極的にその7市町ですね、製品を売るという形での積極的な活動をですね、私は必要だと思うんです。その上に立って他のところにいわゆる靴下を販売してもらう、こういうことが必要ですし、もう一つはですね、広陵町の足元の中でいわゆる協同販売等を実績上げているわけですがけれども、いわゆる記念にですね、広陵町の産地の靴下、プラスチック、その他、いわゆる広陵町の地場産品に関係するものについてですね、やはり送ると、町民に送るということも私は他の市町村へのお願いに行く場合についてですね、地元足元の大事な点だというふうに思うんですが、その点についてはどのように考えていかれるかということをお聞きしたいと思います。

それから何といてもね、融資の面についてどう対処するのかと、ここにも基本計画に書かれているわけですから、その融資というのは結局この場で考えている限りはいつも町独自の融資制度という点についてはですね、考えの及ばないところなんです。ところが香芝や高田市やその他市段階ではすべてやっておられます。市段階ではですね、いわゆる簡単な話でいえばですね、500万のお金を出せばですね、5億円の融資の枠が得られる、これは保障ですから、そういうようなものがあるわけです。だから町独自の融資制度という点は、何も町が金を貸すというものではないというのを再三言ってるわけなんですけども、そういうふうな形での取り組みの問題、それとかですね、やはり他の融資制度を活用しやすくするために町が中に入っていく、これはいわゆる担保の問題やその他の問題についてですね、いわゆる保険を掛けるとかそういうもろもろの方法もあります。こういうふうなところでのやっぱり努力というのはやっぱり必要だというふうに思うんです。これがいま深刻な問題になってるわけなんです。業界の中ではですね、本当に南都銀行も、農協は既に靴下屋さんに対しては

もう転廃業しなさいと、この指導一本です。南都銀行についてはですね、その点については相手を見ながらのりくらしと話をしているような状態がいま起っているわけですが、こういうようなところの改善をやるためには、行政がやっぱり広陵町の地場産業を守るために南都銀行が役割果たす、こういう点についても強く申し入れていただく必要があると思うんです。こういうような問題についても、いま深刻な状態です。こういうことについてやっていただく、これがいま広陵町の抱えてる課題の問題です。そして何よりもそのことをですね、行政が本当に15業者についての意見というのは聴取されておられるわけですが、まだまだたくさんおられます。そういうところの生の声を聞いていただくということが必要だと思うんです。私は3月議会で前町長がおられたときに発言している問題で、現町長には初めてでしょうけども、墨田区ではですね、墨田区のところでは部長以上の方が行政の営業マンとして仕事を取ってきたわけなんです。その仕事を取ってきて、いわゆる中小企業センターにその仕事を紹介し、そこから墨田区内の業者、参加してる業者がその仕事を受注した、こういう実績があるわけなんです。東大阪では現在全業者の緻密な実態調査を職員がみずからの手で行っています。こういうような実態というのが、本当に広陵町の商工業者の方々の生の声を聞いて、そのための手だてというのは何なのか、このことをつくっていく上で欠かせない問題です。私はそういう点でいえば商工会にも協力求める必要はあるでしょうけれども、商工会に入っておられない方もおられます。そういうところすべてをくまなく実態を把握していくという町の産業政策というのは、私はどうしても必要だと思うんです。そういうような取り組みというのは、町長が先ほど参加した中で町の役割についてですね、具体的に話されている、私はこれは非常に重要な問題だと思うんです。その役割というのが業者を結局町のやる気、町の姿を見てですね、心を開いていくという経過があるんです。大体私聞いていくとそんなん言うても町みたいなん動こらへん、もう言うても一緒やというのが大半の声なんです。そういう点でのやはり町の積極的な姿勢を業者の方に伝えてく、その一環として先ほど言った町の役割についてのやはり商いで説明していただく、そして先ほど言った量を売るための努力という点について、行政の問題についてどこまでかわるのかという点については、多分疑念を持ったりいろいろ考えておられることと言われてることがあると思いますけれども、これはいわゆる公平性、要は保ちながら産業の活性化について行政がそこまで踏み込んでいくという姿勢が私必要だと思うんです。墨田区でやっておられる、あるいは東大阪でやっておられる、その他東京の方面ではこの方式が広がっています。これは産地間の競争になってしまうわけですから、結局は広陵町と高田やその他との競争の打ち

勝つ一つの手段にもなるわけですからですね、広陵町でやっぱりその腹を固めて取り組んでいただくことが必要だというように思うわけです。そのためには職員一人一人が本当に常時ついていくことも必要なことがあります。そういうことを含めて私は行政が本気になって取り組んでいただく手だてを示していただくことが必要だと思います。そういう点で先ほど言った一つ一つの問題を再度答えていただいて、そして町長のこの意気込みの問題、量を守るための努力、この点についてはですね、どんな考え方を持っておられるかですね、私は一歩進んでとらえていただきたい、アンテナショップの問題についてもいま15業者で話されておられるわけですから、その点については深めて業者の意見を集約されること、これは当然業者主体の考え方でやっておられるわけですから集約されることは必要ですけれども、意見はまちまちです。やっぱりそういう点での集約される努力は行政が果たさなきゃならないというふうに思いますので、最後にその辺のご答弁をお願いしたい。個々の問題については関係される方の答弁、あるいはまた町長の答弁でも結構ですのでよろしくお願いします。

**議 長** はい、都市整備部長！

**都市整備部長** 異業種との交流販売とか、またこっちも向こうの商品も受けることによってこっちも販売という形の内容につきましても、その中でいろいろ話して研究会の中でもちょっと出てたわけなんですけど、ただおっしゃるとおりです、受けてもらうだけでは受けてくれません、受けることによって受けてくれるわけです。そういう関係について少しやはり物によって難しい問題が中で少し出てきているという形を推察しております。

それと融資制度云々につきまして、ご存じのとおり、融資を受けられる中での信用保証協会の保証料の補給、全額町の方から補給しておるという形で最高15万円までの保証料を町の一般会計から支給させていただいてるという制度が実施しておるわけでございまして、年間いろいろと希望者の申し入れによりまして銀行の証明により保証料を支払いさせていただいてるという制度でございます。

アンテナショップの件につきましてでございますが、いま協業化、協同化を踏まえた中で産地の基地的なものを計画なさってるという実情で、前向きに出資した中で会社組織でも検討して取り組んでいこうという形で会の協議の中で一応聞かせていただいている状況でございます。（4番議員「町内、足元の記念品とかで靴下をやな、婦人や子供あるいは紳士というような形でも町民に。」）いま現在試供品で使っているだけやなしに、いわゆる広陵町へ転入してこられた新しい町民の方に対して靴下2足ずつセットにした形で事業、国、町の補助している事業の中で実施していただいております。（4番議員「いやそれを広げるという意

味、小学校とかいろいろ、老人クラブいろいろあるけども、広げるという点はないのか。）」  
町内の方はほとんどもう地場産業ですのでもらっても持っておられるので。（４番議員「それはいいわ。銀行に対してね、その融資の問題についてはやっぱり地場産業育成のために協力求めるという点は。融資を求めるということ。）」いろいろと町融資の場合。（４番議員「銀行に対して申し入れしてくれる。）」いや、保証料の保証について町の方から。（４番議員「いやいや地場産業育成のために銀行も協力せいということ、そういう意味。圧力かけるという意味、だから。それは地域産業を育成するというのは銀行の使命なんやから。だからそれを堂々と正面から言うてもらえるかということ言うてんねん。それ含めて町長にほんだらちょっと答弁お願いします。）」

議 長 町長！

町 長 さすが寺前議員は中小企業の、特に靴下事業の専門家でございますので、もう敬服をしております。私ども職員がしっかりと頑張ってくれていますが、寺前議員から見ますとまだまだ評価をいただいておりますが、残念なことでございます。しっかり頑張るように私も督励をしてまいりたいと思います。日本一の靴下の町広陵でございますので、町の果たすべき役割、墨田区の例もおっしゃっていただきました。行政が営業マンだというふうなこともおっしゃっていただきました。私も靴下の会議にはもう積極的に参加をしております、せんだっても町の施設で、たとえばグリーンパレスで現在靴下を売っているわけです。ここではもっと量販をするのか、アンテナショップ的にやるのかどうか、こういうふうなことを申し上げているわけです。商工会の方では、あこでは場所が悪いと、もっと前のいいところへ変えよというふうなことをおっしゃるわけですが、場所が悪いからどうかというのではないと思います。これも一緒に今後の経営の仕方としてもしっかりこれでいいかどうかも考えたいと思います。

また竹取公園で売る施設をつくれというふうなことでございます。現在ちゃんとした施設を考えております。立派な施設ではありませんが、公園で常時売れるようなところを、常設店舗ということもあわせて考えてはどうかということで、現在担当者と協議もしております。サン・ワークも同様、売らせていただいておりますが、もっと部屋中で売るよりも前のところで大きな旗上げて売ってはどうかというふうな提案も実はあるわけでございまして、こうしたことではただ物売るだけでございますが、果たしてこれでいいのかどうか、どなたが利益を受けられるかどうかということもありますので、こうしたことも大変難しい問題でございます。ただ町としては、町内で靴下を多くPRし売らせていただく、そして全国の市町

村に発信をするということも大事でございますが、町の職員が靴下を売っというふうなことにも、これも問題でもありますので、商工会と力を合わせながら、その役割を果たし知恵を出してこれから頑張っていきたいと思っておりますので、この点でご理解をいただきたいと思っております。（4番議員「銀行への協力要請というの。」）これも大事なことでございますので、商工会と協議をしながら進めたいと思っております。

議 長 寺前議員！

4番議員 3番目にガイドヘルパーの点です。私はこの問題も結局は基本計画に書かれてるですね、町民一人一人が不安なく日常生活を送ることができる体制づくり、ここにかかってくるだろうと思うんです。そしてこういう中にはですね、やはり高齢者社会を迎えるに当たってのトータルの考え方の中から一つ一つ実行していただく、この考え方が必要だと思っております。そしてここにはそういう基本計画にはトータルの位置づけがされているわけですから、このトータルの位置づけを具体的にどのようにやっていくのかという点はですね、やはり担当されている方々がこの基本計画を絶えず身につけてですね、実行していただくことが必要だというように思うんです。この中にはですね、高齢者や障害者などハンディキャップを持った人が地域社会の中で生活していく上で、その基盤となる環境の整備を図る、あるいは障害者の生活の整備とともに障害者の社会参加や自立した生活へ支援を強化する、またあるいはですね、もろもろずっとここに書いてあるわけなんですけども、要は基本計画に書いてる問題なんです。これは職員。反対したんはその他のところ、これは賛成してます。だからそういう全体論で反対、賛成の問題じゃないんです。だから評価してるところは一々評価してるわけです。こういうようなところについて、やはりいまガイドヘルパーの必要性が出てくるわけですから、そういう問題についてですね、これを広げていく、あるいはいま1人おられてるわけですが、マニュアル化されていない、こういうふうなところについて積極的に取り組んでいただく必要があると思うんですけども、そういうこの点を広げていくという点でどのように認識されているのか再度お聞きしておきたいと思うんです。実際に利用者が1人しかいないというような問題点どこにあるかということもですね、私はそういうことじゃないんです。もっとたくさんの方、たとえば障害者の方の福祉タクシーでいえばですね、結局使われている方いるわけですから、結局何が問題なのかということもあわせて問題を解決しないとですね、認識を持っていただけないと、需要がないということでは決してないということをお聞きしたいと思っております。

議 長 福祉部長！

**福祉部長** まずおっしゃることは、確かに福祉の時代にまいております。障害者の方も含め、さらにそういう面については進めていかなければならない、町長も優しいまちづくりということで言うておりますので、その辺は重々認識をいたしておるところでございます。

ただ私の方も身体障害者の役員の方等おいでいただいたとき、またあるいは何かの会合のときいろいろお聞きはいたしております。しかしいまおっしゃっていただいた内容の中ではお聞きしてるあれはないと思いますね、おっしゃっていただいている中ではね、ございません。

それからこの質問の中でひとり暮らし、また2人暮らしのご老人の方に対する食料品等の無料配送サービスということでおっしゃってもいただいております。私の方登録ヘルパーがご承知のように月1回ずつこの方、471世帯ですね、726人の方おられますけれども、そこへ訪問をさせていただいております。それでいろいろ聞き取りもしたところでは、便利とは思いますが利用がしたくない、日々の買物はできるだけ自分自身の目で見えて確かめて買いたい、それから配達ではその品物の鮮度、値段、量等に不安が残ると、こういうようなこともお聞きもしておるところでございます。そのほかについてはこれといったご要望の方はいまのところはお聞きしておりませんが、いま言いましたように毎月回らせていただいておりますので、さらなるご要望、ご意見等をお聞かせいただきまして、身障の方も含めてですけれども、今後ともそういう促進には努めてまいりたいと、かように思っております。

**議 長** 寺前議員！

**4番議員** たとえばそのいま1人回っておられる方の意見というのはどういう範囲で聞かれているのかわからないんですけど、私は箸尾のある地域で子供と3人暮らしで引っ越してきたと、当初そこは不幸があって子供さんあるいはそのご主人も亡くなってですね、非常に買物に不便してるんだということを現実の生で聞いているわけなんです。あるいは疋相の方がいま1人ガイドヘルパーがおられますけれども、来ていただけないかと言えば時間が合わないと言って断られる、こういうことがあるんです。だから本当にいまひとり暮らしの方、特にひとり暮らしの方あるいはお年寄りの方なんかいま病院に行くのにタクシーで本当に節約しながら行っておられる方というのは本当にたくさんいますよ。現実には病院なんか行けばタクシーで行くのをとにかく2回のところをやめて行くというようなことありますので、そういう点の実態というのをよく知っていただいて調査していただいて、そして実行していただきたいというように思います。

**議 長** 以上で寺前君の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

(P.M. 5 : 5 1 散会)



平成13年9月27日広陵町議会  
第3回定例会会議録（最終日）

平成13年9月27日広陵町議会第3回定例会（最終日）は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	平岡仁	助役	畠山恵俊
収入役	和田建三	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	福祉部長	野村完治
環境部長	山村吉由	都市整備部長	竹田健次
水道局長	吉村正勝		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	中尾勝
書記	乾善雄 野村克也

議長 ただいまの出席議員は16名で定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

(A.M. 10:05開会)

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

- | 日程番号 | 付 議 事 件  |
|------|--|
| 1    | 議案第69号 広陵町行政組織条例の一部を改正することについて                   |
| 2    | 議案第50号 広陵町税条例の一部を改正することについて                      |
|      | 議案第51号 平成13年度広陵町一般会計補正予算(第3号)                    |
|      | 議案第55号 平成12年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定について                |
|      | 議案第62号 平成12年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定について            |
| 3    | 議案第52号 平成13年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)              |
|      | 議案第53号 平成13年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)                |
|      | 議案第56号 平成12年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について          |
|      | 議案第57号 平成12年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について            |
|      | 議案第58号 平成12年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について            |
|      | 議案第60号 平成12年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定について            |
|      | 議案第63号 平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 4    | 議案第54号 平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)               |
|      | 議案第59号 平成12年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について           |
|      | 議案第61号 平成12年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について          |
|      | 議案第64号 平成12年度広陵町水道事業会計決算の認定について                  |
|      | 議案第65号 三宅町の公の施設の設置に関する協議について                     |
| 5    | 議員提出議案第10号 医療費改悪を許さない意見書について                     |
| 6    | 議員提出議案第11号 地方交付税の安定的確保を求める意見書について                |
| 7    | 議員提出議案第12号 道路特定財源堅持に関する決議について                    |
| 8    | 議員提出議案第13号 少年非行防止及び健全育成に関する決議について                |

議 長 議案第69号は、本日追加議案として提出されたもので、委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますので、この際よろしくご審議願います。

**議 長** それでは日程1番、議案第69号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてを議題とします。

朗読させます。 局長！

**局 長** 朗読。

**議 長** 本案について説明願います。 総務部長！

**総務部長** それでは議案第69号、広陵町行政組織条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。なお、お手元に行政組織図を配付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今回の改正につきましては、過日の全員協議会においてご説明申し上げましたとおり、事務効率の向上及び残業の解消を目指すとともに、充実した住民サービスを提供できるよう、部の組織、変更及び課の統合等必要な改正を行ったものであります。

現行の福祉部を健康福祉部及び住民生活部に改めるとともに、ごみ対策室を削除し、新しく部の編成を総務部、健康福祉部、住民生活部、環境部、都市整備部とするものであります。

各部の内容につきましては、総務部では賦課部門と収税部門を一本化し、事務の効率化を図りました。次に福祉部におきましては、本庁とさわやかホールに事務所が分散するとともに、事務の範囲が増大しておりますので、充実した住民への福祉サービスの提供を目指し、健康福祉部と住民の暮らしに身近な事務を担当する住民生活部といたしました。次にごみ対策室と清掃センターを統合し、廃棄物処理及びごみ減量並びにリサイクル計画等を一本化し、新たな環境部といたしました。次に都市整備部につきましては、下水道課を水道局から分離し、事前連絡及びチェック機能の強化を図るとともに、事故の未然防止に配慮いたしました。最後に教育委員会につきましては、総務課と学校教育課を統合し教育総務課といたしました。以上簡単でございますが、議案の説明を終わります。

**議 長** これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、5番議員！

**5番議員** 議運のときにお聞きして、本会議でということでしたので町長にお聞きしたいんですけども、今年度の職員採用についてどのようにお考えなのかお聞きしておきたいと思えます。

**議 長** はい、町長！

**町 長** ただいま、この条例は組織機構の改正でございますが、お尋ねの職員の採用についてお尋ねをいただいているわけでございます。私は、現在の体制で、しかも少々スリムになっていただこうと、効率的な、合理的な職員配置をしていこうと、このように思っております。

す。まだ残業等が一部で過大な事務量があるようでございますが、もう一度担当部長に事務内容を見直していただくようお願いをしているところでございます。ゆえに新しく採用する、今年度に採用試験を行って来年度のためにするという職員の採用計画については、現在はそのまま行ってくれということをお願いをしているところでございますので、計画は持っておりません。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** そうしましたら、いまちょっと手元に例規集ないんでお聞きしたいんですけども、条例で定められた定員と、それと現在の人数との比較、職員さんのね、それと来年度はどのような見込みになるのかという点と2点お聞きしたいと思います。

それから効率的にするために組織改正されたということなんですけれども、それぞれの本当にどの部も大変大切な部なんですけれども、意識的に厚くしたというそういう部についてはあるのか、あれば教えていただきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 現在の職員数でございますが、正規の職員で男子が144名、女子が132名、それから幼稚園、保育所の期限つき職員が21名、これで総数297名でございます。そのほかに嘱託で3名、男子がおります。

それから今回の改正で特にという部門でございますが、福祉部門につきましては、現在担当していただいた福祉部長の事務量が増大してるということと住民サービスにやはり配慮を必要とするということで二つの部に分けさせてもらったというのが重点的な変更でございます。それと先ほど町長が申しましたように、職員採用をしないという方針は、いわゆる事務量の多いところに職員を配置しようという考え方がまずやはり持ってます。

それから、まずなぜ残業が多いんかということの状況を再度課長あるいは部長に把握していただき、なお必要であれば補充という形で、また異動等も考えていきたいということで、現状の職員で対処したいというふうに考えております。（5番議員「条例の中で定数……。わかんない。それともう一つ聞いたのは、来年度は何人ぐらいになる見込みなのか。退職なさる方もおられると思いますので、その辺の把握されてるのかもあわせてお聞きしたんですけど。」）

**議 長** はい、総務部長。

**総務部長** 来年度の退職予定者としては1名でございます。本年度のうちに2名の女子職員が退職したいという申し出を受けております。以上です。

議 長 ほかにありませんか。 はい、1番議員！

1番議員 現行のを見ますとですね、やはり町長が町長選挙に出られて最大の課題はこのごみ対策、そして清掃センター問題というふうに決意をされて立候補されて、いまそこに座っておられるわけでありまして。その反面ですね、この改正案を見ますと、やはりごみ対策というものが少しトーンダウンしてるのではないかという印象を私はこれ見て思ったんです。というのは、やはり町長が立候補した最大、何回も言いますが、やはり清掃センターの問題について解決をするんだと強い意気込みでこうして町長選挙でそのいすに座れたわけですが、この改正案を見ますとですね、やはりごみ対策、ごみ清掃センター問題について少し消えているのかなと思ってのんですが、それはどうしてこうしたごみ対策室をそのまま継続されなかったのか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

議 長 はい、町長！

町 長 いまごみ対策については少々力を引いてるのではないかというようなお気遣いをいただいておりますが、とんでもございません。これはごみ対策というごみという言葉、これをなくしております。ごみ対策室から地元に対していろいろ交渉行為はあるわけですが、ごみという言葉がなくして環境部ということで、そういう名称に変えて、いいまちづくりをさせていただこうと、そういう思いで地元に対応していくということで、ごみ対策のために地元を駆けめぐるといって、そういう言葉から来るイメージを一新をして環境部ということに変えております。そして従前のごみ対策は、ただそのことを考えるのみでございましたが、現場のことをよく知っていただきながらやっていたらこうと、ごみ対策室には従前の室長は現場を知らないということもございました。今度は現場の清掃センターの管理課、施設課、こういうところはもう見ながら対応しなければいけないということもございまして。現場を承知しながら、そしてこの新しいグリーンの計画をやっていただこうと、こういうように思っておりますので、決して手を緩めているわけではありません。こうした環境対策あわせて地元に対する交渉もこの環境部の方でお願いしようということで積極的に力を入れております。

議 長 1番議員！

1番議員 いま町長、現場を知りとは当然のことで、やはり清掃センターの管理課、清掃センターの施設課、これは毎日出るですね、住民のごみ対策に対する、その処理をするというところは当然なんです。けれども、いま私が言いたいのは、清掃センターを17年6月30日と、この決められた期間内にですね、どうして一生懸命に前向きに取り組むという、こうい

う姿勢がですね、じゃ政策課の中でされるわけですか、それとも施設整備課の中でされるのかですね、その辺を明確にしないとですね、じゃその責任者は前回までは助役がごみ対策、いわゆる清掃センターの先頭になってやるという任務も兼任されるわけですが、今回はどのような形でこの古寺を最適な場所だと、町長は私の質問に答えられましたが、そういう点について、その先頭に立ってトップになるのは部長、この環境部の部長さんがされるのか、それともまた新たに助役さんなのか、その点のごみ清掃センターに対する取り組みのトップはもちろん町長ですが、事務的な先頭にはだれがどういう形で古寺地区と交渉されるのか、その点の構図をですね、図式を見せていただければなと思います。

議 長 町長！

町 長 事務的なトップは環境部長が中心的役割を果たしていただきます。政策課は新施設の地元に対する対応を政策課が担当していただきます。施設整備課は地元に対する新しい施設の技術的な施設整備をお願いしようということに分けております。

町長、助役、収入役、特に教育長も含めて、我々町4役がこの新施設のお願いに上がると、こういうことが基本でございます。我々がそれ以外の仕事もございしますが、町4役と環境部が一体となって地元に対応していくと、そういう姿勢で臨んでおります。

議 長 はい、1番議員！

1番議員 一生懸命ですね、取り組んでいただきたいと思います。先日、質問させていただいたときに古寺が最適な土地だと、場所だとおっしゃいました。それ以後、それから古寺地区にはどういう形でお話されたのか経過報告をお願いします。どういう結果になったのかお願いしておきます。

議 長 はい、簡単に。

助 役 一応古寺対策という問題でございますが、あいさつ兼ねて区長さんそこへ出向かせてもらいました。これからいろいろなご協議をしたいので、いわゆるテーブルに乗せてくださいと、4役会議あるいは役員会を開いていただきたいと思います、こういうふうをお願いをしているところでございます。

議 長 ほかにありませんか。 はい、7番議員！

7番議員 ごみ問題、ごみじゃないわけですね、そういう町の第一候補に上がる、そういう問題であるわけですが、それに匹敵する滞納問題についてお考えをお聞きしたいと思います。

総務部の中で収税課、現行の収税課があるわけですけど、それを税務課に配属すると、中

に入れるということをお聞きしたわけですが、税務課長が収税、滞納も含めてですけども、総括するということであるわけですが、何かこの改正案見る限りでは滞納問題についてあまり考えておられないのかなという疑問もあるわけで、こういう町内で滞納が増えているということが町民の方が知ることによって、そしたらもう掛けんでもいいのかなと、払わなくてもいいのかなというふうな、まして景気がこれからだんだん悪化する中で生活も脅かされているという状態の中で、できるだけ掛けない方法をとって皆さんが考えお持ちだと思えます。掛けないことはないと思うんですけども、どういうふうに捻出しようという中で、その総務部の中で収税係を配置するということについてどういうふうなお考えなのかお聞きいたします。

**議 長** はい、助役！

**助 役** 滞納問題をいかにするか、滞納については、いわゆる力を抜いているのではないかとのご指摘と判断いたしますが、とにかく滞納問題については、特に賦課の問題というか、それに対しての苦情もございまして、ということは、過去の収税課が行っても税務課の職員をまた改めてとか、そういうような問題もございまして、滞納は賦課に対する不満もございまして、そういうことから賦課と徴収と、いわゆる徴収に行って、なぜこのように税金が高いかと、いろんな問題が過去からいろいろございまして、そういうことで現在この一本化して賦課と徴収ということをイコールにして住民さんのご理解を得ると、こういうことで一本化したと、こういうところでございまして。

**議 長** 7番議員！

**7番議員** いま税務課の方で固定資産税とかいう税についてはある程度わかると思うんですけども、今後介護保険料も含めて、恐らくされると思うんです。そういうふうな問題も含めて、それやったらそういう介護に詳しい人をそういう配置すべきではないかなと思うわけで、あまりにもそういう話がね、私は進んでいく中でどこ行くかなというふうな不安もあるわけですが、もう少し町民に対してPRする、いわゆる強化したというふうなアピールも大事かなと、逆に言うたら縮小しているような感じで、内容的には一々こういう形でさまざまな問題も含めて一つの課が対応できますというふうなことを言ってもなかなか町民の方は理解できないと思うんです。ほかの町でもそういう部を設けておられるところもございまして。まねをすればいいのではないかなというふうな問題ではないんですけども、税務課の課長がこれかなり人員が増えると思うんです。その中で収税も把握するとなれば、課長の方が非常に、だれがされるのかわかりませんが苦慮される思いもあるわけで、ここには次長とかいう

役職はないんですけども、その辺も考慮されてると思うんですけども、これは答弁は結構ですので、今後対策としてよろしく願いいたします。

議長 ほかにありませんか。 4番！

4番議員 この行政組織図、町長変わってですね、役場全体の新たな課題に取り組むという決意のあらわれだというふうに思うんですが、こういう中身についてですね、一つは昨今国や地方団体を取り巻く環境というのは、住民から見ても非常に厳しいものがあるというふうに思います。そういう点も意識しながら採用を来年度は見送るという方針を持ったというふうに思うんですけども、問題はですね、広陵町の住民サービスに必要な人員はどれだけ必要なのか、サービスを低下させない点でいえばどういうところが問題なのか、そしてまたいわゆる奈良県下あるいは全国県下見た場合の公務員としてのサービスの向上に努める先進的な役割あるいは先進的な課題をこなしているところの把握等ですね、やはり短絡的にこの問題は見ることができないと思うんです。町長初めて就任されているわけですから、やはり新たな目でですね、この公務員のいわゆる公務員像、そして公務員の適正な配置あるいは将来的な公務員の役割、任務などについてですね、認識を持たなきゃならないというふうに思うんです。そういう観点から、この行政組織図を見ている場合に、一つは少なくとも奈良県下における広陵町の職員の人員は適正規模としてどのように思っておられるのか。それは先ほど残業が多いという問題と関連してですね、仕事の多さと住民サービスの低下、これは当然比例するというふうに思うんですけども、こういう点について真剣に見られている点、どのような形で考えておられるか。ただ単に職員の採用を停止するというだけでは解決しない問題です。そういう点で、まず第1点にどういう形でサービスを向上させる手だてを考えておられるのかという問題をお聞きしたいと思うんです。

それからですね、やはり職員の研修、これは地方自治法、憲法や地方自治法、地方公務員法にのっとって、職員が本来やるべき仕事の意識向上が欠かせない問題であります。こういう点で職員の系統的な研修をどのように掌握し、どのように考えておられるのかという点は、これはサービスを向上させるという点からも欠かせない大事な点であります。そういう点の行政組織改革の中で反映されるものがあるのかどうかという点が第2点であります。

第3点はやはり専門性が非常に高まっています。福祉部門においてもそうです、またいわゆる産業部門においてもしかりであります。こういう点において、あるいはまた建築部門、まちづくり部門、いろいろ専門性が高まっています。こういうところについてですね、職員の研修及びそれに対応する職員の採用というものも欠かせない課題になってくるのではない

かと思えますけれども、そういう専門性の高度な知識、認識を持つための対策をどのように立てられるのかということが必要だというように思います。

それと何より最後にですね、やはり職員が働きやすい場をつくっていく、こういう問題を考える場合に、職員の意見を聞きやすい環境をつくっていく、広陵町では労働組合がありません。それはとりもなおさず上からの不当な押しつけに対してですね、団結してその問題を職員自身が住民と一体となって考えていく場がない、こういうことにつながるわけですから、それにかわるもの、これは当然意識を持ってですね、やらなければならない問題ですから、職員の意識掌握、職員の思い、そういうものが反映されるような制度づくりは欠かせない課題であります。そのことが生き生きと職員が働きやすい環境をつくっていく大前提になるわけですから、そういう点についての考え持つ必要があろうと思いますし、その点についてどのように考えてるのか聞いておきたいと思います。

**議 長** 総務部長！

**総務部長** 寺前議員さんのおっしゃってたことについて、我々の課題としてまずとらえております。サービス低下の原因というのは、人員を増やしたらサービスが向上するかという問題ではないと思いますので、やはり職員の質というものも十分にその原因があるんじゃないかと。それからサービスというものをどのようなサービスを求められているのかということをもまず掌握しなくては、そのサービスに対応できないということで、これは職員の研修のあり方ということの問題にもつながってくるんじゃないかと、やはりそういう住民の方に接する対応の仕方、まず基本的な対応の仕方というものから研修の必要あろうかというふうに考えております。それについては、今後また定期的に研修をやりたいというふうに考えてます。

それから専門性ということで、専門的な職員の配置というものはどんどん必要になってくるわけですが、これはやはり市町村合併という問題にもつながってくるんじゃないかということも考えるところでございます。町村の現在の規模で、やはり専門的な職員が置けるかどうかというような問題からやはり考えていかななくてはならないというふうに考えます。

それから働きやすい場というものについては、やはり職員の意見は掌握したいということで、いま組織を変えた中で部課長会等にも町長からも話はあると思うんですが、やはりいまの現在の職員の仕事の内容というものを十分掌握した中で、職員がどのような意識を持って働いているのかということも掌握したいと思います。職員の意見については、どんどんいまでも直接聞いておりますので、今後もそのような対応をしていきたいと考えております。以上です。

4 番議員 適正規模の人員というのはどういうふうに考えてるのかという問題。

議 長 総務部長！

総務部長 現在の人員で一応適正であるという評価はしております。なお、その中でいわゆる先ほどおっしゃってた専門職の配置というものは、多少不足してるんじゃないかというふうには考えておりますけれども、総数の規模としては適正だというふうに考えてます。

4 番議員 これは町長にお聞きしたいわけなんですけども、この4点の問題というのは、やはり一つはですね、職員の資質向上はですね、系統的な目的意識を持った取り組みが必要です。これは具体的に職員に提案していくという課題が欠かせない内容なんです。それは憲法や地方自治法、地方公務員法など法律にのっとって仕事をするという公務員の性格等をどれだけ認識するのか、いわゆる住民奉仕の立場を貫くというのはどういうことなのかという問題の系統的な提案が必要です。これを一つ一つ問題か起こるたびに課題を課していくというのは職員の意識向上につながらないというふうに思いますので、その課題というのは、やはり何カ年計画でどのような職員の意識向上を図っていくのかという設定が必要だというふうに思うんです。これがなければ絵にかいたもちになってしまうわけですから、こういう課題はですね、やはり職員が本当に町民に親しまれる立場、町民に奉仕する立場を貫くための第一の課題だというように思いますので、こういう計画を職員あるいは町民、議会等にですね、公表し、それを絶え間なく推進していくということが必要だというように思います。そういう点での計画性、系統的な計画性が必要です。その点についてどのようにお考えなのかですね。

それと専門性の問題でいえばですね、市町村合併の中ではですね、専門職を抱えるには小さい自治体では無理だと、ただ一番端的な例がですね、いわゆる建築士、建築士についてはですね、市については置かなきゃならない、町村については、いわゆる土木事務所を頼っているという状態です。こういう問題は確かにあろうと思います。しかしそれは分担の問題であってですね、たとえば広陵町で靴下の問題を掌握する場合に、これが合併によってですね、その専門性が発揮されるような配置が財源的に可能なのかといえ、それはもう別の次元の話であります。そういう点で、私はいま専門性の配置というのは、たとえば福祉士やですね、看護婦などはですね、これは財源の問題ではなく、自治体がサービス供給をする場合にやらねばならない課題として考える必要があると思うんです。そういう点で、先ほど専門職が若干不足しているという点についてですね、課題というのはそこにつながっていくだろうというふうに思います。私はいま合併の問題等を関連して専門職の必要性、財源的、小さ

い町村では無理だというような意識のもとに言ってるのではないのですね、やはり現住民のサービス向上のための専門的な職員が不足している、課題は具体的にとらえて補充してくと、あるいはまた現在の職員の研修を、その部門を必要度に応じて行っていくということが必要だというように思うんで、そういう点での専門職の採用あるいは育成についての課題についてどういうふうを考えるのかですね。

それと現在のところでは適正な規模だというようにおっしゃるわけですがけれども、現実問題としては、私は残業が非常に多い、実情を正確に把握する必要があると思うんですね。そしてそれは唯一、たとえばいわゆる出張所の建設についてもですね、いわゆるそれに対応できる職員が必要なので人員の配置というのは重要な問題で、なかなか財源的に余裕がないとかですね、そういうふうなことを言われてきた経緯もあります。しかし現実には基本的な町の仕事について、やはり認識を深める職員をつくっていく必要はあるわけですからですね、どんな場所、どんなところにおいても、その一義的な回答、返答はできる、こういう職員をつくっていく必要があると思うんです。これはなかなか容易ではないですけれども、それが地方公務員、公務員としてのあり方の根本にかかわる問題ですので、住民が一番不満に思う点はですね、担当の職員に聞けばそれは別のところに行ってもらいたい、こういう問題でなく、一義的に答えて、その回答をその方ができるような資質をつくっていくということが必要なわけですから、そういう部長、課長だけではなく、その辺の仕事がこなせるような研修もその系統的な研修の一つに入りますけれども、職員の養成の課題だというふうに思います。そういうようなところも踏まえてですね、考えていただきたいというように思うわけでありまして。そういう点でのやはり系統的な取り組みを公にし、そしてそれを住民納得していくような公務員像のあり方を提案していただくことが求められていると思います。

それとやっぱり最後にですね、職員の声を聞くということですがけれども、これは結局は理事者あるいは管理者がですね、動かしやすい職員をつくりがちなんですね。こういうようなところではなく、やはり具体的に職員自身が自由に、それは理事者の方針やそういうものについても異論を唱えられるようなそういう環境づくりが私は必要だと思います。そういう点では管理職のいないところでの自由な討論を保障していく問題や、いろいろなやり方はあるわけですがけれども、ぜひそういう点での職員の風通しのいいような職場づくりという点をぜひ目指していただきたいということについての考えも聞いておきたいと思います。

議 長 町長！

町 長 寺前議員からいろんなことをご質問をいただきました。職員のレベルアップという

のか、質向上、目的を持って仕事にかかれということでございます。私どもこの3カ月ほどになるわけですが、部課長会を通じて、また決裁を求める職員を通じて、その都度注意をしながら、また思いを変えていただくということが大事でございます。職員の質の向上と、いまやっぱり住民あつての役所という一つのそういう思いを変えていただくということを徹底して進めているところでございます。それがための職員個々の質の向上とあわせて、各職場、職場のやっぱりマニュアルづくりというのか、その人その人が違う回答をしておる、返事をしている、対応しているということでございますので、各職域では町民にやっぱり優しい役所を進める上においては、一つのマニュアルをおつくりをいただくように進めております。

それから専門職、技術者については、状況を確認しながら住民サービスの低下にならないように進めていきたいと思っています。

また研修も継続的にせよということでございますが、私は町民の声を聞くというそういう姿勢から、昨日も区長さんをお願いをしたところでございますが、年間を通じて町民の有識者の人たちのご意見を聞かせていただこうと、朝早くからでは恐縮でございますが、30分、40分時間をお取りをいただいて幹部研修から開始をして、広く皆さんにもご意見を聞きながら、役所の職員に活を入れていただく、またいろんな提案をしていただくということも大事だと思いますので、これも年間通じて、本当に多くの人をお願いをするつもりでございます。

また役所は、私も施政方針にも申し上げておりましたが、きょうまでの行政を運営する、役場を運営するという立場から、むしろ経営をするという一つの広陵町のサービス会社でもありますので、効率的に運営を図らなければいけません。大切な税をいただいているんですから、これらの税を本当に経営という立場で考えていかなければいけない。ただ人数をやたらに入れるよりも、むしろ仕事の内容がアウトソーシングといいますか、外部委託というふうにも、これも大事でございます。外部の本当に進められた事業をおとりいただいて、役所がやるのが果たしていいのかどうか、たとえば保育所、清掃業務、管理業務とか設計とか、いろんな部門がございしますが、こうしたときのアウトソーシングをして外部の力をおかりする、すべて職員がやるというよりも、皆さんと一緒にさせていただく、そういうことがこれからの住民サービスをさらに効率的に進めるものだと思っております。おっしゃるように職員のレベルアップは大事でございますので、早速この仕事に取りかかっているところでございます。以上のとおりです。

議長 ほかにありませんか。 3番議員！

**3番議員** いままでの現行のところでは、環境部の中に生活環境課というのが設置されていたわけですね。これは環境条例との関係とか住民の方々の苦情とかいろんな窓口というふうな役割も非常に大きかったというふうに思うわけですが、いままでの資料の中でもこの間出していただいていたように思うわけですが、これまでこの生活環境課の中でいままでされてきた仕事の内容ですね、それに対しての評価はどういうふうにされているのかをまずお聞きしたいと思います。

**議長** はい、環境部長！

**環境部長** この条例の改正後の生活環境課の仕事のあり方なんですけど、いままでの環境部生活環境課と業務内容は全くかわらないということで、環境部で新しい清掃センターの建設に重点的に取り組むという組織づくりになっております。そのために環境行政が住民生活部と環境部の2部にまたがるような状況になるんですが、そこは部間で連携をとり合って進めなければならないという部分は出てまいりますけど、基本的には仕事の中身は全く変わらないと。

それといままでやってまいりました生活環境課の仕事の評価というふうにおっしゃっていただいているんですが、やはり住民から苦情、不法投棄、その他いろいろもろもろの苦情が入ってまいります。その都度即時に対応して、問題の解決に当たっているということで、その点住民の皆さんから十分かどうかという点についてはいろいろ御意見があろうかと思いますが、町としては一生懸命取り組んできたというふうに考えております。今後もそのような方針で仕事を進めてまいりたいというふうに考えております。

**議長** 3番議員！

**3番議員** ちょっといま次の新しい改正案に対しての説明がされてきたわけですが、この住民生活部と環境部の方でお互いに連携をとりながらやっていくというふうな理解の仕方をしたわけですが、実際にいままで窓口というのがはっきりわかっていて、これはどちらに言えばいいかというのがきちんとなってきたわけです。そういうのがやっぱり生活環境課の方で対応していただいていたという部分が非常に多いと思うんですけど、今後窓口的にわかりづらくなるのではないかと、またそういうことでの住民に対してのサービスの問題が懸念されるわけですが、これはこちらという形で窓口がきちんとされるのかどうか、それとも一本にした窓口どこかにつくられるという構想を持っておられるのかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

**議長** 助役！

**助役** 現行の制度の中で、たとえば生活環境課に対して清掃センターの問題とか種々入っ

てまいりました。それも窓口としてとらえて、清掃センターと協議しながら対処しております。また道路等の不法投棄においても、いろいろ建設課にまたがったり、あるいは県にまたがったり、そういうところもとらえてやっているところがございます。いま住民生活部に移っても同じような対応、それからまた環境部の方にその生活環境課がやっていることが、いわゆるいろいろ話が入っても、それは即座に環境部と生活環境課が協議して対処すると、窓口がどこでと、住民さんを電話1本、それを方々へ振り向けて、ああここは違いますと、そういうようなことはしないという形で対処してまいりたいと、このように考えております。

**議 長** はい、10番議員！

**10番議員** ちょっとお尋ねいたします。この行政組織改革とか機構改革というのは大概町長さんが変わられたら皆手をつけていくというのが多いわけがございます。それはそれで結構でございますが、いわゆる結果、この組織を変えて成果がどうしたんだという検証というのか、総括というのかね、そのことで一つのいわゆる期間というのかね、いわゆるサイクルというのか、どこでどういう形で、たとえば先ほど吉田議員も触れてましたが、税務課と収税課が統一されたと、よってそこでどういう成果が上がるんだと、予想されてると思いますよ、そのことに関してはね。そしてまたいわゆる環境部においてのいわゆる新清掃センター建設計画、これもこういう形で組織で待機された中でどうだということも、これ総括して結果が出てくるはず、成果か検証されるはずですから、町長、大体どのくらいでね、自分の一つの陣立てというのはあるわけですか、いわゆる戦争でも一緒ですわ。広陵町はいま何をやるべきかという陣立てをしたわけですから、その陣立てについての何カ月、1年か知りませんが、その辺でどのぐらいまでこの形をもって成果を考えていって、今度またそれで成果が上がらなかった場合はどうするかという、これは戦略も要るわけですから、広陵町も国も構造改革ということも含めて、3役がすべて必要かということも含めてのね、いろんな御破算になるような価値観が変わってきたと思いますねけど、そういう意味でこの組織改革をされたわけですので、そのいわゆる周期をどのぐらいの試行していくのか、それとも成果はどこで見極めてそれを検証していくのか、継続するのか、変えるべきがどこであるかということを考えておられるのか、いやつくって行き切ってしまうというのかどうか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

**議 長** はい、町長！

**町 長** こうした行政組織を変えることによって果たしてうまくいくかどうかというお尋ねでございますが、私はこの職員に心機一転を図っていただく、そして思いを変えていただく

ということがまず第一でございます。きょうまでのあり方でよかったんかどうか、このことを自分自身問いかけていただいて、自覚認識を新たに持っていただく、そしてもう一つは、当面の課題を追求していただく、自分に与えられた使命を実現に向けて進んでいただく、この二つでございます。いずれにしても職員にやる気を持っていただくことが第一でございます。この周期で果たして1年以内にこれのできるかどうかというのは、いろいろ課題があるわけですが、何としてもこの組織で一度やらせていただいて、職員の結果をしっかりとお見詰めをいただいて、皆さんからの激励を受けながら、またいろんな苦情を受けながら一歩でも前進できたらと思っただけ期待を寄せているところでございますので、どうぞお支えをいただきますようお願いを申し上げます。

議 長 はい、10番！

10番議員 そのような解釈で待機をされていかれることは、それは結構でございます。というのはね、おっしゃるとおり、この間北条時宗のときも一緒ですからね、いわゆるああいう国の最大の困難にぶち当たったときでの、いわゆる幹部とかそういうトップのレベルではいろいろわかりますけど、その意識を下の一兵卒まで国を守るためにどうだ、いまはどうすべきだ、これはどういう意味で改革されて目的は何だと、私たちはどうこれに対して取り組まないかとかいう、その方が一番大事やから、いわゆるそのことも含めましてね、幹部ばかりが納得されてるということじゃないと思いますねけど、その意味でいわゆる一般職員さんにもそのことを伝えるように、血液が通うようにひとつちよいちよいそういうような形で指導をしていただかなければ頭が動いて下が納得できなかったということでは大変だと思いますので、それは要望としてお願いをいたします。以上です。

議 長 ほかにありませんか。 はい、15番議員！

15番議員 1点だけちょっと簡単に聞かせていただきます。

いまのこの新しくなった案ですねけども、以前からのことですねけども、一応役職名、職員さんの、係長からあって、何かその上は参与になりますのかな、課長補佐、課長、次長、何か特に参与とか次長のところが何か、特に参与とか人が多いように思うんですけど、多いとか、わかりませんが、何かこの人参与あったんか次長か、よく異動あっても名前も役職の名前も変わりますねけども、将来的にもね、役職名、この人数的に役職名が、役所の人数が適正なのか、将来的にこういう、先も参与とかそういういろんな役職をつけられるのか、もっと思うんですけども、部長、課長、係長、これでいいんじゃないかなとか、そこへ次長あたりは要るかわからへんけど、その課によっては要るかわからへんけども、全部の課に要

るとか、何か多いように思うんですけども、将来的にちょっとお願いします。

議 長 助役！

助 役 ご指摘の問題でございますが、確かに肩書は多いということはそのようであると、それは認識いたしております。ただこの肩書というのも、本人の自覚を高めるという意味で大切なことだと思えます。しかしいままで何々兼、何々兼、何々兼という兼務が多かったところは認めております。ここらの何々兼、兼というようなここらはもうスリム化してすっきりとしていきたいと、このように思っておりますが、一応肩書についてはだんだんスリム化はしていきたいところでございますが、ここ当分はその肩書というのは生かしていきたいと、このように思っております。

議 長 はい、15番議員！

15番議員 そしたらいまの、できたらいま言われるように兼務、こっちは次長でこっちは何かちょっとよいままでありましたけども、そういうのはやめていただきたいなど。

それといま言うてるように人数的に係長以上、課長以上、課長とか、その参与というのは課長よりも。

助 役 参与は部長……。

15番議員 参与というのは部長クラスになりますの。その辺がちょっとわかりにくいんですけども、その辺の人数は近隣のものと比べて適正なのかどうか、その辺だけちょっとお聞かせをお願いします。

議 長 はい、助役！

助 役 先ほど私兼務、兼務はせいぜいなくしてと申し上げておりますが、いまからやっております人事異動においても、次長と課長の兼務は当然残っております。少しずつでもそのややこしい兼務、兼務を解消していきたいと、このように考えております。

それから他の自治体と比べてどうかと、比較対照論でございますが、いままでの調査では広陵町と他の町もよく似たところで、その肩書とか、それから高年齢化しているその状況とかいろいろで苦慮しているところでございますが、調査した結果は、どこもよく似ているという状況でございます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第69号を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第69号は可決されました。

議長 次に日程2番、議案第50号、51号、55号及び62号を議題とします。

本案について総務文教委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

総務文教委員長、笹井君！

総務文教委員長 総務文教委員会は、先の本会議において付託されました4議案につきまして、9月21日委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに議案第50号、広陵町税条例の一部を改正することについては、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第51号、平成13年度広陵町一般会計補正予算については、現在までのIT講習会の年代別、男女別受講状況を聞き、障害者及び高齢者の今後の開催計画などを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第55号、平成12年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。本議案については、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうか、また成果が得られたかどうか審査するものであります。

まず歳入であります。固定資産税の不納欠損はどのような理由が主たる原因で生じているのか、また徴収率の悪化の原因の一つは、現在の深刻な不景気が理由ではないかと伺い、今後の方策としては納税の義務を基本に置き、滞納整理と納税相談を充実させつつ税収確保に一層努力することなどを伺いました。また地方交付税、特別地方交付税についての考え方、国県補助金の内訳や事業内容なども伺いました。その他、経常収支比率、公債比率から見た本町財政の現状認識などについても詳細に伺ったところであります。

次に歳出であります。各費目の支出について、その成果や今後の方針を詳細に伺ったところであります。特に高齢化社会の進行により、保健事業などの専門職員の人材確保については少数精鋭を旨とし最小の経費で最大の効果を目指していくとの考え、また平成12年度の防犯灯の設置状況と電気代の補助方法について伺いました。また本町における人権教育と同和教育の位置づけなど、いただいた資料などにより多方面にわたって伺いましたが、一部議員から反対があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

なお、本会議で保留のあった清掃費の処理残渣搬送委託料及び破碎残渣処理委託料の前年

度との比較、特別交付税の算定根拠、土地開発基金の現金の動き、耐震診断業務委託料の事業概要については、詳細に報告を受けていることを申し添えます。

最後に議案第62号、平成12年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定については、何ら異議なく全員一致で認定すべきものと決しました。

以上簡単でございますが、総務文教委員会の審査の結果報告といたします。

**議長** ありがとうございます。ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第50号、広陵町税条例の一部を改正することについてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

**5番議員** 賛成をさせていただきますが、意見をつけての賛成とさせていただきたいと思いません。

今回の税条例、これは国の景気回復という目的のもとに改正されたということなんですけれども、結局はこの上場企業の大企業の優先の論理が前提になっている、そしてこれで景気が回復するということは、だれしも確信を持ってやられている条例改正ではないというふうに思います。共産党は、国会の方ではこの一連の地方税の改正については反対をしているところですが、足元の広陵町におきましては、一定の部分での潤いといいますか、個人的な部分で多少なりとも潤われる方がおられるというところで、あえてこの広陵町議会では賛成といたします。今後の改善について、やはり根本的な問題をきちっと見据えた形で、もっと深い議論の中でされていくことを希望しておきます。

**議長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第50号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議長** ご異議なしと認めます。よって議案第50号は原案どおり可決されました。

次に議案第51号、平成13年度広陵町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第51号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第51号は原案どおり可決されました。

次に議案第55号、平成12年度広陵町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！

5番議員 2000年度の一般会計の決算について反対の立場で討論をいたします。

この2000年度の一般会計の中でも学童保育所の建設とか、また総合保健福祉センターの建設費などの計上など、町民にとっても大きな前進面がありました。また財政難の中、議長交際費、また町交際費等が大変に経費節減に努力されている姿も大いに評価するものでございますが、次の点で反対をしたいと思います。

政府は2000年度予算編成に当たって、穏やかな改善が続いているとの認識を提示しながら予算編成をしました。私たちは予算のときにも減収増益型の企業収益の増加であり、日本経済全体にとっては重大な悪影響を与えることを指摘してまいりました。そういう中で、指摘どおりに景気はますます悪化の一途をたどり、失業率も4.7%と最悪の数字を示しました。その後もさらに景気悪化の一途をたどり、失業率はいまや5%の大台に乗ってしまったことは、既に皆さんもご存じのとおりでございます。

ところで広陵町の2000年度施政方針なんですけれども、これは平岡町長の責任で行われたものでは全くありませんが、その2000年度の施政方針の中でも、政府言いなりの最悪の状況を脱し、穏やかな改善を続けていることを前提に、前年度比9.5%増の予算編成をしました。しかし広陵町でも地場産業の不振や、また大企業のリストラ等で厳しい状況のもと、町税による収入は法人税、固定資産税などの落ち込みで減収になっています。このように町民の生活が大変厳しくなっている中、広陵町では会計は違うわけなんですけれども、国保

税、水道料金の大幅値上げ、介護保険料の新たな負担増などでますます厳しく、町税の徴収率の落ち込みが顕著になっています。徴収率は町税ばかりでなく、国保税、上下水道料金、さらに給食費にまで及んでいるわけであります。いまだかつてない大変厳しい町民生活が浮き彫りになっております。

地方自治体の一番基本の責任は、町民の命と健康を守る第一線の防波堤になることだと思います。しかし広陵町では町村会を通じて交付税の増額など、多岐にわたって政府に要望されているものの、平岡町長はこの総務委員会の中の質疑の中で、町民には政府の施策の問題点などを明らかにせず、政府言いなりの施策を押しつけている、そういう状況でございます。町民に問題点を明らかにし、町民と力を合わせるこそが国を動かす大きな力になってまいります。

私たちは介護保険制度の導入に当たって、行政の真剣な、町行政ですね、町行政あるいは各全国的な地方自治体の行政の真剣な要望行動と住民の大きな運動の中で1号被保険者の保険料の半年間の減免、その後1年間の半額徴収等を実現させた貴重な経験を持っています。残念ながら総務委員会の質疑の中でも、町民とともに問題点を明らかにし、力を合わせて解決をしていくという姿勢を放棄し、引き続き政府言いなりの姿勢であることが明らかになり、反対の第1点といたします。

二つ目が消費税についてでございます。消費税は一見公平な税制のように見えますが、低所得者の方には耐えがたい大きな負担となっています。さらに今回の不景気の原因の一つが消費税の引き上げでした。これはいまでは明らかになっているところでございますが、この大変な不況を回復するためには、国内の消費を伸ばすことが必要です。そのためには消費税を減税することが一番効果的と言われております。経済専門家や、また財界でも定説になっているところでございます。しかし政府は財政再建の手っ取り早い方法として、消費税の大増税をしようとしております。参議院選挙が終わった直後の税制調査会の提言でも明らかになったわけでございますが、景気回復、不公平税制の是正のために、いまこそ理事者は町民と一緒に消費税の減税を政府に迫るべきでございます。残念ながら、この点についても政府言いなりの姿勢であり、反対の根拠といたします。

なお、質疑の中で共産党の消費税の運動に期待する旨の発言もあり、共産党は今後もこのような激励の声とともに、大いに消費税減税に奮闘する決意でございます。

三つ目が同和施策に対して437万5,557円の支出がございます。国政の段階では新地対財特法にのっかって、終了後5年間の残務処理期間として今年度中に完全に終えること

になっているわけですが、解放同盟言いなりの偏った同和施策は直ちにやめるべきでございます。また今度は人権教育の名のもとに、引き続き同和施策が強行されようとしております。これも国連憲章でいえば、国際的な共通認識の人権をゆがんだ形で押しつけるものであり認めることはできないこともつけ加えておきたいと思っております。

四つ目が清掃センターの問題でございます。予算の中では2,399万5,500円が執行されているわけですが、裁判は和解で決着はしたものの、移転問題、根本的な問題が全く解決されていない、硬直状態でございます。なぜこのような状況になったのかということを徹底的に問題点を分析し明らかにすることが今後の清掃センター問題解決に向けて大変重要なことでございます。しかし平岡町長は嫌なことは忘れて新しい前向きにやるんだということを繰り返し発言されているわけですが、やはりここに対する問題点、明らかにしながら、そしてそのためには何を解決すべきか、具体的に方策を提示して町民とともに解決に向けて取り組む姿勢が大変重要でございます。

そしてこの2000年度の予算のときに賛成討論があったわけなんですけれども、その賛成討論の中では、町民の一番の関心事はごみ問題であると考えております。予算の中でも新しい分別収集計画の策定や資源化工場建設に伴う調査委託料等が計上され、一刻も早く予算執行に努力していただき、町民が安心して暮らせるまちづくりに努めていただきたいということを賛成の大きな根拠となさっているわけですが、しかし予算執行されたものの、期待どおりの形で解決の方向に向かったわけでは一切ございません。こういうところでは大変この決算についての欠陥、執行についてですね、問題点があると言わざるを得ません。それも四つ目の反対原因として清掃センター問題を挙げておきたいと思っております。

最後に決算に反対しても仕方がないとよくほかの議員さんからも言われるわけなんですけれども、これは予算執行に対する政治責任の評価の問題等が大きく横たわっているわけでありまして、このような反対の問題点を謙虚に受け止めていただいて、来年度の予算に大いに反映していただくことを期待いたしまして討論を終わります。

**議 長** ほかに討論ありませんか。 はい、15番議員！

**15番議員** 反対者がございますので、私は賛成の立場から討論いたします。

平成12年度当初予算は議会に提案されて原案どおり可決となり、その後の補正予算についてもすべて可決されております。当初予算に松野議員は反対されたことと思っておりますが、議会の議決した予算を町が適正かつ効果的に執行されたかどうかが大変重要であります。反対の理由の中で四、五点お話をされましたが、私の考え方とは全く違うと思っております。ですか

ら本決算につきましても予算が適正、適法に執行されており、監査委員の意見も参考にした上で総合的に判断して適正な財政運営であったと考えます。よって本決算の認定については賛成すべきであります。

**議長** ほかにありませんか。 3番議員！

**3番議員** いま吉岡議員の方から補正予算とか効果的に執行されたかどうかということがやはり一番大事なことではないかというふうに言われたわけですがけれども、本当に予算の執行につきましてはそういうことだと思います。そしてそれが住民の方々に対する生活にどういう影響を与えてきたか、そして住民の方々のどういうふうに役に立ってきたかということをややはりみんなが真剣に考えていくべき問題だというふうに思います。

そして先ほど消費税の問題につきましても、国の方のことだから広陵町で論議をしても仕方がないんだというふうな言い方をされたわけですがけれども、そうではなくて、この消費税が値上げされたことによりまして、先ほど松野議員が言われた景気の問題とか、それからやはり一般の住民の生活にどういうふうに影響がされてきているのか、そして非常に景気が悪くなってきていることの原因の問題でございますので、この消費税の問題というのはこの広陵町の中でも非常に大きなウエートを占めるものだというふうに思います。

そして清掃センターの問題なんですけれども、今回の12年度でバグフィルターがつけられました。そしてこのバグフィルターはやっぱり7億円以上という形で執行されているわけですがけれども、それに対しましてのいろいろ住民の皆さんからバグフィルター、そういう大きなお金を使わなくてももっと効果的なダイオキシンの削減はできるではないかとか、いろいろと言われてきたわけですがけれども、それをやはり住民の声を無視した形で強硬にバグフィルターをつけられた、そして今回の裁判に対しまして非常に今回の裁判の弁護士の費用に対しまして非常に普通の、ほかの比べてみるのはあれなのかもしれませんが、3丁目が財政の中で、計画の中で出してきました弁護士の費用と比べましても非常に高額になると、そういう形では住民の皆さんの税金がきちんとした形で本当に効果的に使われたのかどうかというのは疑問と感ずるところでございます。

そして国に対してどのような姿勢を貫いていくのかということがやはり一番初めの景気の見通しなんかでもございますけれども、そういうやはり地方の交付税なんかは削減されていく中で、住民の皆さんの納められた税金をもっと効果的に使っていく方法というのをやはりもっと住民の皆さんと一緒に考えていく必要があるのではないかというふうに思いまして反対させていただきます。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切り採決します。

本案について反対者がいますので起立により採決いたします。

議案第55号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第55号は原案どおり認定されました。

次に議案第62号、平成12年度広陵町学校給食特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第62号は委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第62号は認定されました。

議 長 次に日程3番、議案第52号、53号、56号、57号、58号、60号及び63号を議題とします。

本案について厚生委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。 厚生委員長、山本登君！

**厚生委員長** 厚生委員会の審査結果報告をいたします。

本委員会は、先の本会議において付託されました7議案につきまして、20日委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず議案第52号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第53号、平成13年度広陵町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、介護サービスの利用を高めるための対策として介護メニューの拡充と施設の整備状況の見直しなどの考えを伺い、全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第56号、平成12年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につい

ては、不納欠損額の内容と決算額から見た来年度見込みの考えについて、現状維持であるが今後も税収の確保に一層努めていきたいことを伺いました。また国保税の滞納者状況と納税対策及び弱者に対する窓口負担の減免についての考えを伺いましたが、一部議員から窓口負担の厳しい実例を示し、国へ積極的に働きかける方向に向いていないと反対の意見があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第57号、平成12年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、老人医療適用が75歳以上に引き上げられた場合、町に対する影響と今後の方向性などを伺いましたが、一部議員から反対があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第58号、平成12年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入の調整交付金のばらつきについては、所得水準が若干高いためになったことを伺いました。滞納者に対する対策は、個々の実態を調査して実態に応じた対応をしていきたいことを伺いました。また介護サービス利用者に対して、事業者ごとのサービスの情報提供を詳細にする考えなどを伺いましたが、一部議員から保険料の見直しなど当面ないということの反対の意見があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に議案第60号、平成12年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定については、墓地の整備状況と今後の計画及び墓地清掃の内訳を伺いました。また施設整備については、全体計画を見ながら待合棟を検討したいことを伺い、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

最後に議案第63号、平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定については、介護認定者が再認定を受けたときの介護度のランクの変更について伺い、全員一致で原案どおり認定すべきものと決しました。

なお、本会議で保留のありました12年度中の介護認定審査回数は56回開催したことの説明を受けていることを申し添えます。

以上で簡単ではありますが、厚生委員会の審査結果報告といたします。

**議 長** ありがとうございます。ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第52号、平成13年度広陵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切り採決します。

議案第52号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第52号は原案どおり可決されました。

次に議案第53号、平成13年度広陵町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第53号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第53号は原案どおり可決されました。

次に議案第56号、平成12年度広陵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員!

3番議員 今回の国民健康保険の特別会計の決算に対する反対の立場で討論させていただきます。

今年度の国保の加入者ということで、増加に対しまして人口が1.3%増、世帯では2.3%増に対しまして、被保険者数の数は2.5%、また世帯数が3.9%というふうに大幅に増えております。そして退職者の被保険者の方は8.4%というふうに格段に増えているわけです。国の政策としてリストラを応援していく、また不良債権の早期処理を進めていくという中で倒産が増え、またリストラをされて職場を失った方々が広陵町でも大幅に増えて

きていることがわかります。また保険料の負担も年々増えておりまして、1984年には国庫の支出金が49.8%あったものが現在は38%しかありません。それに関連しまして、1984年に1人当たりの保険料が全国平均では3万7,710円だったものですが、広陵町では平成8年には6万6,736円、そして12年度決算では7万8,687円と倍以上の負担となっております。国の補助金の減額というのは、やはり被保険者の皆さんへの負担にそのままのしかかっているという実情がございます。

このような大変なお金を支払いながら、社会保険では行われている生活保障としての入院の際に支払われる6割給付という傷病手当、また出産の際の産前産後6週間の休業保障などが国保にはございません。加入者の皆さんの多くの方々からも切望されているところですが、町の方でも試算をしていただいておりますが、現実にはまだまだ前向きとは言いがたいのが実情でございます。また減免に対しても非常に切実なところでいろいろと声を聞いているところでございますけれども、町の方は町村議会の14年度の国への要望書では、その第17条で国庫負担の拡充などの財政措置等を要望しておられるという努力は評価するところなんですけれども、国保に加入しておられる方々に対しては、町が責任を持たなければならないというのは当然のことだと思うわけですが、こういう住民の声とか、また痛みに対しての国保の財政の中だけに財源を限定した中では実現することは非常に難しいというのは当たり前ではないかというふうに思います。国への要望がポーズだけにならないためにも、町内の国保の加入者に対する援助を拡充する必要があります。滞納者440名のうち207名、47%の方が80万円以下の階層に偏っていることから見ましても、生活をするぎりぎりのところでどうにもならなくなって滞納ということになっているという実情もございます。減免の制度の拡充をしていく必要があると思います。以上のような点での改善が見られないということで反対をさせていただきます。以上です。

**議長** ほかに討論ありませんか。 1番議員！

**1番議員** いまの反対討論を聞いていまして、もう少しピンと来ないなと思っています。特に共産党さんは、常に一般会計、国の方へというような目を向けよと、常にそのように言われるわけですが、こうした国民健康保険制度そのものをよく認識していただければなと思っているのであります。

それから傷病手当等も制度上はありますが、なかなか現況では難しいかなと私も思っています。そのかわりに町の制度として、やはり見舞金制度1万円、20日以上入院されたら1万円という支給をされておりますので、その辺で少しはフォローできているのかなと思うの

であります。

議案第56号についての賛成の立場で討論いたします。国民健康保険法は、国保事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することが目的であり、国保加入者の相互扶助で成り立っているものであると考えております。課税については4方式を採用しており、低所得者には所得に応じて6割と4割軽減の制度があり、生活保護家庭は生活保護法で必要な保護され、最低限度の生活を保障されております。窓口負担の一部減免ということですが、減免することにより財源の確保は被保険者がその財源を負担することになり、また一般会計から繰り入れすれば町民の大切な税金を使うということであり、他の保険との公平性も考えなければならないと思っております。

国保財政の運用及び医療の改正等について、引き続き国へ要望をしていただけると聞いておりますし、町民の健康と命を守るためあらゆる方法を模索し、予算編成され、適正に執行されたところであります。よって私は本決算の認定について賛成いたします。以上です。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** まず根本的に山田議員は国保制度を理解されていないと言わざるを得ません。国民皆保険制度といいますのは、いま政府の方は躍起になって相互扶助を浸透させようとしておりますが、法的にいいますと憲法にのっとって権利としての保障をするためのものであります。これは国保法にも明記されているところであります。ですからこの点について山田議員は十分に理解をすべきであります。

そういう点からいきましてですね、やはりこの国保加入者の皆さんの保険料あるいは3割負担、医療にかかったときの3割負担というのは大変に重いものがあります。十分に憲法に沿って保障されたと言える状況でない現実がいまさらに悪化している、これがいまの実態でございます。

それからですね、財源の確保という部分で、他の保険との公平と言われましたけれども、そうであればやはり自治体等も含めてですね、負担をもっと加入者のですね、負担を軽くしていく、国庫負担を引き上げて整合性をとっていかなければ、他の保険と比べて保険料の負担の割合は大変重くのしかかっているのが実態であります。ですからこの他保険との公平性につきましても、全く国保については大変厳しい状態であることも事実の数字として認識をしていただきたいというふうに思います。

それから2000年度の国保税なんですけれども、大変大幅に値上げをされました。そしておまけに介護保険の新たな上乘せということで、本当に深刻な負担増に陥り、またそうい

う経過の中で徴収率が落ちているのが実態であります。全国的に見ましたら、やっぱりこのような大変な状況をかんがみて、介護保険料の部分については、上乘せの部分について国保税を値下げして、全体として値上げをしないという措置をとった自治体も幾つかありますし、しかし広陵町ではそういう状況ではなく、さらなる国民健康保険税の上乗せということで大変広陵町民にとっては厳しい状況になったわけであります。

そういう中で、国の医療制度の改悪年々行われておりまして、本当に病院に行きにくくなったというのが実態です。件数的に見たら増えているというふうな報告もあるわけなんですけれども、1人当たりの受診日数あるいは1件当たりの受診日数で見ますと、年々年々減ってきている、その状態が続いているのが実態であります。ですからこのような医療制度の改善も切実な問題としてのしかかっているわけであります。医療についてのあり方の根本的な考え方が認識されていないのではないかと云わざるを得ないほどの状態であります。

そういう中で、町としては、いま本当に緊急の救済措置がですね、低所得者に対する緊急の救済措置はどうしても欠かせないものであります。この点について共産党は具体的にいろいろ窓口負担の軽減措置等々ですね、具体的に提案し議論をさせていただきましたが、そういう部分について前進点がなかったことも先ほどの片岡議員の指摘したとおりであります。そういう部分について、ほかの議員さんもですね、保険制度、国民皆保険制度なぜあるのか、こういう原点に立ち返って、この国保制度について、そして今回の決算について真剣に検討をしていただきたいことを加えて反対といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切ります。

本案については反対者がおりますので起立により採決いたします。

議案第56号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第56号は原案どおり認定されました。

次に議案第57号、平成12年度広陵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

**3番議員** 老人保健の決算に対しまして反対の立場から討論させていただきます。

この老人のお年寄りに対する保険の医療費の問題なんですけども、ことしの1月から窓口の負担が1割の定率負担になったばかりのお年寄りの負担を、また倍近い自己負担を2割にしていこうという試案が昨25日に厚生労働省から発表されたわけです。老人保健の対象年齢を現在の70歳から75歳に遅らせようというものをございまして、また自己負担の上限を廃止しようという内容ともなっています。高齢者の方は、よく金持ちだとか負担は公平にという言葉をよく耳に聞きますけれども、本当に多くのお年寄りがお金を持っている、本当にそういうことになっているのでしょうか。実際に貯金をしておられる多くの方々は、将来の不安に耐えかねて生活を切り詰めて貯金をしておられるわけです。その中でも3,000万以上の貯金がある60歳以上の世帯は8.4%にすぎません。200万円以下の方が33%、貯金なしの世帯は11.9%に上ることが国民生活基礎調査でも明らかにされています。そのお年寄りに一層の負担を強いる方策に対しまして、広陵町独自として病状の軽い段階で気軽に病院に行けるような方策を出していただきたい、病状が悪化してからですと医療費が本当に高額になる可能性が特に高齢者の場合には多くあると思います。国の基準だからどうにもできないということではなくて、国への予算要望も出されているわけですから、町の独自の方策を出していくのは当然のことだと思いますが、12年度の決算にはその方向すらも認められないことも大きな理由の一つとして反対させていただきます。

**議長** ほかに討論ありませんか。 はい、8番議員！

**8番議員** 議案第57号について賛成の立場で討論いたします。

老人医療の適用を75歳以上に引き上げる案は、国の改正案であり、制度の内容について現時点では不透明であります。いま取り上げて議論するのは時期尚早と考えます。具体化なって問題点が発生したら議会で議論をし、県、国へ要望していきたいと思えます。予算執行は適切に行われており、本決算については賛成いたします。

**議長** 5番議員！

**5番議員** 反対の立場で討論いたします。

いま国の改善が不透明であり時期尚早ということですがけれども、決まる前にやはり大きな声を上げていかなければならない、制度をどのように変わってどのように影響があるのかということは、いま判断をすべき時期であります。これは先ほども一般会計で言いましたように、介護保険制度が始まってから運動をしたり、また行政の方が国に真剣に要望したのでは



次に議案第58号、平成12年度広陵町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

3番議員！

**3番議員** それでは介護保険の特別会計に対しまして反対の立場で討論させていただきます。

12年度の決算では5,000万円が黒字となっています。当初の予算のときの説明では、12年度では1,700万円程度が黒字になるだろうという予算でございました。それが予定していたものよりもサービスの利用が伸びなかった、これはやはり特に低所得者の方が利用を控えられたという実情がございます。高所得者の方のみに対して半数にしかならなかったことは、多くの自治体が行った実態調査であらわれています。これは北海道の社保協の調査ですけれども、1カ月の平均の自己負担額が低所得者層が6,818円で導入前の1.9倍になったと、それに対しまして高所得者層では1万4,742円で1.3倍となって低所得者層の負担が一段と重くなっていることを示しています。また利用料の減免策のある市町村のところではサービスの支給限度額の49.3%までを利用したけれど、減免策のない自治体では39.3%にとどまっているという調査も出ております。このように低所得者の方々がお金のあるなしだけで必要な介護を受けられないような状態は早急に改善すべきでございます。全国で利用料の減免のある自治体が674自治体、保険料の減免のある自治体が328自治体は何らかの減免をしておられます。いまのホームヘルパーさんだけの減免ではなく、すべての介護サービス全般の減免や、また保険料の減免を要望されている皆さんにこたえられるものとは今回の12年度の決算ではなっていません。

また保健福祉事業費でやっている現在の事業は十分に一般会計でできる事業でございます。これは当初より共産党もこの教室の事業のために65歳以上の方の保険料を上乗せすることの不当性についての指摘をしまして、また住民の方々も署名運動などを請願を出されてきたところがございます。町長は見直しも言われているわけですが、2年後では遅過ぎますし、当初からの経緯も考えますと、12年度中でも十分に見直せたのではないかというふうに思います。そしてこれは前町長さんなんですけれども、今回の介護保険がずっとこれからも払えないという形が出てくるんじゃないかと、そしてそれが市町村が今回の10月から全面的に満額のお年寄りの方に対して実施されることに対しましてなんですけれども、そ

れが非常に介護保険がずっとことしも払えない、来年も払えないという、ずっと払えない人が広陵町だけの問題じゃなく、全体のそういう状況が出てきて、それが恐らく私は問題になっていくのではいだろうかというふうに考えておりますと、そのときには他市町村に後れなような措置を考えていかなければいけないと、このように思っておりますというふうにも明言されておりますので、今後のこともお願いをしたいと思います、今回のこの12年度の決算に対しましては、大変住民の方々が望んでおられる切実な点ばかりでございましたけれども、12年度の決算にはこの住民の皆さんの声にこたえられるものにはなっていなかったということで反対させていただきます。

**議長** ほかに討論ありませんか。 8番議員！

**8番議員** 議案第58号について賛成の立場で討論します。

介護保険制度が平成12年度にスタートし1年が経過し、その結果、いま問題とされております介護サービスの利用促進対策や施設整備などと順次改善をしていただけることと私は思います。予算執行も適切にされており、本決算の認定について賛成いたします。

**議長** ほかに討論。 5番議員！

**5番議員** 今回新たに介護保険サービスが平成12年度からされたわけなんですけれども、この介護保険の目的は在宅サービスへの切り替えが大きな柱の一つだったわけなんですけれども、それが結果的には、ますます施設サービスに依存する方向が強まっている、当初の目的どおりに運用されていないというふうに思います。これは制度的な中身の問題が大いにあるわけです。大きなのは、やはり負担の問題です。施設に入った方が割安にサービスを受けることができるという点、また在宅サービスのメニューの少なさや、また大変不足だと、その枠内でサービス受けるには大変不足しているという状況の中で、このような当初の予想に反するような傾向になってきたというふうに思います。そういう点については大いに改善する必要があることを一つ指摘をしておきたいと思います。

それから介護保険では、保険料を払えない方がペナルティを科せられると、平成12年度では全額半年間は徴収しなかったし、またその後半年間は2分の1ということで、軽減措置あったわけですが、やはりその払えない方に対してのペナルティは何としてもやめていただかなければならないと思います。現在のところ広陵町ではされておりませんが、そういう点についてもきちっとした形で対応すべきであることも指摘をしておきたいと思います。

それから保健福祉事業なんですけれども、やっておられる介護教室だとか、またケアマネさんで特別な方に対する対応、また町内のケアマネさんとか施設に対する講習会など、これ

は大変すばらしいことだというふうに思いますけれども、やはりこれをなぜ介護保険の保険料に上乘せをしてやらなければいけないのか、いまでさえ、ただでさえ負担が厳しい中で、さらに広陵町独自でこのような負担増を押しつけていくやり方については、これは当初から反対をしているところでもあります。またこの予算につきましては、経過といたしまして、3月の予算議会に出されたときの内訳ですね、予算の内訳が途中で訂正されたと、それも議会にかけずに全協で訂正されたという経過がございます。そういう点についても、やはりこの保健福祉事業については大変理事者の方も理解しない中で強引に遂行してきているというふうにおぼざるを得ません。この点については、直ちに改善していただくことを重ねて強く要望して反対をいたします。

議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論はこれにて打ち切ります。

本案については反対者がありますので起立により採決いたします。

議案第58号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第58号は原案どおり認定されました。

次に議案第60号、平成12年度広陵町墓地事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第60号は委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第60号は認定されました。

次に議案第63号、平成12年度新庄町・當麻町・広陵町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第63号は委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第63号は認定されました。

しばらく休憩いたします。

(A.M. 11:59 休憩)

(P.M. 1:34 再開)

議長 休憩を解き再開いたします。

議長 次に日程4番、議案第54号、59号、61号、64号及び65号を議題とします。

本案について産業建設委員長より委員会の審査の結果について報告願うことにします。

産業建設委員長、・谷君！

産業建設委員長 それでは、本委員会は、先の本会議において付託されました5議案について、9月19日委員会を開き慎重に審査いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず議案第54号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第59号、平成12年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、町内土木業者の指名ランクは、年間の発注金額などを考慮し指名審査会で慎重に選定していること、またその年度の事業の見通しは4月1日付で年間分を公表していることなどを伺いました。その他本町の入札実績は、請負率から判断すると奈良県内でも競争性の高い入札実績となっており、町内土木業者の体質強化にも力を入れていることを伺いましたが、入札方法や消費税に反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決しました。

なお、本会議で保留されました町内土木業者のランクづけの実態については、Aランク12社、Bランク8社、Cランク6社との説明を受けており、また資料の平成12年度下水道事業成果報告書の「随」との表記は随意契約との誤解を受けるもので、次回から表現方法を見直すとの説明を受けていることを申し添えます。

次に議案第61号、平成12年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、何ら異議なく全員一致で認定すべきものと決しました。

次に議案第64号、平成12年度広陵町水道事業会計決算の認定については、自己水と県水との比率の考え方については、水道水の安定供給が最も大事なことであること、また有収率向上については、今後もできる限りの方法で努力することを伺いましたが、入札方法や消費税に反対との意見があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

最後に議案第65号、三宅町の公の施設の設置に関する協議については、何ら異議なく全員一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上甚だ簡単ではありますが、産業建設委員会の審査の結果を報告といたします。どうぞよろしゅうに。

**議長** ありがとうございます。ただいまの委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず議案第54号、平成13年度広陵町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

（なしの声あり）

**議長** 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第54号は委員長の報告どおり原案を可決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

**議長** ご異議なしと認めます。よって議案第54号は原案どおり可決されました。

次に議案第59号、平成12年度広陵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

**議長** 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

4番議員！

**4番議員** それでは下水道特別会計についての反対討論をさせていただきたいと思います。

入札制度の改善については、共産党がたびたびこの本会議や委員会等でですね、正しくことを強く求めてまいりました。そしてそれは広陵町では独自に不正腐敗の温床となっていた経緯があったからであります。その認識のもとに、職員を含め非常に改善の意欲は見ら

れてきたところですが、結局実態に即した把握の問題、それは各業者の実態や、また町自身が把握しなければならない問題などについて後ろ向きの姿勢であってはならないと思います。そういう点で今回委員会などにおいて、この入札制度についての問題点などを指摘してきました。

一つは、入札の根本的に、いわゆる公共工事とそれ以外のいわゆる町中で行われてる工事との格差の問題であります。これは当然市場での工事が本来公共工事においても及ばさなければならぬものだと思います。残念ながらアメリカなどでも以前から日本の公共工事は3割ほど高いというような指摘もされてきたものであります。そういう改善の問題については、広陵町単独ではなかなか難しい問題ですが、現実の入札にかかわっての適正な競争が行われてるかどうかは、広陵町が少し角度を返れば把握できる問題であります。

今回の入札をすべて調べてみたところですね、いわゆる土木については99%の、いわゆる予定価格の事前公表を基準に見てみる場合に99%という高い率で落札しているわけがあります。これをどう見るのかという点を質問いたしました。そしてその場合に事務当局は郡山市の、奈良新聞に出た郡山市の例を出し、落札率で見た場合に広陵町は高くない、このような答弁であります。そして郡山では新聞紙上に出たという結果を見て、いわゆる設計価格から落札を見た場合に92から93%だ、こういう説明であったわけですが、以前私は前町長がいわゆるその落札の予定価格を操作し、90%になるような数字をはじき出しました。そしてこれがいわゆる仕事を多く出せる一つの方法だ、こういう説明であったわけがあります。そしてまた北葛の近隣調べてみた場合でも、當麻やその他では95%だが、広陵町は90%近くに引き下げた、こういうような説明がなされました。ところがこれは現実に広陵町自身がその予定価格を操作して落札を誘導してきたことを物語っているものであり、逆にいえば広陵町自身が操作することは十分可能だということでもあります。それは予定価格を上げる下げるによってこの設計価格からの差が生まれます。こういうような状態は、一つはあろうと思います。しかし問題は入札を指名した指名間の指名された業者間の競争であります。この競争を適正に行っていくことが求められているものであり、それが談合の疑いがあるということであれば、その談合はすべてに及ぶ危険を持っています。それは広陵町全体の工事のいわゆるすべてを業者が逆に仕切ってく、こんな危険すら生まれるわけがあります。だからこそ談合の問題は非常に難しい側面を持っていますけれども、自由な方法をより選ぶ必要がある、本会議でもそのために、たとえば現在ではA、B、Cのランクをもって分けているわけですが、

現在Aランクの人たちについては、5,000万以上についてはAランクしかできない、しかし2,000万以上、Bランクの基準にはAランクが入れられるようになってくれば、一度すべてを選んでですね、その後抽せんで、落札日に抽せんで選んでみる、こんな方法もどうかということを行ったわけですが、それは適正でないという答弁であります。私たちもそれがすべて適正だとは思っていません。しかし談合の疑いがあるかどうか、そして私たちは談合の疑いがあるというように見えています。そしてこれは客観的な数字を見れば事実としてわかるはずですが、にもかかわらず、談合の疑いがないという認識は間違っているだろうと思います。そしてこのような談合の疑いが他のすべてに及んだ場合、結局は業者間で一つ一つの工事を取りやすくさせる、こんな仕事が可能になるわけであります。こういうことは決して町民にとってプラスになる数字ではありません。

ちなみに今回の12年度のいわゆる土木請負関係で見ますと、一番目に多く取っているのが、全部で入札回数が10回あったわけですが、そのうち野村建設は7回取っています。そして落札合計は1億1,900万に上がります。比率でいうと15%強、これがまず第1番目です。2番目は梅本建設、これは8,751万の金額を取っています。3番目は北野組が7,651万であります。4番目が青木建設が6,321万であります。5番目に出井組、6番目に大和興業などがこの中に含まれているわけであります。そしてまたその隔たりの問題についてですね、たとえば6番目の大和興業を見える場合に、なぜこれだけの金額を取れるのかという点については、12年度については地域を考慮した、12年度は地域性を指名のときに考慮した、そういう点で多く増えているというように答弁がありました。13年度はこの地域性を考慮しないということでありました。13年度の結果がどのような形で出るのか不明ですが、こういうものが全体として広陵町の土木請負を談合の疑いの中で進めていくということであれば大変な事態を生じさせます。

ところが一方では奇怪な問題もあります。下位のところでは競争が、非常に厳しい競争結果が生まれていました。落札が60%あるいはそれ前後で予定価格よりも競争が働いた結果として出ているものもあります。こういうときに果たして適正な競争が行われたかどうかということも町は見なければならぬと思います。この事態に、すべてを見るのは26業者の業界の流れについても的確に判断しなければならぬと思います。こういうふうなものを果たして指名選定委員会の中で議論をしているのかどうか、こういうことも問題であります。

私たちが、日本共産党が指名選定委員会の議事録をとっておく、そしてその選定基準については、いわゆる今回は公表をするものになっているわけですから、その議論のすべてを明

らかにさせていく、それについてもいまだ回答を得ていないわけであります。こういう点についても役場内部の中での改善しなければならない問題というのはあろうと思います。こういうことが言われると思います。そういう点で入札の努力はされているけれども、実際に広陵町の町内の業者の実態を把握した上での適正な競争が行われるかどうかの手だてをとろうという意味は今のところないと断言せざるを得ません。そういう点では、まず第一にこの建設請負の入札の制度の改善は進んだが、魂が入っていないということに対して反対をするものであります。

またもう一つは、下水道についてはもちろんこの12年度決算では値上げが働いております。水道も一緒ですけれども、この値上げについての問題は深刻な影響を与えました。それについては12年度の予算のときにもその数字、具体的な内容を挙げて反対したものであります。

三つ目には、消費税の問題であります。これについても再三消費税は条例によってその上乘せをしております。そういう点では賛成しかねるものであります。

給食の場合は条例で取っておりませんので、私たち消費税の負担分は払っております。ということで反対したいと思います。以上です。

**議 長** ほかに。 はい、7番議員！

**7番議員** 議案第59号に対しまして反対者がありますので、私は賛成の立場で討論いたします。

いま現在、寺前議員が賛成に近いような反対というふうな私は受け止め方をいたしました。それについては、同じような内容も含まれてますけれども、町の理事者の方はかなり努力をされておるわけで、平成12年度については寺前議員も言われたように地域性を考慮した中での入札結果であったと、平成13年度におきましてはそういう地域性考慮なしにランクをもとに指名入札を行うということを伺っております。ただ入札の方法につきましては、改善と申しますか、徐々に、改善というよりもこれはなかなか難しい問題で、談合が疑いがあるというのは、疑いがあるって初めて疑うと、疑いがあるというふうなことで、いまだかつてそういう情報もないし、それはないというふうに私は確信しておるわけでございます。（4番議員「聞いているやろ、談合の疑惑。」）聞いてない。そういうことは全く聞いておりません。何か反対理由を無理無理見つけているような反対討論でありました。

その中でいつも共産党が反対する一つ目は消費税ということで掲げておりますけれども、その消費税に対しても国の制度であり、いまだ広陵町だけが反対するということも不可能にな

ってきております。以上の点で議案第59号につきましては賛成いたします。

**議長** 5番議員！

**5番議員** まず入札の疑いがあるとかないとかよくわかりません発言でしたけども、私が前の議会のときにですね、指摘させていただきましたように、全体的な中で見まして入札落札率が予定価格の95%以上が8割を超えていたと、こういう実績があるんですね。共産党、国の方の工事の入札についてもいろいろ国会の中でも議論しているわけなんですけれども、95%以上の入札については、やはり政府の方もですね、疑いがあるということで調査するという答弁をしているんです。ですから当然ですね、こんなに予定価格に接近した落札については疑いを持つのが当たり前の感覚であります。こういう点では皆さん、理事者の方は真剣に受け止めていただいて、もっと業者の方の指導を強めていただくのは当然の仕事であります。そしてそういうことをすることによって落札率を適正な競争のもとで低く抑えることによって大変多額の税金のむだ遣いを省くことができます。ですから本当にこれは今後財政難の中、重要な課題であることも認識をしていただきたいと思います。

それから消費税についてはいまなかったんですけども、やはりヨーロッパあるいはイギリスの例を総務委員会るとき出してたんですけども、やはり生活必需品について半分以上のものについては消費税がかけられていないという部分で、弱者救済が成立しているというふうに考えておりますし、このような抜き差しならない下水道料金についても消費税を課するという事は、やはり大変大きな問題だというふうに思います。

そういう点で一貫して共産党は消費税を下水道料金に上乘せすることについては反対をしております。さらにそういう中で値上げをして、これもまた負担増の中で徴収率も落ちていくという、こういう悪循環を繰り返していく状況がいま生まれつつあるということについては、やはり公共料金のあり方を抜本的に見直す、考え方を見直さなければいけない時期にあるのではなかろうかという点も指摘をしておきたいと思います。

あとですね、経審、入札の場合の業者のランクなんですけど、決めるときの経審の基準が大変不明確になっている状況がありまして、そこも入札、ちょっと話が前後しますが、入札制度の改善の中では欠かせない問題であります。ですからこの経審の基準についても明らかにしていただいてですね、本当に住民の方が適正なランクづけをされていると納得できるような資料も提示していただきたいと思います。以上です。

**議長** ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切ります。

本案については反対者がいますので起立により採決いたします。

議案第59号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第59号は原案どおり認定されました。

次に議案第61号、平成12年度広陵町用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第61号は委員長の報告どおり認定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第61号は認定されました。

次に議案第64号、平成12年度広陵町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論はありませんか。

4番議員！

4番議員 水道会計について反対をしたいと思います。

一つは、この審議の中で明らかになってきた点、今後の懸念材料として指摘しておきたいと思います。まず町長のいわゆる水道管理者の考え方の問題であります。この水道会計の議論の中で、いわゆる自己水の比率をどうするのかという議論をされました。そして今回のいわゆる夏の渇水時にも自己水があったために一定安心した取り組みができた、水道局長の答弁がありました。そして事実、これは今後も自己水を3割程度は確保するという方向で努力したいという現実の問題としての討論があったわけであります。なお、そこに加えて町長は、大滝ダムの15年完成時にまつわって、広陵町でこの県水の利用の問題をどのように考えているのかという点でいえば、町長は安定で良質の水が確保されるかどうかということであり、いわゆる県下まちまちの水道事情ではだめなので、一定一律の方向が望ましい、いわゆる県

水を確保していくことが方向性としては望ましいんだ、こういう見解を述べられています。しかしここには、広陵町の場合は県水がいわゆる服部町長がいままで努力をし、自己水確保をした中で十数年間値上げをしなくとも済んだという財産がありました。そしてこの財産の方向性を林田町長はつぶしていきました。そしてその中で水道料金の値上げが大きな議論になったわけであります。この水道料金、一度は全員協議会に三十数%で提案されました。しかし水道懇談会等での議論を踏まえて、これはあまりにも高過ぎる、町民に負担を強いるものだということで、いわゆる24%まで下げたものが提案されたわけであります。こういう経過は、事実町民への大きな負担というのは経済的にも政治的にも住民の生活を圧迫するものだという判断が働いているからであります。県水を現在の料金のまま受け入れるということになれば、一層の値上げが余儀なくされます。この問題についての真剣な議論、そしてそれを回避するための議論がどうしても不可欠であります。このような問題について町民負担をなくしていくために県に対して、大滝ダム供用開始に見合っただけからこの町民への負担増を反対する、この立場を明確にしながら、よりよい水を、安定的な水を確保していくことは必要だと思います。こういうような立場から、これ以上の水道の値上げは町民こぞって賛成しかねる問題であります。値下げこそどのような努力していくのかという考えを新町長は真剣に考え、その案をまとめていく必要があるというように私たちは考えます。

またこの水道事業の中であって、入札においては土木よりも若干落札率は下がっております。この原因はどこにあるかわからないですけれども、しかしなお談合の疑いは同じようにあります。先ほど吉田議員は談合は聞いていないしないうようにおっしゃいましたが、ほとんどが99.4、99.9、99.数%などの数字で予定価格の公表を待ってもなおそのような数字で落札しているというのは、だれが見ても客観的に談合の疑いがあるというように思わざるを得ません。そしてこれは業者を擁護するという立場をとるのか、それとも適正な価格によって町民の負担を少なくしていくという立場をとるのかによって大きくこの見方は分かります。ですから町役場においても、本当に99.4、99.8、このような落札率が80%以上続いている状態をどう見るのかは、町民の立場から見る必要があります。そういう見方をしないで、結局は談合が実態としてわからないのだから談合がないという解釈しか仕方がないんだと、こういう見方は議会がその議案を一つ一つ審議し、そしてそれぞれが本当に客観的にその議員の信念、そしてまた町民から信託を受けた審議権の客観的な信頼性などを損ないかねない重大な問題だと思います。そういう点でこのような数字が出ている状況の中では談合の疑いがあるという立場から、その改善策に取り組む必要があろう

と思います。そういう点でこの中身についても同様に、猛省、猛烈な反省を行ってもらって、その入札制度の一層の改善に取り組んでいただきたいと思います。

なお、この間の審議の中で業者に対しても本当に内部努力をし、今後の競争の激化にこたえるためにも、いまからその準備を整えなければならない、そのことを強く町も業者も一体となって広陵町内の業者育成のためにもそれが欠かせないという意見なども産業建設委員会でありました。こういうこともつけ加えて、町内業者育成というのは本当に私たち自身も望む問題であります。そしてこのことが本当に将来的にも広陵町の業者が他の市町村の業者と太刀打ちするとき、立派に打ち勝って広陵町の業者が育成され発展していただく、このような施策を念頭に置いた上での一つ一つの議論であろうというように思いますので、そのことはつけ加えておきたいと思います。

それからこの水道会計は12年度に値上げされております。そしてまたその値上げの反対理由やその他についても予算審議を通じて明らかにしてきたことでもありますので、その点についても反対の理由に加えておきたいと思います。

それからこれも消費税を条例によって取っている、町民負担を強いているということからいっても、その問題も指摘しておきたいと思います。

それから水道は生活の衣食住のかなめであります。こういう水道の理念は、当初からいっても税によって賄ってきた問題であります。しかし水道が簡易水道から、いわゆる上水道に転換する過程の中において、一部の方々にだけ供給されていた時期は受益者負担としてその負担を取る経過がありました。現在のように100%近い方々が水道を利用している状況からいえば、本来の受益者負担という行政の言葉からいうこの受益者負担は取れるものではありません。それをなお独立採算制と称して一般会計から繰り入れをするという立場を広陵町は、全国的には取っていないところはたくさんあります、広陵町は取っているという点では、衣食住の基本的な施策、地方自治体の役割としての認識が私は不足していると思います。なお努力しながら値上げをさせないために一層町が頑張ってくださいることが多々あると思いますので、その点についても強く要望をしておきたいと思います。以上です。

**議 長** ほかに討論ありませんか。 はい、13番議員！

**13番議員** 反対者がいますので賛成の立場で討論させていただきます。

水道会計の決算をいろいろ見せていただきまして、大体予算の段階で大体8,000万余り、8,200万余りですか、これが赤字になるだろうと、3条予算の方が赤字になるという予算でございまして、それが3,600万の赤字でおさまっていると、その中身を見ます

と委託料の4,000万が執行されなかった、費用の方で。それを差し引きしますと、大体よう似た予算に、よう似た赤字になっておるといところでございます。その中身いろいろ見ますと、やはり県水の方からの受水費ですか、それが非常に高くついておると。しかしほかの費用につきましては、非常に努力していただいて、そしてコストダウンを図っていただいておりますといところで、この決算につきましては予定どおりやっていただいておりますといふふうに思うわけでございます。

それと消費税について寺前議員の方が非常に反対されておるわけでございます。ご承知のとおり寺前議員も国法であると、消費税法は国法であるということをご承知のとおりでございます。先ほど申されましたように、それを条例にして取っているところは問題なんだというような議論でございます。学校給食は条例じゃない、条例化してるんじゃないと、当然消費者として払うべきものを払っているから、これは反対にならないんだと、非常にちょっと僕らには解釈のしにくいところでございます。下水道料金あるいは上水道料金につきましては、これは国法に基づいた税を徴収しようとするれば、当然条例化しないとその税を徴収できないということで、当然しなくてはならぬからやっておると。たとえばこれはそしたら学校給食でもそういう条例化しなきゃ取れないんだったら反対するんかと、非常に僕は理解に苦しむところでございます。(4番議員「取ってないよ。」)取ってないといったら払ってるんやからね。だからそういう税制度全体の問題でございます。何かよその国へ行けば、これは食品とかそういうものにとってない国はございます。ただ消費税が20%、15%、20%という国もあるわけでございまして、各国税法はさまざまでございます。どの税法が一番いいのか、これはそれぞれの議論で、国会の方で議論していただいて、そしてやっていくということじゃなかろうかと思えます。食品に税金をかけないでほかのものでその税率を上げていくのがいいのか、それはまた別の議論だと私は思うわけです。水道会計の決算についての議論では、全く僕がかみ合わない議論じゃなかろうかと、このように思います。

先ほど申しましたように、この決算は私は何ら問題ないということで賛成いたします。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** 反対の立場で討論をいたします。

まず最初に寺前議員も言っていました、水道の公共性の問題なんですけれども、これはですね、たとえばなぜ下水道はですね、一般会計から繰り入れてですね、そして建設費や設備費をですね、負担しているのかという部分と、水道会計の企業会計としてのやり方と大変矛盾する部分なんです。これは両方とも公共的な部分の大変強い、だから下水道公共事業でし

ているのに水道だけ企業会計という形でなぜ精算しなければいけないかという矛盾はますます拡大しているというふうに思います。

それから企業会計にたとえですね、位置づけられたとしてもですね、この公営企業法の3条の経営の基本原則では、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないということを明記しております。ですからこの水道、地方公営企業法にのっとなってなされている本来の目的は、やはり公共の福祉の増進が第一義的に重視されているわけなんです。だからここを踏まえていけばですね、一般会計から繰り入れていくのは、理論的に当然の話になってくるわけですから、今後ですね、一層ですね、公共の福祉の増進のため、そしていま水道料金の値上げ、不景気の中でですね、水道料金すら払えない方が年々増えてきている、ことしはかなり増えたと思います、増えております。ですからそういう命の水を絶つようなことは絶対できませんので、そういう点でいえば今後ですね、一般会計からの繰り入れを一層補強していただきたい、この問題点を一つ再度指摘をしておきたいと思います。

それから県水の受水費が高いので、大変水道料金は高くなってる、これ奈良県の県水受けている自治体共通する大変重大な問題であります。これは県の方がダム工事の開発の中でですね、このような県水、非常に高い負担を強いているのが現状であります。これは自治体としましても、また議会としてもやはり県水の単価の抑制を一緒になって取り組んでいく課題であるというふうに認識をしております。ほかの議員さんも、この広陵町では以前の県水値上げのときには値上げしないでほしいという意見書を可決いたしましたけれども、再度この深刻な状況の中でですね、また一層ほかの議員さんも認識していただき、力を合わせていただきたいと思いますというふうにお問い合わせをしておきたいと思います。

それから評価すべき点としては、有収率が1%上がって努力していただいているという点は大いに評価しますが、さらにですね、1%でもまだまだ努力する余地がありますので、今後とも有収率を向上させていただいて、むだのない形でですね、料金に反映しない形で努力をしていただきたい点も指摘をしておきたいと思います。

また消費税が条例にあるからいけないというふうに言われたんですけども、やはり条例できっちりと100%消費税は徴収しているわけなんです。学校給食はですね、それとちょっと混同されると大変ややこしい話になります。学校給食、別にそれで5%払ったらもう大変ややこしい、計算もややこしくなるし、私たちだって普段の買物のときには法律ののっとなって消費税を常に支払いをしております。しかしこの会計の中でね、たとえば国保、また

学校給食の中で物を買って、言うたら赤字になったときもいろいろな形でですね、やりくりをしながらその範囲内で抑えていくということが大変努力していただいているんですが、それは消費税分も含んだ形での努力がなされているんですね、全体として。だからその辺のところはやはり明確に分けてしまいますと、条例でさらに上乗せして取るということになりますと、この点はどうしても100%負担していくということで、大変に負担が上乗せになってくる、水道料金枠外として上乗せになってくるという点をご理解をしていただきたいというふうに思います。

それから消費税の、先ほど例に出しましてですね、そしたら高い国もあるじゃないかと言われました。たとえばイギリスでは17%です、消費税は、大変高いです。しかしトータルとしたら日本と税収の比率は変わらない状況だそうです。そして大変割安感があるのは、やはり物価が大変安いので、大変消費税が17%でも暮らしやすいというのがまた大きな要素になっているようです。それと先ほど言いましたように、必需品からは取らないということは、弱者を救済することができるんですね。ですからいろんな商品選択するときに、消費税のかかってない品物を選択したらいいわけですし、生活必需品についてはかからないのが原則になっておりますので、だから質素な生活をしていけば消費税を負担する必要は本当に少なくなるという形ですね、いろいろな制度それぞれ各国にあるわけなんですけれども、しかし日本の場合の消費税のかけ方は、弱者救済一切していない、大変に不公正な税制であります。そこが根本的に大きな問題である、この点も含めまして消費税の減税と、とりあえず食料品非課税等を提案しているところです。以上、反対の理由を指摘させていただきました。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論はこれにて打ち切ります。

本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。

議案第64号を原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 起立多数であります。よって議案第64号は原案どおり認定されました。

次に議案第65号、三宅町の公の施設の設置に関する協議についてを議題とします。

ただいまの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第65号は委員長の報告どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって議案第65号は可決されました。

議長 次に日程5番、議員提出議案第10号、医療費改悪を許さない意見書については、片岡君から提出され所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

意見書の朗読をさせます。 局長！

局長 朗読。

議長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 片岡君！

3番議員 それでは医療費の改悪を許さない意見書について説明をさせていただきます。

医療費の改悪を許さない意見書ということでさせていただいてるわけですが、小泉内閣の構造改革の一環として厚生労働省が8月31日、また9月5日と相次いで医療費の改悪の骨格が発表されました。それにまた続けて一昨日、25日に保険料の引き上げですね、健康保険の本人が3割、それから70歳から74歳までは段階を追って2割にしていこうという具体的な案が出てきたわけでございます。そして非常にこの中でいま現在2割となっておりますけれども、最終的には全員やっぱり3割というふうなことが出されております。順次改悪の方向が打ち出されているものというふうに考えております。

またことしの1月からは老人医療費の値上げがされまして、高齢者の方々の患者の方が4割も減ったと、これは歯医者さんなんですけれども、そういうことが実例が出てきたりとかいう形でやっぱりお年寄りがお医者さんになかなかお金を持たないと行けない、またいままですと定額だったわけですが、幾ら要るのかわからないという不安な状態の中で医者にかかりにくいというのが実情として出てきているところでございます。高齢者の方が本当に必要な医療を気軽に受けることができるように、やはり町の方としてもやっていかなきゃならないことですが、今回は国に対しまして、いまこの医療費の改悪を許さないということで議会としてはやっていただきたいというふうに思っております。

そしていろんな実情につきましては、ここに書かせていただいておりますので、ちょっと読み上げさせていただきますけれども、高齢者の方が必要な医療を受けることができずに20日間の薬を1カ月も延ばして飲む、またはぎりぎりの努力をそういう形でやっておられます。この高齢者に対しまして、さらなる負担を押しつけるということは、お金のないお年寄りは

死ねというに等しい行為だということでございます。憲法25条では社会保障への国の責任をうたっておりますけれども、このたびの改悪はこの国の責任をないがしろにするものです。また政府は高齢者の自己負担を増やすことで医療費を押さえつけようとしておりますけれども、これが受診抑制、それに対しまして早期発見、早期治療を困難にさせて、かえって医療費を増大させる、そういう悪循環に陥るということでございます。また健康保険の本人負担を、先ほど言いましたように具体的に3割ということに引き上げようというのが出てきてるわけですが、この改悪につきましては1977年の9月以降の最悪の改悪ともなっておりまして、消費増税などともあわせて景気を冷え込ませ、現在の不況をつくった原因ともなっております。さらなる厳しい不況の中、また大変なリストラの中、サラリーマンの生活、また基本的な健康な生活を営もうとすることを大変脅かすものだということで、政府に下記のことを強く要望いたします。

老人医療の対象年齢の75歳までの引き上げをやめること。そして健康保険本人の3割負担への引き上げをやめること、医療制度改悪の計画を即時中止するよう強く要望します。以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。以上です。

**議長** これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。 はい、12番議員！

**12番議員** 一つ、ちょっとこの内容についてお聞きしたいことがございます。

まずこの文書、いま非常にもめてる文書でございますが、この一つ文書はですね、これ公文書としまして、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出する文書でありますからね、ここの表現はこのように変えたらいいと私は考えております。ちょっと聞いてほしいのは中ごろ、この高齢者にさらなる負担を押しつけることは、お金のないお年寄りに死ねというに等しい行為ですと、このここのですね、文学的な言い方やとお金ないお年寄りは死ねというに等しい行為と、これはいいんですけどね、ここは公文書として出ていく言葉ですからね、実際この対象者になったらどういうふうを感じるかということも考えなあかんで、この高齢者にさらなる負担を押しつけることは大きな問題がありますとか、やっぱり公文書的なすな、言い回しにされた方がよろしいと思いますが、その辺の検討ですな、どうでしょうか、そういうふうにされたらいいと私は思いますよ。これはあくまでも役所言葉でですね、届け出るというもので役所へ出す、これ役所言葉というんですかな、役所の文書によって表現されるべきものであると、私はそう考えます。これはどうでしょうか、その辺の考え。

**議長** ただいまの質疑に対し提案者より説明をお願いいたします。 片岡君！

**3番議員** 別に役所の文書にこだわる必要はないというふうには思うんですけども、ただ坂

口議員の方でこれに対しましてきつと修正案を出していただいて、それで賛成していただけるということでございましたら修正に討論にさせていただきたいと思います。

議長 13番議員！

13番議員 医療費の改悪を許さない意見書ということで、先ほども申しましたように、改悪であるのか改善であるのかというのは、その人の受け取り方で非常に違うわけでございます。そういうことで、ひとつお聞きいたしたいんですけども、非常に文書の中身でですね、ある医療機関では高齢者の患者数が4割も減っていると、その4割も減りゃ半分も3割しか行かないところも出てくる、それはその人の技術もありゃ、いろんな問題がありますから、当然そういうことは片岡さんどういってところでそうなっているのか、その点をお聞かせ願いたい。

その次にですね、20日間の薬を1カ月にして飲んでると、そんな薬飲まんでもいい薬と違うんかいな。毎日飲まないかん薬なら絶対飲まん、それは20日間の薬を1カ月に延ばして飲むというふうなことしたら死んでしまう場合もありますよ、その人、薬によってはね。それならね、そんなんでまたそれは大変な問題になります。あんに聞いてんの違うからね。だからどういう薬か、この薬はどういう薬なのかというようなことをお聞かせ願いたい。

その次にね、お金のないお年寄り死ねというに等しい行為ですと、いま日本にはね、それは生活保護もあるし、お金なかったって財産のある人もいるし、それはその人には収入ないけども、扶養者に収入のある方もいるし、これはそれぞれだと思ふんです。だから本当にね、こういう人がいるのかいないのか、死ねいうに等しいと、本当にそんな人がいたらね、これは生活保護も受けさせなきゃだめなんです。日本の最低の生活保障は憲法もやってるんですからね、それをここでごく簡単に死ねいうのに等しいですって書いて、こんな文書を国へ送るといのはね、非常に考えにくいんで、ちょっとその辺どうい。わいに聞いてへんがな、おれは提案者に聞いてんねやな、おまえ黙っとけ。だからそれはその人の考え方で、そういう人も人口のたくさんいるところですからそういうこともあると思います。しっかり聞いとかなん答弁してもらわんなんねで、しゃべるな、知らんで。お金のないお年寄りは死ねというのはどういう状況のことを言うてんのかということをお聞かせしてもらいたい。

それとその次にね、健康保険の本人負担が3割に引き上げられると、これは我々みんな3割なんです、国保の場合はね。社会保険の場合は2割ですか、だから我々から言うたら非常に不公平感であったと、国民健康保険で受診しているものは全員3割なんです。だからそれを同じ土俵にしようということ。我々も2割にしてもらうんならそれでいいわけです。だけ

どその辺の見解ですね、みんな同じ土俵にしようという僕は考えだと思っただけですけども、それは間違ってるのかどうか、その見解をお聞かせ願いたい。以上です。

**議長** ただいまの質疑に対し説明をお願いします。 片岡君！

**3番議員** それではいまの山本議員の質問に答えさせていただきたいと思います。

まず1点、高齢者の方の患者数が4割も減っているというところですけども、これはことし1月からお年寄りの医療費の改悪がされて、それで特に歯医者さんですね、歯医者さんがやはりすぐにどうこうという、少々の食べるのは具合が悪くても何とか我慢ができるというところから、やはり歯医者さんに対しての受診が非常に減ったということです。それはいままでと比べてということですので、ただ単に技術的な問題とかいうことでしたらもともとがお客さんが少ないという意味でございますので、そこは減っているということで理解していただきたいというふうに思います。

それと薬の内容のところでございますけども、私の知っておりますのは、やはり糖尿病のお薬だとかいうことで聞いています。それからやっぱり心臓の方のお薬ももらっていらっしゃる方もやはりなかなか行けないというふうにも聞いております。ただどういうふうな形で、本当に要は半分に減らしてという形で飲んでおられるということによっておられましたので、実際に本当に命を削るという形での今回の値上げということだというふうに思います。

やっぱり社会保障というの、責任を国から個人に押しつけることになるということなんです。医療でも年金でも個人の責任で解決しろというのであれば、本当に社会保険なんかは要らないということではないでしょうか。また9人が損をして、もう1人の命を救えるからこそ社会保険の意味があるというふうに考えているわけですけど、そのところはどうかというふうにお考えなのか反対にお聞きしたいなというふうに思います。

そして実際にお金のないお年寄りがこういう形で本当に医者に行けてないという状態があるわけですけども、これがどういう方々なのかということでは言われてるわけですけども、確かに生活保護を申請されてる方もあります、私の知ってる中で。ただ生活保護をいろんな事情でなかなか申請ができない、親戚とかそういったことの事情がありますけれども、それとやはり家を持っていたりとかしますと、やはりすぐには生活保護の申請にはならない、なかなか家が自分の持ち家であろうとも、その家を処分するまでは生活保護の対象にはならないですよということがやはり町の方では言われるというふうなものもありますし、また実際にはその家をすぐに処分できるようないまの経済状態ではないですから、売りに出してもなかなか売り手が見つからない、買い手が見つからないというのが実情でございますので、そういうこと

からも実際には生活保護以下の生活をされてるのではないかと思うような人が生活保護の申請がしておられないということが実際にはございます。そういうことに対しましても、やはり生活保護という救済の方法ではなくても、やはり医療費をいま以上に改悪をさせないということでの救済をしてほしいというふうに思っております。

一つ忘れまして、すいません。健康保険の本人の負担が2割から3割に引き上げるということなんですけど、もともと健康保険の会計は、いま大きな組合健保の方もありますし、社会保険の方もあるわけなんですけども、もともとは大分黒字がずっと続いてきてたわけですね。それがやはり老人医療費に対しての拠出金の問題であるとか、やっぱりそれも国の方の援助が減ってきてるとか、いろんな問題でやはり保険の会計が随分圧迫されてきてるという中でこういう形が出てきてると。やはり公正ということであれば、本来は先ほど言われたように3割に横並びにするのではなくて2割に横並びにしてほしかったというふうには思います。

**議長** ほかにありませんか。 13番議員！

**13番議員** 2回目、1点だけ。先ほど糖尿の薬と言われましたね、20日間を1カ月に、これ20日間を1カ月に延ばして、糖尿の薬でね、自己負担金がどのぐらいになるんですか。

**議長** はい、3番議員！

**3番議員** 存じておりません。

**議長** 質疑をこれにて打ち切ります。質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。  
13番議員！

**13番議員** 何でも払う方が安くてするのが一番いいわけでございます。年寄りの方も負担しないでただで診てもらえる、これが一番いいわけでございます。小泉首相はですね、この前の7月の参議院選では構造改革、財政改革を挙げて、面と向かって参議院選挙を戦われたわけでございます。そこで大勝された。当然こういうことになるだろうということは国民も承知の上で投票行為を僕は行われたんじゃないかなと、こういう具合に思っております。当然これは国会ではいろんな議論になり、また修正も行われ、これは一応骨子が出されただけじゃないかと思うんです。だからそれは国会でいろんな議論が行われ、するであろう、そういうところへあやふやな文書をですね、4割も減っているとか、それが歯医者さん、歯医者さんなら歯医者さんを書いてたらいいいわけです、そういうのがあると。20日間の薬を1カ月に延ばして飲んで、糖尿であると。糖尿の薬ね、1カ月分、10日分延ばして、自分の負担金ですよ、自分の負担金何ぼになんのか。そういうところもね、はっきり書いてこれだけになりますと、国へ意見を申すんですからね、そのぐらいのことはやっぱりきちっと言わな

きやならないんじゃないかと、そういう具合に思うわけでございます。

お金のないお年寄りということでね、僕はこれも問題あると思うんです。お金はないんだと、家や屋敷はあるんだけど、年寄りだけ住んどってね、このごろ、僕とこ大塚でも僕も調べてみたらね、旧村60軒しかないんです。そのうち17軒、年寄り1人か2人なんです。そこの財産内容はわかりませんよ、金の面とかそんなんわかりません、そういう人らが住んでおられることは事実なんです。家は全部持ち家を持っておられる、こういう人がね、もし本当にお金がなしで財産があつてね、家屋敷があつて、そして金がないという場合についてどういう施策をとったらいいか、これはやっぱり町として考えんな、この問題とは別の問題としてね、僕はそれを金に変える方法でその人らの生活をどうにかする方法は、これは町として新たな施策として考える必要が僕は十分に、これからこれだけ各地域でね、そういうの出てきますとね、考えていかななくてはならない問題だと思います。それとこの医療費の問題とは別個だと、そうしないとね、こういう理論に基づいて非常に財産があんのに逃れると。これはほかの保険制度の中でもあるわけなんです。たとえて言うたら、皆年間所得だけで課税やってきていると、そしたら大きな財産あんのに減免措置を受けてるといようなとこ、本当にアパートに入ってほんまに財産もないというんじゃないしに、そういうような矛盾がいろいろ出てくるわけなんです。だからそれを一からげでこういう理論でやりますとね、非常におかしな方向になっていくと。

それと先ほど3割の分につきましては、僕は全部3割にしたらいいと思うんです。2割の人がいたことがおかしいんであって、全部みんな平等に負担すればいいと。そして高額医療という制度があるんですからね、一定額以上の高額医療を受けた場合には、それで還付していくという制度があるんですからそれでいいと。ただこういう制度の改革は、やはりやむにやまれん形で僕は出てきてると思うんです。若い者が辛抱できない、国でやればいいじゃないか、国も結局国民の金を税金として取った分でやるわけなんです。いま30兆円の国債、国債枠を30兆円に抑えると、そしたらこの枠を35兆円にしたらいいのかと。結局ツケを子孫の代に回していくだけになるわけなんです。その議論も当然国会の方でやられることだと思いますのでね、ひとつこの辺を考えて私は、別にこんなものは出す必要はないということに反対します。

**議 長** 5番議員！

**5番議員** まず最初にですね、山本議員の反対のベースになっているのが、医療の公共性あるいは倫理観といいますか、哲学観といいますか、そういう部分で全く理解されていないと思

います。これは医療は直接命とかかわる問題でありますから、憲法で最低限文化的な生活、そして健康と命保障されているんですね。だからこれはどのような状況があろうとも救済をしていくのが当然であります。そしてこのような中での保険制度は、先ほど片岡議員が言ったように大勢の人の中で支えていくという形で、いま医療の保険がなされているわけなんですけれども、これほどまでの自己負担増、保険料合わせまして、窓口負担の負担増などについては、本当に保険制度を破壊するものであるというふうにいま各いろんなところからも指摘をされているところなんですね。そういう点で根本的な制度の改悪するほどの負担増になるということをひとつ認識をしていただきたいというふうに思います。

それからですね、財政的な部分でいえばですね、やはりこれも医療保険などに、国保でも老健でもですね、国の方の負担があるわけですが、先ほども指摘しましたように、町村会の方でも老健について国庫負担をもっとたくさん引き上げてほしいというふうに要望しておられるわけなんですけれども、なぜこれができないのかですね、これは私たち一般市民の責任ではないんです。広陵町の責任でもありません。国の税金の使い方が悪かった、そういう結果の中でですね、これだけの財政破綻を招いてきている、そういう中でその国の政治のやり方のツケをですね、住民に回していくということは許される問題ではありません。

構造改革の中身、今回小泉総理が構造改革をするという当選されたのは承知しておりますが、だれがですね、小泉総理、来年度からこうやって具体的に3割に値上げしますよ、あるいは老人医療費を70から75歳に値上げしますよって、構造改革の中身を言って当選したんじゃないんですね。構造改革という外枠だけしか言わないで、住民に何も知らせずに、言い方悪くいえばだまして当選したことになります。だからこのような中身についてはですね、いまいろんな新聞紙上、赤旗新聞だけでなく一般新聞あるいはテレビ、ラジオでも大変この医療費の高騰については憂いているところなんですね。きのうもある福祉施設に行きましたけれども、また医療費がこんだけ改悪されたら私のとこの施設に来る人も大変になって減るんじゃないかというふうに心配されておりました。そういう問題なんです。

それからですね、共産党の方は一貫してですね、国の財政について使い道が逆さまだと、公共事業6割、50兆、そして福祉の方については20兆でしたか、ということではほかのヨーロッパ、アメリカに比べましたら福祉重視をした税金の使い方になっていないということは一貫して主張しており、そろそろですね、ほかの議員さんも中身ご理解していただきたいなというふうに思っているところです。

それからですね、先ほど糖尿病で薬飲まなかったら減らしたら命にかかわるとかいろいろ

なことも言っておられたわけなんですけれども、たとえばお名前の方は知らないんですけれども、奈良市の方でもね、この間介護保険になりまして、ヘルパーさんの費用が負担増大になった中で、本当にトイレ行くのを我慢してですね、ヘルパーさんに来てもらえないからトイレへ行くのを我慢して、そして医者にもよう行かないでですね、ヘルパーさん呼ぶお金とか医者代とかありますから、我慢して尿毒症になって亡くなった方が身近におられるわけなんです。全国的にもっとつぶさに調べていったらかなりの方がこういう辛い思いをして医療費負担あるいは介護保険等々のいろいろな公共料金の負担の中で命を落とされているという実態があることをやはり認識をしていただきたいと思います。

そういう中でですね、私の方は本当に豊かな人にとって救済せよというわけでもないんですけれども、ただこの医療の高騰の中でですね。私は直接聞いたんですよ、奈良県の場合は、実例は、新聞で読んだんじゃないからね。実際お世話に行った方から大変辛い涙ながらに聞いた話であります。

それとですね、本当に緊急の救済というのは前も言いましたように、本当に必要なんですね。本当お金がなければ命の切れ目というのは、新聞紙上でもよく使われる言葉になりました、使いたくない言葉なんですけれども。そして国保の運営協議会の中でも、あるお医者さんが医療制度について改正ということで町の方で資料出してくれはったじゃないですか、それについて何で改正なんだと、改悪なんじゃないかということで厳しく指摘をされていた、こういう一般的にやっぱり改悪というのは当たり前前の観点であります。山本議員独自の考え方の中で、具体的にはおっしゃらなかったわけなんですけれども、家屋敷、財産がある人については、また別個に別問題で考えなあかんということなんです、ただやっぱり企業でも運転資金が要りますね、家屋敷あったとしても食べるお金、医者に行くお金は手元になかったら、動かすお金がなかったらどうにもなりません。これは一貫してる、医療の制度と一環した問題なんです。ですからその辺のところのご理解も示していただきたいし、それから財産のとらえ方も大変重要な問題になってくるんですね、そこまで議論すると。同じ収入、ずっと何十年もらってきて、もう本当に儉約して財産ある人の財産は、また差し押さえでもして使うとか、そういう多分考え方なんでしょうけど、そうしますと、ほんたら散財しといった方がいいじゃないかと、財産を残さない方がいいじゃないかと、またいろんな多々、いろんな角度から議論が出てくる問題でして、これはいまの時期に合った議論ではないように思います。以上いろんな角度の中から、いま一番求められているのは大変不況の中で、そして生活苦に悩んで苦しんでおられる方が本当にたくさん増えている中で、これ以上の医療費負

担増によって命を落とす人をつくってはいけない、こういう憲法に基づいた、そして人間としての良心、倫理観に基づいて大いに賛成していただきたいということを訴えたいと思います。

議 長 以上で討論を打ち切ります。

本案について反対者がありますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 はい、起立少数であります。よって本案は否決されました。

しばらく休憩します。

(P.M. 2 : 5 0 休憩)

(P.M. 3 : 0 5 再開)

議 長 再開いたします。

議 長 次に日程6番、議員提出議案第11号、地方交付税の安定的確保を求める意見書については、笹井君から提出され所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

意見書の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 笹井君！

11番議員 地方交付税の安定的確保を求める意見書。

地方交付税は、いわば国が地方に代わって徴収する地方税としての性格を有する地方公共団体の固有の財源であるとともに、地方税と並んで極めて重要な一般財源であり、地方行政の円滑な運営を保障し、かつ地方公共団体間の財政力格差を是正する財政調整機能を有するものである。

総務省の来年度予算概算要求で、地方交付税の扱いは概算要求基準のとおり、来年度見込額の19.5兆円を削減せず仮置きとなりました。しかし、各省庁の概算要求の総額は見込額との比較で1.7兆円の削減に止まり、小泉首相の3.3兆円削減の指示から見ると残り1.6兆円を地方交付税等で削られることとなります。

大変な不況の中、地方財政も逼迫しています。よって、国におかれては積極的な行財政改革の努力を重ねている地方公共団体が分権時代に即した行財政運営を行えるよう、地方一般財源である地方交付税について、これ以上の削減をせず、地方交付税率の引き上げ等恒久的な措置により、地方交付税の安定的な確保を図っていただきますよう強く要望します。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5 番議員！

5 番議員 簡単に賛成の討論をさせていただきたいと思います。

国の誘導施策の中で地方自治体も本当に莫大な借金を抱えているのが現状であります。その上、今度は地方交付税削減ということになりますと、地方自治体の命綱をカットするような大変な問題になるわけではありますが、これにつきましてはいろいろな部分でですね、今回町村自治確立全国大会でも特別決議をしていることをご紹介をさせていただきました。議会、そして理事者がこのように力を合わせてですね、町政の向上に向けて中央政府の方に物を進言していくことは大変重要なことであり、素晴らしいことだと認識しております。さらに住民を巻き込んで、大きな運動に発展していけばもっともっと大きな力でこのような要望の中身が実現することをつけ加えまして賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第 1 1 号は原案どおり可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第 1 1 号は原案どおり可決されました。

議 長 次に日程 7 番、議員提出議案第 1 2 号、道路特定財源堅持に関する決議については、・谷君から提出され所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

意見書の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 ・谷君！

6 番議員 道路特定財源堅持に関する決議。

道路の整備推進状況は、地方行政においてまちづくりのバロメーターと評される一方、国土の均衡ある発展と豊かな生活の実現に欠かすことができない最も基本的な社会資本である。

また社会全体において、高齢化、少子化が進展している中、活力ある地域づくり、まちづくりを推進し、21世紀の社会基盤を計画的に実現させるためにも、さらには深刻化する環境問題に対処し、その改善を図るためにも道路の整備はより一層重要になっている。

しかしながら、本町の道路の整備状況は、住民生活や経済活動に支障を来すなど依然として低い水準にある。

このため良好な生活環境の創造、安全で安心できる道路整備の促進が重要であり、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 1、地方の道路整備について、立ち遅れている整備がさらに遅れることのないよう、必要な財源措置を講じること。
- 2、活力ある地域づくり推進のため、特に地方部における高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備をより一層促進すること。
- 3、平成14年度予算において道路特定財源の用途を拡大することなく、道路特定財源など現行制度を堅持すること。
- 4、地方の道路財源を確保するとともに地方財政対策の充実を図ること。
- 5、道路沿道の大気汚染や騒音、地球温暖化問題に対処するため、道路環境対策を一層充実させること。

以上、決議する。

議員諸氏のご賛同をお願いいたします。ありがとうございました。

**議長** これより本案について質疑に入ります。 4番議員！

**4番議員** 広陵町に関係する問題ですので、たとえば12年度の決算書で広陵町で使ってる道路財源というのは、百済、赤部に3,900万、町道新設改良に5,400万、笠・ハリサキ線9,300万というのが道路橋梁新設改良費にかかわる予算なわけですね。それともう一つ2やから、あと道路橋梁維持促進費がありますけども、これはですね、街路管理、これは関係ないな。道路台帳、舗装擁壁水路工事などにですね、7,000万を使ってるわけなんですね。これについてですね、特定財源が、いわゆる国の特定財源が広陵町に入っているというのはある、一般会計からの補助金及びそれに関連するもの、あるいは起債、あとは起債というように理解しているわけなんですけれども、これはちょっと専門的ですので理事者の方にちょっと聞きたいというふうに思いますので、その点でまず確認だけしときたいというふうに思うんです。いわゆる特定財源が広陵町でこの道路財源の中で使われているのかどうか。私の理解してるところでは、国の一般会計及び起債と町の一般会計というように理解していたのですけれども、それをまず確認しておきたいと思うんです。

**議長** ただいまの質疑に対し。(4番議員「理事者で結構です、専門的ですので。’)  
都市整備部長！お願いします。

**都市整備部長** 特定財源のいまの件なんです、一応自動車の購入したときの取得税、また車検のたびの重量税、地方道路税という形で揮発油税、軽油税の引取関係の税金とガス等も含めた形で12年度財源入ってきておると、その金額か何か。そういう形で入ってきておる分あります。(4番議員「それはそれで確認したのでそれで結構です。」)

**議長** 質疑はこれにて打ち切ります。

討論に入ります。討論ありませんか。 4番議員!

**4番議員** 広陵町の財源の問題でいえば、特定財源とそれでないものがあるわけですが、総事業費でいえば4億強になってるわけですね。いわゆる道路橋梁費でいえば4億8,500万、そして道路橋梁維持費で1億1,900万というようになっています。先ほどの合計金額で約1億円というようになるわけですが、このうち特定財源の内訳というのは、さらに少なくなるというように思うんです。そういう中で奈良県の道路の現状はですね、奈良県の道路の現状は全国で最低位にあるということは承知しております。整備率で全国44番目、改良率では全国43番目です。しかしこの問題の裏にはですね、一般会計から、各地方自治体の一般会計から使う金の問題が隠されています。というのも京奈和自動車道、これはですね、200キロの道をつくるのにですね、結局はこのお金を使っているということがあります。奈良県の高規格道路でいえば、いわゆる京奈和道、それから地域高規格道路、第二阪奈、五條新宮道路、中和東幹線、南阪奈道路、こういうものが挙げられます。また地域高規格道路の候補地として、中和西幹線、東海南海連絡道などが挙げられているわけですが、これらに伴うのに、結局は地元負担はいわゆる3割の負担を強いられるということがあります。この中でですね、地元負担が全体で9,000億円あると、これを本当にこのような予算を一般道に使うならばですね、この問題、いわゆる奈良県の抱えている問題というのは即座に解決する予算であります。特に舗装は整備率が20%というように言われています。いわゆる簡易舗装が中心でですね、5センチの厚みのものがあってですね、結局いわゆるダンプやその他のものが通るとですね、何度か通ると修繕しなきゃならないと、こういうような状況であります。こういう問題を本当に、いわゆる高規格道路に優先するのではなく、地元負担の3割を有効に使えばさらに十分になります。広陵町では高規格道路というのは中和幹線の部分というのは入ってこない、いまの広陵町内の分は入ってこないわけですからないということになりますので、現実問題としては広陵町の道路整備の問題というのは一般会計及び努力していただいている中身としてですね、順次やっていただくことが可能だというように思います。そういう、まず前提の問題を指摘させていただきたいと思います。

それからですね、ここにきょうの読売新聞があるんですけども、いわゆる国土交通省がですね、日本道路公団など六つの特殊法人の民営化案を説明し、2年程度で債務を圧縮して民営化するとした本州四国連絡橋公団についてはですね、現在3兆8,000億円もある債務の圧縮に二、三兆円の公的資金の投入が必要というように見解を出したわけです。これはいわゆる小泉内閣の行政担当相はですね、改革行程表と矛盾することであり、到底受け入れられない案だというように批判しているわけなんです。これは自民党の内部の矛盾として、このいま出されている問題というのは深刻な問題になっていると思うんです。現在、先ほど山本議員もですね、小泉首相がですね、参議院選挙を全面的に打って出てですね、こういう問題についての内容を出してるわけなんです。これもいわゆる特定財源の関連する一つなわけですから、こういう問題についてですね、先ほど山本議員が堂々とですね、小泉首相が正面切って構造改革の案を出して、それを国民が受け入れたとっているその舌が渴かない先にですね、このような構造改革にかかわる問題の批判側の、いわゆる守旧派ですか、守旧派の考えとしてこのような意見書を出されている、これは一体どういうように議会議員としてですね、論理的な矛盾、先ほどの話と関連してる問題なんですから、なぜこのような形で矛盾を堂々と提案し押し切ろうとするのか。私はこういう問題というのは、先ほど出ている問題からいけば弱い福祉やその他については堂々と小泉内閣の弱者切り捨ての政策を後押し、こういう公共事業についての小泉首相がいわゆる構造改革の筆頭に挙げ、特定財源についての修正をしようとしているものに対しては真っ向から反対する、そしてこの議会の中で意見書を出してくる、こういう姿が浮き彫りになってくるというふうに思うんです。私は本質は結局は広陵町民の生活保護水準に並ぶような家庭でも、生活保護水準、生活保護もらえない方々についてのいたわりの心というのはそういうところから出てこない、一方では公共事業についてのこのような矛盾の大きな問題については堂々と小泉首相に反旗を翻す、こういう指摘についてはですね、私は真摯に受け止めていただきたいというふうに思うんです。

それとこの特定財源の問題でいえばですね、結局は皆さん方もご存じのように、結局公共工事先にありき、いわゆる全国の交通整備5カ年計画の需要見通しというのは、現在に至ってはですね、もう莫大なそのいわゆる数字が合わない、要は必要でないようなところについても交通量を水増しして必要だというような、そういう前提を立てた中からいま動いている状態であります。こういう問題もやはり公共投資の切り替えを行う、たとえば公共投資の中でも道路についてはですね、1980年代でいえば、いわゆるこの経済効果というのは一定ありました。しかし1990年代に入って公共事業、特に道路の問題でいえば、いわゆる経

済的効果というのは、もうむしろなくなっている、こういう実態はこの十数年間の間にですね、明らかにされているわけなんです。こういう問題もその中の裏にあります。

また今年度の予算でいいますとですね、道路関係予算は一般会計でいえばですよ、2兆4,768億円なんです。これに道路整備特別会計の直入分、これがいわゆる特定財源の分が入ってくる分ですけれども3兆7,077億円、そしてここに地方の道路予算6兆3,619億円入る、この他には財政投融资の分がさらに余分に入ってくる、こういうような構成になっていてですね、総道路投資額はですね、1兆8,866億円になるんですね。こういう形でいわゆる公共工事を確保すること自体が自民党の基盤になっている、いわゆる下支えの基盤になっている、こういうところの実態をまず指摘しておきたいというふうに思うんです。

それからですね、何といたってもやっぱりこの問題は今年度予算ですけれども、幹線国道予算の国費は前年度より1%の増であるのに対して有料道路に対する国費は14%増えてるんです。そしてまたその中でも本州四国連絡橋公団についてはね、2.5倍の有料道路の事業規模を確保して最優先しようとしているわけなんです。こういうふうなところの問題というのは、やっぱりいまの公共工事の転換、いわゆるアメリカでもそうですし、ヨーロッパ、イギリスやドイツ、その他でもそうですけれども、結局は社会的資本の中でもですね、社会福祉関係については日本は20兆円、そして公共投資については50兆円、アメリカ、ヨーロッパの先進国ではですね、これが大幅に逆転になってるんです。こういうところの部分を見直していくことがいまの日本の財源をどのように見るのかということに、今後の国の施策にかかわる問題だというように日本共産党は指摘を再三しています。そうしてそういう流れの中であって、なお地方においてこういうような特定財源確保のための意見書が出てくる、先ほどいった問題であります。こういうふうな問題というのは、私たちはやっぱりいま改めていく問題というのは、地方自治体の議員として合併問題についても本当に町民がプラスになるような施策としてやっていくんだと、こういうことが必要であるにかかわらず、自民党が広陵町民や地方自治体をいじめている元凶、張本人であるのにですね、みずからその問題については指摘できない、こういう矛盾について私は地方自治体の議員としてですね、この中ですね、議論を大いにして、そしてそれをやはり改善させていく、こういうような流れをつくっていく必要があると思うんです。こういうこと自体が、いま意見書が出てる問題として議論をしているわけなんですから、この問題について本当にいま議員諸公がですね、どのような全体の流れの中からこんな意見書が出てきたのか、自民党の道路族と言われる方々から押しつけられて、いまそれに呼応しているわけなんですから、そういう点をきっぱりと

切っていただいて、そして福祉が優先されるようなそういう予算の転換を図っていく、こういう道筋を切り開いていただきたいというように思います。そういう形で指摘しておきたいと思います。

それから私たちはこの問題については再三言っていますけれども、生活道路優先については何らその重要性について変わっていない、一般会計においてもその問題についてきっちりとして広陵町においてもですね、生活道路の優先されるべきところについては当然予算を持って改善に当たるべきだということも指摘しておきたいと思います。反対です。

**議 長** ほかに討論ありませんか。 13番議員！

**13番議員** 反対者がありますので賛成の立場から討論させていただきます。

寺前議員、熱弁を振るっていただきまして、寺前議員は産業経済の委員でございます。ここでいろいろ議論をしてこの案は・谷委員長から出されたと、議論をしなかったわけなんです。これだけの意見があれば、当然そこで提案されてもっと議論すべきもんだと。（4番議員「委員会終わってから……。」）委員会終わってから委員が集まってこういうものがあると、そこで全く議論をしないでここでこれだけの討論やられると、非常にもうちょっと考えて物事をやっていただいた方がいいんじゃないかなと、私はそう思うわけでございます。

その次に自民党は共産党と違います。いろんな意見の方が寄っておられます。右から左までいろんな者が寄って自民党でございます。共産党のように志位さんが言えば右へ倣えというこういう政党ではございません。いろいろな意見、反対者もありや賛成者もあって、そしてその力が合わさって一つのものができるようになっていくというのが自民党でございます。

それで特定財源の問題に入るわけでございますけれども、これは道路、当然これはご承知のとおりこの中で一番大きいのは揮発油税、これが46円何ぼでしたかね、あと特別地方のやつが6円何ぼで53円80銭ですか、これがガソリン1リッターに対してかかっております。そして先ほど申されました新車のときの取得税、それと重量税が中心になってなっておりますということで、ほとんど車の方から取ってる税金なんです。それを当然車を通りやすい道をつくらうということで特定財源としてなされるということでございます。そやからこのときにガソリンが倍になったと思うんです。たしか50円ぐらいで売ってたものが100円に一気に上がったと思うんです。それでいままでやってこられた。ただ慢性化して使い道がちょっとおかしなと車もまたあまり通ってないようなところに高速道路つけたりというような面はあったかと思えます。そういう面について、使い道についてはやはりいろいろ検討してもらわなくてはならない。しかしやはり道路の特定財源は道路の特定財源として、そういう

負担者の方に還元していくと、だから非常に都市部では公害問題も出ておる、それで地方でもこういう取付道路の問題もまだたくさん残っておるということで、私はもうしばらくはやっぱりそういう方に使っていただきたいと、そういう具合に思うわけでございますので、ひとつこの案によろしく皆様の賛成をお願いいたしたいと思います。

**議 長** 5番議員！議案に対する完璧で短縮してお願いします。

**5番議員** 反対の立場で討論をいたします。

まず最初にですね、委員会での云々ということでございましたが、私は委員会に入っておりませんからわかりませんが、やはり議論をできる時間は委員会においても、また本会議においても十分にとっていただきたいというふうにまずお願いをしておきたいと思います。

それからですね、自民党は右から左からいろいろな意見が寄り集まっているから自民党なんだということなんですけれども、政党政治の根幹、政党をつくっていくという基本の考え方は、思想あるいは施策を一にする者が集まってつくるのが政党なんです。だからその施策について、あるいは考え、根本にある思想について、そこを信頼していろいろ投票判断するわけですから、いろんな考えがあったらその政党は、じゃ道路について何を考えてるのかわからない、判断できないということになりますので、政党のあり方としては大変おかしいあり方であると言わざるを得ません。

それからですね、共産党の方は一般財源化して、それで奈良県でしたら大変道路、生活道路の部分について遅れているという部分については大いに一般財源の中から優先して生活道路の改修をしていただくことを一緒になってお願いしていくのが全体の枠の中から見てですね、正しい正確な位置づけの中での改善が、財政的な面も含めてですね、改善がなされるであろうということ、あるいはまた公害問題についてもですね、幅広く一般財源の中から広い視野で対応していくということがいま求められている時代ですから、そういう点で一般財源での道路改修についての提案をしているところであります。以上の点で反対をさせていただきます。

**議 長** ほかにありませんか。

(なしの声あり)

**議 長** 本案について反対者がおりますので起立により採決いたします。

本案を原案どおり決議することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議 長** 起立多数であります。よって本案は決議されました。

議 長 次に日程8番、議員提出議案第13号、少年の非行防止及び健全育成に関する決議については、笹井君から提出され所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

意見書の朗読をさせます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案趣旨の説明をお願いします。 笹井君！

11番議員 少年の非行防止及び健全育成に関する決議。

新しい世紀を迎え、国際化と科学技術の進歩が急速に進展する中であって、日本の将来を託すべき少年が心身ともに健やかに成長することはすべての国民の願いである。

しかしながら、近年の当県下における少年非行情勢は、犯罪を犯して検挙補導された少年が平成10年以降3年連続して1,300人を超える高い水準で推移しており、本年はこれをさらに上回る様相を呈している。

また飲酒や喫煙、怠学や深夜徘徊といったいわば重大な非行の前兆段階とも考えられる不良行為によって補導された少年は年間9,000人から1万人に達している。他方、児童虐待が深刻な社会問題になっているほか、児童買春・児童ポルノといった少年の福祉を害する犯罪や性の逸脱行為も依然として後を絶たない状況にある。

このように少年非行の問題が深刻化している背景には、少年自身、規範意識の希薄化のほか、性や暴力に関する有害情報のはんらん、問題行動を助長する各種業態の出現等、少年を取り巻く社会環境の悪化に加えて、家庭、地域、社会の教育力の低下等、大人の側の問題も決して少なくない。

よって本町議会は、かかる少年問題の現実を直視し、警察をはじめ教育委員会などの関係機関及び住民の理解と協力のもとに少年の非行防止と健全育成に率先して取り組み、もって非行のない明るく安心な社会の実現のため総力を挙げて努力する。

以上、決議する。

議員皆さんの賛同をよろしくお願いいたしまして終わります。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

5番議員！賛成討論ですか。

5番議員 賛成の立場で討論をいたします。

基本的にいま議会の方がこの少年問題について幅広く協力し、取り組んでいくことについ

ては大いに賛成するところでありますが、このような社会、非行問題について幅広い観点で教育の観点、また社会のあり方の問題等々幅広く考えていかなければならないと思います。そういう点で、今後とも議会の中で幅広い角度でこのような青少年の健全育成について議論されることを期待しておきます。

それとあと一つは、広陵町におきましてもいろいろなそういう実態がですね、非行の実態等が把握は私たちはしにくい状態にあるわけなんですけれども、プライバシーの問題とか成長の微妙な一面の問題がありますので、いろいろ実態の出し方については工夫を必要といたしますが、ぜひそういう部分についても一定のですね、実態報告もしていただきながら今後とも一層努力をしていきたいと思っております。

**議 長** 以上で討論を打ち切り採決いたします。

議員提出議案第13号は原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**議 長** ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第13号は原案どおり決議されました。

**議 長** 以上で本日の議事日程並びに本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしましたので会議を閉じます。

平成13年第3回定例会をこれにて閉会いたします。

(P.M. 3 : 40 閉会)

